

令和4年度「建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会」

日 時： 令和4年9月7日（水）15:00～17:00

場 所： さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室

議 事 次 第

司 会： 関東地方整備局企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨 拶

- 関東地方整備局長
- 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会長

3. 情 報 提 供

- ◇ 関東地方整備局の取組
- ◇ 建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況

4. 意 見 交 換

- ◇ 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 要望と提案
 - I. 担い手確保・育成のための環境整備
 - II. 技術力による選定
 - III. 品質の確保・向上
 - IV. 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」
- ◇ 自由討議

5. 閉 会

配布資料一覧

1) 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 配布資料

- ・建設コンサルタンツ協会 関東支部の活動状況
- ・令和4年度 地方ブロック意見交換会 建設コンサルタントの要望と提案
- ・令和4年度 地方ブロック意見交換会「要望と提案」及び【調査資料集】概要版
- ・令和4年度 地方ブロック意見交換会「要望と提案」【調査資料集】
- ・調査資料集別冊資料__DX 検討報告書 (テーマ1)
- ・調査資料集別冊資料__DX 検討報告書 (テーマ2)
- ・調査資料集別冊資料__DX 検討報告書 (テーマ3)
- ・調査資料集別冊資料__DX 検討報告書 (テーマ4)
- ・令和4年度 建設コンサルタント白書
- ・リーフレット (3種類)
- ・グローバル関東 vol.15【特集】今、おもしろい土木
- ・パンフレット (2種類)

2) 関東地方整備局 配布資料

- ・関東地方整備局の取組について 資料－1
- ・関東地方整備局 回答 資料－2
(参考資料あり)
- ・都県政令市 回答 資料－3
- ・関東地方整備局 前年度意見要望への対応状況 資料－4

令和4年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会
出席者名簿

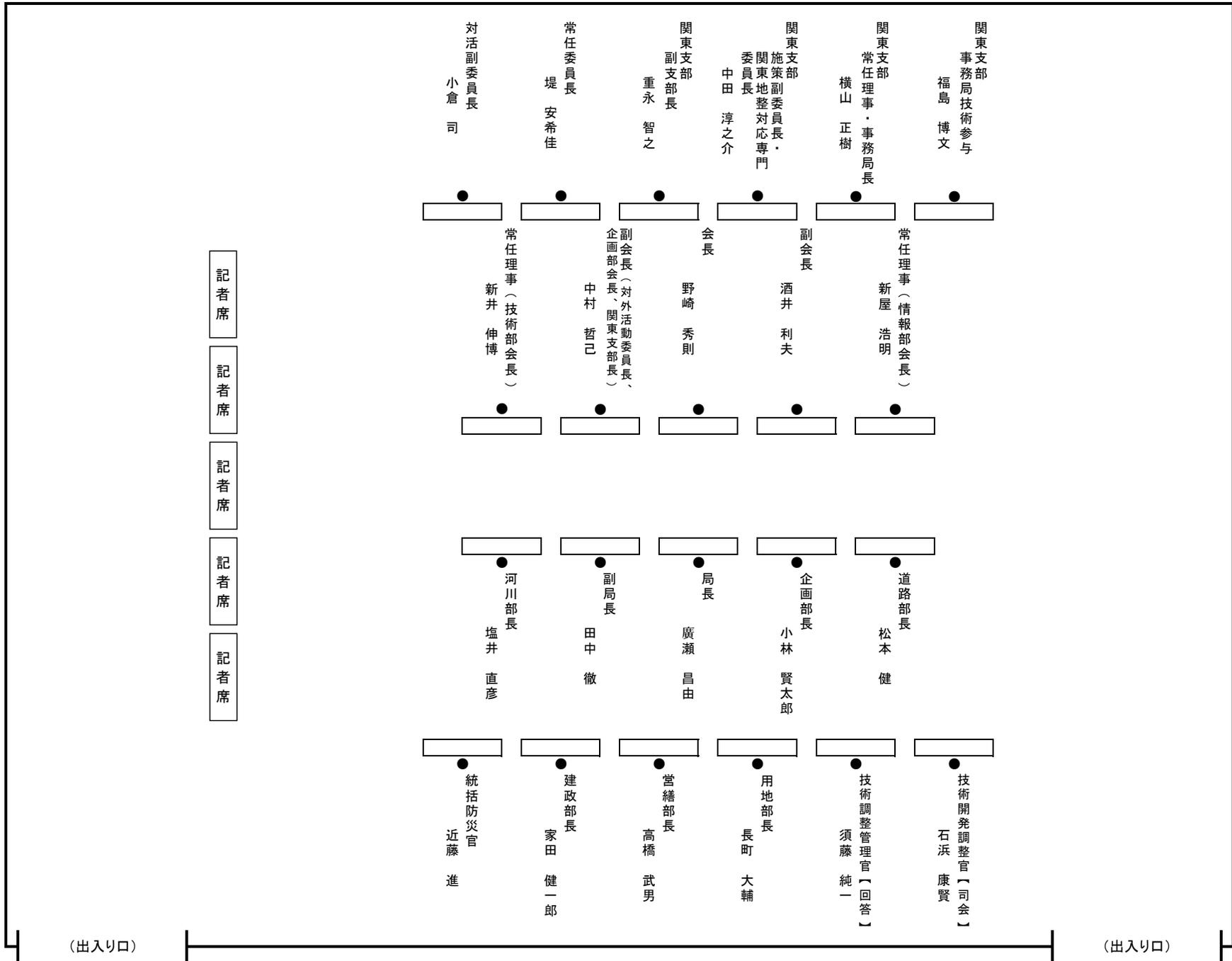
■一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	
(本 部)	
会長	野崎 秀則
副会長 (対外活動委員長、企画部会長、関東支部長)	中村 哲己
副会長	酒井 利夫
※ 常任理事 (総務部会長)	永冶 泰司
常任理事 (技術部会長)	新井 伸博
常任理事 (情報部会長)	新屋 浩明
※ 常任理事 (資格・CPD部会長)	高橋 努
※ 常任理事 (九州支部長)	田中 清
常任委員長	堤 安希佳
対話副委員長	小倉 司
※ 参与・企画部長	加本 実
※ 業務部長	小幡 宏
※ 企画部次長	山中 直人
(関 東 支 部)	
副支部長	重永 智之
※ 支部理事 (企画部会長)	木原 一行
※ 支部理事 (総務部会長)	濱田 忠
※ 支部理事 (企画副部会長)	加藤 雅彦
※ 支部理事 (総務副部会長)	保崎 康夫
※ 支部理事 (技術副部会長)	川村栄一郎
※ 施策副委員長・技術委員長	森藤 敏一
施策副委員長・関東地整対応専門委員長	中田淳之介
※ 施策委員 (自治体対応専門委員長)	河村 成人
※ 施策委員 (市場調査委員長)	志関 宏信
※ 関東地整対応専門副委員長	福島 基
支部常任理事・事務局長	横山 正樹
※ 事務局技術参与	高松 治
事務局技術参与	福島 博文

■都県政令市	
※ 茨城県 土木部 次長	羽成 英臣
※ 栃木県 県土整備部 次長	林 真
※ 群馬県 県土整備部 技監	宮前 勝美
※ 埼玉県 県土整備部副部長	山科 昭宏
※ 千葉県 県土整備部長	池口 正晃
※ 東京都 建設局 総務部 技術管理課 課長代理	高津 一徳
※ 神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課 副課長	渡辺 高之
※ 山梨県 県土整備部 総括技術審査監	舟窪 弘
※ 長野県 建設政策課 技術管理室 主任専門指導員	増澤 邦彦
※ 横浜市 財政局公共施設・事業調整課担当課長	井深 美江
※ 川崎市 建設緑政局 総務部 技術監理課長	星野 司
※ 千葉市 建設局 土木部 技術管理課 課長	谷口 誠太郎
※ さいたま市 建設局 参事兼技術管理課長	齋藤 佳孝
※ 相模原市 都市建設局長	山口 正勝
■関東地方整備局	
局 長	廣瀬 昌由
※ 副局長	石橋 洋信
副局長	田中 徹
統括防災官	近藤 達
企画部長	小林 賢太郎
建政部長	家田 健一郎
河川部長	塩井 直彦
道路部長	松本 健
※ 港湾空港部長	森橋 真
営繕部長	高橋 武男
用地部長	長町 大輔
技術調整管理官	須藤 純一
技術開発調整官	石浜 康賢
※ 工事品質調整官	八木 昭稔
※ 建設産業調整官	堀井 英則
※ 水理水文分析官	小宮 秀樹
※ 道路情報管理官	丸山 昌宏

(※はweb会議による出席)

令和4年度 建設コンサルタント協会との意見交換会 配席図

令和4年9月7日(水) 15:00~17:00 於:さいたま新都心合同庁舎2号館 14階 災害対策本部室



令和4年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会（進行表）

令和4年9月7日(水) 15:00～17:00 場所:さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室

時間	内容		発言者	配付資料
《開会》				
15:00	開会		(司会:石浜技術開発調整官)	
～ 15:10 (10分)	挨拶	関東地方整備局 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	関東地整 廣瀬局長 協会 野崎会長	
15:10 ～ 15:10 (分)	出席者紹介	※資料確認含む		出席者一覧
《情報提供》				
15:10 ～ 15:15 (5分)	関東地方整備局の取組			
		関東地方整備局の取組について	企画部 後閑技術管理課長	資料-1
15:15 ～ 15:20 (5分)	建設コンサルタンツ協会関東支部の活動状況			
		実務者懇談会、実務者WGの検討内容について	協会関東支部 重永副支部長	関東支部の活動状況
《意見交換》				
15:20 ～ 15:45 (25分)	I. 担い手確保・育成のための環境整備 (1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化 (2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善 (3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備 (4)人材確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備		協会提案説明者:中村(副会長対活委員長) 回答者:(1)須藤技術調整管理官 (2)須藤技術調整管理官 栃木県、神奈川県 (3)須藤技術調整管理官 (4)須藤技術調整管理官	建設コンサルタントの要望と提案 資料-2(参考資料あり) 資料-3 資料-4
15:45 ～ 16:00 (15分)	II. 技術力による選定 (1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善 (2)(地方自治体)発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進) (3)(国・地方自治体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成		協会提案説明者:中村副会長(対活委員長) 回答者:(1)須藤技術調整管理官 (2)茨城県、千葉県、東京都、千葉県 (3)須藤技術調整管理官	
16:00 ～ 16:15 (15分)	III. 品質の確保・向上 (1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み (2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保 (3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善		協会提案説明者:中村副会長(対活委員長) 回答者:(1)須藤技術調整管理官 (2)須藤技術調整管理官 (3)須藤技術調整管理官 埼玉県、山梨県	
16:15 ～ 16:30 (15分)	IV. 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」 (1)DXの推進 (2)DXの推進の費用面での環境整備 (3)「成長と分配の好循環」の実現		協会提案説明者:中村副会長(対活委員長) 回答者:(1)須藤技術調整管理官 群馬県、長野県、川崎市 (2)須藤技術調整管理官 (3)須藤技術調整管理官	
[自由討議]				
16:30 ～ 16:55 (25分)	自由討議		自由討議(質疑:適宜発言)	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 (5分)	閉会		関東地整 石橋副局長	

令和4年度 地方ブロック意見交換会

建設コンサルタントの要望と提案

【要望と提案の趣旨】

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントといたしましては、平成31年4月の改正労働基準法の施行を踏まえた働き方改革やDXの推進などに取り組んできました。

そのような中、まん延する新型コロナウイルスの拡大防止措置として、緊急事態宣言などが発令されました。協会は、このような状況下においても『継続すべき業務』を担う業界であるとの認識のもと、各種法令を遵守しつつ、業務を継続して遂行します。今後も、引き続き責任をもって対応すべく「働き方改革」・「生産性向上」をさらに強化していく所存です。

以上の背景の下、主に以下の4項目の課題に対して、協会や会員企業として取組みを進めているところです。

① 担い手の確保

将来のための社会資本の整備・維持管理、災害復旧に対する協力などの社会貢献活動の使命を果たすべく、業界の発展のための人材の確保。

② 就業環境の改善

労働基準法の改正、感染症対策等を踏まえ、更なる働き方改革に向けての取組み。

③ 生産性向上・技術力向上・品質向上

生産性向上策導入・推進、技術力の向上と品質確保・向上。

④ 安定経営

売上高、営業利益率・純利益率の継続的改善に向けての取組みや事業継続などのためのリスクマネジメント

これまでの国や地方自治体の皆様への「要望と提案」活動ならびに国土交通大臣や国会関係者の皆様への「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の要望活動によって、多くの改善事例や成果が得られております。

一方、DXの推進や「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」などにより新たに喫緊の課題が顕在化しております。

そこで、平成4年度の建設コンサルタントの「要望と提案」においては、今後とも当業界各社が、適切に事業を展開し、社会に貢献できるよう、従前の「担い手確保・育成のための環境整備」「技術力による選定」「品質の確保・向上」の3本柱に、「DXの推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」を加え、4つの柱によって「要望と提案」活動を行うものです。

令和4年7月

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

I. 担い手確保・育成のための環境整備

【建コン協 働き方改革 スローガン：完全週休2日・深夜残業ゼロの実現（長時間労働の解消）】

(1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化

① 履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

- ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標^{※1}と整合を図った施策^{※2}の強化と計画的展開

※1 納期目標(設計変更後)：第1四半期20%程度・第2四半期30%程度・第3四半期15%程度・第4四半期35%程度・3月15%以内

※2 施策：ゼロ国債、2か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期の分散化

- ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保[※] → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期

※期間確保のための考慮事項：BIM/CIM対応や第三者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合など

- ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化
- ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化：3月実施の回避等)

② 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

- ・「ウィークリクス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化

- ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底

- ・実態に即した適切な費用計上[※]

※例：緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し

- ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底
- ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減
- ・受発注者協議による働き方改革に資するDX推進(IVにて詳述)

③ BIM/CIM活用による建設生産・管理システム全体に係る生産性向上への取組み(IVにて詳述)

(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善

① 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立

- ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応[※]

※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和

- ・災害対応業務への従事職員に対して労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ

- ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実[※]及び地方自治体に対する国の支援

※例：国による災害指定に関する対応、災害支援要請の一元化、早期の支援体制構築のための被害情報収集を目的とした協会からの自主的なリエゾン派遣の検討、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など

② 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

- ・災害申請作業の合理化・適切化[※]

※大規模災害時の災害査定効率化及び事前ルール(大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(H29.2))の適正な運用などの先進事例の水平展開

- ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算[※]

※精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など

(3) 企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備

① インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保

② 技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上

- ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定

- ・技術基準の改定^{※1}に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善^{※2}

※1 技術基準：道路橋示方書改定(2017)、道路橋定期点検要領改定(2019)など

※2 継続的改善例：公開用成果作成費の「その他経費の計上」の採用など

- ・必要経費確保に対応する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設(IVにて詳述)

【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】

- ・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)(I(1)②)

③ 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更

- ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく
確実・適切な設計変更^{*}
※設計変更例：打合せ協議書、指示書、特記仕様書などの内容の明確化による作業量に応じた費用の支払い、条件設定遅れに応じた履行期限の延期など
- ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化（当初落札率の適用外）

（４）人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備

①若手・女性・シニア^{*}など多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続

※若手：技術者表彰制度の導入とその有効活用など

女性：担い手（女性）育成支援：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など

シニア：照査技術者を継続できる評価制度：管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評価・考慮など

②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善^{*}

※例：建設コンサルタントが担う事業促進 PPP における費用の適正化（技術者区分の適正化、柔軟な設計変更）や官民の役割分担の明確化、監理業務（PM・CM）等の制度改善

Ⅱ. 技術力による選定

（１）（国）プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善

①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定（斜め象限図）」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用

- ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加^{*}

※追加方法例：斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大など

- ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加

②総合評価落札方式における落札率の改善

③改正された業務成績評定の適切な運用^{*}と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰（表彰内容・表彰率）の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等

※業務成績評定の運用改善例：年度跨ぎ業務の適正な評価など

④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用

- ・試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等
- ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

（２）（地方自治体）発注方式の改善（技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進）

改正品確法第 22 条の「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化

①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加

- ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
- ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃（不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進）
- ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論

②見積徴取時の予定価格設定方法^{*}の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示

※価格設定方法：最低値ではなく、中間値・平均値以上での設定

③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）

④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進（増加と公表）

⑤業務分野に応じた有資格者（技術士・RCCM 等）・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進

（３）（国・地方自治体）地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進^{*}

※適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入

例えば、現地作業が必要となる業務、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など

③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進

Ⅲ. 品質の確保・向上

（１）受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

①受発注者合同現地踏査の実施

②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化^{*}及び受発注者双方の効果的な運用・活用

※明確化例：業務公示時の特記仕様書に添付

③品質確保・向上に資する施策の継続的改善（的確な条件設定・確認、照査の充実等）

- ・施工条件明示チェックシートの試行拡大
- ・第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化^{*}

※コンサルタントが実施する照査体系（時期、役割、照査内容、責任範囲）の見直し

・BIM/CIM 設計照査シートの充実（Ⅳにて詳述）

【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】

- ・履行期限（納期）の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化（Ⅰ(1)①）
- ・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更（Ⅰ(3)③）
- ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底（Ⅰ(1)②）

(2) 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

- ① 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
 - ・ 施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消（見積り等による実態に即した費用計上）
 - ・ 特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い※、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更

※取扱い：任意は参考図、指定は設計図
- ② 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の適切な実施（工期の設定）と費用計上

(3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

- ① 設計者・施工者連携方式※の検討等合理的な入札契約制度の選定
 - ※設計の受注者が工事段階で関与する方式、工事の受注者が設計段階から関与する方式（E C I 方式）
 - ・ E C I 方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用
- ② 点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上
 - ・ 点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定
 - ・ 補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更
- ③ 高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用
- ④ 地方自治体のメンテナンス事業の促進
 - ・ 技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用
 - ・ 点検・診断等業務に関わる登録技術者資格（RCCM 等）の活用
 - ・ 道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進

Ⅳ. 「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

(1) DX の推進

- ① 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：DX推進による業務効率化の促進
 - ・ 電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化（電子決済、ペーパーレス化）」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
 - ・ 情報共有システム（ASP）を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進
 - ・ 遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
 - ・ テレワークガイドライン（案）の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進
- ② i-Con およびBIM/CIMの推進（ライフサイクルマネジメントの生産性向上）
 - ・ 3次元モデル成果物作成要領（案）の充実（業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大）
 - ・ BIM/CIM 設計照査シートの充実※
 - ※対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「施工条件明示チェックシート」との整合性の確保
 - ・ 積極的な活用事例の発信（BIM/CIM ポータルサイトの活用）
 - ・ デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学 i-con 寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方の検討の促進
 - ・ BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進

(2) DX の推進の費用面での環境整備

- ① BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し
 - ・ 「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上
- ② DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し
 - ・ 「一般管理費等係数（β）」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し

(3) 「成長と分配の好循環」の実現

- ・ 建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施

以上

令和4年度 地方ブロック意見交換会
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版

令和4年7月

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会



【これまでの取り組み】

令和元年の品確法の改正により調査・設計などの業務が品確法の対象として明確に位置づけられた中、私ども建設コンサルタントといたしましては、平成31年4月の改正労働基準法の施行を踏まえた働き方改革やDXの推進などに取り組んできました。

そのような中、まん延する新型コロナウイルスの拡大防止措置として、緊急事態宣言などが発令されました。協会は、このような状況下においても『継続すべき業務』を担う業界であるとの認識のもと、各種法令を遵守しつつ、業務を継続して遂行します。今後も、引き続き責任をもって対応すべく「働き方改革」・「生産性向上」をさらに強化していく所存です。

以上の背景の下、主に以下の4項目の課題に対して、協会や会員企業として取り組みを進めているところです。

【課題】 ①担い手の確保、②就業環境の改善、③生産性向上・技術力向上・品質向上、④安定経営

これまでの国や地方自治体の皆様への「要望と提案」活動ならびに国土交通大臣や国会関係者の皆様への「業務量の安定的確保や技術者単価引き上げ等」の要望活動によって、多くの改善事例や成果が得られております。

一方、DXの推進や「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」などにより新たに喫緊の課題が顕在化しております。

【今後の喫緊の課題】

○DX推進の環境整備

BIM/CIMを含めたDXについて主体的に推進するとともに、その必要費用を含めた環境整備が必要

○成長と分配の好循環の実現

当業界各社における「成長と分配の好循環」を実現するために、賃上げ環境の整備が必要

これまでの取り組みと課題を踏まえた
平成4年度「要望と提案」における取り組み方針

以上を背景に、令和4年度の「要望と提案」における事業環境改善に向けた取り組み方針は、次の2つとします。

【取り組み方針①】

今後とも当業界各社が、適切に事業を展開し、社会に貢献できるよう、従前の「要望と提案」の3本柱に、4つ目の柱として「“DX推進の環境整備”と“成長と分配の好循環の実現”」を加える。

【取り組み方針②】

その「要望と提案」の具体的内容については、今後の当業界における事業展開上の喫緊の課題である“DX推進の環境整備”を図りつつ、“成長と分配の好循環の実現”するための「賃上げ環境」を整備できるよう以下の事項とします。

1) DX推進

- ・協会として取り組んでいる「DX推進」のテーマの内、「受発注者協働による働き方改革に資するDX推進」と「i-CONおよびBIM/CIMの推進」に関する環境整備

2) DX推進の費用面での環境整備

- ・「2023年のBIM/CIM原則化（直轄）」や「1) DX推進」等のための費用面での環境整備として、関連する諸経費、歩掛、低入基準等の更なる改善

3) 成長と分配の好循環の実現

- ・十分な公共事業費の持続的・安定的な確保、技術者単価等の継続的な引き上げ、2)で示す費用面での環境整備等による「賃上げ環境」の整備 等

I. 担い手確保・育成のための環境整備

- ・ (1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取り組み推進・強化
- ・ (2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善
- ・ (3) 企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備
- ・ (4) 人材確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備

II. 技術力による選定

- ・ (1) (国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善
- ・ (2) (地方自治体)発注方式の改善
- ・ (3) (国・地方自治体)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの拡大と育成

III. 品質の確保・向上

- ・ (1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み
- ・ (2) 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保
- ・ (3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

IV. 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

- ・ (1) DXの推進
- ・ (2) DXの推進の費用面での環境整備
- ・ (3) 「成長と分配の好循環」の実現

【建コン協 働き方改革 スローガン：完全週休2日・深夜残業ゼロの実現（長時間労働の解消）】

(1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取り組み推進・強化

①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取り組み強化

- ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標^{※1}と整合を図った施策^{※2}の強化と計画的展開
 - ※1納期目標（設計変更後）：第1四半期20%程度・第2四半期30%程度・第3四半期15%程度・第4四半期35%程度・3月15%以内
 - ※2施策：ゼロ国債、2か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期の分散化
- ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保[※]
 - 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期
 - ※期間確保のための考慮事項：BIM/CIM対応や第三者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合など
- ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化
- ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理（変更契約時期の適切化：3月実施の回避等）

②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

- ・「ウィークリスタス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化
- ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示（委員会業務に多い）の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底
- ・実態に即した適切な費用計上[※]
 - ※例：緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し
- ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底
- ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減
- ・受発注者協議による働き方改革に資するDX推進（IVにて詳述）

③BIM/CIM活用による建設生産・管理システム全体に係る生産性向上への取り組み（IVにて詳述）

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

◆ 履行期限(納期)の平準化の必要性と年度末の残業実態

【実態①】労働基準法の改正により、働き方改革は待ったなしの状況

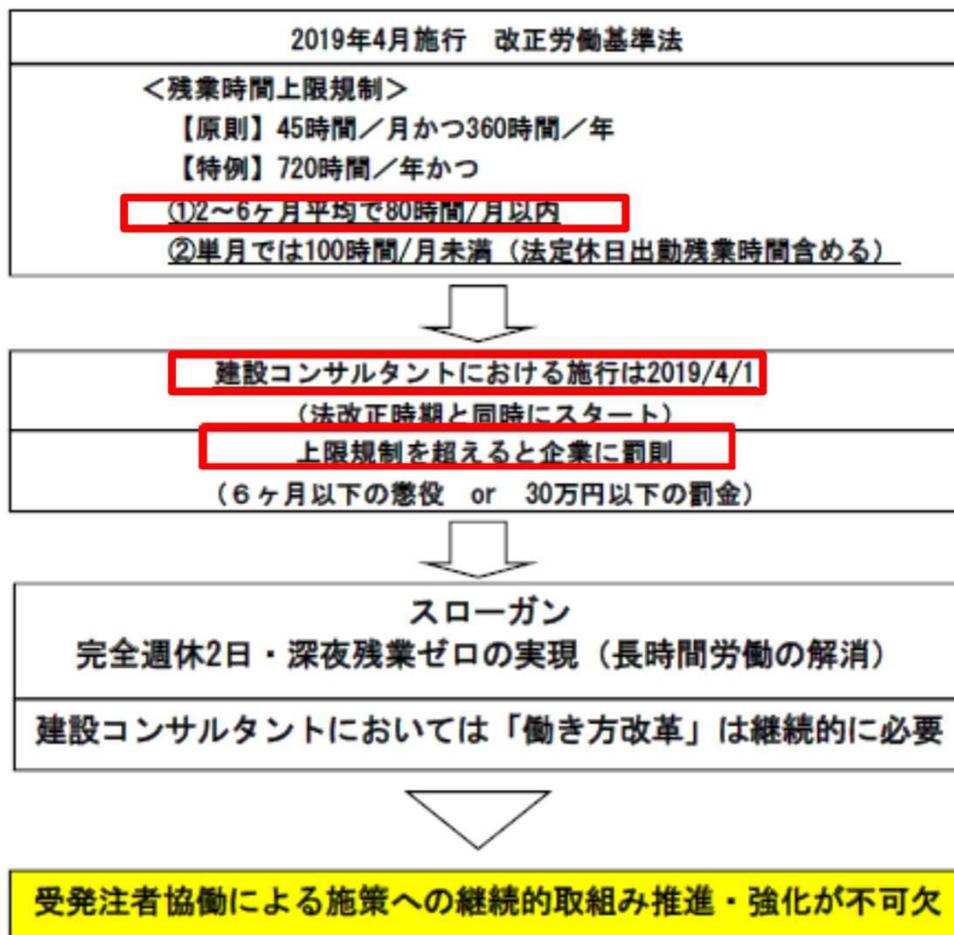
【実態②】年度末である3月の残業実態は高止まり、履行期限(納期)の平準化が必要な状況

◆ 労働基準法の改正(平成31年4月)

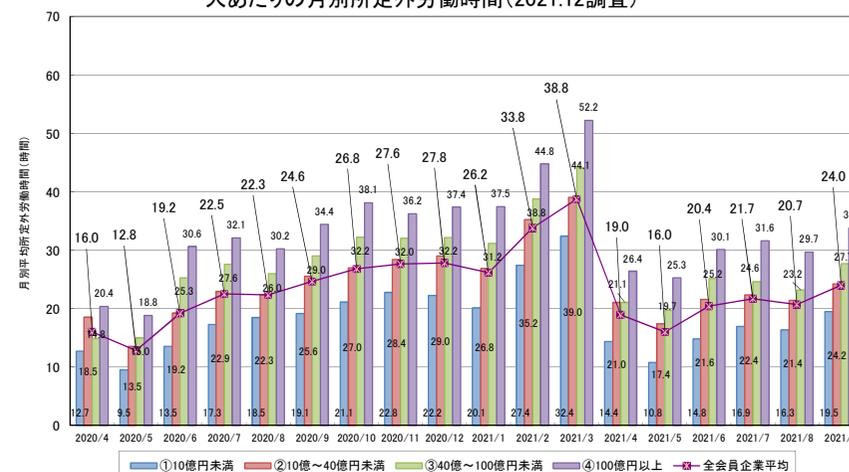
⇒ 建コンの働き方改革は待ったなしである(上限規制時間の厳格な遵守)

⇒ 魅力ある業界であるためには、上限規制(原則)を守る必要がある **【実態②: 協会各社の残業時間実態】**

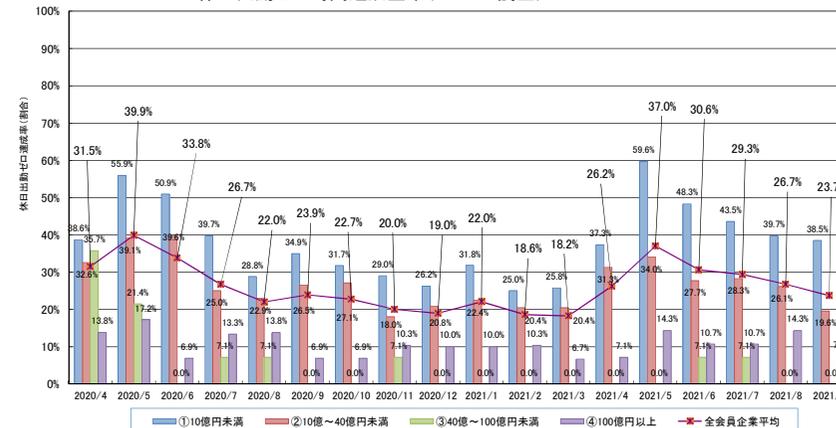
【実態①: 働き方改革の必要性】



一人あたりの月別所定外労働時間(2021.12調査)



休日出勤ゼロ時間達成企業(2021.12調査)



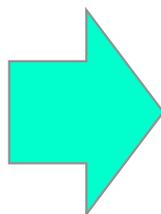
I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

◆ 履行期限(納期)の平準化の状況

【実態】令和2年と比較すると3月納期は横ばい傾向にある。年度繰越し比率は前年比微減

【令和2年度納期比率実績(変更後)】

	R2納期比率実績(変更後)	
	第4四半期	3月
全地整	72%	56%
北海道開発局	95%	67%
東北地整	77%	50%
関東地整	65%	58%
北陸地整	54%	38%
中部地整	73%	60%
近畿地整	76%	66%
中国地整	63%	42%
四国地整	68%	51%
九州地整	62%	54%
沖縄総合事務局	—	—



【令和3年度納期比率実績(変更後)】

	R3納期比率実績(変更後)		対R2年度 (3月納期)
	第4四半期	3月	
全地整	74%	56%	0ポイント
北海道開発局	94%	60%	-7ポイント
東北地整	80%	61%	11ポイント
関東地整	70%	64%	6ポイント
北陸地整	60%	39%	1ポイント
中部地整	75%	57%	-3ポイント
近畿地整	78%	64%	-2ポイント
中国地整	64%	44%	2ポイント
四国地整	58%	51%	0ポイント
九州地整	65%	49%	-5ポイント
沖縄総合事務局	94%	68%	—

※建コン協会調査(業務システム委員会16社対象)

- ・ R1年調査のR1年度発注R2年度納期業務と
R2年調査のR2年度発注R2年度納期業務の計2286件
- ・ R2年調査では沖縄総合事務局は対象外

※建コン協会調査(業務システム委員会16社対象)

- ・ R2年調査のR2年度発注R3年度納期業務と
R3年調査のR3年度発注R3年度納期業務の計2509件
- ・ 沖縄総合事務局はR3年度発注R3年度納期業務のみ

【令和3年度業務で4月以降に繰越された業務件数比率(地整別)】

地方整備局	A地整	B地整	C地整	D地整	E地整	F地整	G地整	H地整	I地整	J地整	合計
A.契約件数	390	294	462	177	312	329	235	162	299	45	2705
B.当初で 年度跨ぎ 工期契約件数	40	69	61	49	71	66	62	38	93	5	554
C.当初及び 変更後に年度跨ぎ 工期契約件数	42	74	169	68	92	107	105	72	134	14	877
D=A-B 当初年度内 工期契約件数	350	225	401	128	241	263	173	124	206	40	2151
E=C-B 想定繰越件数 (当初は年度内、 変更後に繰越)	2	5	108	19	21	41	43	34	41	9	323
F=E/D 比率	0.6%	2.2%	26.9%	14.8%	8.7%	15.6%	24.9%	27.4%	19.9%	22.5%	15.0%

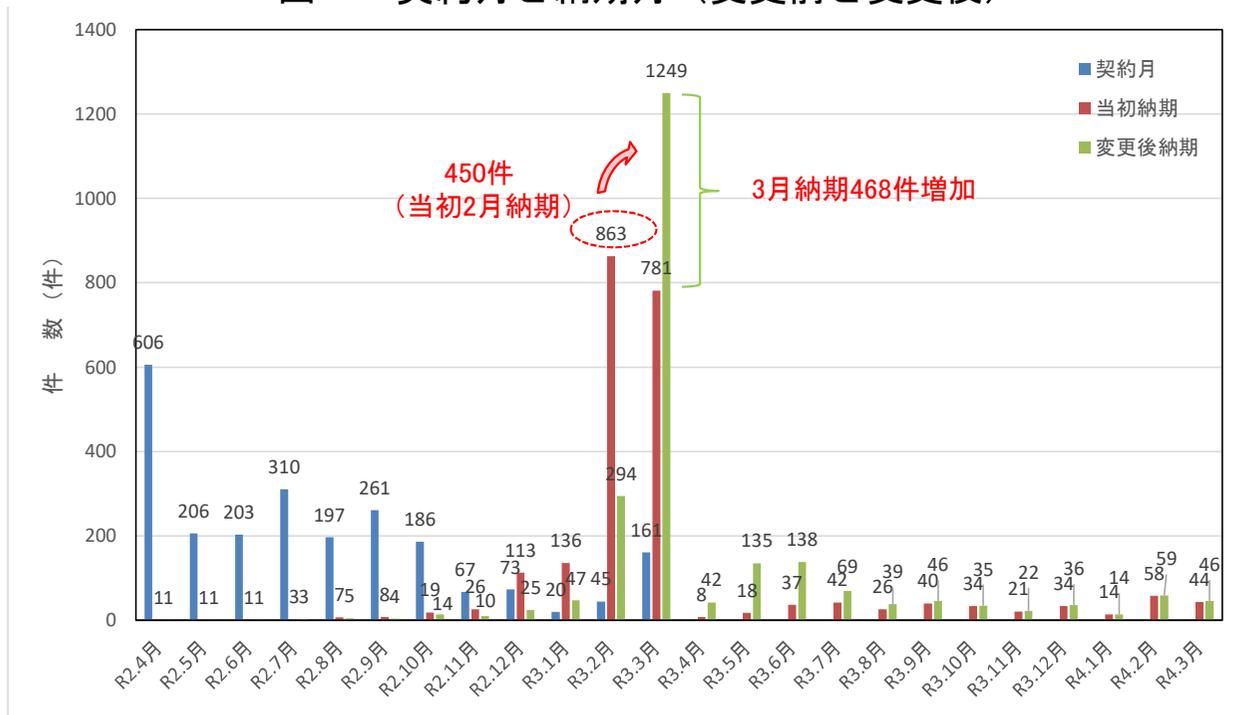
※H30年度13.9%、R元年度16.2%
R2年度15.6%

◆ 履行期限(納期)の平準化の状況(令和2年度データによる整理)

【実態】3月納期の増加は、当初の3月納期とともに2月納期から3月納期への変更の影響が大

- 3月納期は、当初納期が781件(全発注件数の33%)であるが、変更により1249件に増加(同53%)。
- 2月納期は、当初納期863件(同37%)が変更により294件(同13%)に減少。
- 当初2月納期863件のうち450件(同19%)が1回の変更で3月納期に変更。

図 契約月と納期月(変更前と変更後)



◆ 3月納期当初・変更

当初3月納期		変更による3月納期		
781		586		
4月以降変更	当初同様 3月納期	当初2月納期 (1回変更)	当初1月納期 (1回変更)	当初12月 以前納期
118	663	450	59	77
変更後3月納期				
1249				

◆ 2月納期当初・変更

当初2月納期		変更による2月納期		
863		41		
4月以降変更	3月変更 (1回変更)	当初同様 2月納期	当初1月納期 (1回変更)	当初12月 以前納期
160	450	253	18	23
変更後2月納期				
294				

※建コン協16社による納期調査データ
(R2全地整発注業務 件数2,335件、前年度からの繰り越し含まず)

◆ 履行期限(納期)の平準化の状況

■ R3年度の各地整納期目標(設計変更後)

【実態】各地整のR3年度の納期目標における改善ポイント(着色箇所)

① ほぼ全地整にて、第4四半期の納期目標に大幅な改善

② 翌債・国債目標の設定

③ 将来納期目標の設定(上半期50%・下半期50%)

【要望】納期目標の実現に向けた積極的な取り組みを要望します

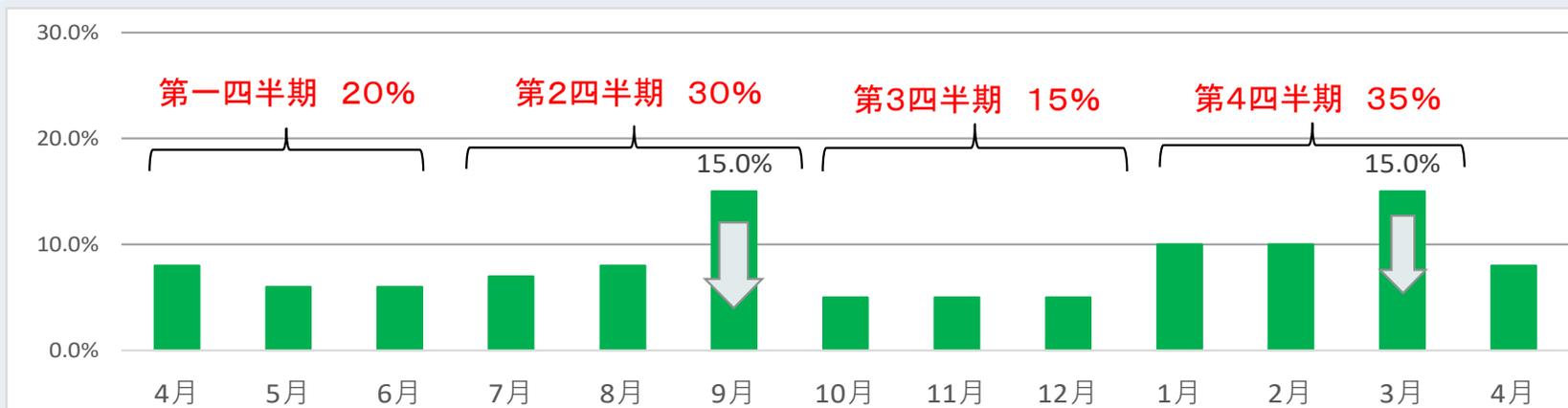
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	3月	備考	
							翌債・国債目標	その他
協会提案の目指すべきR04納期目標(案)(変更後)		20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%程度		
「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針	R03年度	10%以上	10%以上	20%以上	35%以下	—	翌債・国債25%以上	
	R04年度	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	—	翌債・国債25%以上	
各地整のR03年度納期目標(変更後) (地方ブロック意見交換会での回答より)	北海道	40%(40%)以上			60%(60%)以下	30%(30%)以下		
	東北地整	10%(10%)以上	15%(10%)以上	25%(20%)以上	50%(60%)以下	—		
	関東地整	10%(10%)以上	10%(10%)以上	20%(15%)以上	35%(65%)以下	—	翌債・国債25%以上	将来 上半期50%、下半期50%
	北陸地整	10%(10%)以上	10%(10%)以上	20%(20%)以上	35%(60%)以下	15%(30%)以下	翌債・国債25%以上	
	中部地整	10%以上 (20%程度)	10%以上 (30%程度)	20%以上 (10%程度)	35%以下 (40%程度)	-(30%以下)	翌債・国債25%以上	
	近畿地整	5%(3%)以上	10%(12%)以上	15%(25%)以上	45%(60%)以下	—	翌債・国債25%以上	将来 上半期50%、下半期50%
	中国地整	15%(10%)以上	20%(20%)以上	20%(20%)以上	45%(50%)以下	30%(30%)以下		
	四国地整	10%(10%)以上	10%(20%)以上	20%(20%)以上	35%(50%)以下	-(30%以下)	翌債・国債25%以上	
	九州地整	10%(5%)以上	10%(15%)以上	20%(20%)以上	35%(60%)以下	—	翌債・国債25%以上	

赤字: R03目標 黒字: () R02目標 青字: R04 目標 着色: 顕著な改善目標

【要望】年度末に集中する納期の平準化を要望します。

【要望】納期分散を実現するための様々な施策(ゼロ国債の活用など)の実施を要望します。

■納期の分散の実現イメージ・目指すべき納期目標と主要施策



	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	3月
国土交通省 R3年納期比率実績※(変更後)		26%		74%	56%
「設計業務等の品質確保対策及び 入札契約方式の改善等」重点方針	10%以上 15%以上	10%以上 25%以上	20%以上 25%以上	35%以下 35%以下	—
協会提案の目指すべき R04納期目標(案)(変更後)	20%程度	30%程度	15%程度	35%程度	15%程度
主要施策	繰越処理	ゼロ国債	前倒し発注・標準履行期間確保・繰越処理		

※実績値は、協会調査による土木コンサルタント業務を主に、2509件を対象
重点方針：上段R03年度目標、下段R04年度目標

【要望実現のための主要施策】

- 国債(ゼロ国債・2ヶ年国債)・翌債の活用
- 繰越の柔軟な運用
- 前倒し発注等発注時期の分散化
- 標準履行期間の確実な確保
- 年度末納期と提案書作成時期の重複の解消(提案時期の分散化)

主要施策を組み合わせ、業務サイクルの見直しを要望

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

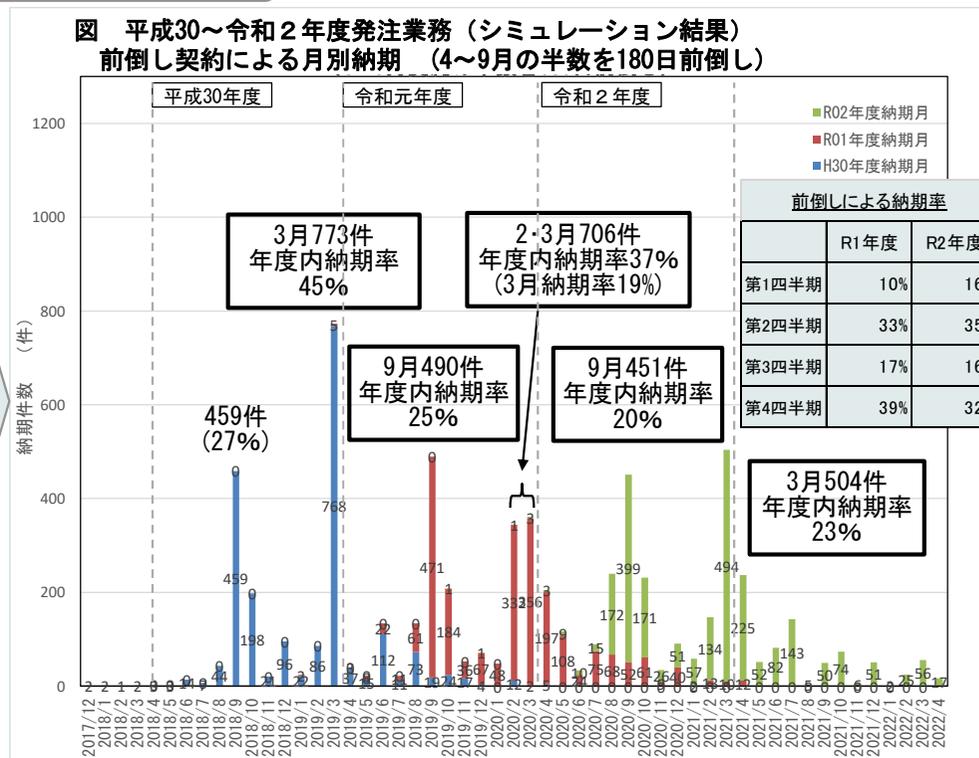
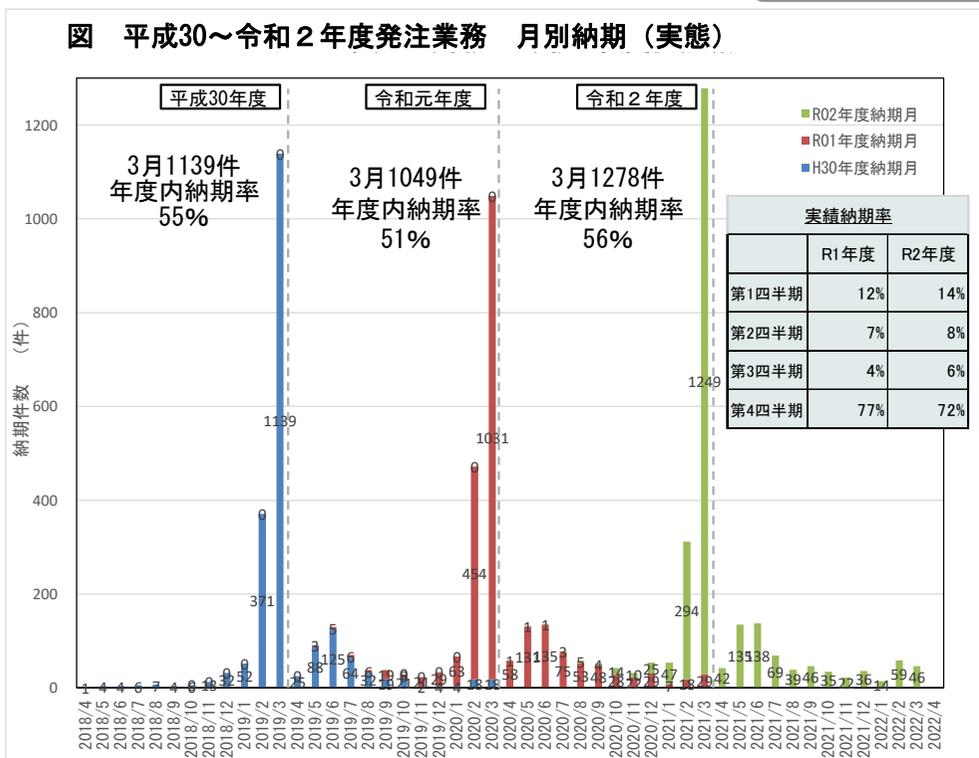
■ 納期分散イメージ実現に向けた納期平準化シミュレーション

【6か月前倒し契約による納期平準化シミュレーション】

方針：平成30年～令和2年度契約業務において、4月～9月契約業務の半数を6か月前倒し契約

結果：9月納期率20～25%、3月納期率19～23%に分散が実現(協会目標15%にかなり近づく)

3月・9月協会目標:15%



【シミュレーションによる月別納期】

納期年度・納期月		H30 (2019)												R1 (2020)												R2 (2021)												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
当初の契約年度	平成30年度	3	3	14	7	44	459	198	21	96	22	86	768	37	15	112	11	73	19	24	17	4	0	12	2	5												
	令和元年度						0	0	0	2	0	5	3	8	22	11	61	471	184	36	68	48	332	356	197	108	24	75	68	52	61	9	40	2	13	10		
	令和2年度																																					
合計		3	3	14	7	44	459	198	21	96	24	86	773	40	23	134	22	134	490	209	53	73	48	345	361	205	117	34	90	240	451	232	35	91	59	147	504	
(比率)		(0%)	(0%)	(1%)	(0%)	(3%)	(27%)	(11%)	(1%)	(6%)	(1%)	(5%)	(45%)	(2%)	(1%)	(7%)	(1%)	(7%)	(25%)	(11%)	(3%)	(4%)	(2%)	(18%)	(19%)	(9%)	(5%)	(2%)	(4%)	(11%)	(20%)	(11%)	(2%)	(4%)	(3%)	(7%)	(23%)	
合計													1728													1932												2205

【2ヶ年に跨がる業務の割合】

	実態			シミュレーション		
	R30年度	R1年度	R2年度	R30年度	R1年度	R2年度
全業務件数	2059	2278	2335	2110	2264	1458
2ヶ年業務件数	438	632	681	331	884	871
比率	21%	28%	29%	16%(参考)	39%	60%(参考)

注) 平成30年度は、平成29年度発注業務の変更後納期を考慮していないため参考値

I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

◆ 履行期限平準化の好事例

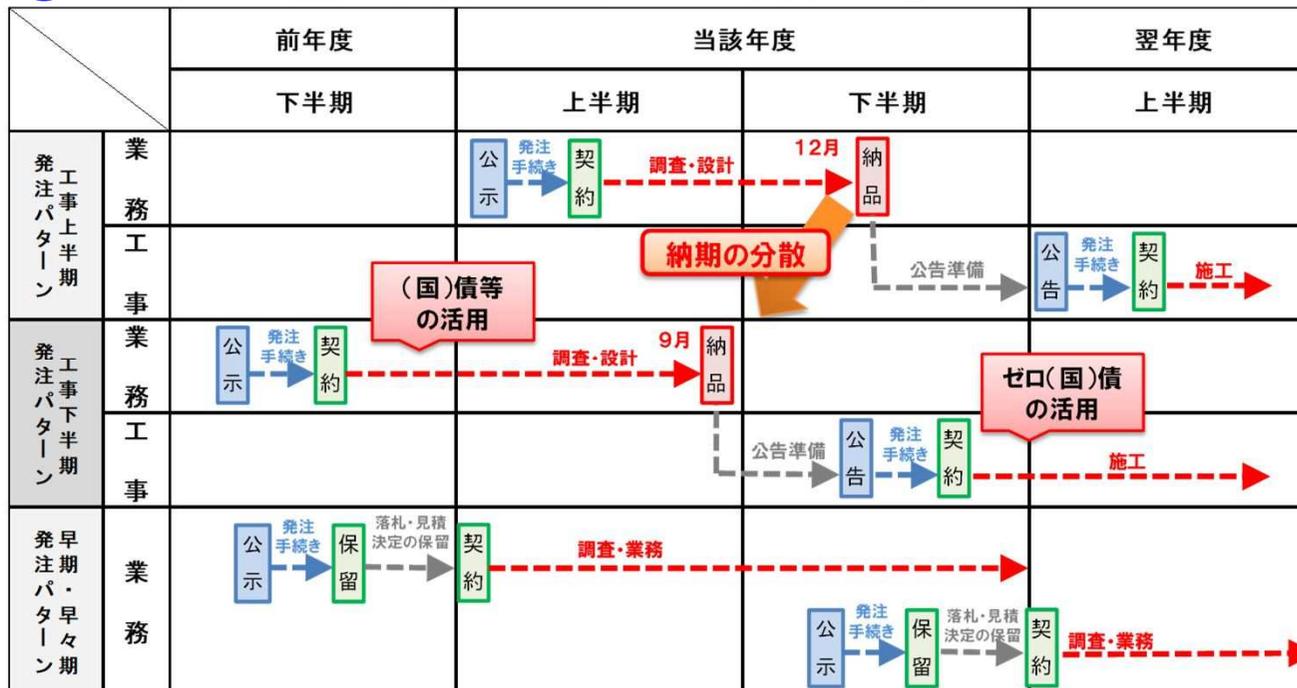
【実態】主要施策を組み合わせた、業務サイクルの見直しは北陸、中国にて試行が始まり、関東、中部、近畿において取り組みが実現。その他、国・自治体において、平準化への取り組みが実現
 【要望】好事例の全国への水平展開を要望します。

好事例	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
業務サイクルの見直し			○	○①	○	○③	○②		
品質向上プロジェクト	○④								
提案書作成時期の分散				○	○⑥				○⑤
柔軟な工期の設定			☆⑦					☆⑧	

【好事例①：北陸地整：業務サイクルの見直し】

○：R2年度以前実現、○：R3年度実現

○：整備局 ☆：自治体



※早々期や早期発注の対象業務は、主に流量観測や定期測量、環境調査業務など「通年業務」や「定常業務」となっている。

◆履行期限平準化の好事例

【好事例②：中国地整：業務サイクルの見直し】

発注区分	前年度			当該年度									翌年度					備考							
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	4	5	6	7	8	9
従来の業務						納品												納品							第4四半期（3月）納期の業務が多い。 変更や成果のとりまとめなど受発注者ともに負担が大きい。
早期発注の活用			公示	契約手続き	契約										納品	繰越による工期延期					納品				早期発注を積極的に活用し、第4四半期の納品を前倒し。 工期延期する場合は繰越による対応を基本とする。 技術提案の作成期間に余裕を見込みスケジュールを設定する。
ゼロ国債活用	公示	契約手続き	契約											納品											ゼロ国等の活用により、納期の更なる前倒しを図る。 経常的な業務は予算確保に努め積極的に活用する。
通常国債活用									公示				契約											納品	工期の確保が必要な業務は国債等を活用し平準化を図る。
発注者支援業務		公示	契約手続き	契約																				納品	発注者支援業務は2月末までに落札予定者を決定。
通年業務 (平準化対象外)			公示		契約																			納品	環境調査など1年間を通し、実施することが必要な業務。 国債などを活用し、発注サイクルの見直しを検討。

◆ 履行期限平準化の好事例

【好事例③：近畿地整】業務サイクルの見直し

従来	前年度			当該年度									翌年度					備考								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	4	5	6	7	8	9	
従来の業務							公示			契約																・第4四半期納期の業務が多い。 ・発注者支援業務の発注と工期末が重複。 → 早期発注に取り組む余裕がない。
発注者支援業務																公示										



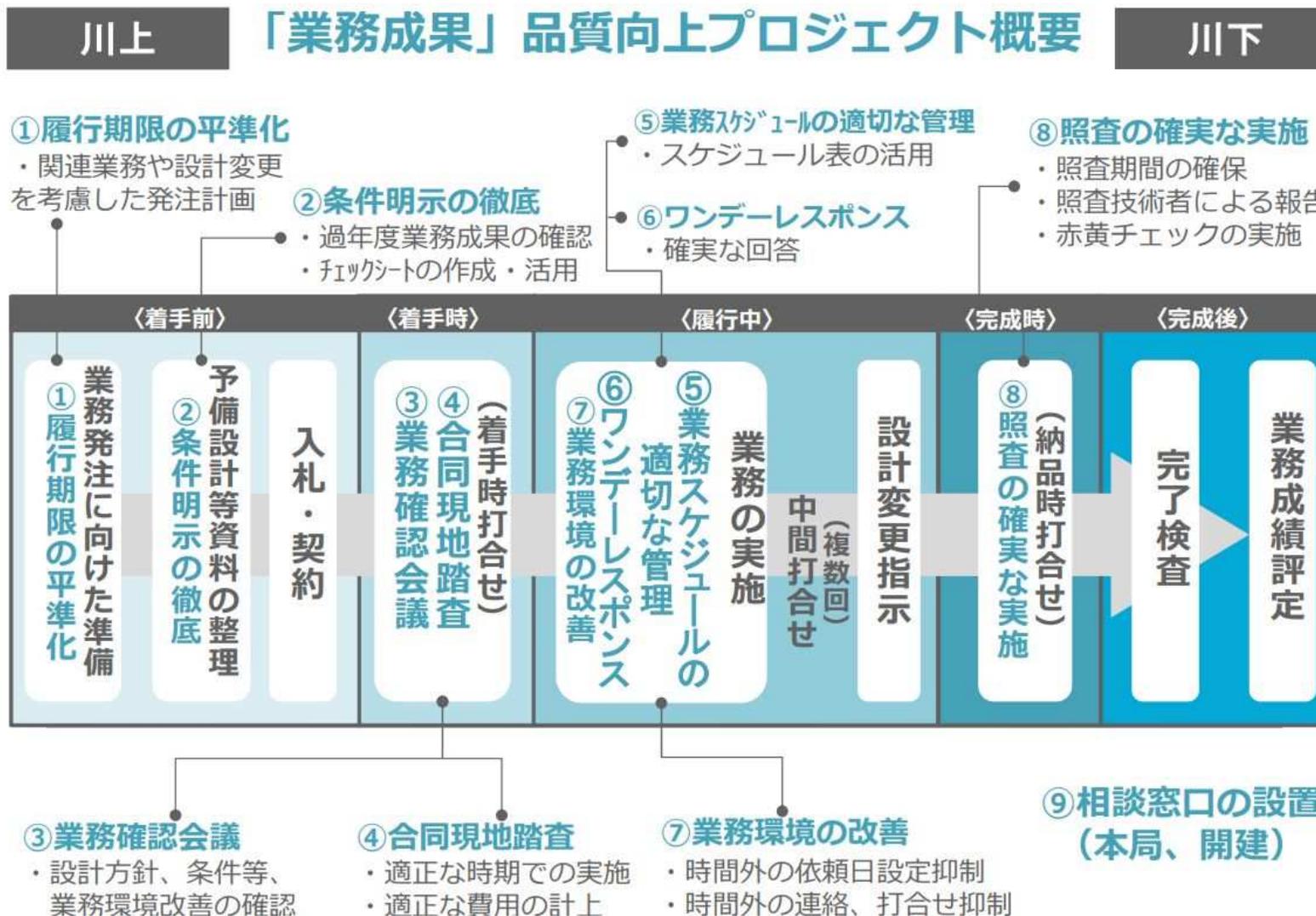
目標を達成するためのポイント	前年度			当該年度									翌年度					備考								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	4	5	6	7	8	9	
第4四半期の業務量の軽減						納品				納品																・第4四半期の工期末の業務は、繰越しを活用し、業務量の集中を回避する。
適切な予算管理 国債活用															納品											・工期が必要な業務は国債等を活用。
発注者支援業務 (国債活用)				公示						契約																・国債活用で業務件数の軽減を図る。
②早期発注の活用					公示					契約					納品											・早期発注を積極的に活用し12月迄の工期に。
第4四半期を工期末とする業務									公示		契約															・第4四半期の工期末は、環境調査など1年間を通し実施することが必要な業務、予算、事業の進捗からやむを得ない業務のみ。
⑤履行期限の監理					公示					契約					納品											・工期延期を行う場合は、繰越しを活用。 ・繰越した業務は第2四半期までの工期に。
④適切な予算管理 翌債活用					公示								公示		契約											・手続き開始が遅れた業務は、翌債を活用。
④適切な予算管理 国債活用										公示		契約														・工期が必要な業務は国債等を活用。

◆ 履行期限平準化の好事例

【好事例④】北海道開発局】平準化、品質管理など総合的な取り組み

【実態】北海道開発局では、履行期限の平準化や各種主要施策を組み合わせ、受発注者協働での「品質向上プロジェクト」として取り組みを開始。さらに、継続的なモニタリングにより改善中

【要望】好事例の水平展開を要望します。



I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述(9/24)

◆ 履行期限平準化の好事例

【好事例⑤：九州地整】【⑥：中部地整】年度末納期と技術提案書作成時期の重複解消

【実態】納期が集中する年度末に次年度案件の公示(2月)、提案書提出(3月)が最も多い。

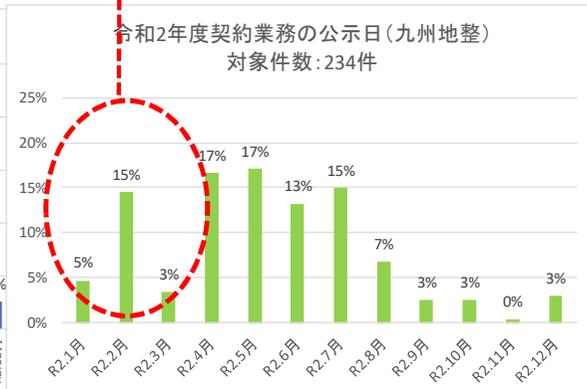
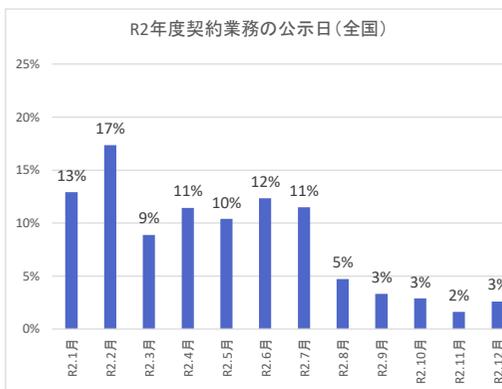
九州地整：九州地整：第4四半期への公示、提案書提出を回避し、年度末の負荷軽減が実現

中部地整：技術提案書提出時期の前倒しにより年度末の重複を回避し、負荷軽減が実現

【要望】実施済整備局においては、好事例の継続実施、未実施整備局では水平展開を要望します。

【好事例⑤：九州地整】

全国と比べて低い



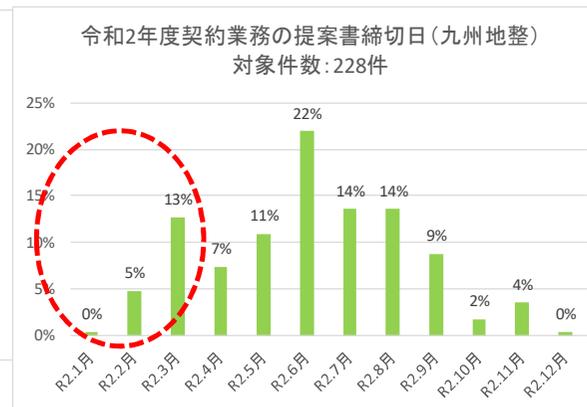
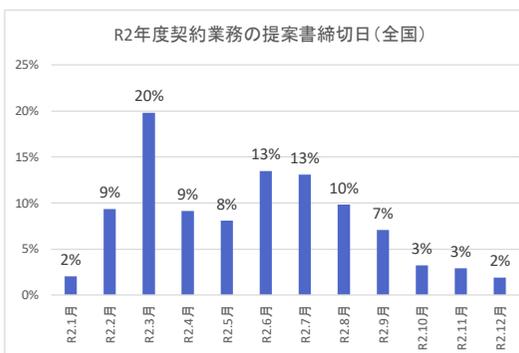
【好事例⑥：中部地整】

2021年12月の公示案件(PPI情報)より

No	発注機関/担当部・事務所 △△	業務名	入札契約方式 △△	業務区分 △△	公告日 △▽
1	国土交通省中部地方整備局/岐阜国道事務所	令和4年度 岐阜国道管内交通安全対策検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2022/01/26
2	国土交通省中部地方整備局/岐阜国道事務所	令和4年度 156号岐阜東B.P施工計画検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2021/12/24
3	国土交通省中部地方整備局/岐阜国道事務所	令和4年度 東海環状南部施工検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2021/12/23
4	国土交通省中部地方整備局/岐阜国道事務所	令和4年度 東海環状北部施工検討業務	簡易公募型プロポーザル方式	土木コンサル業務	2021/12/23

令和4年度東海環状南部施工検討業務(電子入札対象案件)

① 選定通知の日	令和4年 1月26日
② 説明書の交付期間	令和3年12月23日から 令和4年 1月17日まで
③ 参加表明書及び企画提案書の提出期間	令和3年12月24日から 令和4年 1月18日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)



◆ 履行期限平準化の自治体好事例

【好事例⑦: 群馬県】フレックス工期 【好事例⑧: 徳島県】余裕期間制度

【実態】納期の平準化を目的として、群馬県や徳島県では、工期を柔軟に変更できる制度を導入。
 【要望】好事例(フレックス工期・余裕期間制度)の積極的な水平展開を要望します。

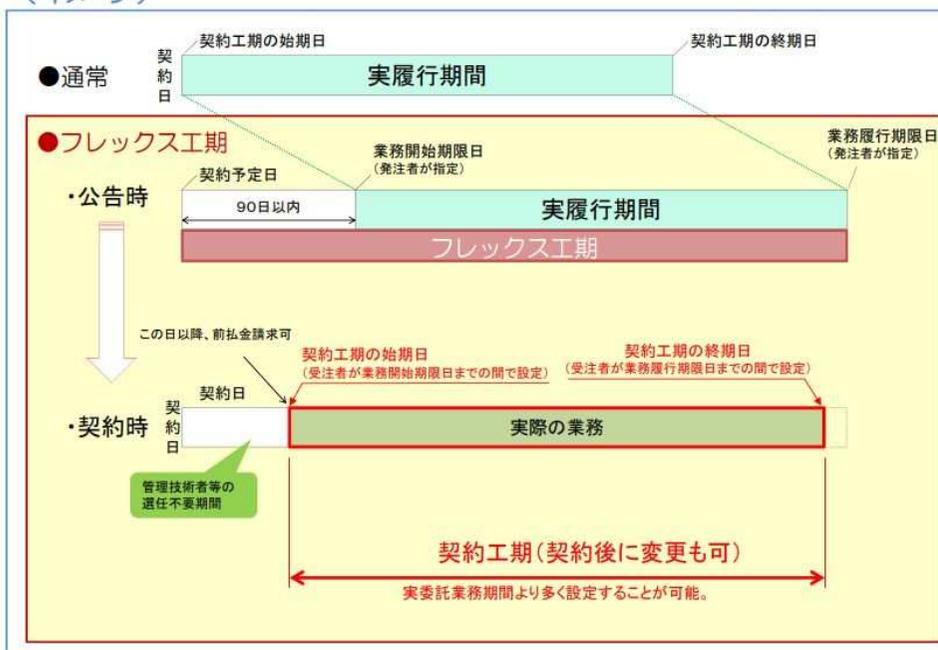
【好事例⑦: 群馬県】

契約担当者が定めるフレックス工期の期間で、受託者が履行期間を柔軟に設定できる契約方式(除外業務あり)

除外対象業務 (①~④)

- ① 供用開始予定等、完成期日が決められている業務
- ② 関連する委託業務等の進捗に影響を与える業務
- ③ 緊急性のある業務
- ④ その他の明確な理により発注者が適切でないと認めた業務

(イメージ)



【好事例⑧: 徳島県】

委託業務の履行期間として、標準的な履行期間に原則3ヶ月を超えない範囲内(=最大3ヶ月)で余裕日数を加算して設定する制度

余裕期間制度イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常委託業務				標準的な履行期間 (準備+作業期間+後片付け)								
余裕期間制度適用				余裕日数(最大3ヶ月)			標準的な履行期間					

着手日(契約締結後15日以内)
 着手日(契約締結後余裕日数に15日を加えた日数以内)

履行期間 (準備+作業期間+後片付け)

【対象業務例】

- 前倒して発注する業務
- 工事発注までに余裕期間のある業務(次年度や補正に向けた設計ストック等)

【余裕期間制度のメリット】

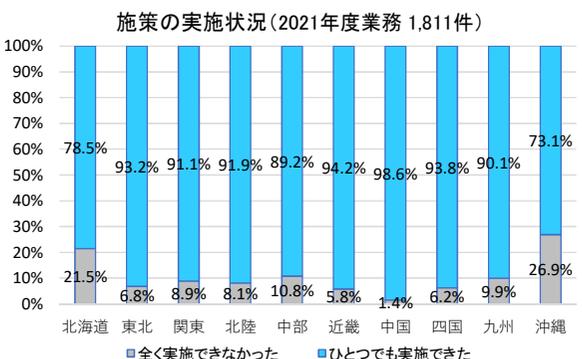
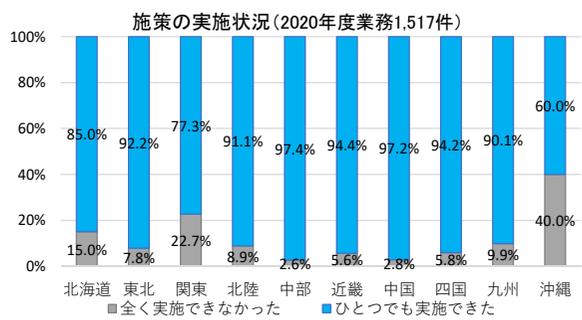
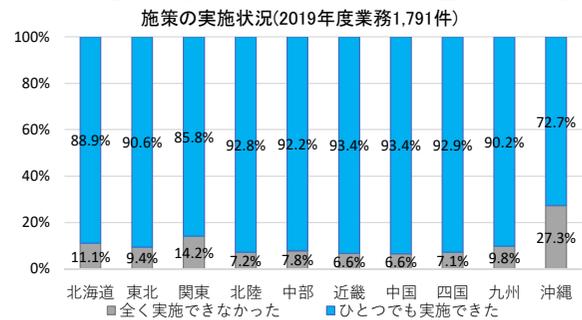
- 発注の前倒し等により、閑散期(4月~6月)に作業が可能となるとともに、資機材(橋梁点検車等)や交通誘導警備員の手配が容易となる。
- 履行期間を延長することで、作業時期の分散が可能となる。

◆ワークライフバランスの改善状況

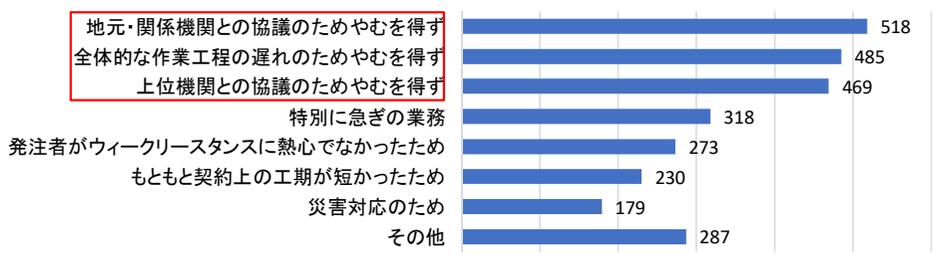
【実態】全地整でウィークリースタンスは施行されている。残業削減等に対する効果は明確

【要望】ウィークリースタンスの更なる継続的な実施と未実施の理由を踏まえた、より効果的な取組み(P19参照)を要望します。

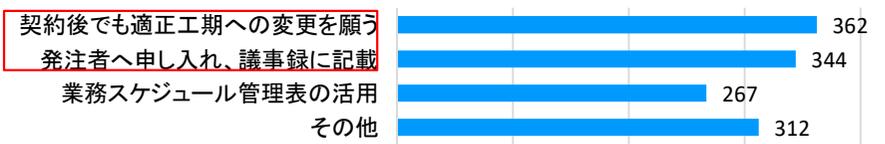
管理技術者からの回答 ⇒ 全体として進んでいるとは言い難い



実施できなかった理由



回避策



◆ウィークリースタンス実施への意義



I. 担い手確保・育成のための環境整備(1)①の詳述

◆ワークライフバランスの取組み状況

【実態：新たな取組み】マンスリーケア制度創設(北陸地整)、ウィークリースタンス実施目標を設定(関東地整)、閲覧資料の電子化(いくつかの地整)

【要望】新たな取組みや好事例の水平展開を要望します。

発注者名	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	中国地整	四国地整	九州地整	沖縄総合事務局
対象業務	内業を主とする業務	全ての業務	土木関係コンサル、測量、地質調査、発注者支援業務	全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務 (港湾空港部を除く)	全ての業務	発注者支援業務を含む 全ての業務	全ての業務(発注者支援業務等を含む)	全ての業務	(全ての業務)
特記仕様書への明記	△ (初回打合せ時に、取組を受発注者間で確認・調整)	○	△ 仕様書は無し (打合せ記録簿に取り組み内容を記載)	○ 初回打合せ時に受発注者間で取組内容を定める	○	○ 初回打合せにおいて受発注者間で取組内容を定める ※事例はH30.10.16による。	○ 取り組み内容を業務着手時に協議	○ 初回打合せで受発注者間において協議し内容決定	○ 初回打合せで受発注者間において協議し内容決定 業務計画書に記載	○ 初回打合せで協議し記録、完了時に取り組み内容の実施結果を確認
記録の義務化	—	—	○	○ 業務スケジュール管理表を活用し、フォローアップ	○ (令和3年度をもって終了)	○ 業務スケジュール管理表等(打合せ記録簿や週報などの標準的な様式)を活用	○ ウィークリースタンス実施報告シート記録	○ ウィークリースタンス推進チェックシート	○	○ 打合せ記録簿に整理記録
記録の提出の有無	—	○ 受発注者にアンケート調査を実施し、結果を共有	○	△ ・スケジュール管理表の活用 ・中間打合せ時の取組状況フォローアップ、 ・成果品納入時の取り組み状況報告	○ (令和3年度をもって終了)	○ 業務成果として提出	○ 実施報告シート提出→完成検査時に検査職員に報告→技術管理課が状況を集計し、周知	△ 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理	—	△ 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理
取組み内容	マンデー・ノーピリオド	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 受発注者間で調整のうえ取り組む。—
	ウェンズデー・ホーム	○	○	○	○	—	○	○	—	
	フライデー・ノーリクエスト	○ 15時以降	○	○	○	○	○	○	○	
	ランチタイム、オーバーフアイブ・ノーミーティング	○ 昼休み、16時以降	○ 16時以降	○	—	○ (16時以降)	○	—	○ 16時以降	
	イブニング・ノーリクエスト	○ 水曜日・金曜日は15時以降業務時間外の連絡はすべての曜日で行内こと	○ ノ一残業デーが対象	○	—	○ (ノ一残業デー対象)	○ ノ一残業デーが対象	○ 資料作成依頼を正規の勤務時間外にしない。	○ ノ一残業デーが対象	
	作業内容に見合った適正な作業時間の確保	—	○	○	—	○	○ (最低中3日間)	○ 資料作成依頼を行う場合は適切な期間を確保し期限を設定	○	
	WEB会議	○	○	○	○	○	○	○	○	
	閲覧資料の電子化	—	○(CDROM配布)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧・メール配信)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧)	○(WEB閲覧)	
新たな取組み	—	—	○ 管内のウィークリースタンス実施目標を設定	○ マンスリーケア制度 発注者から受注者に電話等によるケア実施	○ 記録提出の停止	○ 総括管理官の打合せ出席	○	○	○ いきいき現場づくり(ウィークリースタンスのモニタリング)	

好事例① 好事例②

好事例④

好事例⑤

◆ワークライフバランスの好事例

【実態】

関東地整:管内の地域ごとにウィークリースタンス実施目標を設定して取り組みを展開【好事例①】

北陸地整:マンスリーケア制度として、発注者から受注者の精神衛生ケアの取り組みを展開【好事例②】

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例①: 関東地整】

県域ごとにウィークリースタンスの実施状況をモニタリング、発注者協議会で確認

	全国統一指標				関東ブロック独自指標	
	0.51	0.50以下	0.75	1.00	基準値(R1)	目標値(R6)
関東ブロック					24/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.40	0.95	1.00	a	a
栃木県域	0.39	0.40	0.93	1.00	a	a (取組を推進する)
群馬県域	0.40	0.40	未集計	1.00	a	a (ただし災害を除く)
埼玉県域	0.51	0.50	0.98	1.00	a	a
千葉県域	0.51	0.50	0.95	1.00	a	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.50	0.00	1.00	a	a
神奈川県域	0.62	0.50	0.96	1.00	a	a
山梨県域	0.51	0.50	0.02	1.00	a	a
長野県域	0.35	現状維持	1.00	1.00	c	a

【好事例②: 北陸地整】

発注者が受注者に電話等により、ケア(ヒアリング)を実施(月1回)
 ・ウィークリースタンスやマンスリーチェックの実施状況
 ・業務での困っていること、阻害要因の有無
 (ただし、受注者の不安解消や問題発見が目的であり、業務内容や進捗状況を確認するものではない)

発注者(〇〇官・担当課長等)



マンスリー・ケア
(毎月1回・10~20分程度)

受注者(管理技術者)



なるべく簡素に相互の負担を少なく!

【メリット】

- ・全ての業務の問題点を把握できる
- ・現場の声を知ることができる
- ・現場の問題意識が深まる

- ・ウィークリースタンスやマンスリーチェックは、適確に実施されていますか?
- ・業務をスケジュール通りに進める上で、支障となっている事はありませんか?
- ・業務上で、悩んでいる事、困っていることはありませんか?
- ・その他、伝えておきたい事、相談したい事はありますか?.....

【メリット】

- ・発注者との双務性が深まる
- ・現場の声を直接課長に伝えることで安心感が生まれる
- ・毎月の会話により相談し易い雰囲気生まれる

【ウィークリースタンスの実施】

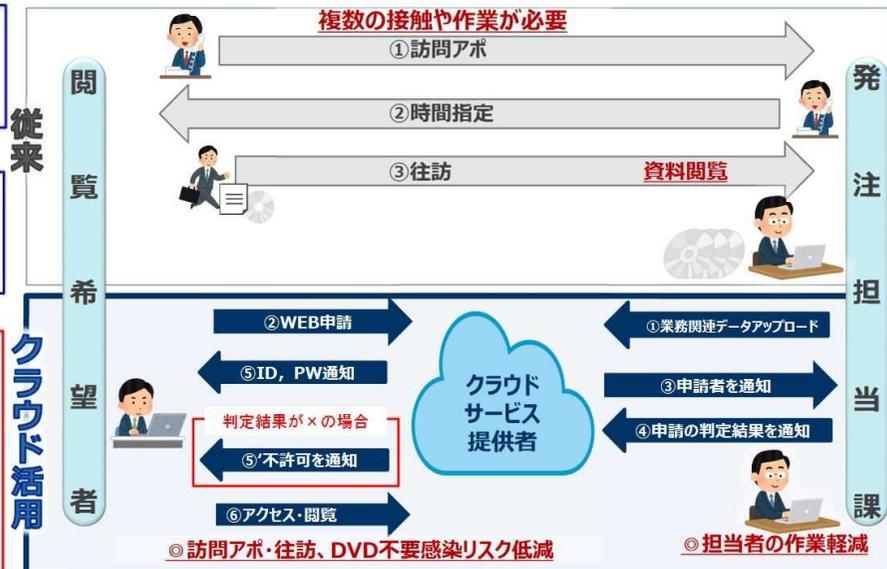
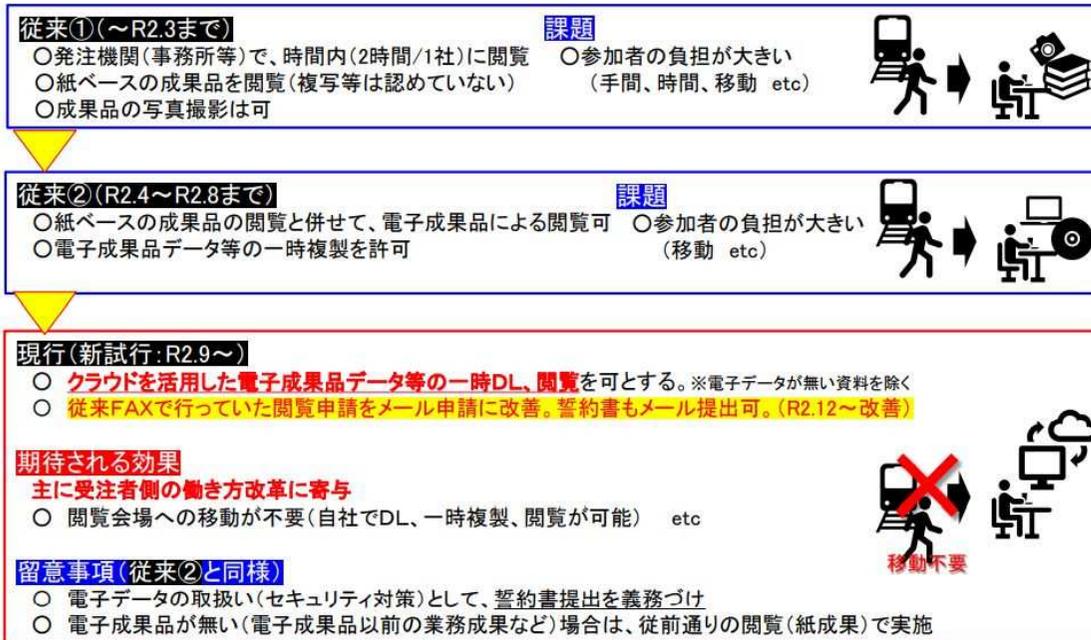
- a:ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
- b:ウィークリースタンスに関する 指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施
- c:実施していない

◆ワークライフバランスの好事例(閲覧資料の電子化)

【実態】関東地整、近畿地整では、クラウドを活用して技術提案書の閲覧資料の提供を実施している。
【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例③ : 関東地整】

【好事例④ : 近畿地整】



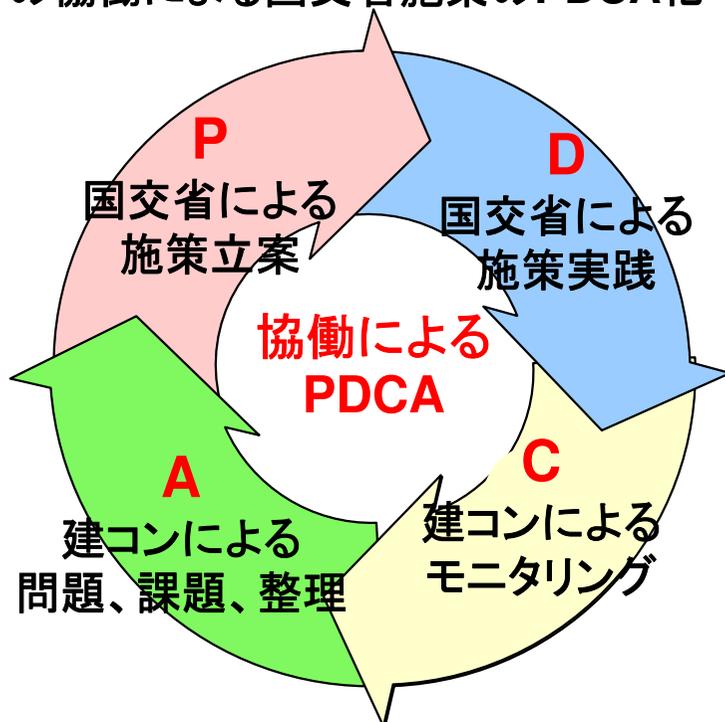
◆ワークライフバランスの好事例(協働での施策のPDCAの好循環化)

【実態】九州地整では、国交省施策の浸透への取り組みを展開(いきいき現場づくり【業務版】の浸透)

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例⑤ :九州地整】

国交省九州地方整備局と建コン九州支部との協働による国交省施策のPDCA化



■建コンによるモニタリング内容

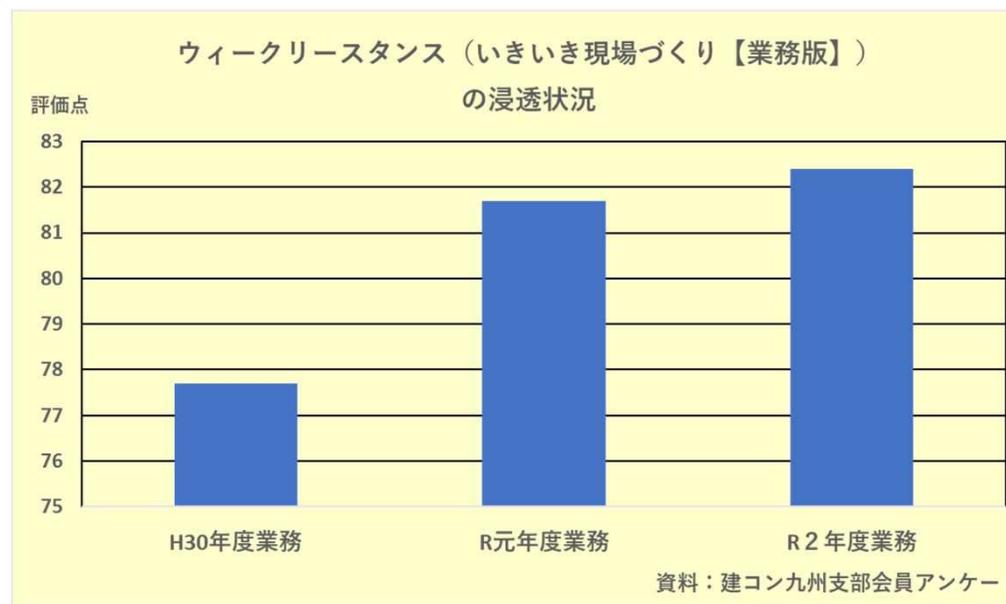
- ・履行期限の平準化
- ・労働環境の改善
- ・担い手育成型施行業務
- ・プロポ・総合評価の新たな取り組み 等

■概要

国交省九州地整の立案・実践する施策を建コン協会
でモニタリングし問題、課題を提起することで施策の継
続的改善・浸透を協働で進めている。

■施策の効果(例)

□ウィークリースタンス(いきいき現場づくり【業務版】)
が年々、浸透している。



(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善

①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応（費用面を含む）と改正労働基準法遵守との両立

- ・ 災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応※

※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和

- ・ 災害対応業務への従事職員に対して労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ

- ・ 広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実※及び地方自治体に対する国の支援

※例：国による災害指定に関する対応、災害支援要請の一元化、早期の支援体制構築のための被害情報収集を目的とした協会からの自主的なリエゾン派遣の検討、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など

②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

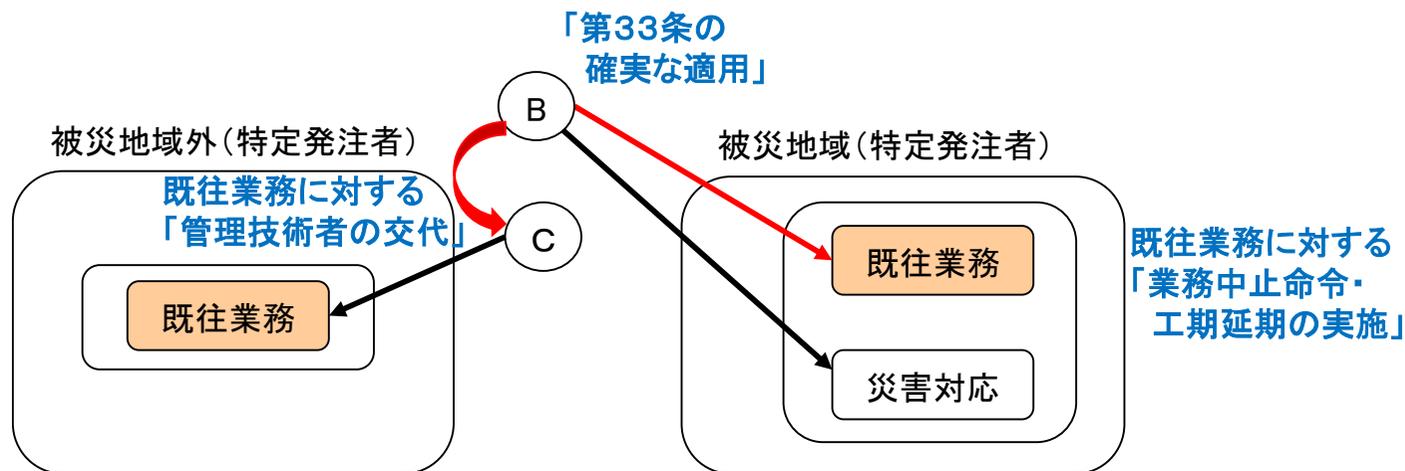
- ・ 災害申請作業の合理化・適切化※

※大規模災害時の災害査定効率化及び事前ルール（大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2））の適正な運用などの先進事例の水平展開

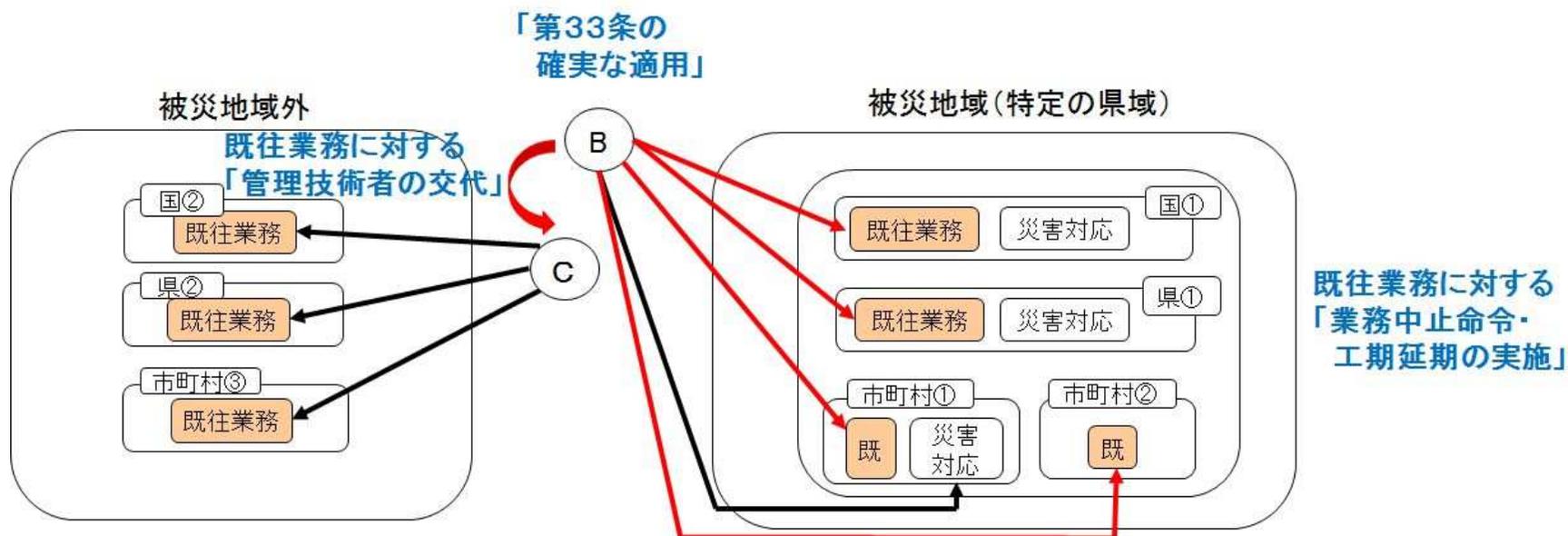
- ・ 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算※

※精算例：遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算のルール化など

◆特定の発注者(国あるいは県等)における災害対応に関する要望と提案事項



◆複数の発注者(国+県+市町村)における災害対応に関する要望と提案事項



【要望】迅速かつ適切な災害対応とするため、支援体制・仕組みの整備・充実に要望をします。

1. 大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定
2. 迅速な災害対応支援のための連携強化
3. ICT技術の活用

◆災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実

1. 大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定の在り方提案

①大規模災害指定に関する対応

●大規模災害時に迅速な支援体制を構築するため、支援すべき大規模災害に指定する災害規模の設定

②大規模災害時の情報発信及び支援要請の一元化

●上記で設定された大規模災害発災時には、国が主体となって災害情報を集約し、災害支援要請を一元化する仕組みづくりならびに災害協定の策定

2. 迅速な災害対応支援に向けての連携強化の提案

災害連携強化に向け、統括防災官と各支部における協議会を立ち上げ、具体的な連携策を協議していきたい。

【協議会のテーマ例】

①支援体制構築、現地作業着手の迅速化を図るため、発災直後の情報収集及び共有を目的とした、地整等災害対策本部への自主的リエゾン活動(近畿地整にて実績あり)

②スムーズな官民連携の実現に向け、官民合同の災害訓練への参加

③発災時の混乱を避けるため、災害支援要請時の情報伝達の流れが明確かつ簡潔に示されたフロー図作成(四国地整・九州地整にて実績あり)

3. ICT技術活用の提案

被災情報の早期入手や迅速な災害復旧に寄与するICT技術を活用する災害対応システム構築を推進していただきたい。

●参考例:現在、各事業(道路、河川等)で取得しているLPデータを統括管理(結合)しデータベース化することで、発災時の現地確認の迅速化と、対策検討の早期着手を図る

I. 担い手確保・育成のための環境整備(2)①の詳述

【実態】大規模災害時には、業務の一時中止等の適切な対応を要請いただいている。
【要望】大規模災害時の業務の一時中止措置などの要請継続と自治体の適切な運用を要望します

【好事例：平成30年7月豪雨時及び令和2年7月豪雨時の要請】

国土建第123号
平成30年7月12日

国不建第12号
令和2年7月7日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

平成30年7月豪雨に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和2年7月豪雨に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

平成30年7月豪雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまで、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

令和2年7月豪雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまで、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

【実態】北海道において、災害時の査定効率化が実現している。
【要望】災害時の査定効率化先進事例の水平展開を要望します。

◆災害時の査定効率化先進事例【好事例】北海道

①「通常災害時」における査定の簡素化

(道路災害での総合単価を用いた簡易な資料による査定申請)

②「大規模災害時」設計図書の簡素化

(設計図書の簡素化、対象区域に該当しない場合における簡素化措置適用)

その先の、道へ。北海道 Hokkaido. Expanding Horizons.

●既存の簡素化のルール → 実際の作業量に直結する内容となっているので理解が必要。

【通常時】 (R2災害手帳P160～)

河川災害では一般的に総合単価を用いて査定を受けることが多いが、道路災害では、工事発注と同様な設計図書を作成するが多い。道路災においても総合単価を用い、簡易な資料により効率的な査定を受けること可能である。

総合単価を用いた査定の簡素化

■総合単価による査定設計(積算方法)

使用頻度の高い工種について、直接工事費を算出した単位当たり(m、m²)の総合単価を使用し、積算作業の軽減を図るもの。ただし、実施時と金額の乖離が大きいことが想定される場合は使用しない。総合単価がない工種については、積上積算との併用が可能。

- ・図 面: 平面図、標準断面図及び展開図で申請
- ・数量計算書: ケースによるが標準断面×延長で算出可能
- ・設計書: 総合単価の積上、または通常積算との併用

【大規模時】 (R2災害手帳P247～)

政府の激甚災害指定を受けた大規模災害では、被災地域の復興を促進させる目的で、災害査定をより効率化することができる。

総合単価を用いた通常の災害よりさらに簡素化

■大規模査定時の適用

一定の基準を超える大規模災害時には設計図書・積算の効率化が認められる。一定の基準とは、被災箇所数が過去五箇年の平均箇所数を超え、激甚災害に指定された場合や、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によりやむを得ない事由等と認められた場合等。

- ・平面図: 既存台帳や国土地理院地図・航空写真等で可
- ・断面図: 代表断面図で申請
- ・写真: 起終点及び全景写真(航空写真等)で申請

●簡素化の推進方策

【効率化方策】既存の簡素化ルールを活用促進

上述した既存の簡素化ルールを活用し、詳細な設計積算をするのではなく、標準断面等を用いて設計積算を実施することで、災害査定申請の効率化を図る。

- ・総合単価の活用
- ・詳細設計の簡素化(図面の削減、数量算出の簡略化)

【推進方策】実務者への周知拡大

発注者・受注者双方に向け、災害査定の簡素化ルールや軽微な変更及び設計変更(大臣変更)の理解を深めるため、様々な機会を活用し周知徹底を図る。

- ・会議、講習会、研修会の活用
- ・関係コンサル団体への周知拡大

【実態】「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を策定し、支援制度や参考となる取り組み、地域の先進事例を紹介(協会が要望する制度あり)

【要望】「ガイドライン」に沿った災害対応マネジメントの水平展開を要望します。

令和4年5月11日
水管理・国土保全局 防災課

【概要】

・災害発生時には、復旧・復興のため、地方自治体自らが災害復旧事業に主体的に取り組むことが必要であるが、小規模な市町村においては、急増する業務に迅速かつ円滑に対応することが困難。

・迅速・円滑に災害復旧事業が遂行できるように、支援体制や参考となる取り組み、地域の先進事例をとりまとめて、紹介したもの。

災害復旧事業の体制・経験・ノウハウが不足する市町村の
災害対応力の底上げを支援します
～ガイドラインの策定と説明会の開催～

【紹介内容】

- ① 応急対策職員派遣制度
- ② 都道府県による技術職員派遣
- ③ TEC-FORCE
- ④ 災害時に活用可能な国の保有資機材
- ⑤ 災害査定官による災害緊急調査
- ⑥ 災害復旧技術専門家派遣制度
- ⑦ 地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み
- ⑧ 建設技術センター等による発注者支援
- ⑨ 災害復旧事業の代行制度
- ⑩ 大規模災害時の既発注工事・業務への対応
- ⑪ 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定
- ⑫ 災害復旧工事の施工体制の確保
- ⑬ 建設業・建設関連団体との連携
- ⑭ 【好事例1】災害復旧事業へのICTの活用
- ⑮ 【好事例2】事業実施体制確保のための民間人材の活用
- ⑯ 【好事例3】市町村による相互支援組織の設立

着色下線: 建設コンサルタント協会の災害対応マネジメント
支援可能な制度

市町村における
災害復旧事業の円滑な
実施のためのガイドライン

(3) 企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備

- ①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保
- ②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上
 - ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定
 - ・技術基準の改定※1に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善※2
 - ※1 技術基準：道路橋示方書改定（2017）、道路橋定期点検要領改定（2019）など
 - ※2 継続的改善例：公開用成果作成費の「その他経費の計上」の採用など
 - ・必要経費確保に対する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設（IVにて詳述）

【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】

- ・実態に即した適切な費用計上（緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し）
（I (1) ②）

- ③「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更
 - ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更※
 - ※設計変更例：打合せ協議書、指示書、特記仕様書などの内容の明確化による作業量に応じた費用の支払い、条件設定遅れに応じた履行期限の延期など
 - ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化（当初落札率の適用外）

【要望】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のようなインフラ整備の中長期事業計画の策定とそれに伴うインフラ投資の維持・拡大を要望します。

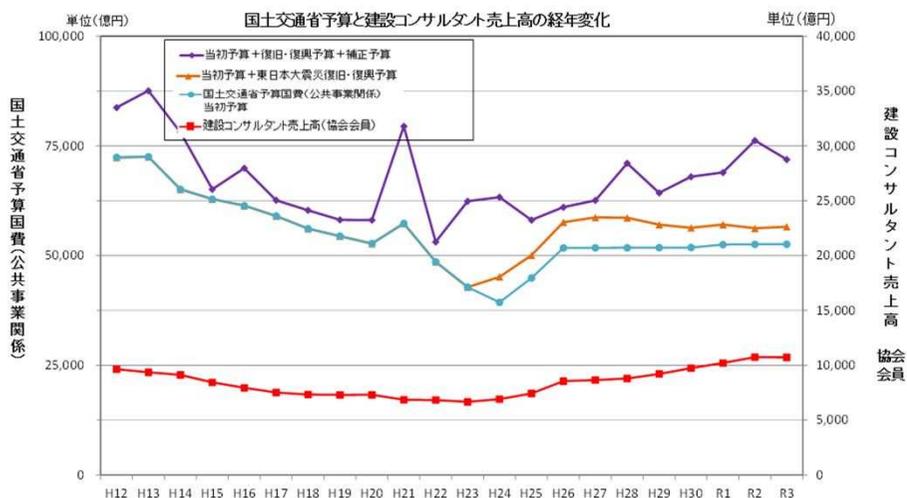
◆インフラ整備の中長期事業計画の策定

- ・気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫していることから、R02.12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
- ・国土に関する課題(少子高齢化対応、国際競争力強化など)を合理的に解決するインフラ整備を、計画的かつ着実に進めるための中長期事業計画の策定とそれに伴うインフラ投資の維持・拡大を提案。

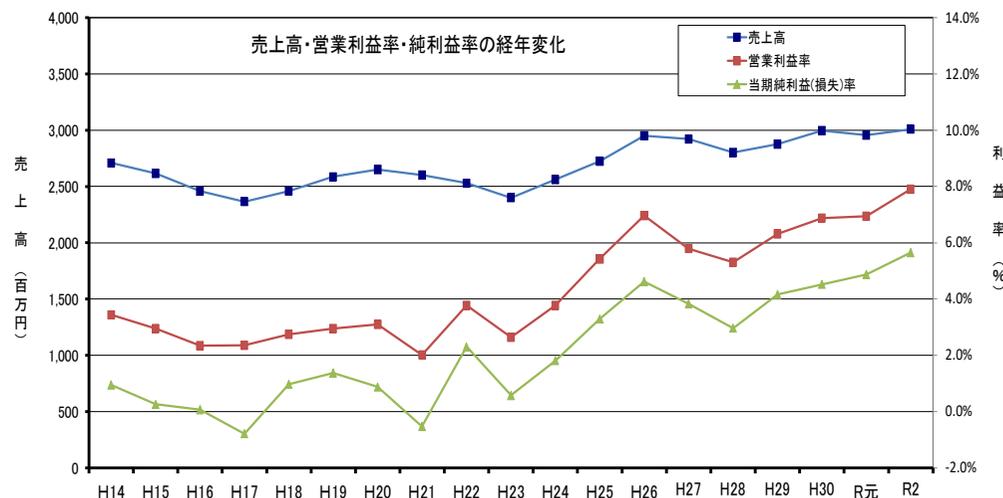
◆国交省予算と建設コンサルタント売上高・利益率の経年変化

- ・売上高の増加については、相次ぐ自然災害の発生や国土強靱化に向けた業務量の増加によるものであり、営業利益の増加については、売上高の増加に伴い固定費比率が低減されたことが主な要因。
- ・建設コンサルタント全体の売上高は、H9の水準(10,332億円)程度に戻ったものの、1社あたりの営業利益率は7.9%とまだ低い状況であり、今後、さらに働き方改革や生産性向上を強く推進していくには、人材やITへの投資が必要であり、その原資としては十分な状況ではない。このためには、安定的な業務量の確保と利益創出(付加価値)が重要。

＜国土交省予算(当初・復興・補正)と建設コンサルタント売上高の経年変化(～R3)＞



＜売上高・営業利益率・純利益率(1社あたり平均)の経年変化＞



出典: JCCA財務委員会資料 (年度)

【実態①】技術者単価は継続的に引き上げられている。

【実態②】歩掛実態と乖離の大きかった工種において、歩掛・積算体系の改善が実現

【要望】技術者単価の継続的な引上げと歩掛実態調査工種の増加、実態に基づき作業内容が明確になるように、適切な歩掛設定を要望します。

◆実態①: 技術者単価の継続的な引きあげ

- ・技術者単価の改善は令和4年度では職種平均3.2%、設計業務平均1.3%（対R3年度比）引き上げられた。

◆実態②: 歩掛・積算体系の改善

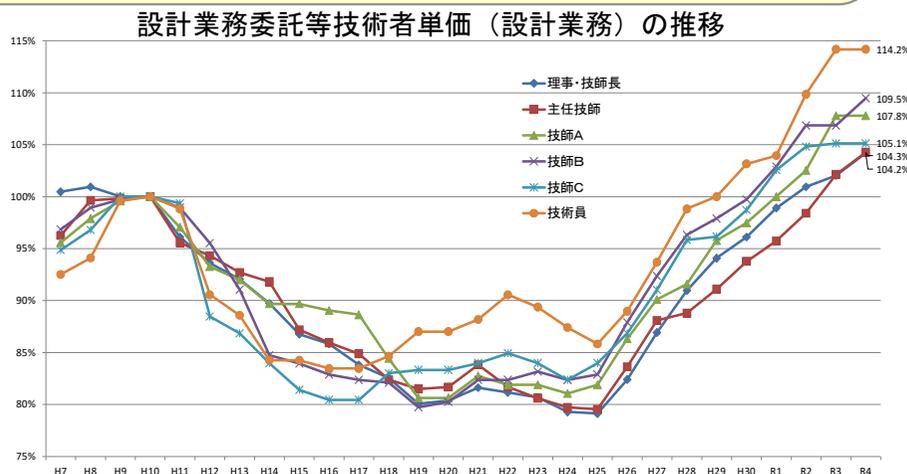
歩掛・積算体系の改善においては、道路予備設計(B)（右例参照）、橋梁詳細設計において実現した。

今後、歩掛実態調査工種の増加と実態に基づく適切な歩掛設定を要望します。

【改善要望が高い歩掛】

- ①道路予備設計
- ②土石流対策調査・計画
- ③河川水辺の国勢調査(動植物調査)
- ④BIM/CIM、I-CON対応
- ⑤橋梁点検など

また、作業内容が明確になるように、注釈をつける等による適切な歩掛設定を要望します。



出典：国土交通省HP（閲覧公表値）より作成

道路予備設計(B)の歩掛改善例

改正		現行				
第2章 土木設計業務等標準歩掛		第2章 土木設計業務等標準歩掛				
第2節 道路設計標準歩掛		第2節 道路設計標準歩掛				
2-2 道路予備設計		2-2 道路予備設計				
2-2-4 道路予備修正設計(B)		2-2-4 道路予備修正設計(B)				
(1) 標準歩掛		(1) 標準歩掛				
道路予備修正設計(B)は、道路予備設計(B)の成果に基づき道路予備設計(B)と同一水準の業務内容を行う業務とする。		道路予備修正設計(B)は、道路予備設計(B)の成果に基づき道路予備設計(B)と同一水準の業務内容を行う業務とする。				
(1km当り)		(1km当り)				
職種	直接人件費	職種	直接人件費			
区分	主任技師者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画			0.6	0.6	1.2	
現地踏査			0.5	0.6	0.9	
橋梁設計			0.7	0.5	0.8	0.8
道路付帯構造物及び小構造物設計			0.1	0.3	0.6	0.6
用地排水設計			0.3	0.2	0.6	0.9
設計図作成				0.9	1.3	1.8
関係機関との協議資料作成				0.7	0.9	0.8
用地幅員計画				0.4	0.7	0.5
概算工事費算出					1.5	1.1
照査及び報告書作成		1.2	1.0	1.4	0.6	
計		1.2	3.2	5.6	9.1	6.6

(注) 1. 上記歩掛は、縦断線の修正を伴わない場合に適用する。
 2. 交差する道路が2車線(対面)未満の交差点設計は含まれる。
 3. 新設及び改良区間を対象とする。
 4. 設計延長には、本線設計区間内における延長20m以上の構造物(橋梁、トンネル)は、その延長を控除する。
 ただし、高架橋等において副道(4m以上)が高架橋下にある場合は、その延長を控除せずに構造物予備設計及び道路予備設計(B)を副道車線分だけ計上するものとする。
 5. 座標計算及び暫定計画の設計は含まない。
 6. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。

◆設計変更ガイドラインの補足資料の運用状況

【実態】設計変更ガイドラインの補足資料を作成して、确实・適切な設計変更に努めていただいている。
【要望】全地整において、設計変更ガイドラインの補足資料を作成していただき、適切・确实な設計変更を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
ガイドラインの補足資料	○①		○	○		○		○②	調査

【好事例①:北海道開発局】

土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】 国土交通省
北海道開発局

目次

1. はじめに
2. 設計変更のポイント
3. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - 【事例1】現地条件の相違に伴う検討項目の追加及び工期延伸（契約書第17条）
 - 【事例2】関係機関協議に伴う検討内容の追加及び履行期間の変更（契約書第17条）
 - 【事例3】現地条件の相違に伴う検討項目の追加（契約書第17条）
 - 【事例4】現地条件の相違に伴う業務内容の変更（契約書第17条）
 - 【事例5】関係機関協議に伴う検討内容の追加（契約書第18条）
 - 【事例6】関連業務の遅延に伴う工期延伸（契約書第21条）
4. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース
5. 土木設計業務等の変更手続き事例
 - 【事例1】契約書第17条（条件変更等）による手続き
 - 【事例2】契約書第18条（設計図書等の変更）による手続き
 - 【事例3】契約書第19条（業務の中止）による手続き
6. 終わりに
7. 参考資料

※各条項は北海道開発局での適用条項に基づき整理
 ※ガイドライン記載の公共土木設計業務等標準委託契約書による条項との関係は下記のとおり。

(ガイドライン)	(北海道開発局)
契約書第18条	契約書第17条
契約書第19条	契約書第18条
契約書第20条	契約書第19条
契約書第21条	契約書第20条
契約書第23条	契約書第22条
契約書第24条	契約書第23条
契約書第25条	契約書第24条

2

【好事例②:四国地整】

<ol style="list-style-type: none"> 1 本ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・ P 1 <ul style="list-style-type: none"> ◆土木請負工事の特徴 ◆設計変更の現状（課題） ◆工事の請負契約とは ◆発注者・受注者の留意事項 ◆適切な設計変更の必要性 ◆ガイドライン策定の目的 ◆設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ 2 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・ P 4 3 設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・ P 5 <ul style="list-style-type: none"> ◆図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない（契約書18条1-1） ◆設計図書に誤謬又は脱漏がある（契約書18条1-2） ◆設計図書の表示が明確でない（契約書18条1-3） ◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない（契約書18条1-4） ◆発注者からの設計図書の変更に係る指示（契約書19条） ◆受注者が工事着手（施工）出来ない（契約書20条） ◆受注者からの請求による工期延長（契約書21条） ◆発注者の請求による工期短縮（契約書22条） ◆「設計図書の照査」の範囲をこえる作業 ◆工事打合簿への概算金額の記載 4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・ P 9 <ul style="list-style-type: none"> ◆契約書第18条関係 ◆契約書第20条関係 5 関連事項・・・・・・・・・・ P 12 <ul style="list-style-type: none"> ◆指定・任意の正しい運用 ◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決 ◆設計変更協議会の活用 6 その他・・・・・・・・・・ P 14 <ul style="list-style-type: none"> ◆通達「条件明示について」 ◆工事請負契約書 第18条（条件変更等） ◆設計図書の照査の範囲を超えるもの ◆工事打合簿概算金額記載例 ◆改定の内容 	
--	--

(4) 人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備

①若手・女性・シニア※など多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続

※若手：技術者表彰制度の導入とその有効活用など

女性：担い手（女性）育成支援：女性を含めた様々な技術者が係る制度の試行・改善など

シニア：照査技術者を継続できる評価制度：管理技術者実績ではなく照査技術者実績を評価・考慮など

②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善※

※例：建設コンサルタントが担う事業促進PPPにおける費用の適正化（技術者区分の適正化、柔軟な設計変更）や官民の役割分担の明確化、監理業務（PM・CM）等の制度改善

I. 担い手確保・育成のための環境整備(4)①の詳述

【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
表彰制度				○①					○ ☆④
担い手(女性)育成型試行		○		○				○②	○
シニア人材活用		○③						○	○

【好事例①：北陸地整】若手表彰制度

○：整備局 ☆：自治体(R4より)

【目的】
建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工や業務成果において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】
令和元年度は、平成30年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の5名を選定。令和元年2月12日に表彰式典を開催しました。
なお、今回は、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の方を対象に検討しましたが、該当者はありませんでした。



参考：令和元年度に受賞した若手技術者5名の年齢 30～35歳、平均32.6歳



■ 平成30年度完成工事における現場代理人、監理(主任)技術者の年齢階層別の状況

階層別割合の平均値=11% 平均年齢 46.3歳 N=1,136人

年齢階層	割合
～19	0%
20～24	1%
25～29	3%
30～34	5%
35～39	10%
40～44	26%
45～49	18%
50～54	14%
55～59	12%
60～64	8%
65～	2%

■ 平成30年度完成業務における管理(主任)技術者の年齢階層別の状況

階層別割合の平均値=11% 平均年齢 50.1歳 N=431人

年齢階層	割合
～19	0%
20～24	0%
25～29	0%
30～34	2%
35～39	4%
40～44	21%
45～49	25%
50～54	19%
55～59	12%
60～64	12%
65～	5%

○北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り(また、過去も含め、優良工事(業務)技術者表彰を受賞されている方は対象外)
○選定は、工事関係(現場代理人、監理(主任)技術者)10名程度、業務関係(管理(主任)技術者、主任担当者)5名程度を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定

【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例②：四国地整】女性技術者活用

①-2 配置予定技術者の年齢及び女性技術者配置の試行【若手支援タイプⅡ】 【継続】

【対象：総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。
- さらに、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、従業継続を実現することを目的としつつ、技術力のある女性技術者の登用を目的に拡充するもの。
- 配置予定管理(主任)技術者において、若手技術者に加え女性技術者(年齢は問わない)の配置による加点評価を実施。
- 次式により加点評価を行う。 $加点 = 6点 - (年齢 - 37) \times 0.5点$
 ※37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。
 ※加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 ※例:44歳の場合 加点2.5点 → 3点
 ※女性技術者(年齢は問わない)を配置する場合は加点6点とする。

●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	若手タイプⅡ(試行)
参加表明者の経験及び能力【企業】	資格・実績等	登録部門	5
		同種・類似	10
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似	5
	成績・表彰	実績	5
		成績	30
		若手・女性	6
		表彰	5
計		100	106

●技術提案時点

評価内容	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	若手タイプⅡ(試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似	5
	成績・表彰	実績	2
		CPD	2
		成績	28
		若手・女性	6
		表彰	5
実施方針	業務理解度	業務理解度	20
		実施手順	20
	その他		10
			10
計		100	106

◆近年の取り組み

- ・平成30年度(試行開始)
実施件数15業務(全参加者45者 活用品者35者 うち受注者13者)
- ・令和元年度
実施件数27業務(全参加者100者 活用品者60者 うち受注者20者)
- ・令和2年度
実施件数17業務(全参加者54者 活用品者32者 うち受注者14者)
- ・令和3年度(12月末時点契約済み業務)
 - ◆男性技術者
実施件数16業務(全参加者58者 活用品者29者 うち受注者9者)
 - ◆女性技術者(令和3年度より試行開始)
実施件数16業務(全参加者58者 活用品者5者 うち受注者3者)
- ・令和4年度も継続

【参考①】

◎R3活用実績(四国内本店企業:2社、四国外:1社)

【参考②】

◎技術系女性社員の割合、(一社)建設コンサルタンツ協会調べ

・全国:技術系社員数 男性21,843人(86%)、女性3,564人(14%) ※R3年2月調査結果

・四国支部:技術系社員数 男性775人(85%)、女性132人(15%) ※R1年度調査結果

◎管理職の技術系女性社員の割合

・全国:男性7,355人(97.4%)、女性197人(2.6%) ※R3年2月調査結果

・四国支部:男性177人(98.9%)、女性2人(1.9%) ※R1年度調査結果

【実態】若手・女性・シニアなどの担い手確保・育成の好事例が実現している。

【要望】好事例の水平展開を要望します。

【好事例③：東北地整】シニア技術者活用

～シニア技術者の活躍に向けて～

- 適正な品質を確保する上で照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験を生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直し。

照査技術者の配置要件

現行

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験と成績が必要
(過去5年内の同種・類似業務)



見直し

継続

管理技術者、もしくは担当技術者としての実務経験および業務成績が必要
(過去5年内の同種・類似業務)。

もしくは ←新たに追加

- ① 過去5年の同種・類似業務の照査技術者としての実務経験
- ② 上記の経験業務の実績は70点以上であること

問題・課題

年齢から足腰が弱くなったり、定期的な通院や親の介護などで現場に出られない技術者は、もう業務には携われない。そうすると会社に自分の居場所が無くなってしまふ。



シニア技術者

やる気が出てきたぞ!!



【実態】北九州市における若手・女性技術者表彰制度の創設

【要望】好事例の全国への水平展開を要望します。

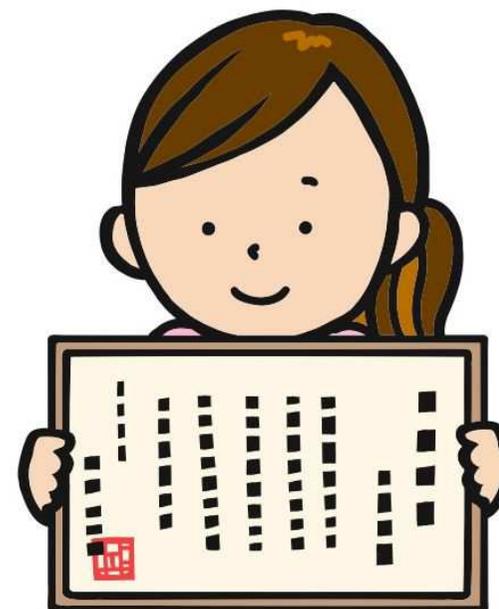
【好事例④：北九州市】若手・女性技術者表彰制度

【概要】

建設業の担い手の確保・育成に向けた取り組みの一環として設計業務委託の若手・女性技術者表彰制度

【対象】

市発注の契約金額500万円を超える土木・建築・設備の設計業務を受注したコンサルタントに所属する満40歳以下の若手技術者、女性技術者のうち、業務の成績75点以上、当該業務を中心的に執行した管理・担当技術者を対象



【期する効果】

若手・女性技術者の技術力の向上
若手・女性技術者のモチベーションアップ
業界の担い手の確保・育成

I. 担い手確保・育成のための環境整備(4)の詳述

【実態】事業促進PPPの課題に対して、本省協議により鋭意課題解消に取り組み中。課題のうち、「受注制限の緩和」については、事業促進PPP方式の運用ガイドライン改正版(R3.3)に明文化して頂いたが、実際の運用は関東地方整備局を除いて展開されていない。

【要望】全国への水平展開を要望します。

【好事例】事業促進PPP業務制度改善(受注制限の緩和)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
事業促進PPP 制度改善			○						

■事業促進PPPの運用ガイドラインの改正状況

事業促進PPPの運用ガイドラインは、R3.3に改正され、「受注制限の緩和」が明文化された。

4.2.2 受注インセンティブの向上

事業促進PPPの受注インセンティブ向上のため、工区内の業務については、公平中立性へ配慮が特に必要とされる業務を除き、**受注制限を緩和できる。**

■実運用の事例(関東地方整備局) R2年度試行開始され継続

【趣旨】 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】 事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】 発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「**発注者支援業務等**」から「**調査設計資料作成業務**」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(~R1.12)
 工事：不可(設計・施工分離原則)
 業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12~)
 工事：不可(設計・施工分離原則)
 業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**
 ■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在
緩和②(R3.1~)
 工事：不可(設計・施工分離原則)
 業務：調査設計資料作成業務(行政事務補助)は**不可**
 設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

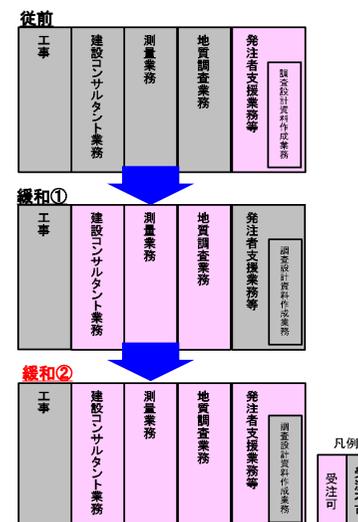
【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7 公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

4.2 課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。



発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれ
- 工事監督支援業務に準じる業務

(1) (国) プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善

- ①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定（斜め象限図）」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用
 - ・ 難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加※
※追加方法例：斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大など
 - ・ 価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加
- ②総合評価落札方式における落札率の改善
- ③改正された業務成績評定の適切な運用※と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰（表彰内容・表彰率）の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等
 - ※業務成績評定の運用改善例：年度跨ぎ業務の適正な評価など
- ④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用
 - ・ 試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等
 - ・ 本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

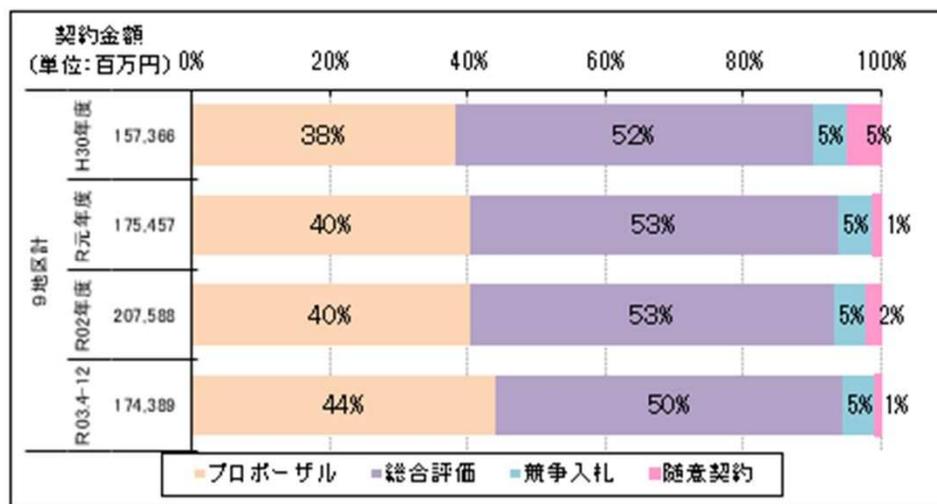
Ⅱ. 技術力による選定(1)①の詳述

【実態】プロポーザル方式の発注は前年より微増、総合評価落札方式での発注は微減
【要望】技術力が競えるように、価格競争入札のプロポーザル方式や総合評価落札方式への移行など業務内容に応じた適正な発注方式の選定を要望します。

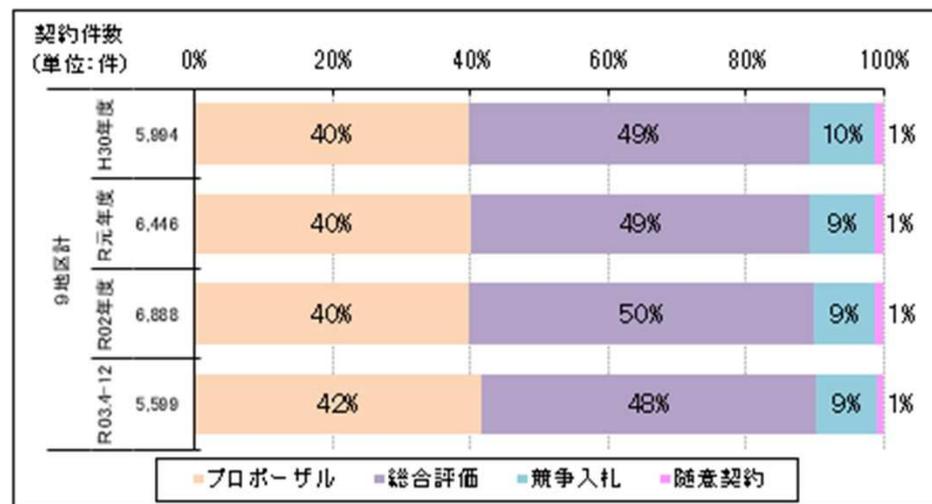
◆発注方式別の発注状況(契約金額構成比率・契約件数構成比率)の推移

- ・プロポーザル方式での発注は、平成30年度から令和3年度(4月～12月)にかけて若干の増加傾向になっている。
- ・一方、総合評価落札方式での発注は、平成30年度から令和3年度(4月～12月)にかけて微減となっている。

国土交通省における発注方式の構成比率(契約金額)の推移
(H30年度～令和3年度4月～12月)



国土交通省における発注方式の構成比率(契約件数)の推移
(H30年度～令和3年度4月～12月)

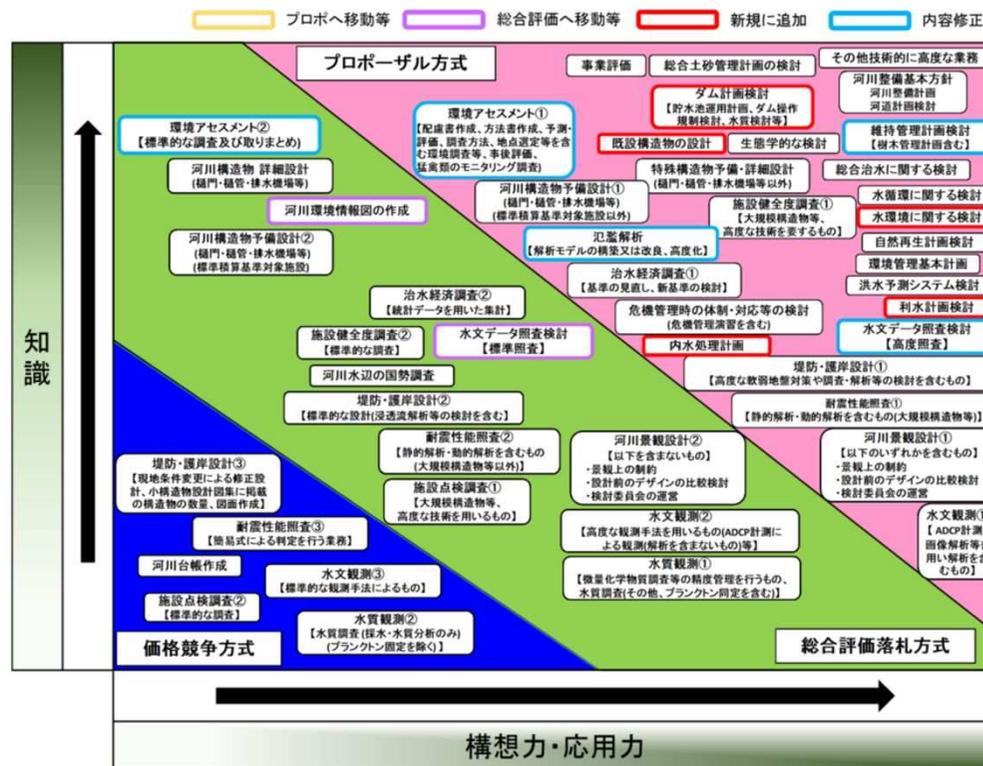
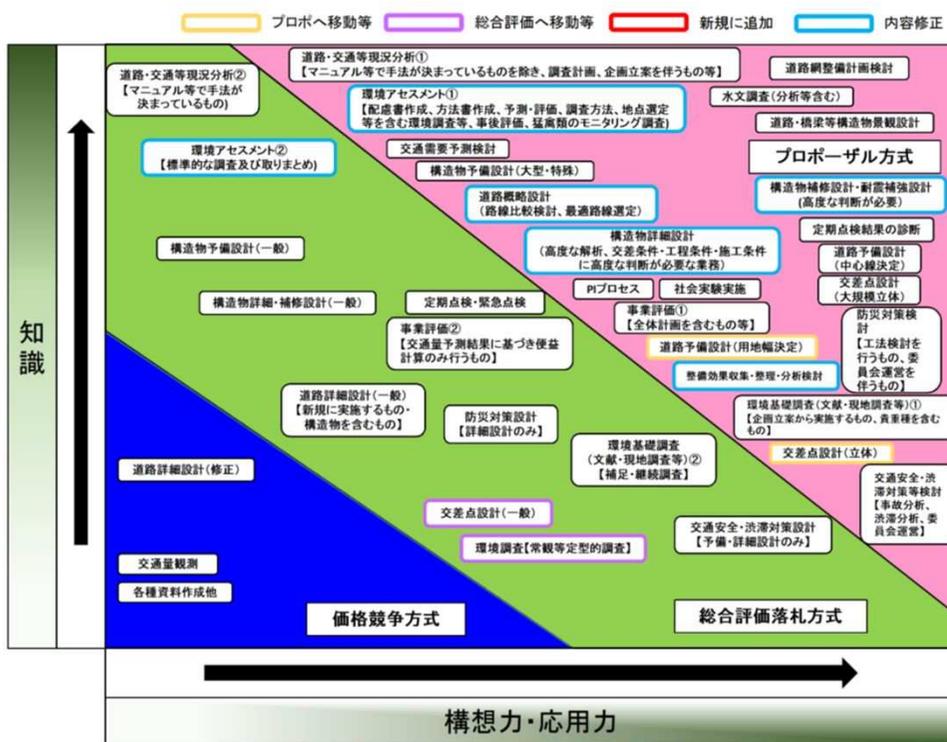


Ⅱ. 技術力による選定(1)①の詳述

◆業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)

【斜め象限図(道路事業)の見直し検討案】

【斜め象限図(河川事業)の見直し検討案】



◆今後のプロポーザル拡大に向けての検討

- ①設計規模や技術的な難易度以外にも、プロポーザル方式の適用が望まれる業務の検討(マネジメント系業務、検討業務など)
- ②災害時の対応など、地域コンサルタントの活用に関わる、プロポーザル方式適用の可能性検討
- ③斜め象限図等、適切な入契制度選定に向けたツールや活用方式の検討(斜め象限図を補完するチェックリスト等適切なツールによるプロポーザル方式の採用拡大)

Ⅱ. 技術力による選定(1)④の詳述

【実態1】「国土交通省登録資格」は現在328資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。

【実態2】評価の見直し(案)は、技術士・博士の資格に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組み合わせて、単純に加点を行う評価方法とし4月より試行を開始している。

【要望1】協会としては、試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等を要望します。

例) 良い組合せと考えられる組合せ : 橋梁点検業務 → 技術士(鋼コン) + 国土交通省登録技術資格(道路橋点検士)
 検討が必要と考えられる組合せ : 道路設計業務 → 技術士(道路) + 国土交通省登録技術資格(RCCM(道路))

【要望2】本格導入については、余裕をもったスケジュールでの導入をお願いします。

<評価例>

現行		見直し(案)	
① 技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)あるいは業務に該当する部門)博士(工学)	5点	① 技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)あるいは業務に該当する部門)博士(工学)	(1) 8点 <u>①+②</u>
② 国土交通省登録技術者資格業務に応じた施設分野で評価	3点	② 国土交通省登録技術者資格業務に応じた施設分野で評価	(2) 5点 ①
③ RCCM、土木学会(特別上級、上級、1級)ただし、②を除く	1点	③ RCCM、土木学会(特別上級、上級、1級)ただし、②を除く	(3) 4点 <u>②+③</u>
④ 上記以外	評価しない	④ 上記以外	(4) 3点 ②
			(5) 1点 ③
			評価しない

※国土交通省: 令和3年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会資料より

(2) (地方自治体) 発注方式の改善 (技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)

改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取り組みを強化

- ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加
 - ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
 - ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進)
 - ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論
- ②見積徴取時の予定価格設定方法※の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示
 - ※価格設定方法: 最低値ではなく、中間値・平均値以上での設定
- ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)
- ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表)
- ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進

(3) (国・地方自治体) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

- ①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進
- ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進※
 - ※適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入: 例えば、現地作業が必要となる業務、地元及び関係行政機関等との協議・調整が頻繁に必要となる業務など
- ③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進

◆地方自治体における発注方式の選定状況

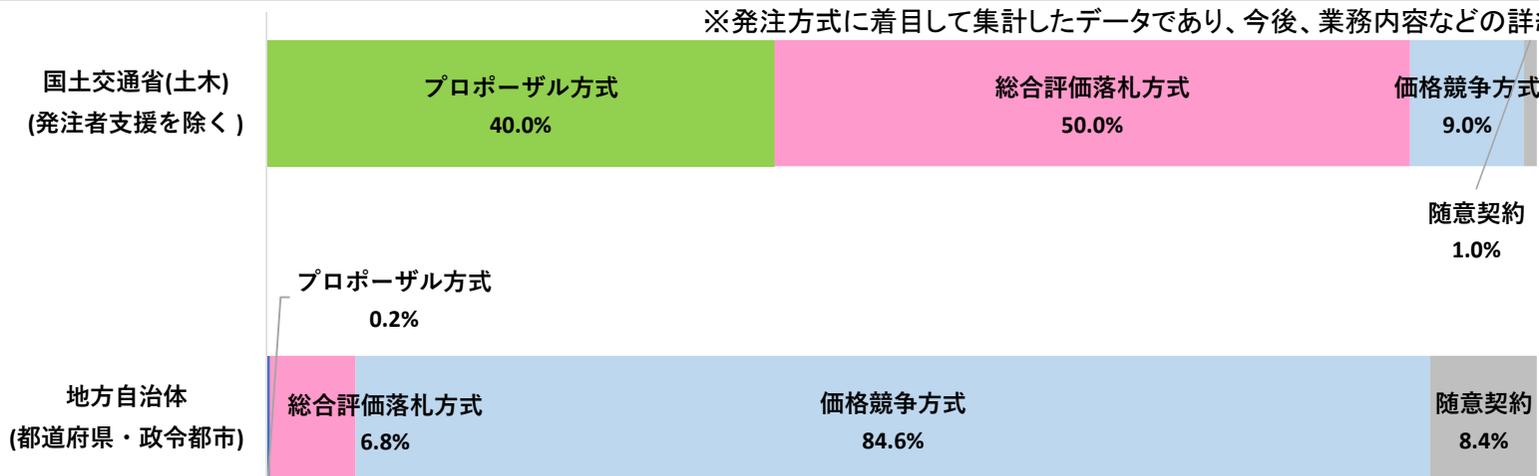
■地方自治体における発注状況の実態(令和2年度データ)

一国土交通省と地方自治体における発注方式別の発注件数割合の相違一

【実態】地方自治体における発注方式は総合評価落札方式が若干増加しているが、価格競争方式が85%を占める状況にある。

【要望】地域の実情に応じた取り組みによる、技術力競争の拡大を要望します。

※発注方式に着目して集計したデータであり、今後、業務内容などの詳細な分析が必要



※出典 ・ 国のデータ (R2 データ) : 建設コンサルタンツ協会調べによる(土木コンサルタント業務 (発注者支援を除く))

・ 自治体のデータ (R2データ) : 建設コンサルタンツ協会調べによる推定

総合評価落札方式の発注が多い都道府県・政令都市(100件超)

1.長野県:Ⅱ	554件(65.5%)	6.奈良県:Ⅱ	161件(19.5%)
2.岩手県:Ⅱ	263件(49.3%)	7.鳥取県:Ⅱ	146件(43.1%)
3.宮城県:Ⅱ	251件(37.8%)	8.静岡県:Ⅱ	113件(14.8%)
4.秋田県:Ⅱ	207件(32.1%)	9.東京都:Ⅲ	112件(14.8%)
5.三重県:I	163件(35.2%)	10.滋賀県:Ⅱ	100件(24.7%)

総合評価方式による発注の多い自治体の取り組みについて調査予定

総合評価には

全てに技術提案アリ:Ⅰ型(13)、

一部に技術提案アリ:Ⅱ型(23)、

実績評価型:Ⅲ型(4)

などあり

():自治体数

():各自治体における総発注件数に対する割合、赤字:2か年継続掲載自治体

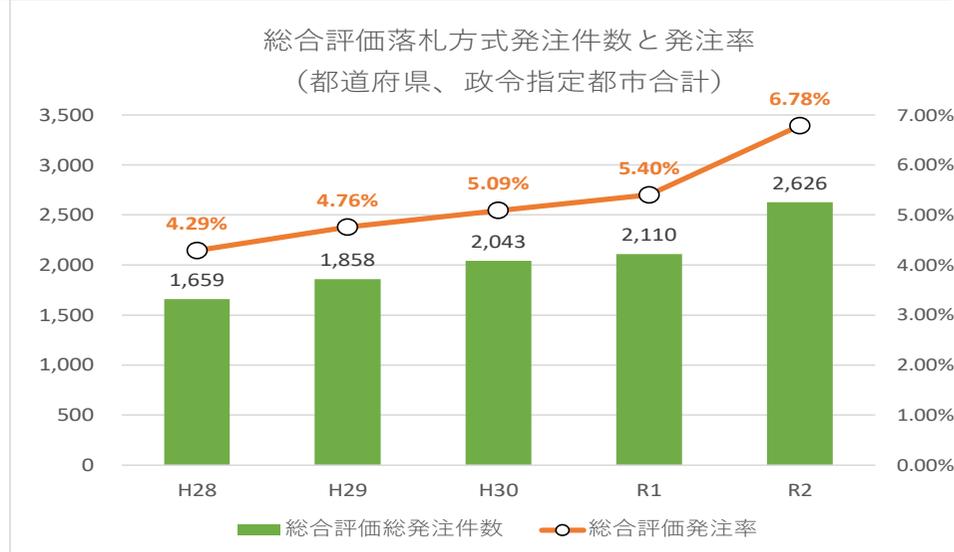
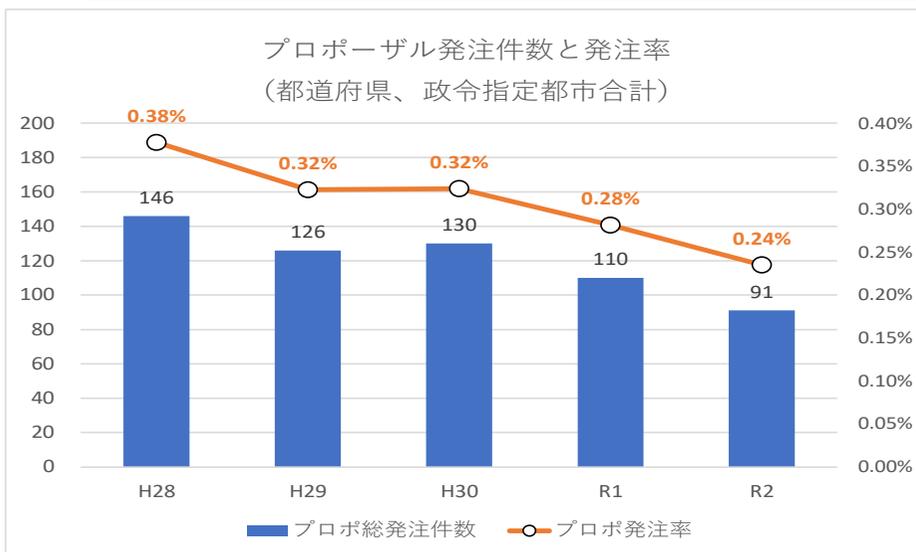
◆地方自治体における発注方式の選定状況

■地方自治体における過去5年間の発注状況の推移と制度の導入状況

【実態①】プロポーザル方式での発注件数、発注率ともに低下傾向にある。また、総合評価落札方式による発注件数、発注率ともに増加傾向にある(特にR2の増加が顕著)

【実態②】プロポーザル制度、総合評価落札制度の制度未導入自治体は、依然少なくない。

【要望】各制度の導入ならびに技術力競争案件の拡大を要望します。



R2プロポーザル制度のない自治体

都道府県	9県 (19%)
政令指定都市	12市 (60%)

R2総合評価落札制度のない自治体

都道府県	12県 (26%)
政令指定都市	14市 (70%)

Ⅱ. 技術力による選定(2)・(3)の詳述

**【実態：試算】自治体の価格競争案件に対して、協会試算※1によると
プロポーザル方式約30%、総合評価落札方式約40%、価格競争方式約30%に再分類できる。**

業務内容を精査すると、

今後のインフラのあり方を左右する計画・調査業務、技術的に高度な検討を要する詳細設計業務などがある。

※1：建コン協16社の発注額2千万以上の自治体発注の価格競争案件に対し、斜め象限図を参考にプロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式に再分類

【要望】地域の魅力向上、業界の魅力向上、社会への貢献に資する技術競争案件の拡大を要望します

自治体技術力競争案件が拡大すると



◆地方自治体における発注方式の選定状況

■地方自治体の見積徴収による予定価格設定における設定方法

【実態】見積徴収による予定価格設定において最低値採用の自治体がある。

【要望】平均値または最頻値の採用を要望します。

平均値・最頻値採用自治体の状況（採用自治体／見積徴収自治体）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
道府県	1/1	5/6	7/9	0/3	3/4	7/7 (追:京都)	5/5	4/4 (追:香川)	7/8 (追:大分)	39/47 (83%)
市	1/1	0/1	4/5	0/1	3/3	2/4	2/2	—	2/3	14/20 (70%)
計	2/2	5/7	11/14	0/4	6/7	9/11	7/7	4/4	8/11	52/67 (78%)
備考			栃木県R3.10 予定			大阪市・神戸市不明			大分県R3.4 ～	

都道府県で約2割、市で約3割が最低値を採用している状況。

⇒平均値または最頻値の採用を要望。

(1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み

- ①受発注者合同現地踏査の実施
- ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化※及び受発注者双方が効果的な運用・活用
※明確化例：業務公示時の特記仕様書に添付
- ③品質確保・向上に資する施策の継続的改善（的確な条件設定・確認、照査の充実等）
 - ・ 施工条件明示チェックシートの試行拡大
 - ・ 第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化※
※コンサルタントが実施する照査体系（時期、役割、照査内容、責任範囲）の見直し
 - ・ BIM/CIM設計照査シートの充実（IVにて詳述）

【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】

- ・ 履行期限（納期）の平準化と標準履行期間の確保への取り組み強化（I(1)①）
- ・ 「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更（I(3)③）
- ・ 計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底（I(1)②）

(2) 詳細設計及び三者協議等における総合的な品質の確保

- ①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
 - ・ 施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消（見積り等による実態に即した費用計上）
 - ・ 特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い※、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更
※取扱い：任意は参考図、指定は設計図
- ②詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）における追加業務や修正設計の適切な実施（工期の設定）と費用計上

◆条件明示チェックシートの活用状況

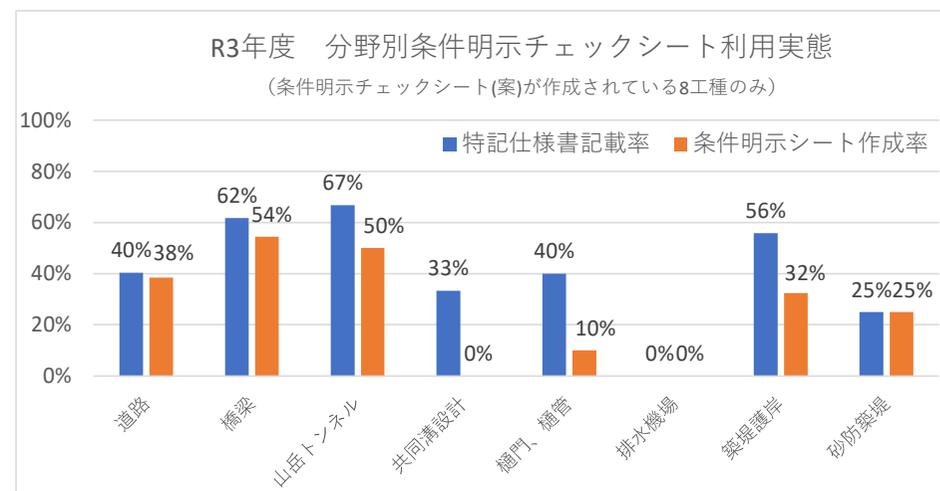
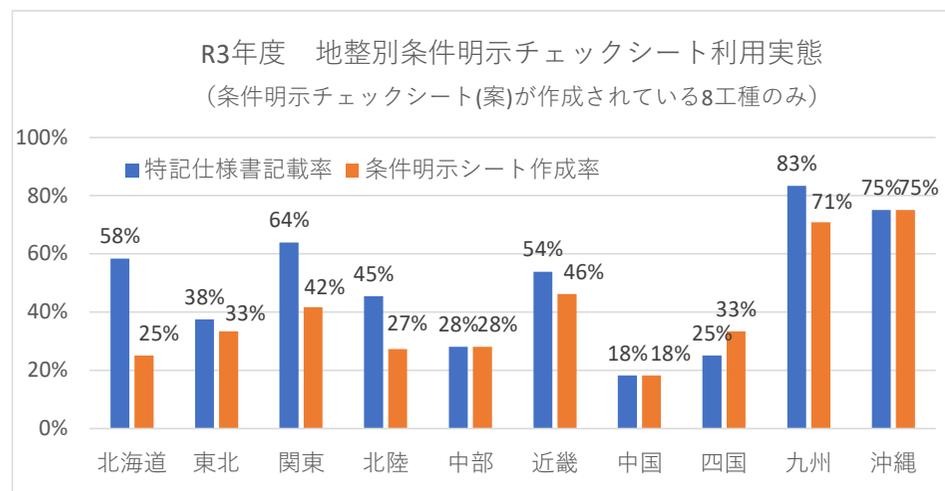
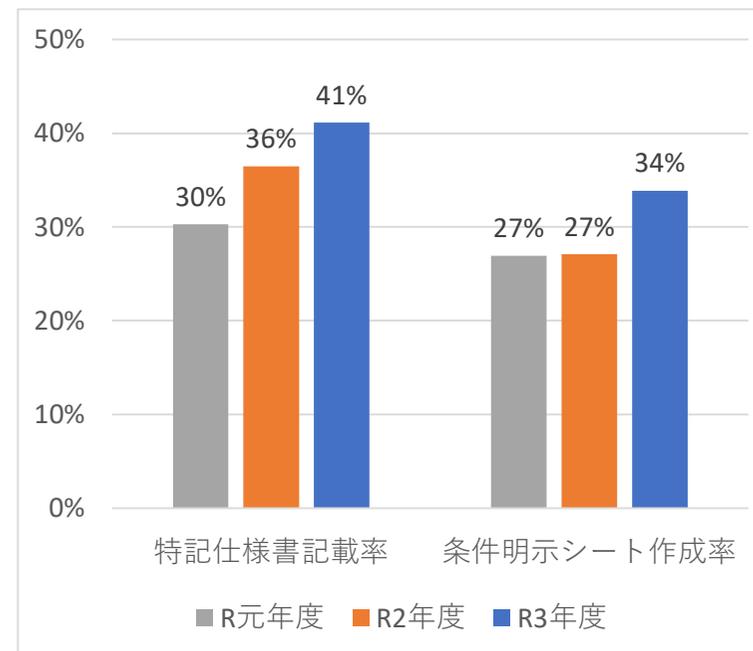
【実態】条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率、シート作成率ともに低迷している。

【条件明示チェックシートの利用実態】

- 条件明示チェックシート貸与の特記仕様書記載率や業務での作成率は向上しているが、未だ低調である。
- 九州、沖縄で特記記載率、作成率ともに高い。
- 橋梁、山岳トンネルで作成率は比較的高いが、業務数が多い道路、築堤護岸は低い。

【R3意見交換事項】

- 作成率向上策（特記仕様書への記載の徹底、受発注者意識啓発）
- 効果的な活用方法の周知徹底



Ⅲ. 品質の確保・向上(1)②の詳述

【実態】条件明示チェックシートの特記仕様書への記載率、シート作成率ともに低迷している。
【要望】条件明示チェックシート活用に向けて、ガイドラインへの記載など促進策の実施を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
ガイドラインへの記載				○②		○③			
協会チラシの現場への配布	△	○①	△	△	△	△	△	△	△

協会チラシの凡例 ○:事務所まで配布 △:局まで配布 未:未依頼 調:調査中

発注者名	取り組み内容(上記好事例を含む)
東北地整	<ul style="list-style-type: none"> 協会チラシを各現場事務所へ配布し、周知(好事例①) R3.5に「令和3年度 設計業務等の品質確保対策(通知)」、R3.12に「補正予算および早期発注に伴う業務発注手続き等の留意点(事務連絡)」にて条件明示の徹底を通知。 半期毎に開催の副所長会議、R4.3積算担当者会議にて周知。
関東地整	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価公告時の提示に関し各事務所にヒアリングし改善を指導。 発注事務所から業務受注者に対して条件明示チェックシートの活用にかかるアンケートを実施
北陸地整	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン(冊子:良くわかる設計業務等の品質確保)を周知・配布し、受発注者双方に条件明示チェックシートの活用を周知(好事例②) 業務発注前に「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催し、明示すべき設計条件について、設計条件が確実に反映できているかを条件明示チェックシートを用いて副所長以下の複数の視点で確認。
近畿地整	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに条件明示チェックシートの活用を記載(好事例③)
四国地整	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度実態を把握し、活用率の進まない理由を分析。 全ての設計業務において活用が図られるように令和4年度特記仕様書への記載例を検討している。

ここでいう、好事例とは、協会チラシの活用と複数の地整での取り組み

Ⅲ. 品質の確保・向上(1)②の詳述

【実態】条件明示チェックシートの現場への普及促進のため、協会において、現場での普及促進チラシを作成し、意見交換会にて活用を依頼

【要望】現場への普及促進チラシによる、条件明示チェックシートの有効活用を要望します。

【好事例①】：東北地整【現場への協会チラシの配布

(案) 条件明示チェックシートの作成率が低い状況
— 手戻り発生、品質の低下を懸念 —

条件明示チェックシートの入札公告時の提示や初回打合せ時における確認徹底により作成率の向上を要望します

■条件明示チェックシートの運用実態と要望

実態 特記仕様書への記載、条件明示チェックシートの作成率ともに低く、適切な運用がされていない状況

要望 条件明示チェックシートの適切・効果的な活用のため、下記のような運用を要望します

1. 提示率の向上

- 入札公示時に条件明示チェックシートを参考資料として添付 (好事例①)：下記の関東地整の取組み参照)
- 初回打合せ時での受発注者での確認徹底 (確定条件と未確定条件の確認)

2. 実行可能な運用の一部改善案

- 未確定条件を業務執行中に明確にして、確認することによる活用 (好事例②)：協会の取組み参照)
- 業務終了時の未確定条件については、施工業者等への申し送り事項として活用

※建コン協会調査結果による
対象業務：各年度に完了した国土交通省 詳細設計業務
業 務 数：R1/208、R2/191、R3/248

■提示率の向上 (全国の取組み)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
ガイドラインへの記載				○②		○③			
協会チラシの現場への配布	△	○①	△	△	△	△	△	△	△

協会の取組み：○ 事例発表まで配布 △ 配布まで配布 未：未発表 談：談話中

発注者名	取組み内容(上記好事例を含む)
東北地整	<ul style="list-style-type: none"> 協会チラシを各現場事務所へ配布し、周知 (好事例①) R3.5に「令和3年度 設計業務等の品質確保対策 (通知)」、R3.12に「補正予算および早期発注に伴う業務発注手続き等の留意点 (事務連絡)」にて条件明示の徹底を通知。 半期毎に開催の副所長会議、R4.3開催担当者会議にて周知。
関東地整	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価の自評の提示に関し各事務所へヒアリングし改善を指導。 発注事務所から発注受注者に対して条件明示チェックシートの活用にかかるアンケートを実施。
北陸地整	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン(冊子)と良くなる設計業務等の品質確保)を周知・配布し、受発注者双方に条件明示チェックシートの活用を周知(好事例②)。 業務発注前に「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催し、明示すべき設計条件について、設計条件が確実に反映できているかを条件明示チェックシートを用いて副所長以下の複数の視点で確認。
近畿地整	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに条件明示チェックシートの活用を記載(好事例③)。
四国地整	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度実績を把握し、活用率の進まない理由を分析。 全ての設計業務において活用が図られるように令和4年度特記仕様書への記載例を検討している。

ここでいう、好事例とは、協会チラシの活用と併発の他種での取組み

(案) 条件明示チェックシートの作成率が低い状況
— 手戻り発生、品質の低下を懸念 —

条件明示チェックシートの入札公告時の提示や初回打合せ時における確認徹底により作成率の向上を要望します

■実行可能な運用の一部改善案 (運用上の重要と考えるポイントと提案)

運用上の重要と考えるポイント

- ① 予備設計段階での受注者作成
- ② 予備設計段階での発注者確認
- ③ 発注者による関係機関協議内容の追加
- ④ 詳細設計発注段階で明示すべき設計条件の確認
- ⑤ 詳細設計の発注関係図書への条件明示
- ⑥ 業務着手時での「シート」の受注者への提示
- ⑦ 提示された「シート」に基づく「業務スケジュール管理表」作成
- ⑧ 業務途中の適切な段階での不足する条件の明示

提案

- ・業務終了時の未確定条件の申し送り事項と一体となった、報告書への記載
- ・完了検査時の発注者確認
- ・発注関係図書としての活用 (ex. 技術提案閲覧資料)
- ・「シート」による未確定条件を踏まえた業務計画書の立案 (業務計画書と業務スケジュール管理表への反映)
- ・業務実施中の「業務スケジュール管理表」更新による未確定条件の進捗管理 (打合せ記録簿への添付)
- ・業務終了時の未確定条件の申し送り事項と一体となった、報告書への記載
- ・施工業者への未確定条件の申し送り

■業務中の運用 (協会の取組み)

■条件明示チェックシートや業務スケジュール管理表を活用して得られた効果 (会員企業アンケート結果から)

- ✓ 業務着手時に確認することで適切な業務スケジュール管理表が作成できた。
- ✓ 発注時の未確定条件の対応者が受発注者間で明確にできた。
- ✓ 未確定条件を早期に確定させ、検討・設計に速やかに着手できた。
- ✓ 既往の調査検討内容が明確になり、必要な追加調査や設計検討に対する設計変更手続きが円滑となった。
- ✓ 施工業者への申し送り事項が明確になった。
- ✓ 条件明示時期が明確になるため、工期変更手続きが円滑となった。
- ✓ 業務責任範囲が明確になった。
- ✓ 十分な照査期間を確保することができ、高い設計品質が確保された (業務評定点向上、業務表彰受賞等)
- ✓ 条件明示の内容が明確にあるため、条件変更に伴う設計変更手続きが円滑となった。

◆品質確保・向上に資する施策の継続的改善(照査の充実等について)

- 【実態】詳細設計照査要領、赤黄チェックは、品質確保に有効に活用されている。
- 【要望】照査項目の追加や対象工種の追加など継続的な照査要領の充実を要望します。
- 【要望】施工条件明示チェックシートの試行と全国への水平展開を要望します。
- 【要望】第三者照査にはまだまだ課題や問題点があることから、改善を要望します。

◆照査全般(詳細設計照査要領、照査技術者による照査、赤黄チェック)について

＜要望＞ 詳細設計照査要領及び赤黄チェック等の照査に関する施策については、有効に活用され、品質確保に役立っていることが伺えるが、照査項目の追加や対象工種の追加等の照査要領の継続的な充実を要望

◆施工条件明示チェックシートの活用による確実な情報共有

詳細設計から工事におけるミス防止の一対策として、**施工条件明示チェックシート(案)の利活用について、関東での試行を検討中**

◆第三者照査(工種:橋梁)の実態調査結果(問題点・課題)について

問題点・課題	主な意見
①照査範囲・項目が不明確 照査方法・基準が不明確	<ul style="list-style-type: none"> ●本来、この類の照査は発注者が行うべきであるが、コンサルタントに委託する場合は、橋梁全体の照査をするのではなく、ピックアップ(例:橋脚数6基1基)等により、できるだけ第三者照査のボリュームを縮減すべきだと思います。 ●第三者照査はH29道示改定に伴う照査のはずが、計算書・図面・数量の整合性チェックが加えられ、細部寸法や数量算出結果まで照査するか否かが不明確(事務所によって考え方が異なる)である。 ●事務連絡の特記案に記載のない「H29詳細設計照査要領」に基づく照査が特記に加えられ、作業負荷が増えている。
②照査に対する責任が不明確	<ul style="list-style-type: none"> ●電算内部のチェックまでは行わない(Wチェックは元設計会社が行う)ため、設計結果の照査責任は負えないことを記録簿に残したいが、今現在、受け入れてもらえていない。
③照査期間が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ●特記仕様書にある程度何に着目するか記載がある(全国同じかもしれませんが)ので、最低限それを網羅していれば良いと思っている。ただし、最近の照査計算、第3者照査、CIM活用は成果品がある程度完成してから行うもので非常に時間がかかるが、その時間が当初設計工期に見込まれていないのが現状である。上記3点についてはしっかり時間を確保できる工期設定での発注を望む。

Ⅲ. 品質の確保・向上(2)①の詳述

◆指定仮設と任意仮設の取り扱い

【実態】指定仮設と任意仮設の区分や責任の所在、設計図の取り扱いがばらばらな場合があります。

【要望】指定仮設・任意仮設の取り扱いの明確化(責任所在の明確化、歩掛改善)などを要望します。

【実態】近畿においては、指定仮設の取り扱いを特記仕様書への明記が実現しています。

【要望】先進事例(特記への明記)の水平展開と特記への扱いの明記工種の拡大を要望します。

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
設計業務等標準積算基準への扱いの明記					○				
特記仕様書への扱いの明記						○			

【設計業務等標準積算基準への明記】

【好事例：近畿地整】

○：H31年度実現、○：R3年度実現

第3編 土木設計業務

道路詳細設計(A)における例

- 2-3 道路詳細設計
- 2-3-1 道路詳細設計(A)
- (1) 標準歩掛

道路詳細設計(A)は、与えられた平面図(縮尺 1/1,000 線形入り)、縦横断面ならびに予備設計成果にもとづいて、道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物(設計計算を必要としないもの)の設計を行い、各工種別数量計算を行う。
(予備設計あり)

区 分	種 別						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画及び施工計画		0.5	0.5	1.0	2.5		
現地踏査				0.5	1.0	1.0	
平面縦断設計			0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
横断設計				0.5	1.5	2.5	5.0
道路付帯構造物・小構造物設計				0.5	1.0	2.5	4.5
仮設構造物・用排水設計					1.0	2.0	
設 計 図						3.0	5.0
数 量 計 算				0.5	1.5	3.5	5.0
照 査			0.5	1.5	2.0	3.0	
報 告 書 作 成			0.5	1.5	2.0	1.0	
計 算	0.5	2.0	7.0	14.5	20.5	21.5	

- (注) 1. 交差する道路が2車線(対面)未満の交差点設計は含まれる。
2. 新設及び改良区間を対象とする。
3. 原簿計算及び暫定計画の設計は含まない。
4. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。
5. 予備設計とは、道路予備設計(B)及び道路予備修正設計(B)をいう。
6. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。
7. 単独区間あたりの設計延長が1km未満の場合においては、次式によるものとする。
設計歩掛=標準歩掛×(0.5×設計延長(km)+0.5)
※単独区間毎に算定し、計上する。

8. 仮設構造物・用排水設計に指定仮設を検討する場合は、本歩掛を適用せず別途計上する。

※赤黄チェック：成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図-設計計算書間、設計図-数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークを付する等によりわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査手段

5. 下記の小構造物設計が必要となった場合においては、展開図を作成するものとする。

- 1) 石積み
- 2) ブロック積み擁壁
- 3) 重力式擁壁

6. 仮設構造物設計が必要となった場合においては、下記の項目の構造計算、断面計算を行うものとする。

- 1) 擁壁の土留工

なお、指定仮設による検討が必要な場合は、調査職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

7. 数量計算は土木工事数量算出要領(案)(近畿地方整備局)に基づき作成するものとし、数量計算の取りまとめ区分は調査職員と協議し決定するものとする。

8. 数量の集計にあたっては下記のとおり行うものとする。

- 1) 数量の算出結果は、所定の数量集計表様式(案)(以下「数量集計表」という)に基づき成果報告書にとりまとめるものとする。
- 2) 数量集計表は、調査職員の指示するファイル形式で作成するものとし、別途CD-RまたはDVD-Rでも提出するものとする。
- 3) 提出する成果品は、共通仕様書6427条成果品一覧表に定めるものとする。

9. 本業務における基本事項の照査は、下記に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、共通仕様書第1108条第2項第6号に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- 1) 業務計画書の作成時

令和3年度 西舞鶴道路詳細設計等業務の特記仕様書抜粋より

(3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

①設計者・施工者連携方式※の検討等合理的な入札契約制度の選定

※設計の受注者が工事段階で関与する方式、工事の受注者が設計段階から関与する方式（E C I方式）

- ・ E C I方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用

②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上

- ・ 点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定
- ・ 補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更

③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用

④地方自治体のメンテナンス事業の促進

- ・ 技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用
- ・ 点検・診断等業務に関わる登録技術者資格（RCCM等）の活用
- ・ 道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進

Ⅲ. 品質の確保・向上(3)①の詳述

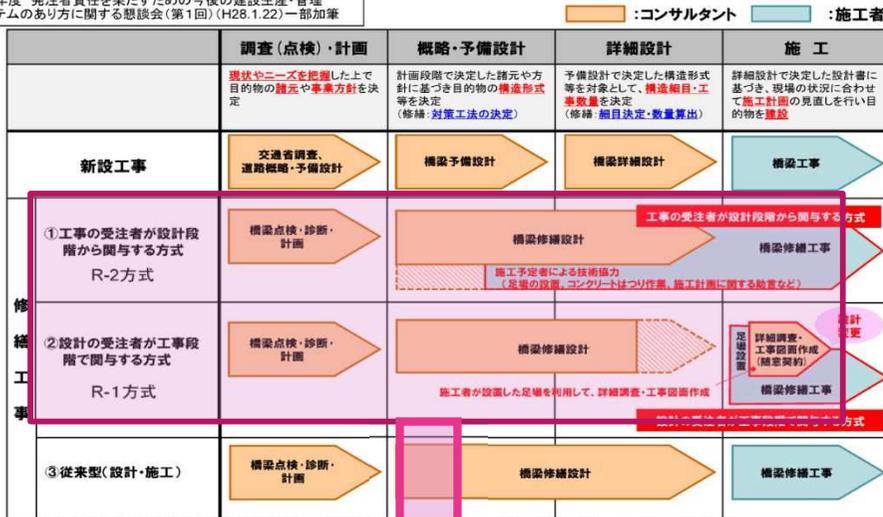
◆橋梁修繕事業における入札契約方式の選定—橋建協・PC建協との共同検討—

【実態】橋建協・PC建協と共同で設計者・施工者の連携する契約方式を試行が実現

【要望】全国での試行の拡大を要望します。

橋梁修繕事業における入札契約方式の選定

H27年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)(H28.1.22)一部加筆



※「維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案) 平成27年3月」公益社団法人土木学会 建設マネジメント委員会」に加筆・修正

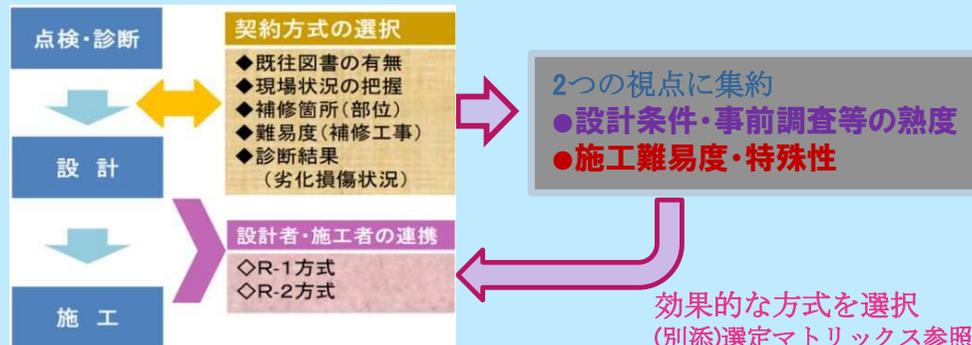
【要望】さらなる試行の拡大
(設計者と施工者が連携する契約方式：R-1方式、R-2方式)

施工難易度や特殊性、設計条件・事前調査等の熟度などから優位性がある方式で試行

⇒(別途参考)契約方式選定マトリックス

■契約方式の選択

- 設計業務の発注前(点検・診断後)に選択
- 選択の視点は下図の通り



※R-1方式:設計の受注者が工事段階で関与する方式
※R-2方式:工事の受注者が設計段階から関与する方式

(1) DXの推進

- ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進
 - ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
 - ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進
 - ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
 - ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化、WEB公開などの推進
- ②i-ConおよびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上)
 - ・3次元モデル成果物作成要領(案)の充実(業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大)
 - ・BIM/CIM設計照査シートの充実※
 - ※対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「施工条件明示チェックシート」との整合性の確保
 - ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIMポータルサイトの活用)
 - ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方の検討の促進
 - ・BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進

(2) DXの推進の費用面での環境整備

- ①BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
 - ・「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM使用料」の計上
- ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し
 - ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し

(3) 「成長と分配の好循環」の実現

- ・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施

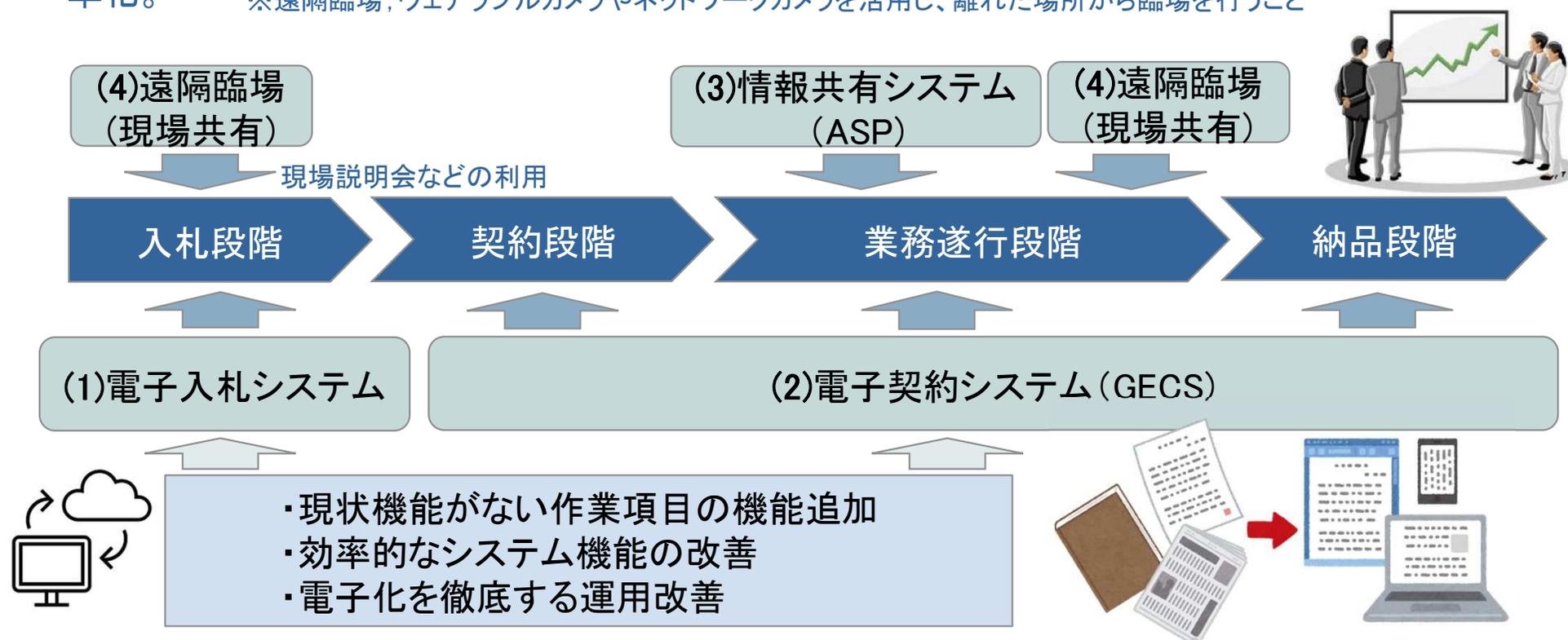
入札・契約段階、業務遂行段階、納品段階の電子化により効率化を図る「あるべき姿」

【入札・契約段階、納品段階での作業・書類の完全電子化】

- 電子入札システム、電子契約システムを活用して「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報共有化」「移動・郵送等の時間短縮」を図り、業務を効率化。

【業務遂行段階における電子活用】

- 情報共有システム(ASP)を積極的活用して「事業・業務情報等に関する電子化」「情報共有化」を図り、業務を効率化。
- 遠隔臨場を積極的活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」を図り、業務を効率化。
※遠隔臨場; ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、離れた場所から臨場を行うこと



【要望】入札段階での作業・書類の完全電子化を実現できるように要望します。

(1) 【電子入札システム関連作業・書類の完全電子化】

課題	対策提案
<p>■電子入札システムへの機能追加 《国土交通省への要望》</p>	<p>①「参考見積書提出」「履行確実性ヒアリング通知」「ヒアリング通知」は、メールや郵送での提出、およびFAXや電話での通知を廃止、電子入札システムを活用し、電子データ提出に変更</p>
<p>■電子入札システムの改修 《国土交通省への要望》</p>	<p>②「参加表明書」「技術提案書提出」は1段階提出とするアップロードシステムの操作性を改善</p> <p>③「公示資料の入手」「一次選定通知」「歩掛開示通知」「質問回答開示」は稼働時間外の入手を可能とする変更システム改修</p> <p>④「質問書提出」において案件名称や案件番号で検索できる機能を持ったシステム改修</p>
<p>■電子入札システムの運用改善 《発注担当者への要望》</p>	<p>⑤「参考見積依頼」「歩掛開示通知」「質問回答通知」「文書差替え通知及び入手」は通知メールを行う運用変更</p> <p>⑥「参考見積依頼」「歩掛開示通知」は、メールやFAXによる送受信を廃止し、電子入札システムによる電子データを送受信する運用変更</p> <p>⑦「公示資料入手」「歩掛開示通知」「質問回答開示」「文書差替え通知」は、入札直前通知を廃止、入札開始日の3営業日前の通知・開示に運用変更</p> <p>⑧「資料閲覧」、は訪問閲覧を廃止、関東地整や近畿地整などで行われているクラウドシステムなど活用した電子化対応とし、統一的に運用変更</p>

【要望】契約段階での作業・書類の完全電子化を実現できるように要望します。

(2) 【電子契約システム関連作業・書類の完全電子化】

課題	対策提案
<p>■ 電子契約システムへの機能追加 《国土交通省への要望》</p>	<p>①「成績評定通知書」「年間委任状」は、郵送対応を廃止、電子契約システムを活用し電子データ提出に変更</p>
<p>■ 電子契約システムの改修 《国土交通省への要望》</p>	<p>②「着手書類提出」は電子データ容量制限を拡大するシステム改修</p>
<p>■ 電子契約システムの運用改善 《発注担当者への要望》</p>	<p>③「見積提出」において添付ファイルが要求されない運用変更</p>
	<p>④着手時、変更時、完了時など各段階で要する書類「着手書類提出」「調査職員通知書」「変更協議書・仕様書・数量総括表」「変更業務工程表」「担当技術者変更届」「調査職員変更届」「完了書類提出」「検査結果通知書」「再委託承認申請書」「再委託承諾書」「身分証発行申請書」は、書面、メール提出を廃止、電子契約システムによる電子データの送受信に運用変更</p>
	<p>⑤「決定通知」は白紙等が添付されている場合があり、フォーマットを統一化する運用変更</p>
	<p>⑥「保証書提出」は、原本郵送を廃止、電子契約システムによる電子データ提出とする運用変更</p>

【要望】業務遂行段階における情報共有システム(ASP)、遠隔臨場の積極的活用を要望します。

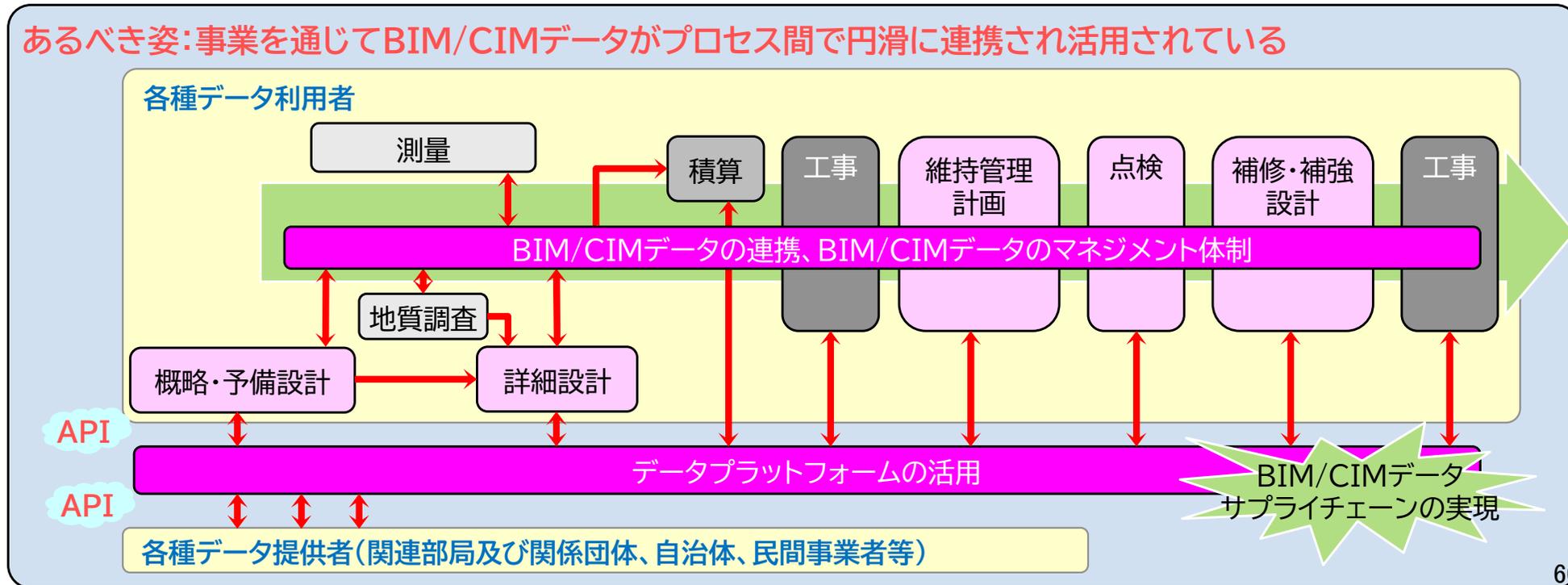
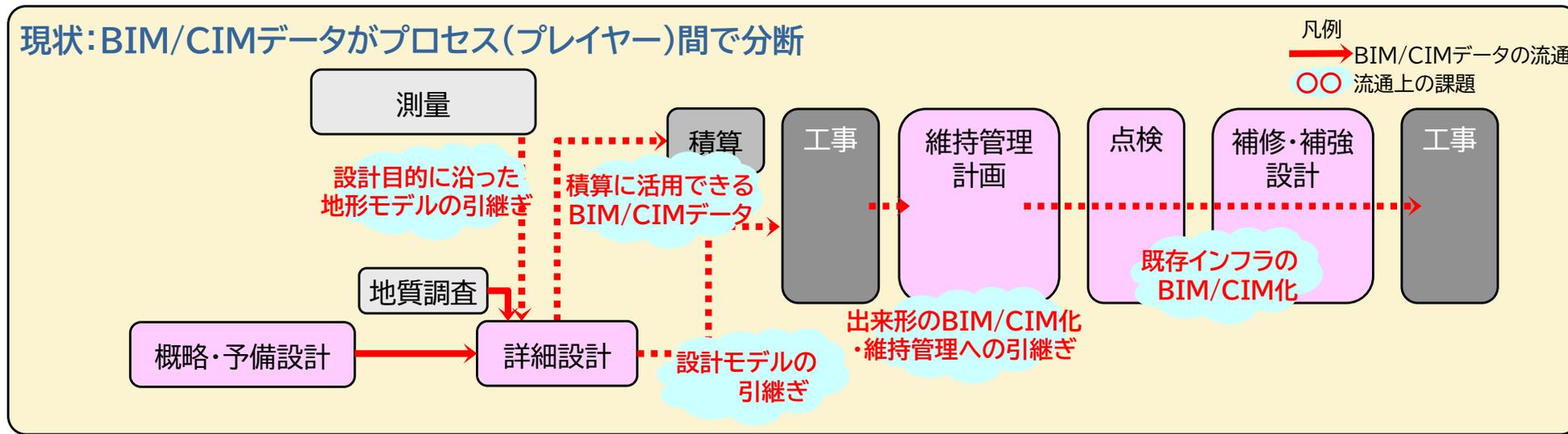
(3) 【情報共有システム(ASP)の積極的活用】

課題	対策提案
■ASPの活用推進 《国土交通省への要望》	①情報共有システム(ASP)を活用する機能要件等の特記仕様書への明記
■ASPの費用に関する改善 《国土交通省への要望》	②ASPの継続性と他業務での汎用に対応するため、発注者がASPを選定・準備する旨を特記仕様書へ明記
	③受注者側が用意する場合には、変更契約による利用料金の発注者負担の明確化
■ASPの操作性の向上と運用拡大 《国土交通省への要望》	④承認ルートの統一など運用ルールの設定(例えば、事業(路線)ごとに発注者側で同一の情報共有ツールを選定することで各業務が紐づけされ、体系的な情報共有が可能)
	⑤コンサルタント業務に対応したASPソフトの改善(使わない工事仕様機能の削除、提出書類を「打合せ簿発議」に集約するのではなく設計業務のフローにあった並びとする、等)
	⑥ASPを用いてデータの共有・更新を図るため、WEB会議でのASPの利用許可
■ISMAPに対して特段の申請手続きを行わず利用可能とする改善 《発注担当者への要望》	⑦国として安全性を評価・担保しているクラウドサービスの活用を促進する手続きの簡素化(国土交通省から発注担当者への活用案内)

(4) 【遠隔臨場の積極的活用】

課題	対策提案
■遠隔臨場のPRと活用推進 《国土交通省への要望》	⑧工事使用と同様な「要領の作成」
	⑨遠隔臨場の有効性を受発注者で共有する「試行業務」と「特記仕様書への明記」
	⑩遠隔臨場に代わる言葉の設定(例、リモート現場や遠隔による現場共有など)

【実態】BIM/CIMデータがプロセス間で分断、デジタル情報のサプライチェーンが構築されていない。



【要望】デジタル情報のサプライチェーンの構築および運用を実現できるように要望します。

(1) デジタル情報のサプライチェーンの構築

課題	対策提案
<p>■3Dソフトの開発目標の明確化 《国土交通省への要望》</p>	<p>①調査・設計・積算・工事・維持管理において、データ連携が適切にできる3Dソフトの開発目標として、bSJ (buildingSMART Japan) 主導による「IFC検定制度」の活用の明確化</p>
<p>■3Dモデルの照査機能開発の要請 《国土交通省への要望》</p>	<p>②照査の自動化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)</p>
	<p>③アノテーション機能等の強化の開発促進の要請(ソフトウェアベンダーに対して)</p>
<p>■APIの開発のあり方の検討 《国土交通省への要望》</p>	<p>④データプラットフォームのデータを活用するためのインターフェース(API)の開発のあり方の検討として、東京大学i-Con寄付講座協調領域検討会と協働の促進</p>

(2) デジタル情報のサプライチェーンの運用

課題	対策提案
<p>■BIM/CIMデータのマネジメント体制の検討 《国土交通省への要望》</p>	<p>⑤BIM/CIMモデルを管理・継承するマネジメント体制・役割(CIMマネージャー)の検討(行政機関、建設コンサルタント)</p>

(補足説明)

- ・bSJ (buildingSMART Japan) : 建設業界におけるデータの共有化および相互運用を目的として、IFC (Industry Foundation Classes) の策定や標準化活動を行う国際的な団体
- ・IFC (Industry Foundation Classes) : 建物を構成する全てのオブジェクト(例えばドア、窓、壁などのような要素)のシステム的な表現方法の仕様の定義
- ・API (Application Programming Interface) : ソフトウェアコンポーネント同士が互いに情報をやりとりするのに使用するインターフェースの仕様

【実態】 BIM/CIMへの対応、DX、テレワーク等への対応の費用が増大している。

【背景】

政府は新しい資本主義の実現に向けて”成長と分配の好循環が必要”としており、2月より「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」が施行され、各企業に対して賃金アップを促している。

このような中、Society5.0社会の実現に向け、下記①～②に確実に対応していくことが建設コンサルタントに求められている社会的責務である。

①BIM/CIMへの対応

- 2023年のBIM/CIM原則化に伴い、詳細設計業務でBIM/CIMが必須ツール
- 従来の2次元設計に比べて大幅に作業量が増加、3次元CADライセンス等が高価
- 複数のソフトウェアへ対応するために長期に亘る教育訓練が必要

②DX、テレワーク等への対応

- インフラ分野のDX推進、デジタル情報に対するセキュリティ強化が建設産業の維持・発展に不可欠
- オフィスや自宅で支障なく就業できるテレワークの環境整備が必要
- これらの取り組みが建設産業の魅力を向上させることに繋がり、担い手確保にも寄与

要望と提案の骨子

I. BIM/CIMの必要経費について

I - ①BIM/CIM標準歩掛の策定

I - ②BIM/CIM経費の計上

II. DX、テレワーク等に対する一般管理費について

II - ①一般管理費等係数(β)の見直し

II - ②低入札価格調査基準価格の見直し

【実態】BIM/CIM対応の作業量の増大に対し、見積作成のバラツキ、事例が少ない状態である。

【要望】「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定を要望します。

I - ①BIM/CIM標準歩掛の策定

【現状の課題】

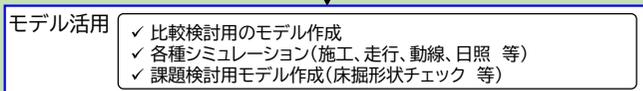
- ❑ BIM/CIMの見積もりは、作成方法がバラバラ
- ❑ 見積もりの合意形成に資料作成や協議の時間を要する
- ❑ 「モデル活用」の作業量が大きく変動し、見積もり以上の作業が発生
- ❑ BIM/CIM費の標準歩掛化には下記の課題あり
 - ✓ 各種要領の整備から間がないため事例が少なく、歩掛調査が可能な件数を確保できるか不透明
 - ✓ 見積もりの作成方法が不統一で、歩掛調査を行っても実態を的確に反映した調査結果が得られない

■BIM/CIM活用業務の全体構成

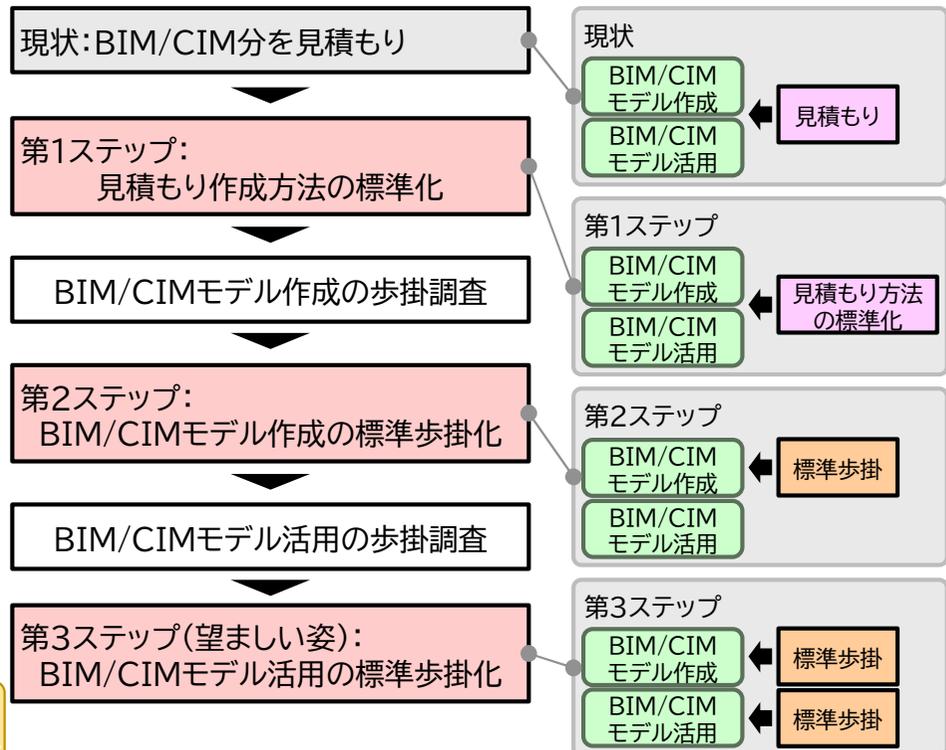
■設計項目



■BIM/CIMに関する実施項目



【要望】:BIM/CIMに関する標準歩掛の設定(3ステップ)



【実態】BIM/CIM対応の経費が増加しており、業務の原価を圧迫している。

【要望】「BIM/CIM使用料」の計上を要望します。

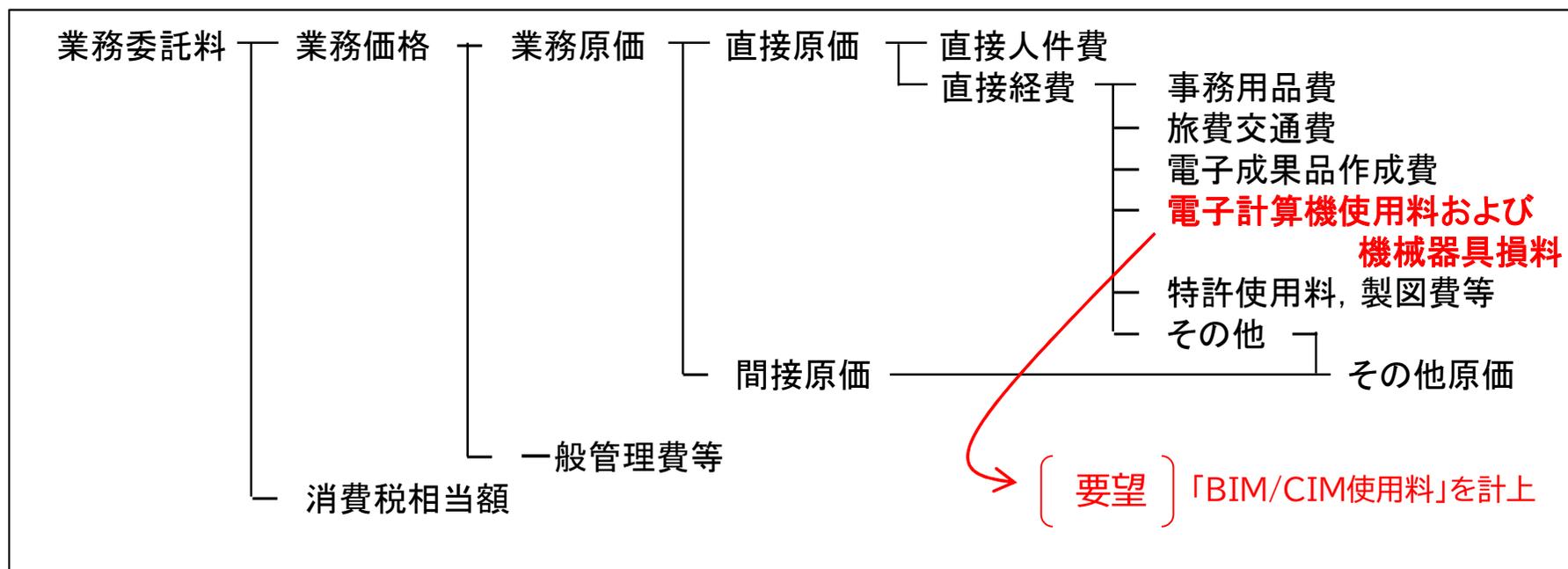
I -②BIM/CIM経費の計上

【現状の課題】

- BIM/CIMのCADライセンス単価は、2次元設計用のCADライセンス単価に対して約10倍で、業務の原価を圧迫する要因

	2次元設計	BIM/CIM設計
1業務当たり使用ライセンス数	2ライセンス	2ライセンス
CADライセンス単価	50,000円	500,000円
1業務当たり必要ライセンス費	100,000円	1,000,000円

【要望】:BIM/CIM使用料の新設



【要望】 「BIM/CIM使用料」を計上

【実態】DXの推進、テレワーク等への対応の費用増加が不可欠となっている。

【要望】「一般管理費等係数($\beta = 35\%$)」の見直しを要望します。

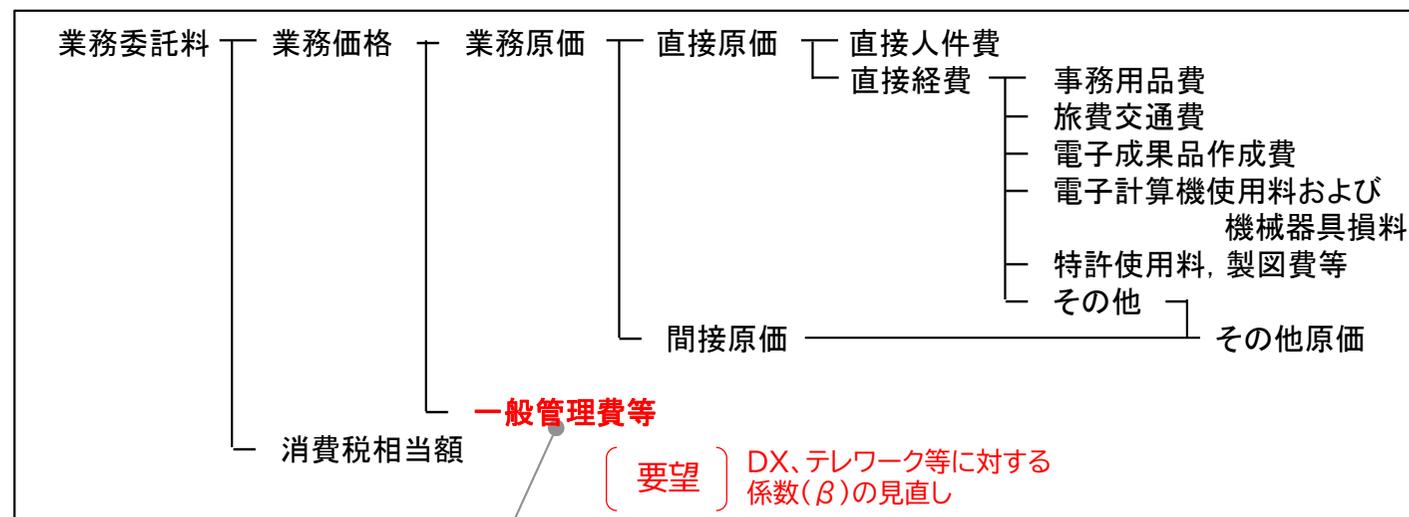
II - ①一般管理費等係数(β)の見直し

【現状の課題】

- インフラ分野のDXとして、技術開発が永続的に必要で、コストが発生。
- 道路の整備計画や個人情報を取り扱うため、厳しいセキュリティ対策が必須。
- テレワークの推進には、web会議システムの導入・維持費やwifiルータなどの環境整備費が不可欠。

【要望】

一般管理費等係数
($\beta = 35\%$)の見直し



■DX、テレワークへの投資として生じている代表的な費目

- ✓ DXに関する実証実験や技術開発
- ✓ RPAなどの業務効率化に関する開発
- ✓ セキュリティ対策・維持(サーバー等へのアクセス監視等)
- ✓ 電子承認システムの整備・維持
- ✓ Web会議システムの導入・維持
- ✓ テレワークのための環境整備・維持(wifiルータ、自宅用PC等)
- ✓ ITリテラシー向上のための教育訓練

【実態】「建設工事の一般管理費等」の費目のうち、「建設コンサルタント業務」でも必要な費目がある。
【要望】「低入札価格調査基準価格」の見直しを要望します。

II-②低入札価格調査基準価格の見直し

【現状の課題】

- 建設コンサルタント業務の低入札価格調査基準価格は、参入率をその他原価で90%、一般管理費で48%に設定
- 建設工事の一般管理費参入率は、55%に設定
- 「建設工事の一般管理費等」に含まれる費目のうち、赤字の費目は建設コンサルタント業務でも必要である

【要望】：「一般管理費等」の参入率見直し

【現状】	・直接人件費	:×1.0
	・直接経費	:×1.0
	・その他原価	:×0.9
	・一般管理費等	:×0.48

【要望】	・直接人件費	:×1.0
	・直接経費	:×1.0
	・その他原価	:×0.9
	・一般管理費等	:×0.55

【提案】

設計業務等標準積算基準の一般管理費の構成項目に、実態を反映してDX等の技術開発費に相当する費目の追加を提案します。

■建設コンサルタント業務の一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、**調査研究費**、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、**試験研究費償却**、**開発費償却**、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

～出典：国土交通省 設計業務等標準積算基準書に一部加筆～

II-②低入札価格調査基準価格の見直し（参考資料）

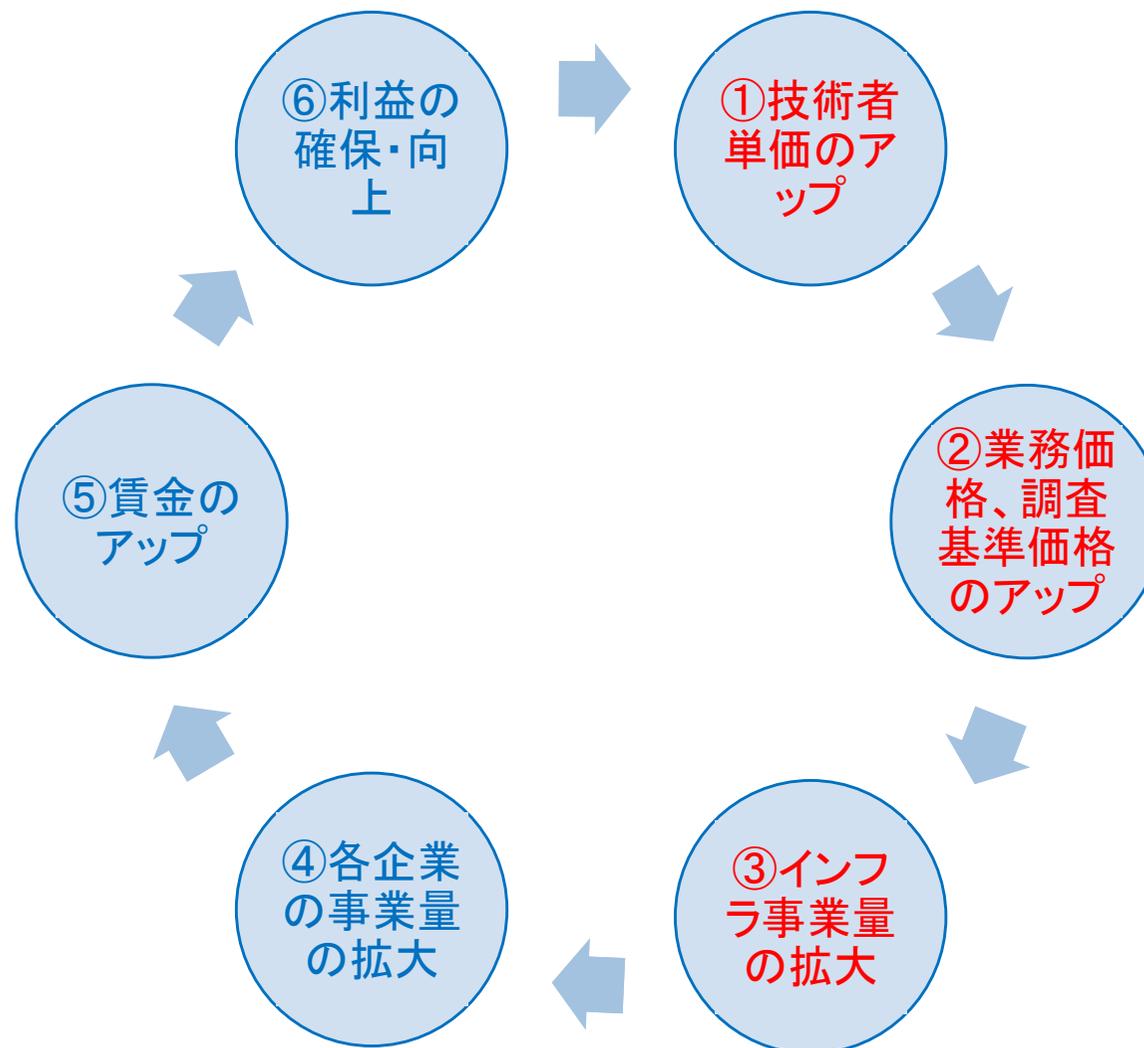
	18以前	⑱	20	21	22	23	24	⑲	26	27	28	29	30	R1	R2
工事	74%程度	→	↗	↗	→	↗ 86%	→	↗	→	→	↗	↗ 90%	→	↗ 92%まで	→
測量	無し	73.5%程度	→	→	↗ 77.3%	→	→	→	→	→	↗	↗ 80%まで	→	↗ 82%まで	→
コンサル	無し	72.5%程度	→	→	↗	↗ 74.5%	→	→	→	→	↗	↗ 80%まで	→	→	→
地質	無し	83.2%程度	→	→	↗ 82.7%	→	→	→	→	→	↗ 84%	→	→	↗ 85%まで	→

工事は7回上げ、測量コンサルは5回、地質は4回上げた。

出典:佐藤のがあき通信 [第260号] より
(出典:国土交通省大臣官房技術調査課より)

「成長と分配の好循環」の実現

・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(国土交通省)が運用される中、政府方針である「成長と分配の好循環」を実現するためには、建設コンサルタント業界において、以下のような好循環を得ることが必要と考えます。

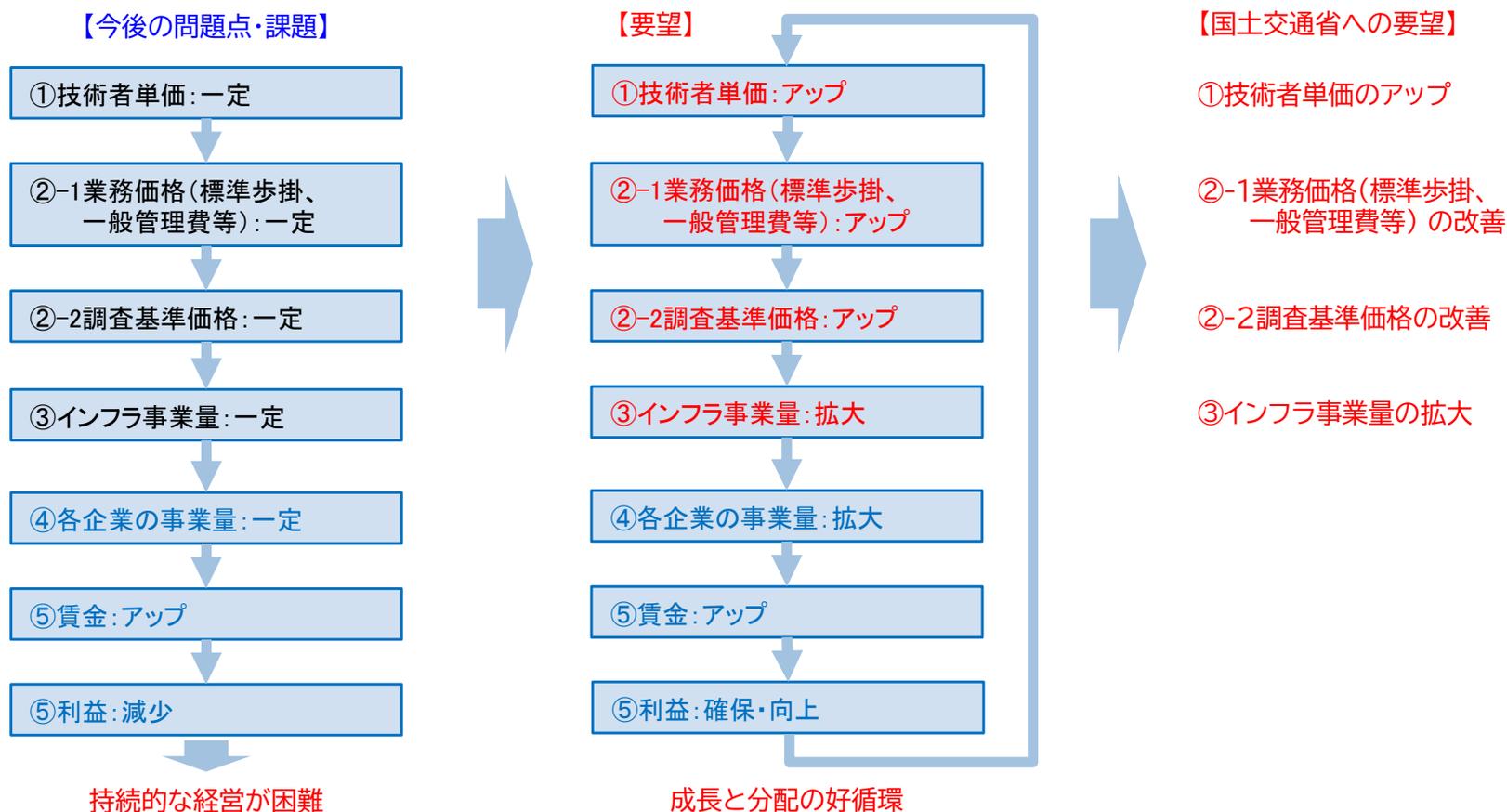


【今後の問題点・課題】

・技術者単価、業務価格、調査基準価格およびインフラ事業量が一定のままとなると、各企業の事業量は基本的に一定となり、その中で賃金アップすると利益が減少し、持続的な経営が成り立たなくなります。

【要望】

・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格の改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施することを要望します。



関東地方整備局の取組について

令和4年9月7日



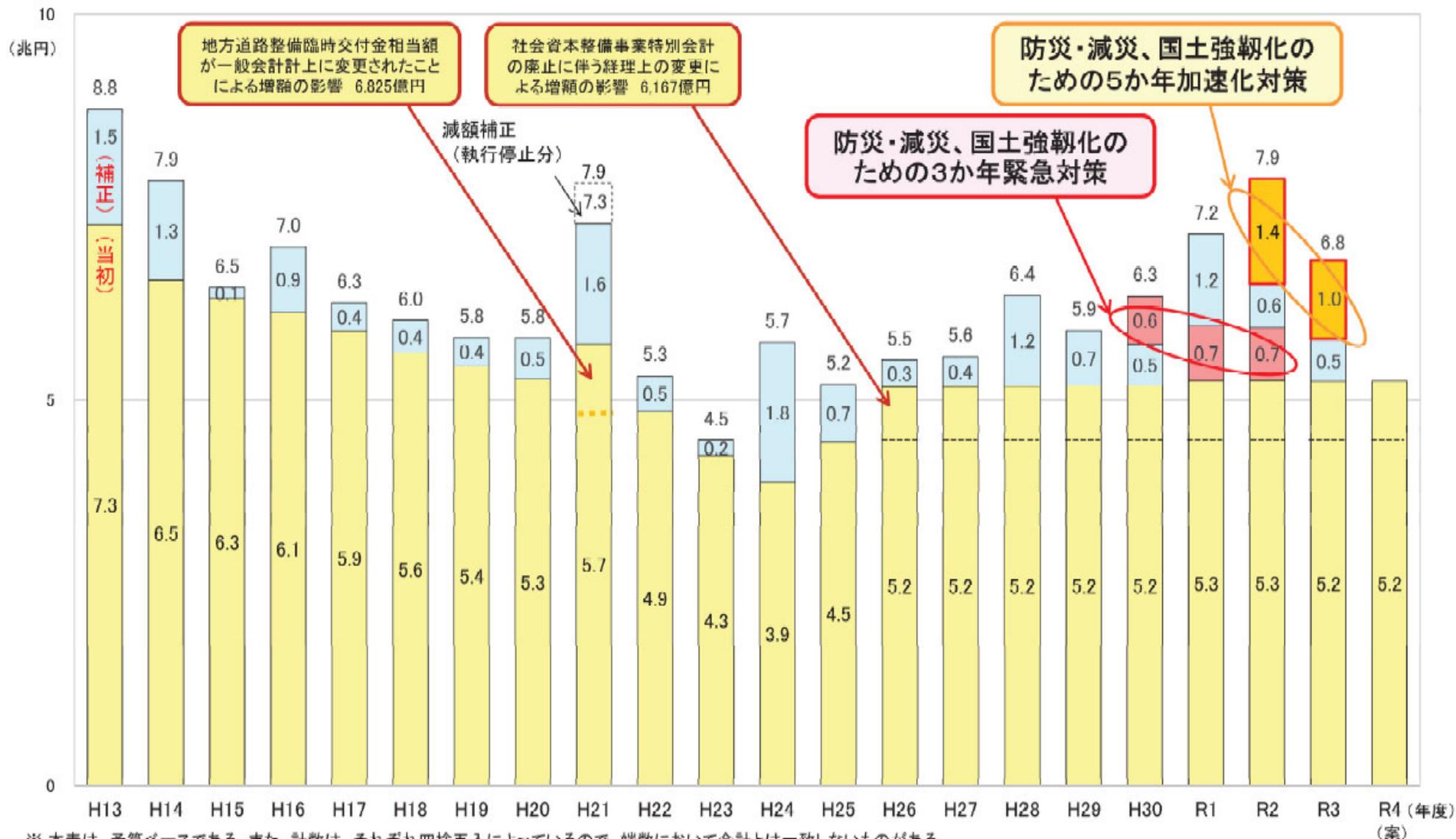
国土交通省 関東地方整備局

1. 令和4年度 予算の概要
2. 令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針
「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（令和4年度版）
（主な新規・変更点）
3. BIM／CIM活用の取組推進について
分かりやすい「関東BIM/CIM活用（3次元データの作成・活用）ロードマップ」を作成
4. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する指標の目標値について

1. 令和4年度 予算の概要

公共事業関係費(国土交通省関係)の推移

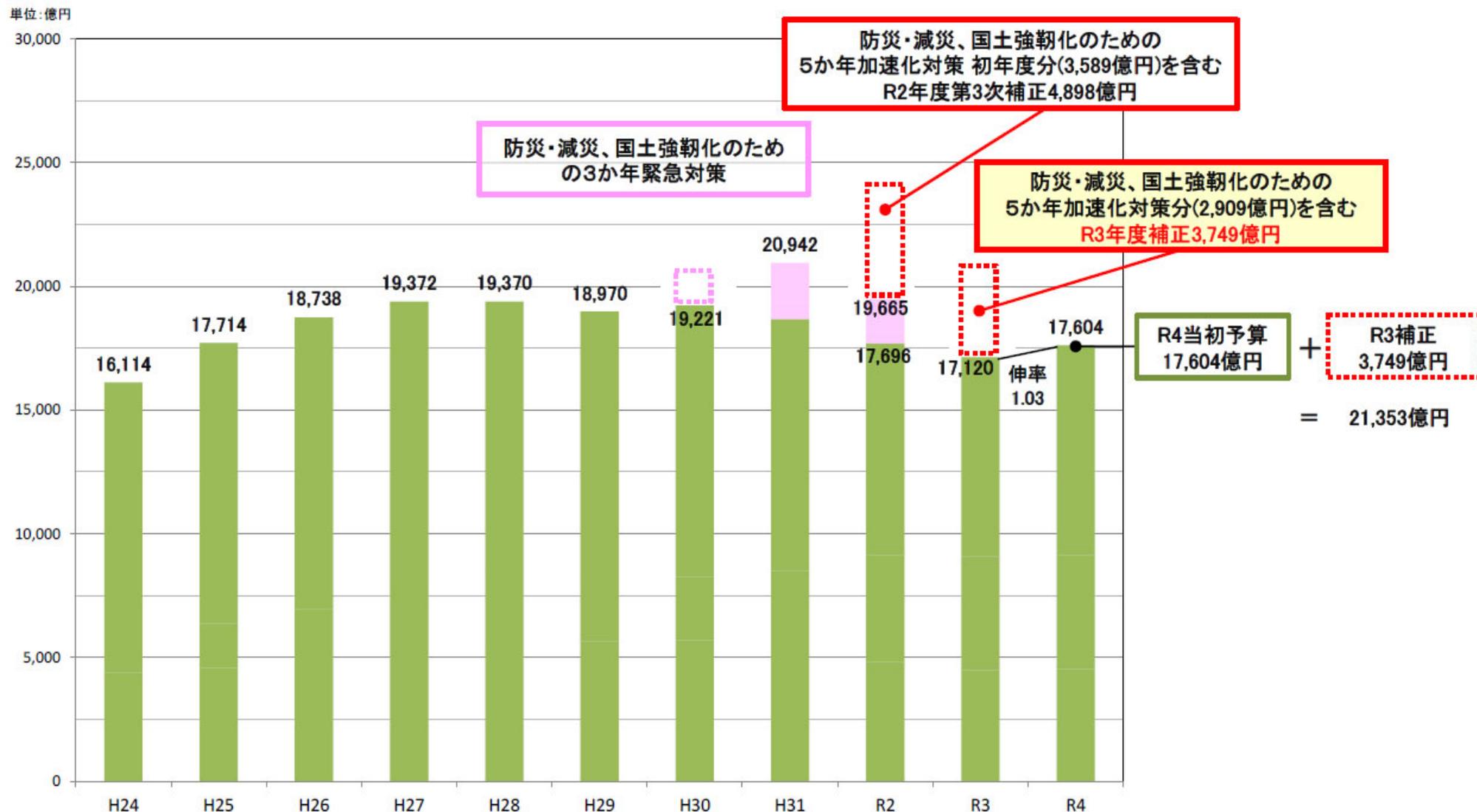
(国交省HPより)



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 ※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度及び2年度分は、それぞれ令和2年度及び令和3年度の補正予算により措置されている。
 ※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

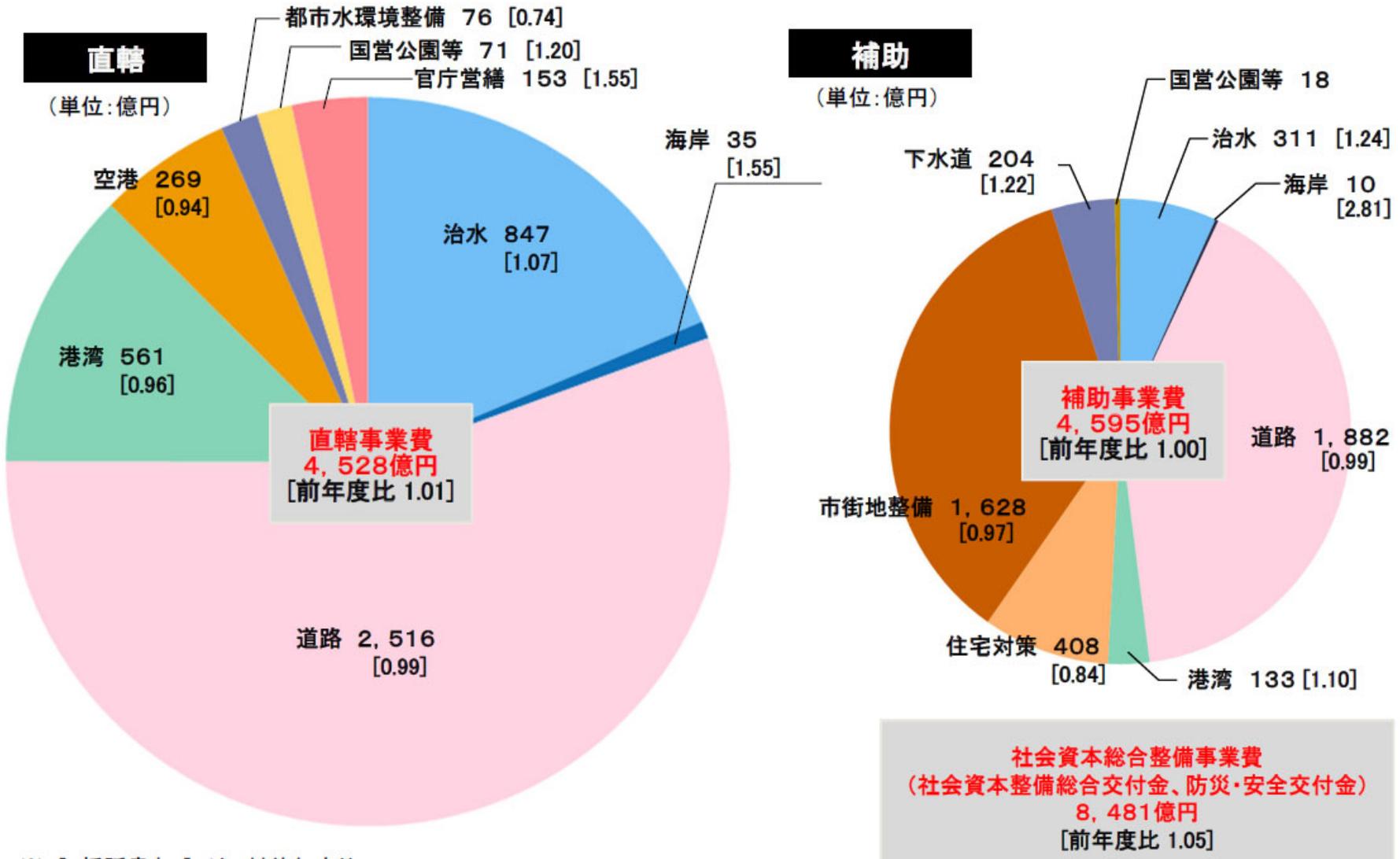
関東地方整備局の予算推移

- 令和4年度当初予算は1兆7,604億円(対前年度比1.03)
- 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を切れ目なく確実に進めるため、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体とすると2兆1,353億円



関東地方整備局の令和4年度予算

○ 令和4年度の当初予算は1兆7,604億円(前年度比1.03)



※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について

〔令和 4 年 6 月 7 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2022 を別紙のとおり定める。

経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和 4 年 6 月 7 日

の生活環境の向上、行政手続のワンストップ化・デジタル化による効率化、法令・行政文書の英語化や理解の促進等の環境整備を進める。また、経済安全保障の観点にも留意しながら、DXやGXの推進、スタートアップの育成などに資する、プッシュ型の重点支援、日本企業の経営力強化のための外資誘致・活用等への支援、海外企業と地域の企業・大学等と結び付ける支援を行う。さらに、より多くの海外の金融事業者を我が国に呼び込むため、国際金融センターの機能を強化する。あわせて、国際仲裁の活性化を図る。

(外国人材の受入れ・共生)

高度外国人材の受入れや活躍を推進するほか、特定技能制度の受入分野追加は、分野を所管する行政機関が人手不足状況が深刻であること等を具体的に示し、法務省を中心に適切な検討を行う。技能実習制度について人権への配慮等の運用の適正化を行う。これらを含めて、制度の在り方に関する見直しの検討を行う。さらに、人道的な観点から真に庇護すべき者を確実に保護するとともに、送還忌避・長期收容等の課題解消を図る法整備に取り組む。これに加え、外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討、日本語教育の推進や外国人児童生徒等の就学促進¹⁰を含め、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等¹¹に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。

2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

(防災・減災、国土強靱化)

切迫する大規模地震災害¹²、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」¹³に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」¹⁴を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

また、国土強靱化基本法¹⁵の施行から10年目を迎える中、これまでの成果や経験をいかし、「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映する。

近年の災害を踏まえ、盛土の安全確保対策の推進、災害に強い交通ネットワークの構築、

¹⁰ 日本新教師の新たな資格制度及び日本新教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の速やかな提出、地域での日本新教育の体制づくり、学校における日本新指導体制整備を含む。

¹¹ 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において改訂される予定。あわせて、外国人との共生社会の実現に向けて今後5年間に取り組むべき施策を示すロードマップを策定することとしている。

¹² 南海トラフ地震、首都直下地震、日本列島・千島列島沿いの巨大地震等（これらに起因する津波を含む）。

¹³ 平成30年12月14日閣議決定。

¹⁴ 令和2年12月11日閣議決定。

¹⁵ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第96号）。

豪雪時の道路交通確保対策の強化、建築物の安全性向上、無電柱化等を推進するとともに、激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、流域治水の取組¹⁶を推進する。インフラ老朽化対策¹⁷やスマート保安を加速するとともに、DXの推進などによるTEC-FORCE¹⁸及び気象台等の防災体制・機能並びに消防団を含む消防防災力の拡充・強化、次期静止気象衛星やデジタル技術等を活用した防災・減災対策の高度化¹⁹、船舶活用医療²⁰の推進、医療コンテナの活用を通じた医療体制の強化²¹、地方自治体によるタイムライン防災の充実強化を図るための気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの拡充、学校などの避難拠点等の防災機能強化や熱中症対策を含む環境改善、被災者支援等を担う人材の確保・育成²²、要配慮者避難や災害ケースマネジメント²³の促進等の地域防災力の向上や事前防災に資する取組を推進する。気候変動に伴う災害リスクへの対応に関するグローバルな新事業機会の創出を推進する。

(東日本大震災等からの復興)

東北の復興なくして、日本の再生なし。復興庁を司令塔に、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針²⁴等に基づき、被災地の復興・再生に全力を尽くす。地震・津波被災地域では、被災者の心のケアなど残された課題に取り組む。原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、今後も国が前面に立って取り組む。東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ着実に進める。ALPS処理水については、基本方針²⁵及び行動計画²⁶等に基づき、引き続き、地元等の声を受け止め、科学的知見に基づくモニタリング等を含む安全性への理解の醸成や漁業者等の事業の継続・拡大への支援など、必要な対策に万全を期す。住民の帰還促進と併せ、移住・定住の促進を図る。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、引き続き除染やインフラ整備等を着実に進めるとともに、拠点区域外については、基本的方針²⁷に基づき、2020年代をかけた、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める。創業支援や実装フィールド整備、高専等と連携した地元人材育成等による福島イノベーション・コースト構想の具体化を図

¹⁶ 堤防・遊水地・ダム・砂防堰堤・下水道・ため池の整備、森林整備・治山対策、ダムの事前放流・堆砂対策等、内水対策等の事前防災対策、水害リスク情報の提供及び災害リスクの軽減、土地の利用規制と併せた安全な土地への移転誘導、崩落時水害・洪水等の予測精度向上、最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化、グリーンインフラの活用等。

¹⁷ 頭等工など農業水利施設等の戦略的な保全管理の推進を含む。

¹⁸ Technical Emergency Control Forceの略称。緊急災害対策派遣隊。

¹⁹ 災害対応機関が活用する防災デジタルプラットフォーム、災害時などにドローン・センサー等を活用し現場の状況を収集する防災IoT、通信インフラ基盤の整備等。

²⁰ 災害時等において民間施設や自衛隊艦艇等を活用し、医療提供を行う取組。

²¹ 医療コンテナの導入状況の把握、活用促進の検討、情報発信等。

²² 地域の実情も踏まえた民間団体・行政等による連携・協働の促進、避難生活支援を担う地域のボランティア人材の育成、防災教育の実施等。

²³ 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する取組。

²⁴ 令和3年3月9日閣議決定。

²⁵ 「ALPS処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定）。

²⁶ 「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和3年12月28日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定）。

²⁷ 「特定復興再生拠点区域外への移住・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）。

2. 令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針

「建設コンサルタント業務等における
入札・契約、総合評価に関する
運用ガイドライン」(令和4年度版)
(主な新規・変更点)

記者発表資料

関東地方整備局における「工事」「業務」の
「総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和4年度版）」及び
「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」の改定について

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和4年8月1日以降に公告（公示）となる案件から適用します。

○主な改定内容【工事】

- 「関東地方整備局における入札・契約制度」を章立てし、施工時期の平準化に向けた取組等を記載しました。
- 令和4年3月8日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和4年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- 従業員への賃上げを実施する企業に対する加点評価を適用しました。
- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が令和4年3月30日付けで改正されたことを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価を見直しました。

○主な改定内容【業務】

担い手（地元企業・若手技術者等）の育成・確保

- ・関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法（実施能力評価拡大型）を開始します。【R4. 8より実施】

技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ・高度または専門的な技術が要求される業務を対象に、WEB方式によるヒアリングを実施します。（技術提案書のヒアリングのWEB会議）【R4. 4より実施】

なお、「ガイドライン」の本編及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」は、関東地方整備局HPに掲載しています。

【工事】

掲載場所：関東地整HP＞技術情報＞工事関係＞総合評価落札方式

URL：<http://www.ktr.mlt.go.jp/giyutu/index00000004.html>

【業務】

掲載場所：関東地整HP＞技術情報＞建設コンサルタント業務関係＞関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

URL：<http://www.ktr.mlt.go.jp/giyutu/giyutu000000088.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部

技術調査課 課長補佐 甲田 知正 【工事】

技術管理課 課長補佐 春山 大樹 【業務】

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話 048-601-3151（代）（内線：工事）3257

（内線：業務）3313

概要と見直し及び改定の内容

1. 概要

令和4年度のガイドラインは、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和4年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和4年8月1日以降に公告する案件から適用します。

2. 見直し及び改定の内容

≫ 担い手（地元企業・若手技術者等）の育成・確保

・ 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法（実施能力評価拡大型）を開始します。【R4. 8より実施】

≫ 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

・ 高度または専門的な技術が要求される業務を対象に、WEB方式によるヒアリングを実施します。（技術提案書のヒアリングのWEB会議）【R4. 4より実施】

実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)(R4. 8~)

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、**企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価**する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を**選択することができる。**

【概要】関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった**新規参入者の参入**を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、**継続的な業務の担い手企業**の裾野を広げることを期待し、**新規参入者の増加による不調対策**を図る。

業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

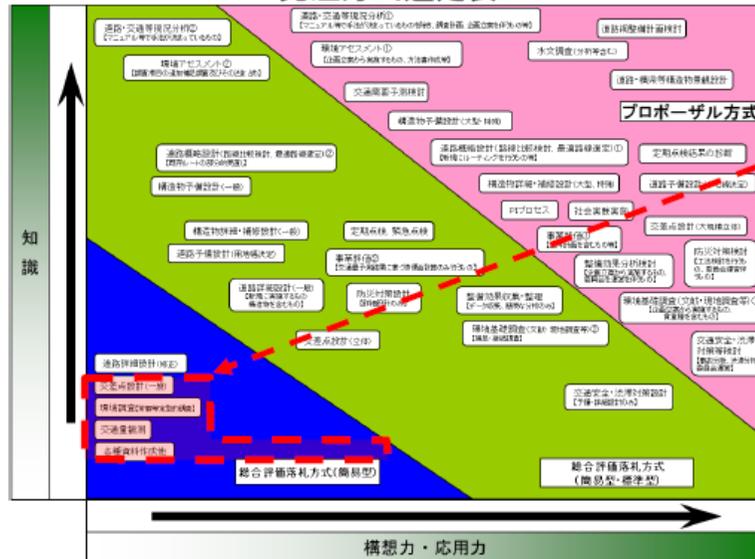
土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、右表に記載されている業務の種類において下記事項を参考に選択する。

・不調・不落が多い業務

・地域の担い手確保が必要な業務

※なお、詳細設計で適用する場合は技術管理課技術審査係へ相談すること。

発注方式選定表



事業名	業務の種類
道路事業	道路詳細設計(修正)
	交差点設計(一般)
	環境調査(常設等定型的調査)
	各種資料作成他
河川事業	堤防・護岸設計③【現地条件変更による修正設計、小構造物設計図集に掲載の構造物の数量、図面作成】
	耐震性能照査③【簡易式による判定を行う業務】
	河川台帳作成
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
測量調査	各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】
	復旧測量
	路線測量
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	基準点測量
	河川測量
	現地測量(地形測量)
	用地測量
	水準測量
	地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】
	定期縦横断面測量
	地図編集
	深淺測量②【標準的なもの】
	既成図数値化
一筆調査(E工程)	
地質調査	ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)
	地下水調査(観測)
	計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)
	地盤環境調査(採取、分析)

実施能力評価拡大型へ
選択可能な業務の種類

実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)[R4. 8~]

- 評価基準は、現行の総合評価(簡易型)(実施能力評価)を基に、**評価項目「成績・表彰」を省略**
- 業務経験、地域性—地理的条件の評価項目を**優位に評価し、ウェイトを上方修正**
- 参加表明書と技術提案書を**同時に提出する方式**とし、**入札手続き期間の(約20日)短縮と資料作成の省力化**を図る

評価方法イメージ

○現行:総合評価落札方式(簡易型1:1)における参加資格要件の評価

総合評価落札方式(簡易型1:1)

評価項目	詳細項目		評価点
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格要件	50%
		業務経験	
		地理的条件	
		地域貢献度	
	成績・表彰	業務成績評点	
		優良業務表彰の経験	
技術者の評価	資格・実績	資格要件	50%
		継続教育取組実績	
		業務経験	
	成績・表彰	若手技術者	
		業務成績評点	
		優良業務表彰等の経験	

技術点を算出するための基準	技術者の評価	資格・実績	資格要件	50%
			継続教育取組実績	
			業務経験	
		若手技術者		
	成績・表彰	業務成績評点		
優良業務表彰等の経験				
実施方針・実施フロー・工程計画・その他				50%

○実施能力評価拡大型(試行):

参加表明書、技術提案書の提出を**同時提出**とする。

企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)

実施方針・実施フロー・工程計画・その他の項目については、

「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化を図る。

評価項目	詳細項目		評価点	
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	40%
			業務経験	
			地理的条件	
			地域貢献度	
管理(主任)技術者の評価	資格・実績	資格要件	60%	
		継続教育取組実績		
		業務経験		
若手技術者		業務経験		
		若手技術者		
工程計画・技術的課題			60%	

本店、支店しぼりを実施

評価を省略

成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験

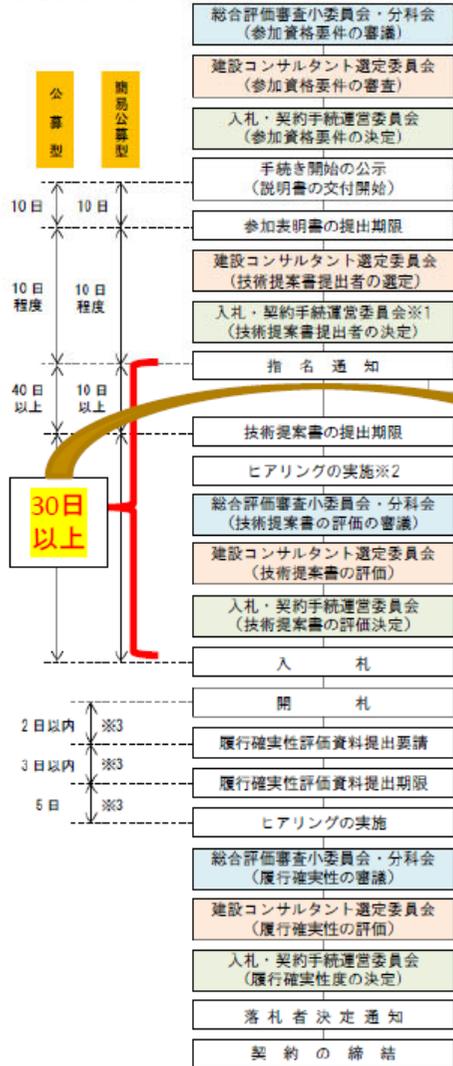
資料作成の省力化
実施方針・実施フローを省略し、技術的課題を追加

実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)(R4. 8~)

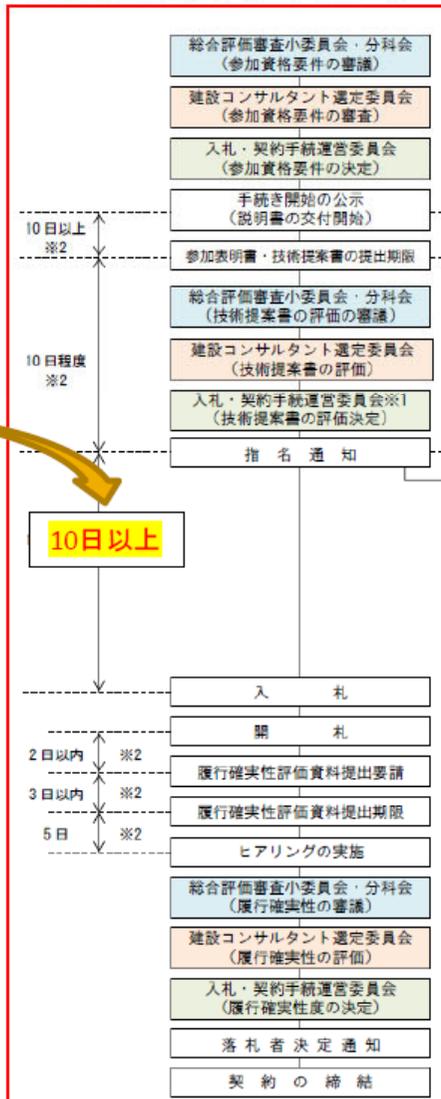
■事務手続きの軽減(スケジュールの短縮と作成資料の省力化)

参加表明書・技術提案書の同時提出で指名通知から入札まで約20日の入札手続き期間の短縮を図る
 技術提案書の記載内容については、5項目から2項目まで省略し参加者の作成資料の省力化を図る

総合評価落札方式(簡易型1:1)のスケジュール



今回の試行におけるスケジュール



総合評価落札方式(簡易型1:1)技術提案書記載内容

(様式-8)

■業務の実施能力等【課題】

①

【留意理由】

②

【対応方針】

③

■実施フロー

④

今回の試行における
技術提案書記載内容

⑤

①

②

工程計画・技術的課題
を作成

注1: 業務の課題、留意理由、対応方針、実施フロー、工程計画について

注2: 工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること。

注3: 工程計画は、業務の履行期間を越えないよう記載すること。

注4: 用紙はA4とし、文字サイズは、10ポイント以上とすること。

注5: (横志向、出典の明示できる図表、既述成果物に添付) 以下の場合には実施計画書を無効とする。

- ・件名が異なる。
- ・2項目のいずれかもしくは両方の記載が無い。
- ・A4版1枚を越える記載である。
- ・記載内容が仕様と異なる(他の業務と見受けられる)。
- ・明らかな法令違反となる記載である。
- ・未提出である。

注6: 作成にあたっては、本欄内に記入又は別紙にて作成しても構わないが、記載及び注意事項は遵守すること。なお、本欄内に記入する場合、注1~⑥は満たして良い。

テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)(R4.4~)

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化

【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式

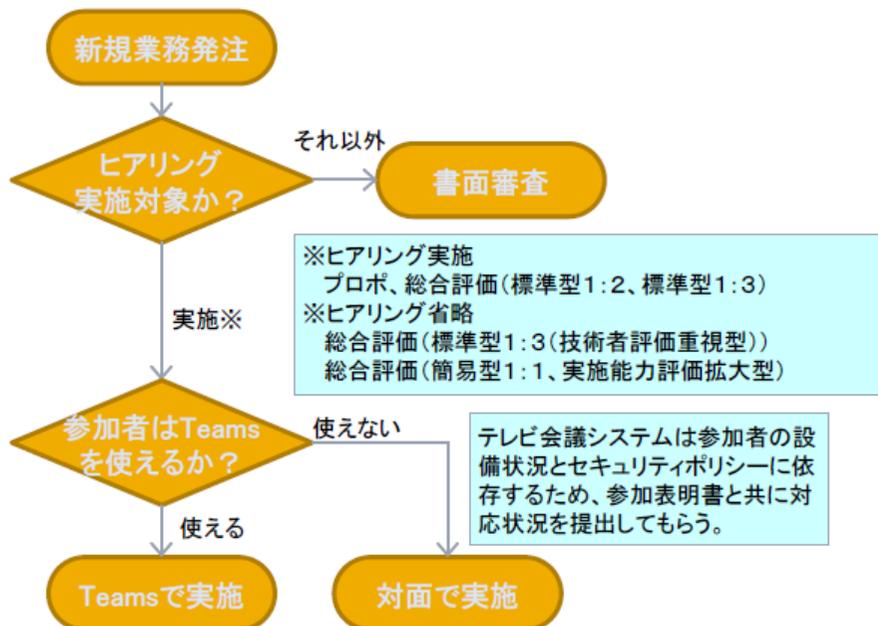
【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、今般、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったこと(外部とのテレビ会議システム用回線の強化)から、原則、テレビ会議システム(MS Teams)により実施する。

関東地方整備局における技術提案書のヒアリングに関する方針

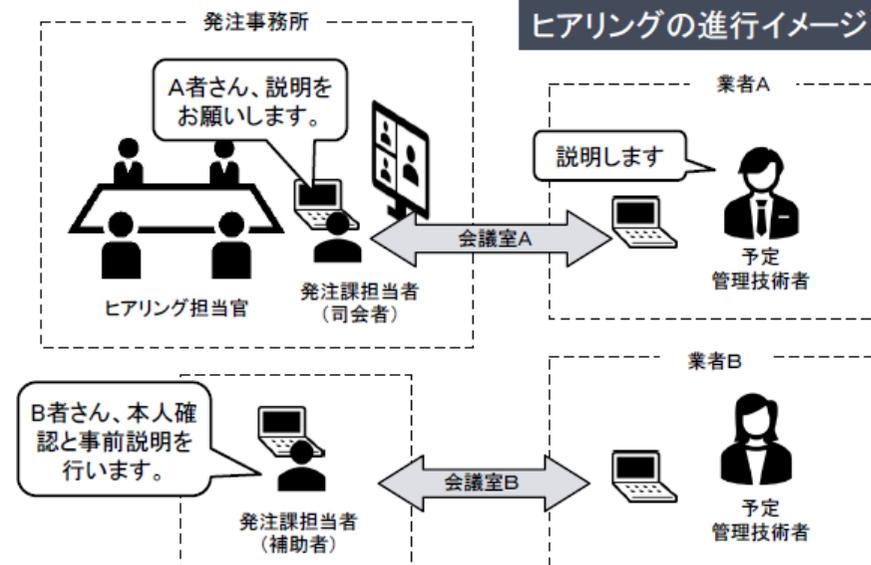
「ヒアリングは必要に応じて実施することとし、実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用し、本人確認を確実に実施できる方法を用いる。

また、ヒアリングを省略する際は、ヒアリングに要する手続き期間を短縮できることとする。」

ヒアリング方式の選定フロー



ヒアリングの進行イメージ



ヒアリング中に並行して次の業者に対する本人確認や事前説明等を行い、スムーズな進行を図るものとする。

3. BIM／CIM活用の取組推進について

分かりやすい「関東BIM/CIM活用
（3次元データの作成・活用）
ロードマップ」を作成



記者発表資料

分かりやすい「関東BIM/CIM活用(3次元データ の作成・活用)ロードマップ」を作成しました

～事業の初期段階からのBIM/CIM活用の取組を推進～

国土交通省では、令和5年度の小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、段階的に適用を拡大しているところです。

関東地方整備局では、受発注者双方の業務効率化・高度化を図るために、分かりやすい「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を作成し、ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

【掲載場所】 <https://www.kt.mlit.go.jp/giivyutu/giivyutu00000217.html>

■ 関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ概要

- ・ 河川事業、道路事業のうち、BIM/CIM活用の効果が高い場合は、事業の初期段階に位置する測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを原則
- ・ 3次元データを作成・活用する業務・工事は、BIM/CIM活用の対象
- ・ 測量・地質調査、予備・詳細設計、施工、維持・管理の各事業段階毎にBIM/CIM活用事例や活用効果、活用に必要な要領等を分かりやすく整理

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 電話 048-601-3151(代表)

企画部

工品質調整官

八木 昭稔

(内線:3118)

技術管理課長

後閑 浩幸

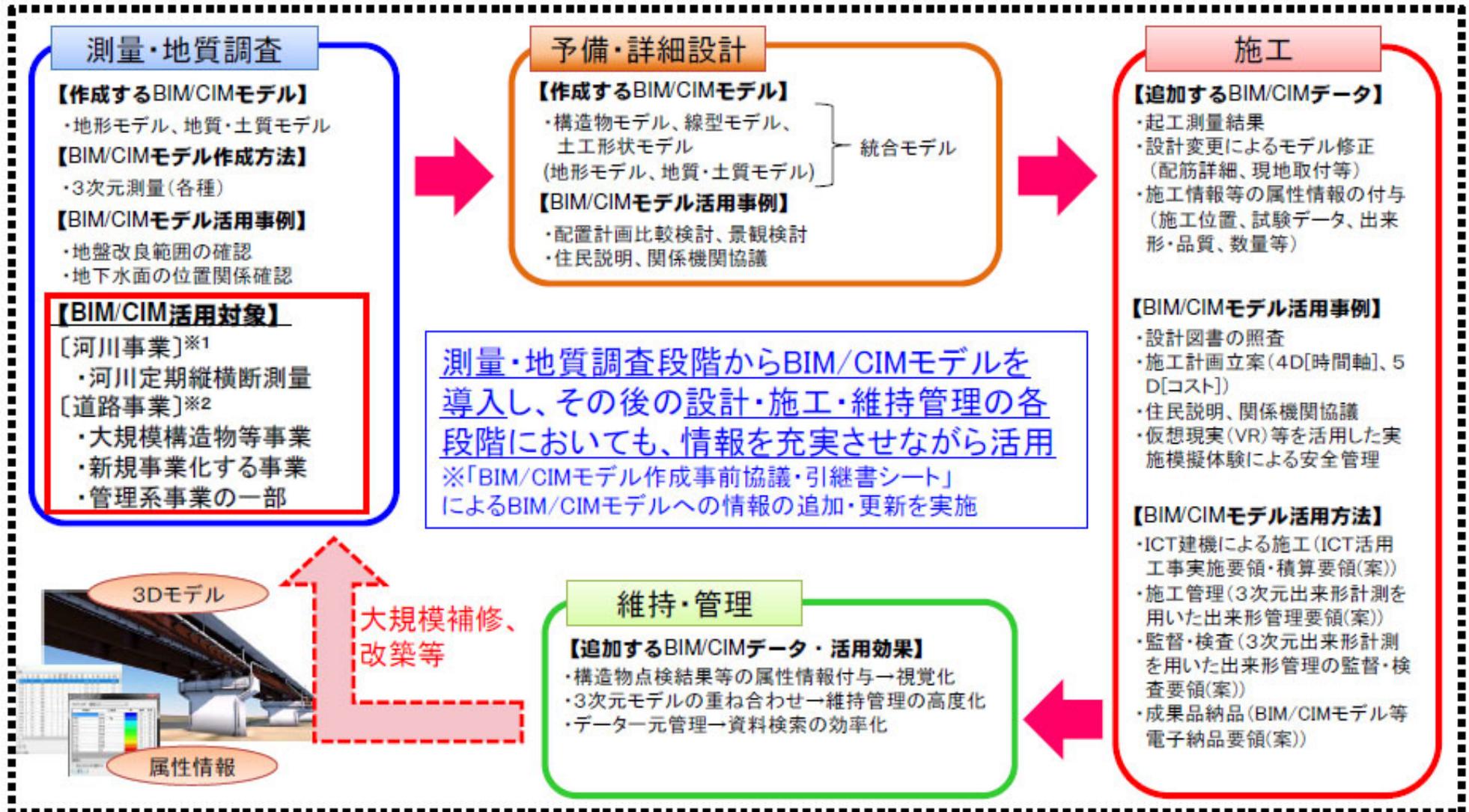
(内線:3311)

技術管理課専門調査官

道津 友弘

(内線:3320)

事業の初期段階からBIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図られることから、下記BIM/CIM活用対象事業等では、事業の上流に位置する測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを原則とする。



【参照資料】※1 河川事業:三次元河川管内図の整備について(令和3年2月10日付け事務連絡)
※2 道路事業:BIM/CIM活用業務・工事の推進(対象工種の拡大)について(令和4年3月24日付け事務連絡)

【2023年度BIM/CIM原則適用を目指して】

原則適用の範囲

赤字: R3年度からの変更箇所

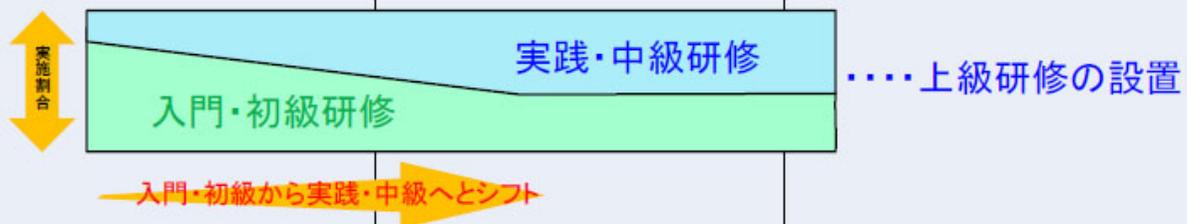
年度	R2 (2020年度)	R3 (2021年度)	R4 (2022年度)	R5 (2023年度)	長期目標 (概ね10年程度)
【一般土木、鋼橋上部における対応方針】					
大規模構造物等 ※1	(全ての詳細設計・工事で活用)	全ての詳細設計で原則適用(※) R2「全ての詳細設計」に係る工事で適用	全ての詳細設計・工事で原則適用	全ての詳細設計・工事で原則適用	維持管理への活用検討 (既存施設を含む)
上記以外 (小規模を除く)		一部の詳細設計で適用(※)	全ての詳細設計で原則適用(※) R3「一部の詳細設計」に係る工事で適用	全ての詳細設計・工事で原則適用	維持管理への活用検討
BIM/CIM活用目標	20%	40%	80%	100%	

(※)『BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説』に基づく詳細設計を「適用」としている。一部とは、大規模構造物以外の円滑な事業執行のために発注者が必要と考える業務

【関東地方整備局におけるBIM/CIM活用の対象業務、対象工事】

〔業務〕 ○測量、地質調査業務 ○予備、詳細設計業務 ○前工程で作成した3次元データの成果品がある業務	〔R4要求事項(リクワイヤメント:業務)〕※2 ①可視化による設計選択肢の比較評価(配置計画案の比較等) ②リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等) ③対外説明(関係者協議、住民説明、広報等) ④概算工事費の算出(工区割りによる分割を考慮) ⑤4Dモデルによる施工計画等の検討 ⑥複数業務・工事を統合した工程管理及び情報共有 ⑦既存地形及び地物の3次元データ作成【測量業務に適用】
〔工事〕 ○大規模構造物を有する工事 ○大規模構造物との一体施工を行う土工 ○前工程で作成した3次元データの成果品がある工事	〔R4要求事項(リクワイヤメント:工事)〕※2 ①BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化 ②BIM/CIMを活用した変更協議等の省力化 ③リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水等) ④対外説明(関係者協議、住民説明、広報等)

※1: 大規模構造物等とは、『トンネル』『ダム』『橋梁』『河川構造物(水門・樋門・樋管等)』などの構造物及びICT活用(土工量1万㎡以上)の土工を対象とする。
 ※2: リクワイヤメントは、円滑な事業執行のために原則適用の上乗せ分として実施。
 ※3: BIM/CIM活用の対象業務、対象工事については、国土交通本省との調整により、変更する場合がある。

年度	R2 (2020年度)	R3 (2021年度)	R4 (2022年度)	R5 (2023年度)	長期目標 (概ね10年程度)	
【事業全般における対応方針】						
BIM/CIMストラテジー		モデル事務所等において、段階毎のBIM/CIMモデルの活用方法の整理、充実	関東地整BIM/CIMストラテジーのひな型作成	各事務所において、河川、路線単位で関東地整BIM/CIMストラテジーを作成。これに基づきBIM/CIMモデルを調査・設計・施工・維持管理に活用		
3Dを主とする契約、監督・検査		改定に向け、モデル事務所(荒川調節池、甲府河川国道)の試行業務・試行工事を通じて、課題抽出を行い、本省が検討する基準・要領等に反映 2D⇒3D契約、監督・検査への転換に向けた試行の実施		3Dモデルによる契約への完全移行		
研修	・BIM/CIM研修カリキュラム作成	入門、初級、実践の3段階の研修を設置・実施する。 入門・初級研修を主として実施し、BIM/CIMの見聞を広める。	R4年度中に中級研修を設置し、実施する。 中級・実践研修を主として実施していき、スキル向上を図る。	全ての所属(局、事務所)の事業、管理等職員がBIM/CIMモデルを業務に活用。		
		 <p>実施割合 ↑ ↓</p> <p>入門・初級研修 → 実践・中級研修</p> <p>..... 上級研修の設置</p>				
環境整備	・BIM/CIM・DXを支える環境整備 BIM/CIM用高速通信網(関東地方整備局整備)	人材育成センター及び本局DXの設置 遠隔現場の機器配布(一部) BIM/CIM用高速通信網の整備(インターネット接続) BIM/CIMアプリケーションの拡充	モバイルPCへの切替、WiFi整備(モデル事務所等)	モバイルPCへの切替、WiFi整備(他事務所)	全ての所属(局、事務所)で、事業、管理等担当職員のBIM/CIMモデル活用環境が整備	

【参考】BIM/CIMストラテジーの取組について



本部

各段階における次段階へつなげるためのBIM/CIM活用検討

- ・内容: モデル事業による各段階でのBIM/CIM実施内容の検討
- ・目的: BIM/CIMモデルをどのように作って、どのように活用するかを各段階毎に整理する

河川WG

【荒川調節池工事事務所】計画・設計段階

- ・内容: BIM/CIM活用の検討
- ・目的: 事業の各段階においてどのようにBIM/CIMを活用できるか検討

【荒川下流河川事務所】維持管理段階

- ・内容: 3D管内図の整備
- ・目的: 3D管内図を活用した維持管理の試行

【下館河川事務所】施工段階

- ・内容: ICT、CIMの活用
- ・目的: 築堤・樋管工事の施工データを用いた維持管理の試行

道路WG

【道路部】維持管理段階

- ・内容: 首都高並行区間でのデータプラットフォーム整備
- ・目的: 各種管理データを一元管理するためのシステム構築

【甲府河川国道事務所: 中部横断自動車道】施工・維持管理段階

- ・内容: 3次元による設計照査や点検における変状把握
- ・目的: BIM/CIMIによる精度向上や点検作業の迅速化、省力化

【大宮国道事務所: 新大宮上尾道路】設計段階

- ・内容: 3次元モデルを活用した施工計画作成や地元との合意形成などの活用
- ・目的: BIM/CIMIによる設計成果の可視化、シミュレーション化による検証等、品質の最適化

国土交通省・地方公共団体職員向け研修

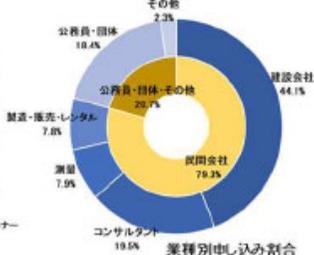
民間技術者向け研修

BIM/CIM入門	建設生産プロセス全体の生産性向上に必要なBIM/CIMに関する基礎的な知識の概要を習得することを目的に、建設分野を取り巻く課題及びBIM/CIMを活用する意義や国土交通省におけるBIM/CIMの取組状況を講義することにより、BIM/CIMを活用することの有効性を理解できます。	
【オンライン】	【研修内容】・建設分野を取り巻く課題 ・BIM/CIM概要 ・BIM/CIM活用目的や取組状況 ・BIM/CIMの技術的な体系（各種モデルの説明） 【実施日】 ①5/20 ②9/2	BIM/CIMモデルの説明
BIM/CIM初級	建設生産プロセス全体の生産性向上に必要なBIM/CIMに関する基礎的な技術の概要を習得することを目的に、設計・施工・維持管理段階毎におけるBIM/CIMの活用目的や活用することによる有効性等について講義することにより、BIM/CIMの具体的な活用や有効性について理解できます。	
【オンライン】	【研修内容】・BIM/CIMの公共調達とプロセス監視 ・測量、地質、土質調査におけるBIM/CIM活用 ・設計、施工、維持管理におけるBIM/CIM活用 【実施日】 ①6/10 ②9/9	BIM/CIM活用事例
BIM/CIM中級	BIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、BIM/CIMソフトウェアを使用した実践的な3次元モデルの作成、演習を主体とした講義を実施し、BIM/CIMソフトウェアを業務改革実現のツールとして活用するための専門知識の習得と技術力の向上を図ります。	
【集合】 定員 各40名	【研修内容】・BIM/CIM成果確認手法 ・土工モデルの数量算出手法、工区割りの検討手法 ・構造物モデル作成手法 【実施日】 ①7/6 ②7/13 ③9/30 ④10/5 ⑤11/16	土工モデルの数量算出
BIM/CIM講習	BIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、関東DX-i-Construction人材育成センター内の実物施設を活用し、3次元データの計測方法、利活用方法の講義や、VR・MR機器等を活用した体験学習により、現場で活用可能な専門知識の習得と技術力の向上を図ります。また、VR機器等の体験学習を行います。	
【集合】 定員 各20名	【研修内容】・地形モデル活用演習 ・コンクリート構造物モデル活用演習 ・計測手法演習 ・VR機器等の体験 【実施日】 ①7/29 ②10/19 ③11/30	地形モデル活用
ICT施工基礎	ICT活用工事の基礎的な知識取得のため、「①3次元測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品」の5つのプロセスを全般的に学習し、工事担当者として適切な取扱いができるように、座学及び現場実習を行います。	
【集合】 定員 各20名 ※定員をこえる場合 オンライン配信実施	【研修内容】・ICT施工概要、ICT活用工事の実例 ・ICT建設機械の施工見学 ・3次元設計データの作成から出来形帳票処理 ・3次元計測機器、出来形管理要領の解説 ・UAV・TLSを用いた測量、出来形管理実習 ・監督・検査のポイント 【実施日】 ①5/12~13 ②6/7~8 ③9/5~6	
ICT施工実践	ICT活用工事の監督・検査等の各段階で実践的な知識として必要となる技術基準や留意点等を学習し、監督・検査等を通して受注者への適切な指導ができるように、座学及び現場実習を行います。	
【集合】 定員 各20名 ※定員をこえる場合 オンライン配信実施	【研修内容】・ICT施工概論 ・ICT施工における工事検査時の留意点 ・ICT基準類の解説 ・監督・検査のポイントについて ・3次元計測機器による工事検査実習 【実施日】 ①5/27 ②6/27 ③9/26	

ICT施工 計測講習	起工測量・設計・出来形管理の各段階で取り扱う3次元データ処理や作成及び帳票作成等一連の作業について、ICT活用工事建設現場の施工業者によるパソコン・専用ソフトを用いた内製化について、実習を行います。	
【集合】 定員 各20名 ※定員をこえる場合 オンライン配信実施	【講習内容】・ICT施工概要 ・起工測量データ処理 ・3次元設計データ作成 ・出来形管理、帳票作成 【実施日】 ①7/8 ②7/12 ③7/15 ④7/28	
ICT施工 施工講習	3次元設計データを搭載した建設機械によるマシンガイダンス施工及び3次元計測機器を用いた断面・面管理の計測について、実際の土工ヤードで実習を行います。	
【集合】 定員 各20名 ※定員をこえる場合 オンライン配信実施	【講習内容】・ICT施工概要 ・出来形計測実習 ・マシンガイダンス施工実習 ・VR実習 【実施日】 ①8/5 ②8/26	
無人化施工講習	災害協定会社・施工会社の技術者を対象に、災害応急復旧等で作業する建設機械の無人化施工技術に関する遠隔監視、操作を体験し、災害応急復旧現場等の工事現場において活用できるように、実際の土工ヤードで実習を行います。	
【集合】 定員 20名 ※定員をこえる場合 オンライン配信実施	【講習内容】・無人化施工について ・無人化施工の取組 ・簡易遠隔操作装置取付実習 ・無人化施工バックホウ操作実習 【実施日】 8/25	
ICT施工 Webセミナー	ICT施工に関するノウハウ・技術を持つICTアドバイザーやICT施工トップランナーの講義により、施工の現場での具体的な活用・有効性を紹介します。	
【オンライン】	【セミナー内容】・ICT施工概要 ・ICTアドバイザー保有技術、ノウハウの紹介 ・ICT施工トップランナーによる講義 【実施日】 ①6/13~17 ②10/24~28 ③2/13~17	

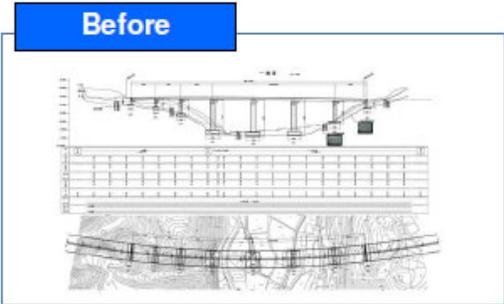
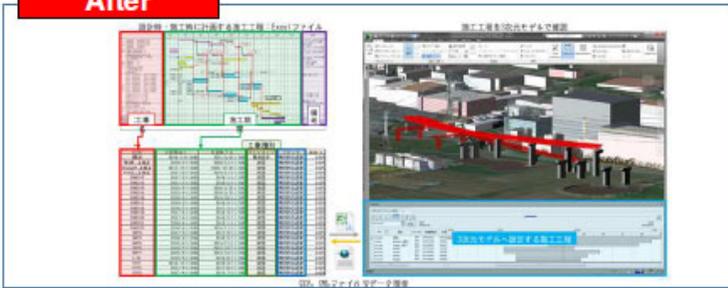
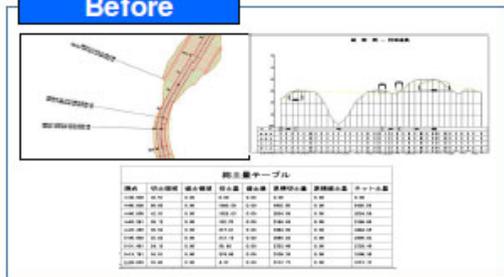
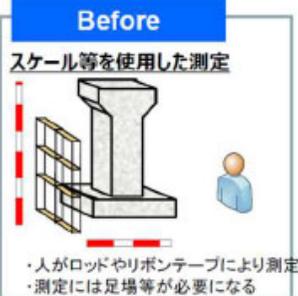
【参考】令和3年度ICT施工Webセミナー実施結果

合計4回(8日間)開催 総計2,100名参加

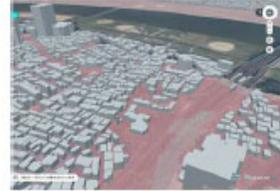
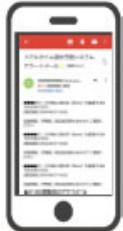
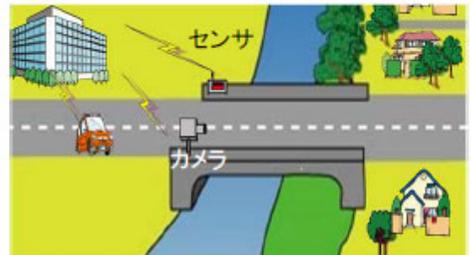


都府県別申込者数	合計
青森県	5
宮城県	21
山形県	7
福島県	16
栃木県	275
群馬県	86
埼玉県	88
千葉県	425
東京都	212
神奈川県	434
新潟県	117
富山県	14
石川県	94
福井県	214
山梨県	9
長野県	7
静岡県	3
愛知県	27
岐阜県	3
大津府	17
兵庫県	3
鳥取県	6
徳島県	4
山口県	9
香川県	11
愛媛県	34
高知県	6
福岡県	6
佐賀県	3
長門県	3
宮崎県	1
沖縄県	21
合計	2178

【参考】BIM/CIM、DX導入後の将来像について(1)

業務	項目	現状(導入前)	導入後	担当課等
事業推進系業務	調査・計画段階 事業説明(地元説明、委員会説明等)	<ul style="list-style-type: none"> 図面(二次元情報)を用いた説明 	<ul style="list-style-type: none"> 三次元モデルを用いた説明(整備イメージの理解度向上) 施工計画検討の綿密化による品質向上 <p>After</p>  <ul style="list-style-type: none"> 予算要求に活用 説明会、委員会等に活用 	調査課 用地課
	設計、発注段階	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書は図面(平面図、縦横断面、構造図)が基本 <p>Before</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書を三次元モデル化、モデル化する過程で鉄筋の干渉を回避(後工程の手戻り軽減・回避) 三次元モデルによる数量算出の自動化(積算作業(工期・工事費の算出)の効率化、ミスの防止) RPA導入 クラウド化 <p>After</p>  <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協議、調整 入契手続き資料等の自動化 各データを次のステップに直接活用することができる。 	工務課 調査課 経理課
	施工段階(監督、検査)	<ul style="list-style-type: none"> 図面を元に、設計変更、出来高、出来形等を現場で確認 <p>Before</p>  <ul style="list-style-type: none"> 人がロッドやリボンテープにより測定 測定には足場等が必要になる 	<ul style="list-style-type: none"> 現地条件の変更等による設計変更を三次元モデルで実施(数量算出の自動化等による変更積算作業の効率化) 点群データによる出来高確認、規格値内の確認(適正な品質の確保、土工、舗装等について監督、検査業務の効率化) ウェアラブルカメラ等により遠隔で施工プロセスをチェック(移動時間の短縮、確認行為の効率化、工事工程の円滑化、安全性の向上) ASPの活用 クラウド化 <p>After</p>  <ul style="list-style-type: none"> 点群データによる出来高確認、規格値内の確認(R3年度より構造物も追加) ASPとの連携による書類作成の簡素化・省略化 各データを次のステップに直接活用することができる。 	工務課 出張所 監督官

業務	項目	現状(導入前)	導入後	担当課等
メンテナンス系業務	予防保全、アセットマネジメント	<p>・各施設の個別点検(台帳管理)と点検結果を踏まえた長寿命化計画の策定、修繕実施</p> <div data-bbox="622 555 1093 938"> <p>Before</p> </div>	<p>・点検結果をBIM/CIMモデルの属性データとして管理することにより施設管理・点検を合理化 <河川構造物等CIM></p> <p>・AI導入</p> <p>・予算要求に活用 ・AI導入による戦略的予防保全</p> <div data-bbox="1149 563 1832 946"> <p>After</p> <p>ALB計測により橋脚部の洗掘状況を確認</p> <p>AI護岸劣化予測</p> </div>	管理課 施設管理課出張所
	災害時点検、応急対応	<p>・被災後の平面測量、縦横断測量結果と、施設台帳、図面により施設の被災状況を把握、応急対応、復旧内容を検討</p> <div data-bbox="622 1185 1093 1489"> <p>Before</p> </div>	<p>・被災後のLS測量等による点群データと被災前の点群データとの比較により被災状況を把握、応急対応、復旧内容を検討(二次元データに比べ作業時間の短縮、効率化)</p> <p>・マルチビーム、UAV、MMS(車載型LS)などの活用</p> <p>・災害時の点検、応急復旧に活用 ・災害復旧申請に活用 ・省力化、省人化</p> <div data-bbox="1149 1185 1832 1489"> <p>After</p> <p>被災後の3次元点群データ</p> <p>蓄積していた被災前のデータと重ね合わせ</p> <p>土量計算</p> <p>断面図作成</p> </div>	管理課 工務課出張所

業務	項目	現状(導入前)	導入後	担当課等
防災情報提供系業務	雨量、水位、洪水予報、水防警報関係情報の提供	<p>・川の防災情報等、HP、SNSを通じ提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">Before</p> <p style="text-align: center;">川の防災情報</p>  <p style="text-align: right;">スマートフォン</p>  </div>	<p>・アプリ(センサー・スマホ)導入・活用</p> <p style="text-align: right; color: red;">・迅速な情報伝達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px;">After</p> <p style="text-align: center;">3Dリアルタイム浸水情報</p>   <p>センサ・カメラ情報をAIで判定 判定結果をスマホに送信 避難経路の表示</p> </div>	河川管理課 防災課
	降雪、路面凍結情報の提供	<p>・HP、SNSを通じ提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">Before</p> <p style="text-align: center;">積雪情報</p>  <p style="text-align: right;">ライブカメラ</p>  </div>	<p style="text-align: right; color: red;">・迅速な情報伝達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px;">After</p>  <p>センサ・カメラ情報をAIで判定 判定結果を自動車に送信し走行を制御</p> </div>	道路管理課 防災課

4. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注 関係事務に関する指標の目標値について

記者発表資料

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する
「全国统一指標」、「関東ブロック指標」のフォローアップを実施
～令和2年度調査結果を公表～

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしていきます。

改正品確法の理念を実現するため、令和2年5月に新たな全国统一指標、関東ブロック独自指標を設定し、令和2年12月に目標値を定めました。

今回、関東ブロック発注者協議会にて令和2年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

今後とも、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保、働き方改革に取り組んでまいります。

※各発注機関の令和2年度実績値の調査結果については、関東地方整備局HPに掲載しています。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutuu/gijyutuu00000162.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

関東ブロック発注者協議会 事務局

国土交通省 関東地方整備局 電話 048-601-3151（代）

企画部技術調査課	課長	後閑 <small>ごかん</small>	浩幸 <small>ひろゆき</small>	課長補佐	甲田 <small>こうた</small>	知正 <small>ちもした</small>	【工事】
企画部技術管理課	課長	荒井 <small>あらい</small>	満 <small>みつる</small>	課長補佐	春山 <small>はるやま</small>	大樹 <small>たいき</small>	【業務】

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 新・全国统一指標、地域独自指標の一覧(業務)

全国统一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

① 地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

③ ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

全国統一指標、関東ブロック独自指標 令和2年度調査結果概要(業務)

指標		R1基準値	R2実績値	R6目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.51	0.48	0.50以下	R2実績値は0.48と目標値を達成。 各都県とも債務負担行為や繰越の活用など改善に向けた取組を実施。 令和元年東日本台風の迅速な復旧を図るため災害復旧業務により第4四半期以外の納期の業務件数が増加したことも寄与。
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.75 (H30)	0.77 (R1実績値)	1.00	R1実績値は0.77と若干向上。 なお、指標の取り組みにより令和2年度より新たに制度を導入した機関が2機関あり改善が進められている。
関東ブロック独自指標	ウィークリースタンスの実施 (履行状況の確認)	23 ^(a) の機関数 ／56 <small>(関東ブロック発注者協議会の国等・都道府県・政令市の機関数)</small>	24 ^(a) の機関数 ／56 <small>(関東ブロック発注者協議会の国等・都道府県・政令市の機関数)</small>	全機関 ^a	R2実績値は24機関と若干向上。 新たに指標化した取り組みであり発注者協議会を通じ引き続き制度の周知を進めていく。 <small>「a」とはウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施</small>

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：100万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務数)	発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ(本省実施)を活用
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない (※1 他団体の指針等を適用している場合を含む)	アンケート調査

全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和2年度調査結果概要(業務)

業務	全国統一指標						関東ブロック独自指標		
	地域平準化率			低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況			ウィークリースタンスの実施		
	基準値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	基準値(H30)	実績値(R1)	目標値(R6)	基準値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)
関東ブロック	0.51	0.48	0.50以下	0.75	0.77	1.00	23/56	24/56	全機関a
茨城領域	0.44	0.43	0.40	0.95	1.00	1.00	1/1	1/1	a
栃木領域	0.39	0.37	0.40	0.93	0.89	1.00	1/1	1/1	a (取組を推進する)
群馬領域	0.40	0.41	0.40	未集計	0.92	1.00	1/1	1/1	a (ただし災害を除く)
埼玉県域	0.51	0.45	0.50	0.98	1.00	1.00	1/2	1/2	a
千葉県域	0.51	0.48	0.50	0.95	1.00	1.00	2/2	2/2	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.56	0.50	0.00	0.00	1.00	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.50	0.97	0.90	1.00	3/4	3/4	a
山梨領域	0.51	0.49	0.50	0.02	0.01	1.00	1/1	1/1	a
長野領域	0.35	0.32	現状維持	1.00	1.00	1.00	0/1	1/1	a

aの機関数/対象機関数

※関東ブロックは、都領域に加え国等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県政令市が対象)

業務の指標に係る都領域とは当該都県政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】
a:ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取組みを実施
b:ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取組みを実施
c:実施していない

【参考】関東ブロック発注者協議会

1. 目的・設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第10条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

2. 組織

構成機関は、65機関となり、構成員は以下の通り。

会長：関東地方整備局長 【平成30年4月1日時点】
副会長：関東農政局整備部長
茨城県土木部長
委員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級
政令市は、局長級
各都県の市町村の代表は、局・部長級
(7省庁17機関、23都県市区、25特殊法人)

3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況や、その他必要な事項について連絡調整を行う。

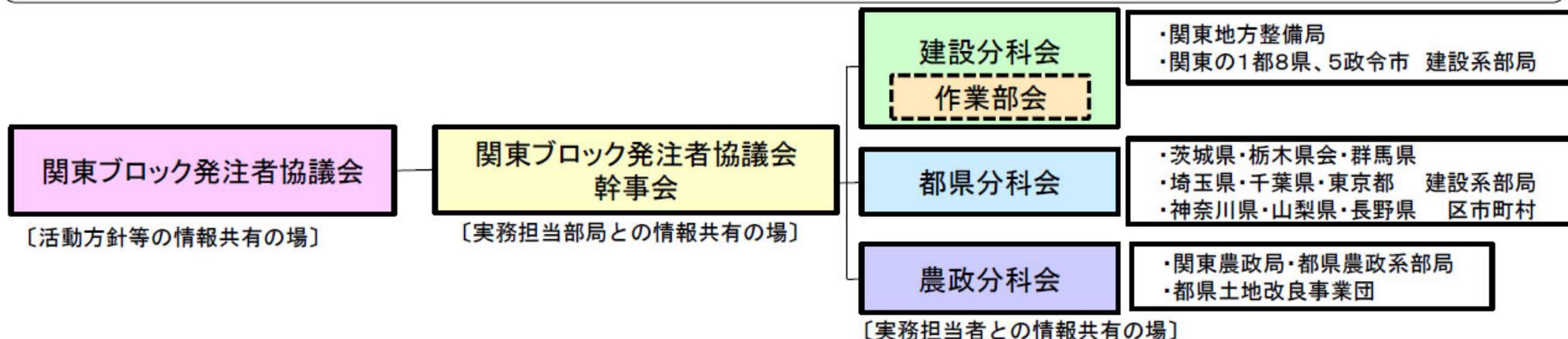
・主な連絡調整事項

1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
2. 発注者間の支援
3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項

○連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

4. 幹事会・分科会の設置

協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。



- 令和3年度以降に契約した**全ての業務(土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・発注者支援業務等)**を対象に、業務環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 「**マンデー・ノーピリオド**」、「**ウェンズデー・ホーム**」及び「**フライデー・ノーリクエスト**」などの**取組項目を原則実施し、業務環境改善に努める**。

(1) 取組内容

業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定するほか、以下の①～⑤の取組項目について**原則実施**するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。

【取組項目】

- ① 月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組(受発注者で合意した事項)

(2) 進め方

初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付する。

(3) 実施結果のフォローアップ

受注者は、**業務完了後2週間以内**に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【**実施状況報告**】を企画部技術管理課へ提出する。



- ・ やむを得ず受注者に業務指示を行う場合には、調査職員(監督職員)から管理技術者(主任技術者)に対して、作業内容とその理由を明確に指示すること。
- ・ 災害時等の緊急事態対応については、取組の対象外とする。

項目	要望	回答	備考
I ・担い手確保・育成のための環境整備	(1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化 ①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開 ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保 → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期 ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化 ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等)	履行期限の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務集中の回避に寄与するものであることから、関東地方整備局としても重要だと認識しております。 国土交通本省の令和4年度重点方針が発出され、関東地方整備局においても準じているところです。(※) (※)【国土交通本省重点方針】 (a)第1四半期 15%以上、第2四半期 25%以上、第3四半期 25%以上、第4四半期 35%以下、翌債・国債等25%以上 【関東地方整備局】 (b)第1四半期 15%以上、第2四半期 25%以上、第3四半期 25%以上、第4四半期 35%以下、翌債・国債等25%以上 令和3年度については、第4四半期の設定目標は35%以下であったものが、実績が59%、うち3月は45%と目標達成には至りませんでした。国債・翌債等の繰越しの活用については、R3年度に24%程度実施しており、更なる活用に努めて参ります。 履行期限の平準化については、一朝一夕では実現することが困難な状況ですが、令和4年度より、次のような取組を進める計画としており、更なる履行期限の平準化を進めて参ります。 令和4年度は、業務の履行期限の平準化の取組に関する局・事務所幹部意識改革を行うとともに第2～3四半期発注業務を中心に翌債による履行期限の再検討を実施して参ります。 令和5年度は、国債を活用し履行期限の第4四半期回避や通年業務の履行時期の見直しの取組も検討して参ります。 発注時の履行期間については、設計業務等標準積算基準書により適切に設定するとともに、条件明示も実施の徹底を図っております。 業務着手後については、進捗状況や課題等を受発注者で共有するためのツールである「業務スケジュール管理表」を用い、業務の適確な進捗管理を図っております。 もし、業務着手後に工程が大きく遅れるような事態であることがわかった場合は、関東地方整備局が独自に制度化した、受発注者双方の発議で開催できる「業務推進審査会」を活用し、受発注者了解による適切な変更契約につなげており、取組を継続して参ります。その際、適切な履行期間の確保のために必要な場合は、平準化国債や機動的国債等の国債・繰越しの活用を進めて参ります。	資料-2参考 P2～5 資料-2参考 P6 資料-2参考 P7～9
	②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 ・「ウィークリースタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減 ・受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進(IVにて詳述)	関東地方整備局では、担い手確保・働き方改革・品質確保等に資する各種取組について、積極的に取り組んでいるところです。「ウィークリースタンス」につきましては、令和3年3月に実施要領を策定済みであり、対象を全ての業務に拡大済みです。また、業務完了後に、受注者より実施状況報告を提出いただく取組を継続して参ります。 その令和3年度の実施状況報告結果では、令和3年度原則実施とした5つの取組項目について、全提出数のうち約90%以上は適切に実施しており、概ね良好な実施状況であったと認識しております。一部課題が残るものについては、取組の徹底を指導して参ります。 なお、更なる取組改善に向けては、現場の実態を把握することが重要ですので、貴協会から協会所属の各社への取組の理解、及び提出の呼びかけの強化をお願いしたいと思います。 また、関東地方整備局管内の自治体に対しましては、国や地方公共団体等で構成される「関東ブロック発注者協議会に係る連絡調整会議」において、改正品確法の理念を実現するために、関東ブロック独自指標として、ウィークリースタンス実施調査結果について、取組の見える化を行い、指標の解説および取組状況を紹介しており、引き続き、このような機会を使って取り組みの促進をアピールして参ります。 適正な履行期間の確保等に有効な「条件明示チェックシートの提示」「業務スケジュール管理表の活用」「ワンデーレスポンスの実施」等について、対象業務において適切に実施するよう、取組の徹底を指導して参ります。 また、業務実施内容については、定期的な打合せで確認を行っていただくとともに、必要に応じて、受注者要請で開催可能な「業務推進審査会」を開催することで、受発注者間で意思疎通ができ、適切な変更契約につながるものと考えております。 また、入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減の取組については、これまでも取り組んできたところです。適切に継続して進めて参ります。	資料-1 P34 資料-1 P33 資料-2参考 P10～11

項目	要 望	回 答	備考
I 担 い 手 確 保 ・ 育 成 の た め の 環 境 整 備	(2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善 ①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立 ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実及び地方自治体に対する国の支援	関東地方整備局では、災害対応、特に初動対応については、迅速かつ的確な対応が必要ですので、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」(令和3年4月国土交通省)、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」(令和3年5月改定 国土交通省)に基づき、災害時における業務の一時中止や工期延期等について引き続き適切に対応して参ります。	
	②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上 ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算	※都県政令市が回答	
(3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備	①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保	令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、国土強靱化基本法の施行から10年目を迎える中、これまでの成果や経験をいかし、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映する、と記載されております 令和5年度の概算要求では、「国民の安全・安心の確保」「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」に重点を置き、公共事業関係費として、6兆2,443億円(対前年度比1.19)を要求させていただいております。	
	②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善 ・必要経費確保に対応する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】 ・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)(I(1)②)	令和4年度の設計業務委託等技術者単価は、全職種単純平均で対前年度比3.2%引き上げられ、全職種単純平均値が42,159円となり、平成9年度以降で最高値を更新しました。設計業務については、対前年比1.3%引き上げられ、平均が50,100円となっております。今後も市場の賃金実態を反映した単価となるよう、引き続き、技術者単価への反映のため毎年実施している「技術者給与実態調査」へのご協力をお願いいたします。 積算に用いる歩掛については、数年サイクルで「歩掛実態調査」を実施し、実態との乖離等を確認しているところです。令和4年度も調査を実施することとしており、現場の実態把握に努めて参りますので、調査へのご協力をお願いいたします。 標準歩掛を適用できない工種については、入札参加者に対して歩掛見積り依頼し作成した歩掛を入札参加者に開示する等の取組を実施しています。また、歩掛実態調査の対象工種の増加については、国土交通本省から貴協会への意見照会の際に要望いただきますようお願いいたします。 予定価格積算における経費算定方法の合理化については、平成30年度より段階的に旅費交通費における直接人件費の率計上、令和3年度、橋梁点検業務について安全費の率計上等の対応が行われており、今後も合理化可能と判断された工種については、継続して対応されると考えております。	資料-2参考 P12
	③「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率の適用外)	設計変更にあたっては、「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づき実施するとともに、関東地方整備局が独自に制度化している「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」、「業務推進審査会」を活用して、引き続き適切な設計変更にも努めて参ります。 また、新規工種の設計変更における適用落札率のご意見については、国土交通本省に伝えて参ります。	資料-2参考 P13~19

項目	要 望	回 答	備考
I た め の 担 い 手 確 保 ・ 育 成 の 環 境 手 確 保 ・ 育 成 の	(4)人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備 ①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続	若手技術者(40歳以下)を管理(主任)技術者として配置する場合に加点評価する試行や、出産や育児等による休業期間を遡って評価対象期間とする試行を行っており、引き続き継続して参ります。 また、昨年度にご意見のありました照査技術者実績の評価も令和4年8月より新たに導入しております。 若手からシニアまで老若男女、より多くの技術者の活用・育成のため試行を継続して参ります。	資料-2参考 P20～22 資料-2参考 P23
	②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	国土交通省直轄の事業促進PPPガイドライン(R3.3一部改正)において、『事業促進PPPは、全体事業計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等(事業工程及びコストの管理等)、施工管理等を直轄職員が柱となり、受発注者が一体となって実施する。なお、予算管理、契約、最終的な判断・指示は発注者の権限とする』とされていることを踏まえ、ガイドラインに沿って運用しているところです。 今後も、貴協会等のご意見・ご協力を頂きながら、官民協働による効率的な事業推進のため、本取組を進めて参ります。また、費用の適正化についても引き続き、検討して参ります。	
II ・ 技 術 力 に よ る 選 定	(1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善 ①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加	業務発注にあたっては、国土交通本省が発出している「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を準用し、関東地方整備局では、価格競争方式の対象業務を総合評価落札方式(簡易型)に読み替えて、業務内容に応じた発注方式の選定を行っております。また、土木建設コンサルタント業務では、プロポーザル方式による発注が、件数、金額ともに全体の約3割となっております。 今後も、個々の業務の特性や難易度等を十分勘案し、業務内容に応じた適切な発注方式の選定に努めて参ります。	
	②総合評価落札方式における落札率の改善	関東地方整備局のR3年度発注件数1,585件のうち、総合評価落札方式(標準型1:3)は151件(9.5%)で実施しており、技術力が適切に反映された総合評価の運用に努めているところです。 総合評価落札方式(標準型1:3)に関して落札者と技術点、価格点、落札率に関しては今後分析して参ります。	
	③改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等	令和3年8月から関東地方整備局発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しと業務成績評価区分を見直しを行い実施しております。 優良業務表彰の評価につきましても、全国実績評価基準の見直し、海外実績、事業促進PPP業務のマネジメント実績の評価も実施しております。 引き続き企業選定における評価については、評価の運用状況を把握しながら、適切な評価に努めて参ります。	資料-2参考 P24 資料-2参考 P26～29
	④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入	国土交通本省より令和4年4月から技術士・博士の資格に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組み合わせて、加点とする試行を開始する通知が発出されたところです。関東地方整備局においては、貴協会のご意見も踏まえ、今後、適切な業務を抽出し、組合せ加点評価の試行を検討して参ります。	
(2)地方自治体における発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)	改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化 ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加 ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進 ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進) ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 ②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示 ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃) ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表) ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進	※都県政令市が回答 (関東の見解) 国土交通省では、改正品確法の基本理念に則り、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針となる運用指針の改正を行いました。運用指針につきましては、関東ブロック発注者協議会及び発注者協議会都県分科会を通じて、継続して周知・浸透を行って参ります。 なお、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとしており、改正品確法の理念を実現するための全国の統一指標として、設計業務等においては「地域標準化率(履行期限の分散:国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合)」、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策:都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合)」が設定しているところです。また、関東ブロックの独自指標として、ウィークリースタンスの実施を併せて設定しております。関東ブロック発注者協議会にてこれらの指標による見える化により毎年フォローアップを行う取組を進めて参ります。	

項目	要 望	回 答	備考
Ⅱ 選 定 技 術 力 に よ	(3)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)	資料-1 P13～15
	③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進	関東地方整備局においては、地方自治体の業務実績を活用する取組を導入済みです。引き続き継続して参ります。	資料-2参考 P25
Ⅲ ・ 品 質 の 確 保 ・ 向 上	(1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	①受発注者合同現地踏査の実施 ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用	資料-2参考 P31～32
	③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・施工条件明示チェックシートの試行拡大 ・第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化 ・BIM/CIM 設計照査シートの充実(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】 ・履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化(Ⅰ(1)①) ・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更(Ⅰ(3)③) ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンダーレスボンスの実施等の徹底(Ⅰ(1)②)	①適切な条件設定及び明示については、今後も、入札公告、入札説明書、特記仕様書等での必要な条件明示の実施の徹底を図って参ります。なお、設計から工事への条件明示については、品質の確保・向上に有効であると認識しておりますので、的確な条件設定が図られるよう、ご提案のあった施工条件明示チェックシートを活用することを含めて検討し、取り組んで参ります。 「第三者による照査」については、平成29年度の道路橋示方書の改訂に伴い、設計法が大幅に変更されることから、橋、高架の道路等の設計に係る当面の措置として、設計内容のチェックを強化することから第三者による照査を行うものとし、橋梁詳細設計業務を対象に過年度まで実施してきたところです。その後、現状において適切に設計計算等がなされている状況を踏まえ、令和4年5月に新たに橋梁詳細設計に着手する橋梁については、第三者による照査を行う当面の措置の運用を廃止する旨の通知を各事務所へ行っております。	
	(2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更 ②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	①詳細設計における、指定仮設時の作業増に伴う設計変更については、今後も適切に対応して参ります。 なお、任意仮設・指定仮設の取扱いについては、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおりであり、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」でも解説をしており、今後も適切に対応して参ります。 また、「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」において、貴協会と連携し、指定仮設・任意仮設の取扱いに関する具体的な設計変更事例を追加して参ります。 ②三者会議の結果等による、設計の修正や設計変更については、別途業務の発注を検討する、及び「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を活用する等、適切に対応するよう、今後も実施の徹底を図って参ります。
(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用 ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更	技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用され、具体的には平成27年6月(令和2年1月改正)に国土交通本省が作成した「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用することとなっております。 関東地方整備局としても、令和4年3月に港湾空港工事において、ECI方式により発注したところです。引き続き工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討して参ります。 点検・診断、補修・補強設計については、引き続き、特記仕様書への条件明示を適切に行って参ります。 現場条件に不一致が発生した場合は、速やかに関東地方整備局独自に制度化した「業務推進審査会」を開催することで、受発注者間で意思疎通ができ、適切な変更契約につながるものと考えております。 その場合(契約後に現場不一致判明)、積算基準の歩掛が無いものについては、見積りを徴取する等、適正に費用計上を行うよう、実施の徹底を図って参ります。	

項目	要望	回答	備考
III 品質の確保・向上	(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善 ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用 ④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進	現在も、業務内容により、プロポーザル方式による橋梁補修設計業務や検討業務等の発注も行っているところです。今後も、業務内容に応じた、適切な発注方式選定に努めて参ります。 (関東地方整備局における土木建設コンサルタント業務等の業務発注においては、国土交通本省が発出している「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年11月 令和3年3月一部改定)を準用し、業務内容に応じて適切に発注手続きを行っているところ:再掲) ※都県政令市が回答	
IV 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」	(1)DXの推進 ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・WEB会議等を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・WEB公開などの推進 ②i-Con およびBIM/CIM の推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・3次元モデル成果物作成要領(案)の充実(業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大) ・BIM/CIM 設計照査シートの充実 ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアプリケーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con 寄付講座協調領域検討会と協働によるAPI の開発のあり方の検討の促進 ・BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の	業務における効率化に資するASPの活用については、今年度、活用のメリットが大きいと思われる測量、地質、調査設計業務、発注者支援業務、行政事務補助業務の一部を対象に、試行を実施することとしております。WEB会議等の実施については、ASPの活用により実施のメリットが大きいと考えておりますので、102件を予定している今年度の試行を踏まえ、業務におけるASPの活用を促進して参ります。 過年度からプロボ総評審査段階の閲覧資料のPDFデータのクラウドサービスを使ったダウンロード等、業務効率化に取り組んでおります。令和4年4月からプロボ・総合評価においてヒアリングのWEB会議活用による業務効率化に取り組んでいただいているところです。 関東地方整備局のWEB会議の通信環境につきましては、令和3年度に運用に問題無いレベルまでWEB会議用回線を増速する等、改善しております。今後も状況に応じて改善に努めて参ります。 「3次元モデル成果物作成要領(案)」(令和4年3月)で7工種、「BIM/CIM設計照査シートの運用ガイドライン(案)」(令和2年3月)で7工種の詳細設計に適用しておりますが、適用工種の拡大など充実に関するご意見につきましては、国土交通本省に伝えて参ります。BIM/CIM活用事例等については、BIM/CIMポータルサイト、国土交通本省主催のBIM/CIM推進委員会等において、取組状況などの情報発信を行っているところです。BIM/CIMに関する基準・要領やポータルサイト等へのご意見については、国土交通本省に伝えて参ります。 また、関東地方整備局では、令和3年4月に「関東 DX・i-Construction 人材育成センター」を開所し、国土交通省や地方公共団体職員及び民間技術者を対象としたBIM/CIM 活用、ICT 施工普及促進及びデータ・デジタル技術の知識習熟等に関する研修・講習を実施しております。 また、「i-Constructionモデル事務所」「i-Constructionサポート事務所」を中心に、3次元データや ICT等の新技術の活用を図るとともに、現場見学会や相談窓口を設置するなど、自治体や建設関連業者への技術的な支援を実施しております。 BIM/CIM活用については、令和5年度の小規模を除く全ての詳細設計・工事で原則適用に向けて、段階的に適用範囲を拡大しているところです。また、事業の初期段階からBIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図られることから、測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを位置付けた「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を令和4年6月に公表しております。 以上のように、受発注者双方でBIM/CIMに関する認識・技術力向上に努めて参ります。	資料-2参考 P33～34 資料-1 P18～26
(2)DXの推進の費用面での環境整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上	BIM/CIM活用業務における「BIM/CIM使用料」などの業務価格算定については、受発注者間の協議により見積りにより対応しているところです。BIM/CIMの標準歩掛の設定へのご意見につきましては、国土交通本省に伝えて参ります。	
	②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し	DX・テレワーク等に対する一般管理費及び低入札価格調査基準価格の見直しへのご意見につきましては、国土交通本省に伝えて参ります。	
(3)「成長と分配の好循環」の実現	・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施	技術者単価や業務価格等への改善へのご意見につきましては、国土交通本省に伝えて参ります。	

資料－2（参考資料）

業務における履行期限の平準化の取組

平成31年4月 労働基準法の改正、施行

「建設コンサルタント等の時間外労働の適正化が喫緊の課題」

→ 労働基準法に基づき、平成31年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用(月45時間、年360時間)



令和元年6月一部改正 公布・施行

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」

→ 公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)について広く本法律の対象として位置付け



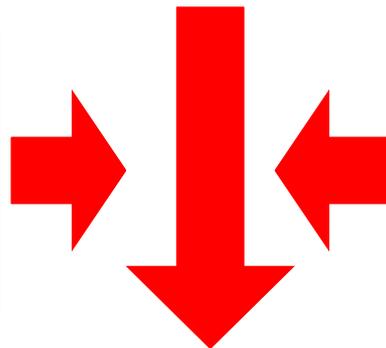
令和2年1月 改正

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」

→ 「繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により履行期限の平準化に取り組む」ことが、必ず実施すべき事項となった。

✓発注者の働き方改革

- 発注担当者の発注業務の平準化(特に若手職員)
- 検査の平準化



✓業務の不調の急増への対応

- 不調・不落率 R2 5.4%、R3 10.3%
※履行期限の平準化に取り組んでいないことが要因の一つと考えられる。
- 技術者の確保が困難であり、業務実施体制が整わない(50.0%)手持ち業務が多く履行できる余裕がない(12.8%)

業務における履行期限の平準化の取組が待ったなし！！

令和4年度関東地方整備局における業務における履行期限の平準化に向けた取組(案)

■令和4年度の取組(案)

✓取組1 局、事務所幹部(事務所長、副所長)の意識改革

・工事に比べ業務の平準化の取組は進んでいないことから、まずは局や事務所幹部の意識改革を実施。

✓取組2 第2～3四半期発注業務を中心に翌債による履行期限の再検討を実施

・適正な履行期間を確保し、業務の履行期限を翌年度に持ち越す翌債手続きは、第1四半期から申請可能。

✓取組3 不調による再公示及び発注時期が遅延する場合、翌債手続きにより適正な履行期間を確保

・翌債手続きを行い、適正な履行期間を確保する。 → 年度内で完了させるため、安易に3月とするのはダメ！

■令和5年度概算要求の取組(案)

✓取組1 国債(ゼロ国債、平準化国債)を活用し第4四半期にしない

・改築事業の事業展開における調査・設計業務及び検討・対策業務について国債を活用し、第4四半期を履行期限としない。

✓取組2 通年業務の履行時期の見直し(平準化国債)

・通年業務について平準化国債を活用し、第4四半期に集中する履行時期の見直しを検討する。

令和4年度 履行期限(業務)の平準化目標

[適用対象]

当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)している100万円以上の業務(測量、地質調査、調査設計(ただし、通年業務、発注者支援業務を除く))

○令和4年度に履行期限とする業務

令和4年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

平準化率
令和4年度 = ①のうち令和4年度 四半期 毎に履行期限となる業務件数 ÷ 令和4年度 履行期限となる業務件数

① : 令和3年度予算(翌債・明許)・国債・平準化国債等 + 令和4年度予算(年度内履行期限)

○国債による平準化及び真に必要な工期延期とする業務

令和5年度	翌債・国債・平準化国債等
	25%以上

平準化率
令和5年度 = ②のうち履行期限が令和5年度となる繰越(翌債)及び国債・平準化国債の件数 ÷ 令和4年度予算(単年度+翌債・明許)の業務件数

② : 令和4年度予算(年度内履行期限)・国債・平準化国債等

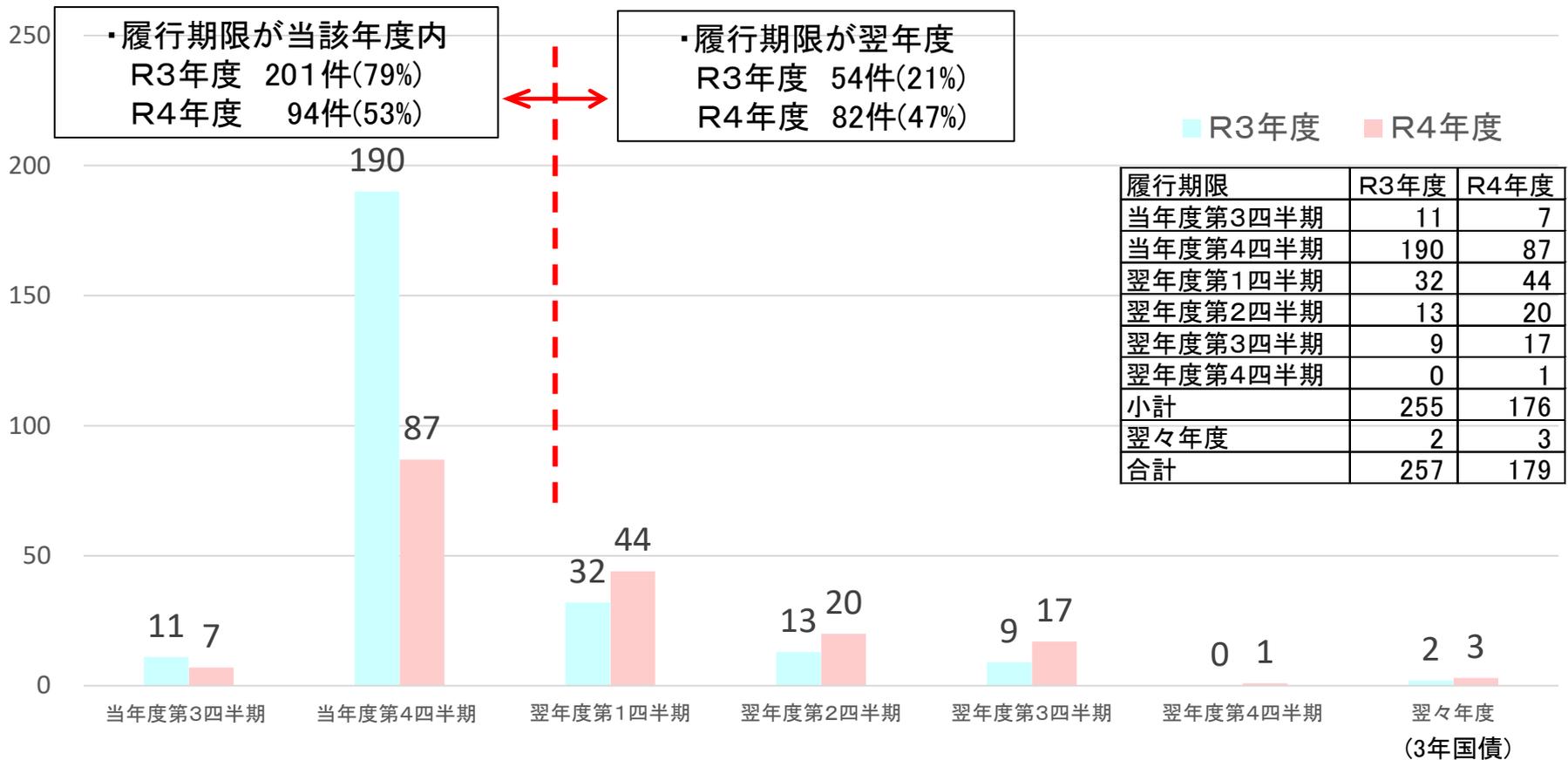


令和6年度 目標	上半期	下半期
	50%以上	50%以上

令和4年度における業務の履行期限平準化の取組（7月期PPI）

- 7月の公表対象（7月以降に公示）の履行期限をR3年度とR4年度を四半期で対比。
R4年度は翌債の活用により業務の履行期限を分散化しR3年度に比べ平準化を推進。
（履行期限が翌年度の割合・・・R3年度21%→R4年度47%と2倍に増加）

7月期PPI公表時の履行期限



[適用対象] 当該年度に契約（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）予定で100万円以上の業務
 営繕の設計意図伝達業務等は除く（R3年度 16件、R4年度 25件）

③業務スケジュール管理表の活用

測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において、通常の工程表に加えて、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を受注者が作成し、発注者と共有する。

平成23年度より

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

業務名、受注者名、
管理技術者名等を記載

現在の状況、課題、
当面の目標等を記載

作業項目	8月	9月	10月	11月	備考
打合せ	○		○	○	
現地踏査	■	工程表(バーチャート)			
〇〇設計		■			★ 中間確認
照査				■	

着手日	作業事項 (タスク)	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

R2年度より、行・列の挿入・削除ができるようシートの保護を解除しました。

作成手順と活用方法

- ① 受注者が作成し初回打合せ時に提示
↓
(業務の進捗、状況変化で内容が変わる)
- ② 次の打合せ時に内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示
↓
- ③ スケジュール確定まで②を繰り返す

※業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が必要な事項について受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。

※活用状況について報告をお願いします。

効果

- ◆業務履行上の課題を明確にできる
- ◆適正な履行期間の確保

業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したものの。

平成28年度より

業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
<ul style="list-style-type: none">● (技)副所長● 発注担当課長● 主任調査員 等	<ul style="list-style-type: none">● 管理技術者● 照査技術者 等

【審査項目】

- ◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更
- ◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処 など

【実施時期】

- ◆ 受注者からの開催要請時
- ◆ 発注者発議の契約変更時 等

ホームページにも掲載しています:

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>

変更項目の例

- 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大
- 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

- ◆ 適切な変更契約の実施
(増額、履行期限延伸等)
- ◆ 受発注者間の意思表示の明確化
→手戻りの防止、受発注者双方の認識共有
- ◆ 業務量の縮減
- ◆ 繰越等の円滑化

⑤業務推進審査会 設置運用方針(H29.1.16) (1/2)

業務推進審査会 設置運用方針

平成 29 年 1 月 16 日制定

1. 目的
業務推進審査会(以下「審査会」という。)は、土木設計業務等の実施過程上の課題を迅速かつ明瞭に解決するとともに、契約変更手続きの透明性と公平性の向上を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、課題への認識を共有するとともに対応を検討、判断する場として開催する。
 2. 対象業務
審査会の対象業務は、土木設計業務等(測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務)のうち、設計工種の追加等大規模な業務内容の変更や工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対応等を行う必要がある業務とする。
 3. 組織
 - 1) 審査会
審査会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。
 - 発注者<事務所発注の場合>
【委員長】:副所長(技術:当該業務担当)
 - 【委員】:工物品質管理官、業務発注担当課長、当該業務担当調査員(監督員)等
<繰越を検討する場合は経理課長、経理課担当者等の参加もできるものとする>
 - 発注者<本局発注の場合>
【委員長】:当該業務担当課長
【委員】:当該業務担当課長補佐(建設専門官)、当該業務担当調査員等
 - 受注者:管理(主任)技術者、照査技術者等※ただし委員長の指名により、委員が委員長の代理となる事ができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者(本局担当課長補佐等)の意見を求めることができるものとする。
 - 2) 事務局
審査会事務局は、当該業務発注担当課等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。
4. 審査会の開催
 - 1) 審査内容
 - 審査会は、変更の妥当性(可・否)の審議及び変更手続きに伴う履行期限の延伸等の判断について審査を行うものとする。ただし、変更理由や変更内容が明確で、受発注者が容易に合意できる内容であれば、変更規模にかかわらず、審査会開催の

⑤ 業務推進審査会 設置運用方針(H29.1.16) (2/2)

- 必要は無いものとする。
 - その他、業務遂行にあたって重要な意志決定を行う必要がある場合の判断について、審査を行うことができるものとする。
- 2) 審査方法
 - 審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、審査に関する説明は、審査会を発議した者が行う。
 - 審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施する事が出来る。
 - 3) 審査会の開催時期
 - 審査会は、変更の妥当性(可・否)の審議及び変更手続きに伴う履行期限の延伸等の判断を行うにあたり、審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとする。
 - 受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括調査員」に文書で要請(協議)するものとする。
 - 審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、定期的な開催やルーチン化に向けた工夫を各事務所で行う。
 - 4) 審査会の結果

審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持するものとする。本議事録は各共通仕様書における打合せ記録簿の一として取り扱う。また、事務所発注業務については審査会の結果を事務所長に報告し、変更の採否の決定を仰ぐこととし、発注者は、速やかに変更の採否を受注者に通知すること。
 5. 対象業務の取扱い

平成29年1月16日以降に入札公告を行う業務の発注にあたっては、特記仕様書に以下の内容を記載し、審査会の対象業務であることを明確にすること。

また、実施中の業務においても、受発注者の協議により、審査会を実施できるものとする。

特記仕様書記載
第〇〇条「業務推進審査会」の設置

本業務は、契約変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う履行期限の延伸等の判断等を行う場として開催する「業務推進審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象業務である。

「審査会」の運用にあたっては、「業務推進審査会設置運用方針」(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>)によるものとする。

6. 担当窓口
企画部技術管理課

予備設計等で整理・作成した条件明示チェックシートを、詳細設計業務の業務着手時(契約後)、受注者に対して、提示する。⇒必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして活用。

平成24年度より

対象となる業務 ……下記の「詳細設計」

- 道路 ○橋梁 ○樋門・樋管
 - 排水機場 ○築堤護岸 ○山岳トンネル
 - 共同溝 ○砂防堰堤
- (全て修正設計・補修設計含む)

作成から提示までの手順

1. 対象業務の条件明示チェックシート(案)を用意
(予備設計で作成されていない場合は、発注者が作成する)
 2. チェックシートの項目②～④を記載
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は
確認の上、必要に応じて追記する
- 発注審査会、設計積算審査会 等での確認実施も可
3. 「設計業務の条件明示検討会(仮称)」の開催
← チェックシートの内容の確認
 4. 業務着手時(契約後)、シートを受注者に提示
提示時に⑤も記載

チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件
・明示項目
・主な内容 ←(案)に記載済み
- ② 対象項目
(条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日
(全確定なら○、一部確定は△、未確定は×
の記号と、それを確認した日付を記載)
- ④ 確認資料 (資料の名称、頁番号等を記載)
- ⑤ 備考 (③が△×の進捗状況を記入)

効果

- ◆明示すべき事項の漏れを防止できる
- ◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

1. 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示、報告

- ・ 「条件明示チェックシート」とは、発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に対して必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。
- ・ 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(R1.8公示より適用)。
- ・ **試行として1事務所1件の実施、及びその実施結果、活用状況の報告をお願いします。**
(過年度予備設計で条件明示チェックシートを作成済みの業務で実施を検討願います)

2. 試行的に行う条件明示チェックシートの提示時期の変更

	H30年度以前	R1年度～試行的に実施
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む)、 ② 橋梁詳細設計、③ 樋門・樋管詳細設計、 ④ 排水機場詳細設計、⑤ 築堤護岸詳細設計、 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、 ⑦ 共同溝詳細設計、⑧ 砂防堰堤詳細設計 (全て修正設計・補修設計含む)	同左
提示時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

3. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・ 当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・ 当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・ 条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・ 条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないかというクリティカルパスの把握が可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

設計業務委託等技術者単価の改定

令和4年度技術者単価の概要

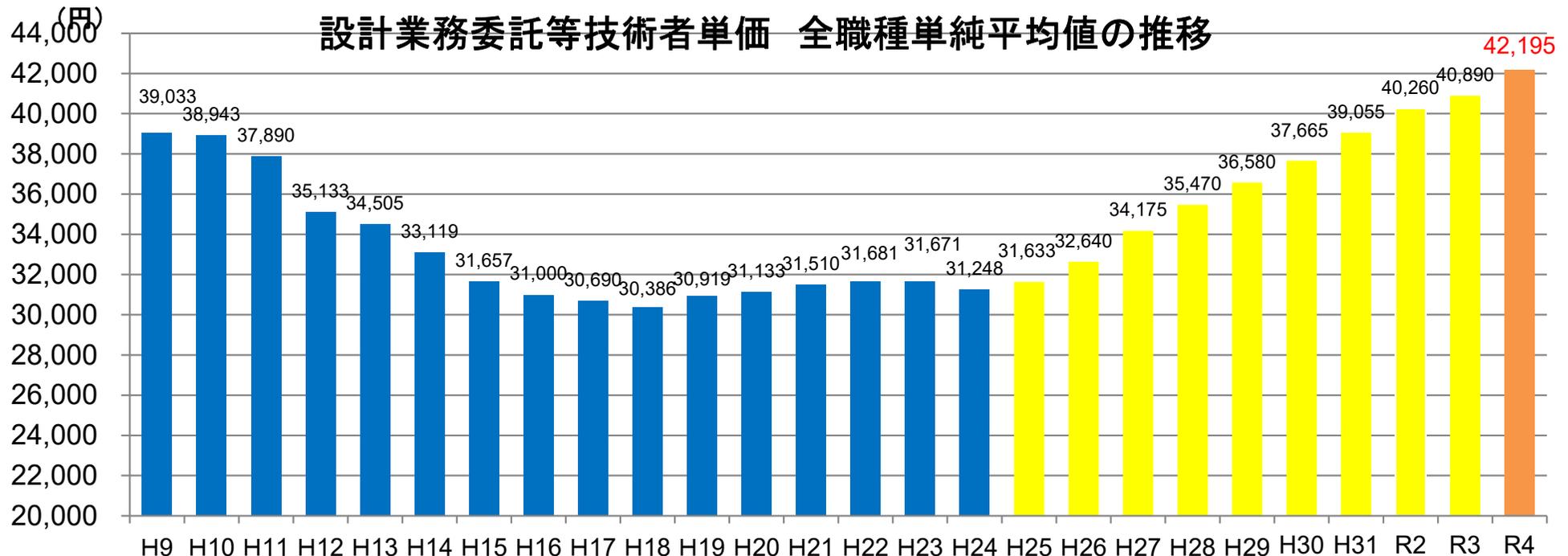
- 今回の決定により、全職種単純平均で対前年度比3.2%引き上げられることとなります。
- 10年連続の引き上げにより、全職種単純平均値が42,159円となり、公表を開始した平成9年度以降で最高値を更新しました。

【全職種平均】 **42,159円** 対前年度比**+3.2%** (H24比+35.0%)

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 50,100円	+1.3%	(+30.7%)
測量業務	平均 35,820円	+5.2%	(+57.9%)
航空・船舶関係業務	平均 40,000円	+3.7%	(+31.8%)
地質調査業務	平均 38,033円	+5.3%	(+39.5%)

全職種平均前年比の伸び率

H25	+1.2%	H30	+3.0%
H26	+3.2%	H31	+3.7%
H27	+4.7%	R2	+3.1%
H28	+3.8%	R3	+1.6%
H29	+3.1%	R4	+3.2%
		H24比	+35.0%



土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省
技 術 調 査 課
平 成 2 7 年 3 月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※契約毎に契約書、共通仕様書の対象条番号等が異なる場合があります。



目次

1. はじめに
2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
3. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース
4. 土木設計業務等の変更の手続フロー

(1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。
※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

3

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

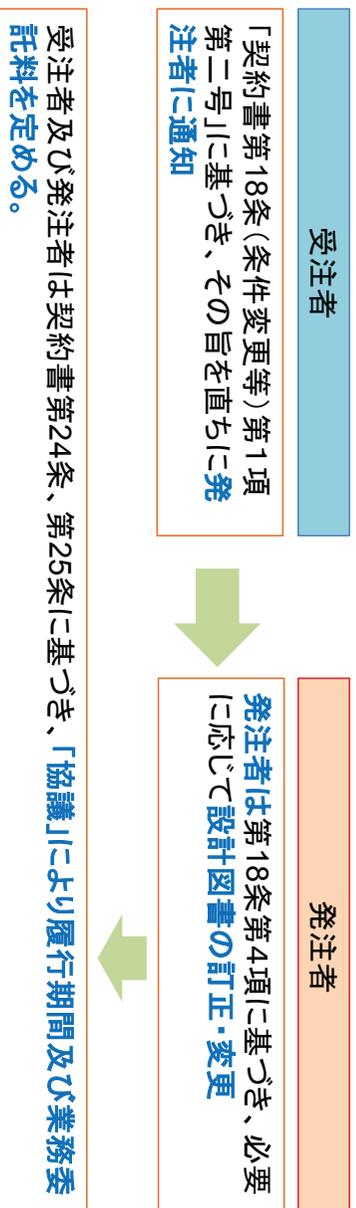
◆ 設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第二号)

○受注者は、設計図書が誤っていると認められる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。
受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

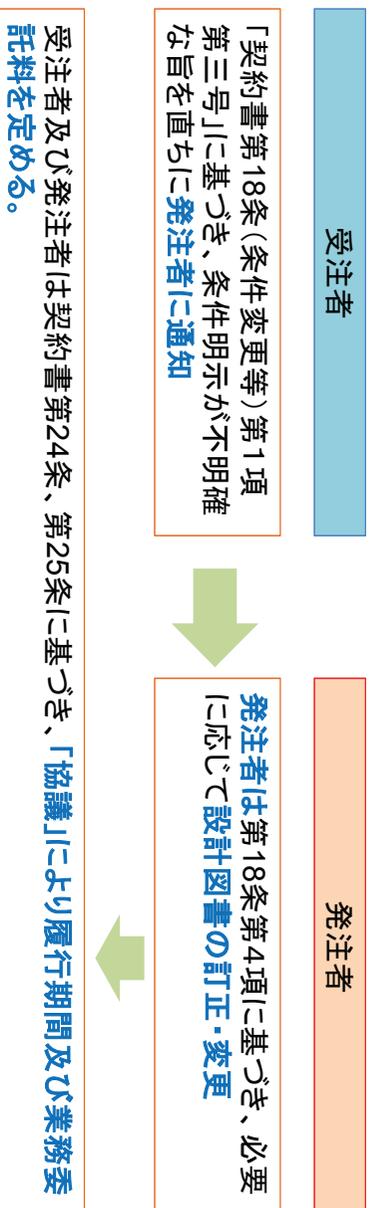


- Ex. (1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
(2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第三号)

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。
受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

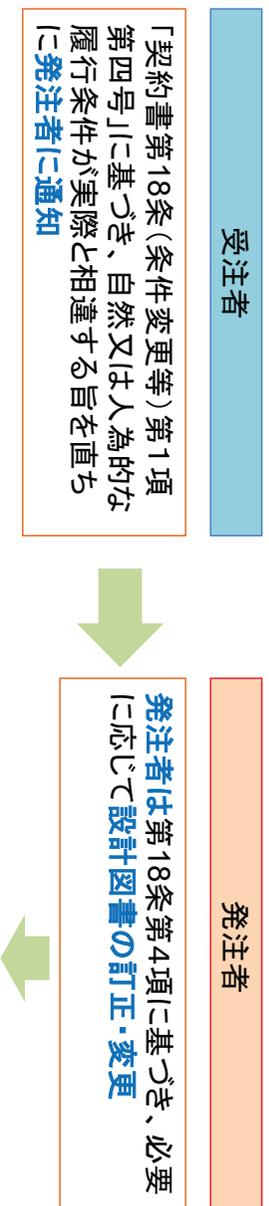


- Ex. (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されていない。
(2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
(3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
(4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。
 受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

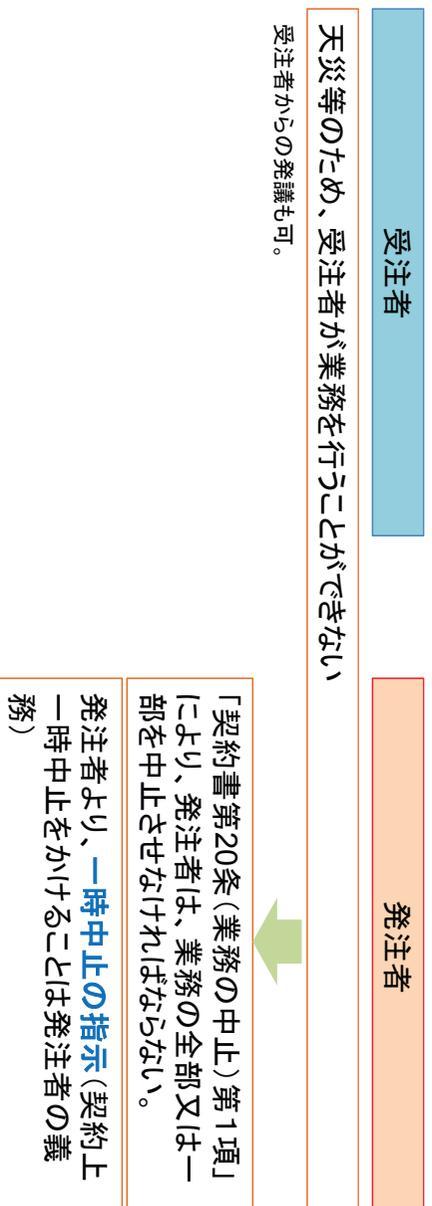
- EX. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
 (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある。
 (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
 (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
 (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
 (6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
 (7) その他、新たな制約等が発生した場合

7

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(4) 業務の中止の場合の手続 (契約書第20条、共通仕様書第1124条)

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【契約書第24条】

※必要に応じて変更工程表等を提出

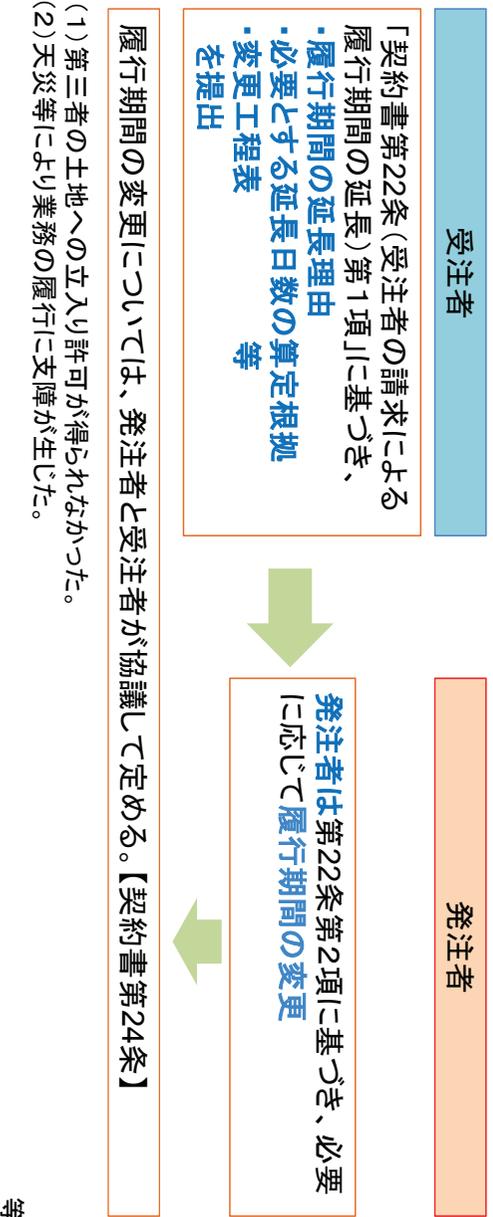
- EX. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
 (2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適当又は不可能となった。
 (3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった。

8

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第22条、共通仕様書第1123条)

○受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。
受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(6) 「設計図書」の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

○受注者が行うべき「設計図書」の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- Ex. (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
(2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づいたものであり、新しい基準に基づき再検討が必要となった場合
(3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合
等

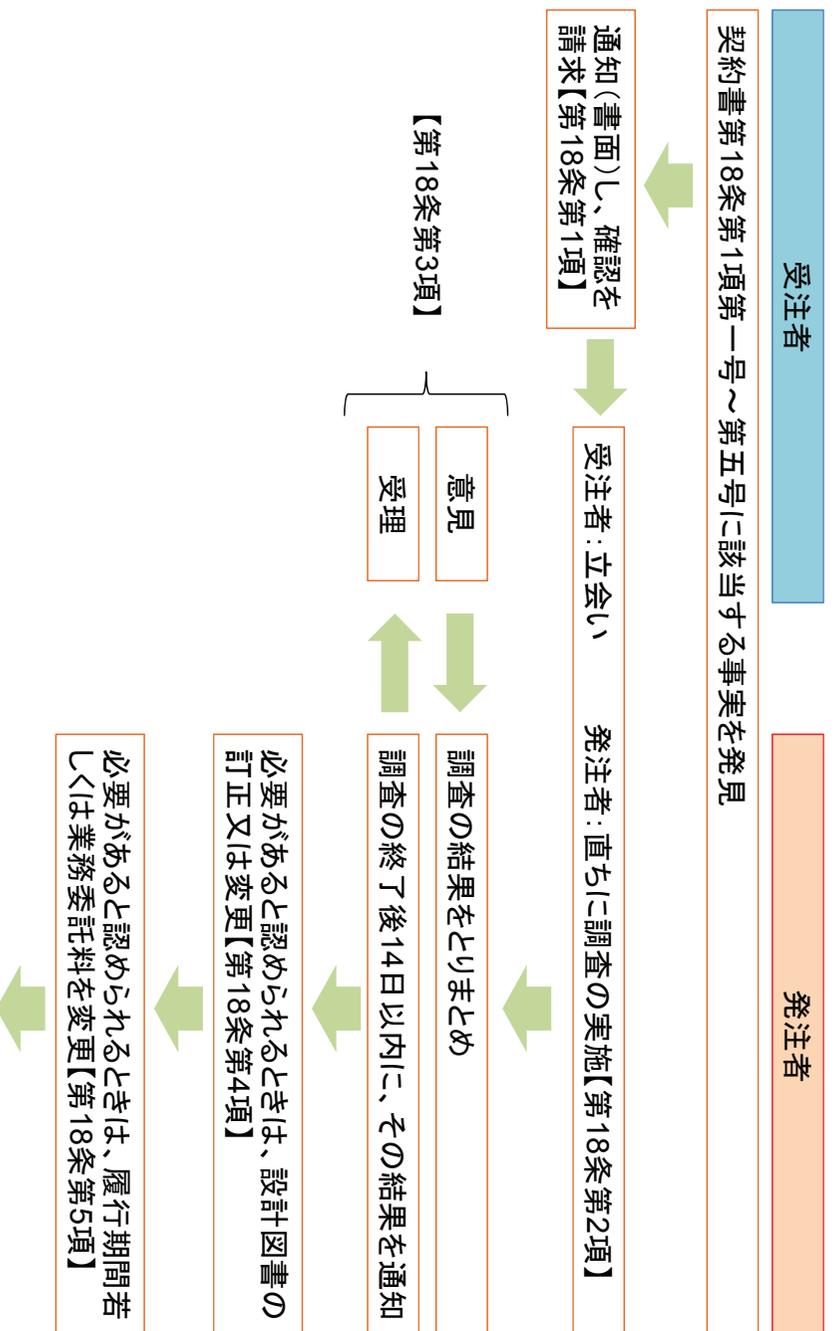
3. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

【基本事項】

- ◆ 下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。
- ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。
1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
 2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
 3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経していない場合（契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条）
 4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

11

4. 土木設計業務等の変更の手続フロー



12

「土木設計業務等変更ガイドライン」と「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」の活用

- ✓ 土木設計業務等の変更について、適正な運用を図るため、国土交通省で「土木設計業務等変更ガイドライン」を平成27年3月30日に策定し、運用しているところです。
- ✓ 関東地方整備局では、「土木設計業務等変更ガイドライン」をもっと活用するため、適正な変更手続きがわかりやすいように、具体的な事例を掲載した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料※」を平成30年2月に作成し、公表しています。

平成29年度より

土木設計業務等変更ガイドライン(ページ7)

土木設計業務等変更ガイドライン補足資料(ページ8)

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。
受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに**発注者に通知**

➡

発注者

発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**

↓

受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により**履行期間及び業務委託料を定める。**

Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が**変更になった。**
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

7

4) 「設計図書の履行条件相違 (設計項目の追加)」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所(ページ7)
2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第18条第1項第四号)

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項
➢ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項
➢ 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業(橋梁集約案の概略図作成、事業費算出)」の必要性和内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条
➢ 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

具体的な事例

※ホームページにも掲載しています: <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>

若手技術者の活用を評価【H27.8～】

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、技術者に若手を配置した場合に加点評価。(H27.8公示より適用)

H30.8以降公示の業務より、若手技術者の対象年齢を35歳以下から40歳以下に引き上げて運用を開始

- ・ 管理(主任)技術者の「業務実績」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・ 企業は通常どおりの配点割合

管理(主任)技術者の評価

評価項目		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6
	CPDの取得状況	1	1	1	1
	同種・類似業務の実績	10	5	13	7
	若手技術者	-	5	-	6
小計		15	15	20	20
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25
	優良業務表彰等	5	5	5	5
小計		35	35	30	30
合計		50	50	50	50

(例：土木コンサル業務、地質調査業務)

若手技術者活用の評価実施状況

○全体的に試行件数は3業種ともに増加しているが、若手技術者が受注している件数は減少傾向。

■ 資格・実績評価の配点

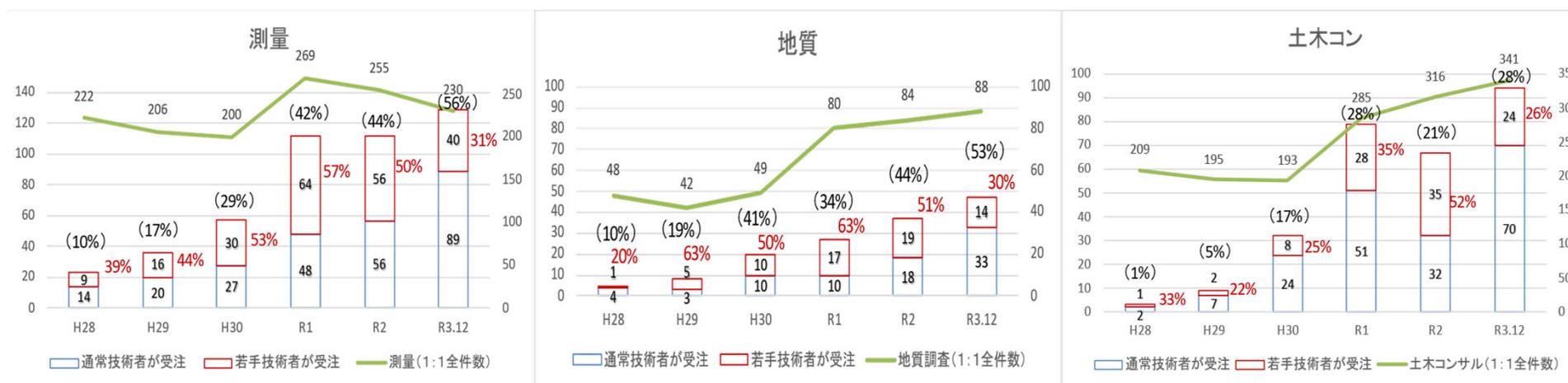
- ・ 管理(主任)技術者の「業務実績」の配点割合を低減させ、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・ 企業は通常どおりの配点割合

管理(主任)技術者の評価

評価項目		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6
	CPDの取得状況	1	1	1	1
	同種・類似業務の実績	10	5	13	7
	若手技術者	-	5	-	6
小計		15	15	20	20
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25
	優良業務表彰等	5	5	5	5
小計		35	35	30	30
合計		50	50	50	50

(例：土木コンサル業務、地質調査業務)

■ 若手技術者を評価する試行業務の発注状況



(○%)：試行可能全件数のうち試行を実施した業務の割合

○%：若手技術者を評価する試行業務のうち若手技術者が受注した割合

業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】

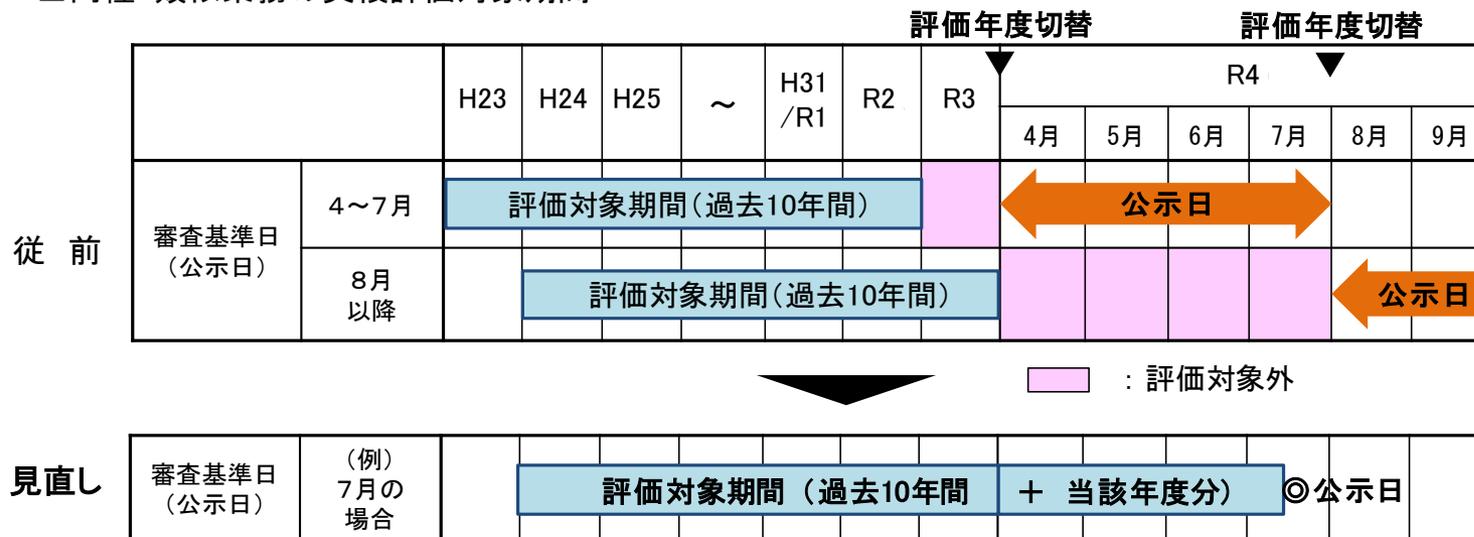
【趣旨】「履行期限の平準化」の取組み推進（繰越制度の活用等）等への対応

【対象】同種・類似業務実績を求める業務

【概要】○評価年度の切替を4月とし、過去10年＋当該年度の審査基準日（公示日）までに完了した業務が対象となるよう見直し（H28.4公示より適用）

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長
 (1-5) 業務実績等の評価対象期間の延長（休業考慮）を適用

■同種・類似業務の実績評価対象期間



照査技術者の配置要件の見直し(試行)【R4. 8~】

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)

【概要】適性の品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。

建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、**ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に見える**ように要件を見直す。

設定条件

業務経験—過去10年間の同種・類似業務の実績として、**照査技術者の実績を追加。【見直し】**

技術力—過去4年間の業務成績評点に、**照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】**

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点



見直し(案) 評価基準		
管理(主任)・担当・ 照査 技術者の実績		
管理(主任)・担当・ 照査 技術者で携わった業務の業務評定点		

見直し(案) 評価基準		
管理(主任)・担当・ 照査 技術者の実績		
管理(主任)・担当・ 照査 技術者で携わった業務の業務評定点		

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点(H30・R1年度完了業務)のデータを元に整理
 ※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

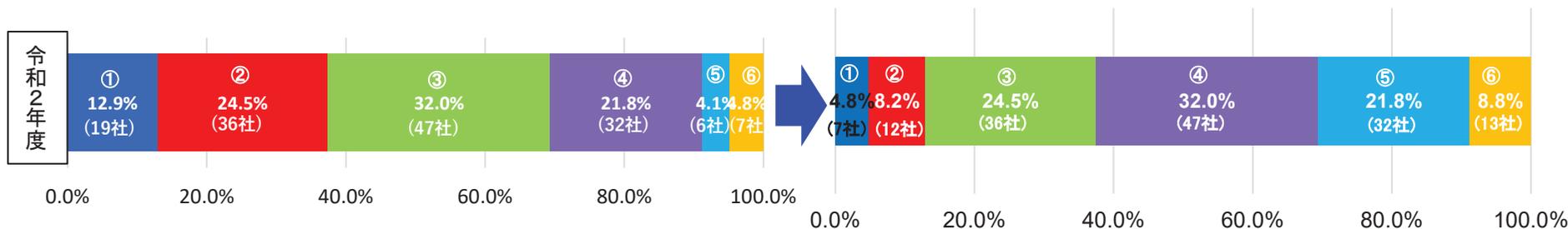
令和3年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	79点以上
② 80%	78点以上～79点未満
③ 60%	77点以上～78点未満
④ 40%	76点以上～77点未満
⑤ 20%	75点以上～76点未満
⑥ 0%	60点以上～75点未満



現在(令和3年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満



業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

自治体等からの受注実績の評価

○企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、
関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23より適用)
(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)

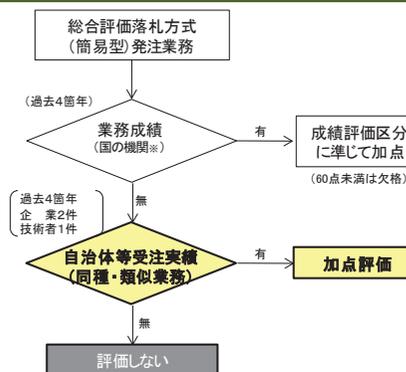
○発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、
総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)

※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)

※2 同一の自治体等の発注業務であること

※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること

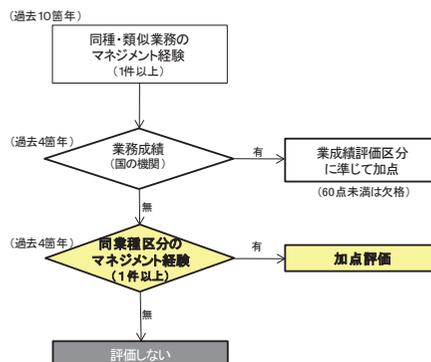
※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

○発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を
同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。

○国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、
過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上
マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の
評価において加点する。



※5 マネジメント経験者

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

○業務実績要件の緩和(試行):「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行

○企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。

○「技術的経験」とは

◆企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績。

◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)

※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

優良業務表彰等の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業

	配点
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	① 5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

	配点
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	① 5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

※5、※6

- ※1 1-3参照
- ※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る
- ※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る
- ※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に携わったことをデクリスで確認できる場合に評価
- ※5 2-2参照
- ※6 R3.4.1から新基準適用(R3.8)までの間は、大臣表彰を①、大臣奨励賞を②で評価する

現在(R3. 8から適用)

企業

	配点
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	① 5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

	配点
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	① 5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

指導実績の業務実績認定 -事業促進PPP業務-【R3.8～】

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者**で、**同種・類似業務の指導した実績**を**マネジメント経験**として認定
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に**管理(主任)技術者**で配置する場合

同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

+ 現在(R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。**

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

管理(主任)技術者経験の加点評価 -事業促進PPP業務-【R3.8~】

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、**
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に評価する

認定条件 過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者**として携わった実績がある。

ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価

プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合

「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に**加点(3点)**

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【**加点評価の条件**】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に**加点評価**

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績**がある
- ③②の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)**が78点以上

事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R2.12～】

【趣旨】 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】 事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】 発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「**発注者支援業務等**」から「**調査設計資料作成業務**」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**

■透明性を確保し、**他の参加者との公平性**を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：**調査設計資料作成業務(行政事務補助)**は**不可**
設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPIに関するガイドライン」より

2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が**継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない**発注方式や条件等について検討が必要である。

従前

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等	調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	----------	------------

緩和①

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等	調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	----------	------------

緩和②

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等	調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	----------	------------

凡例

受注可
受注不可

発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和実施の効果

- 令和3年3月ガイドラインにおいて、受注インセンティブの向上のため、業務の受注制限、常駐・専任要件緩和
- 業務の受注制限、常駐・専任要件緩和により、事業促進PPPの入札不調は改善傾向
 - ・ 関東地方整備局において、全国に先立ちR1年度に常駐専任・受注制限緩和を実施。
 - ・ 入札不調は、(緩和前)約6割→(緩和後)約4割 に改善

PPP業務の契約状況(関東地方整備局)

		H30年度			R1 (H31) 年度									R2年度									R3年度																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
件数	契約	4	2	1										4		4									1		1							16						1	
	不調	3		3		1	2	1			1			3	5	2	3	1											2	1	1										
割合	契約	39%											60%																												
	不調	61%											40%																												

常駐専任
緩和

(関東試行)

受注制限
緩和

(関東試行)

受注制限
緩和2

(関東試行)

1. 目的

- ・受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認。

⇒設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。平成23年度より

2. 実施内容

■ 概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

[事例]設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

■ 実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員)

■ 留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

3. 対象

- ・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。

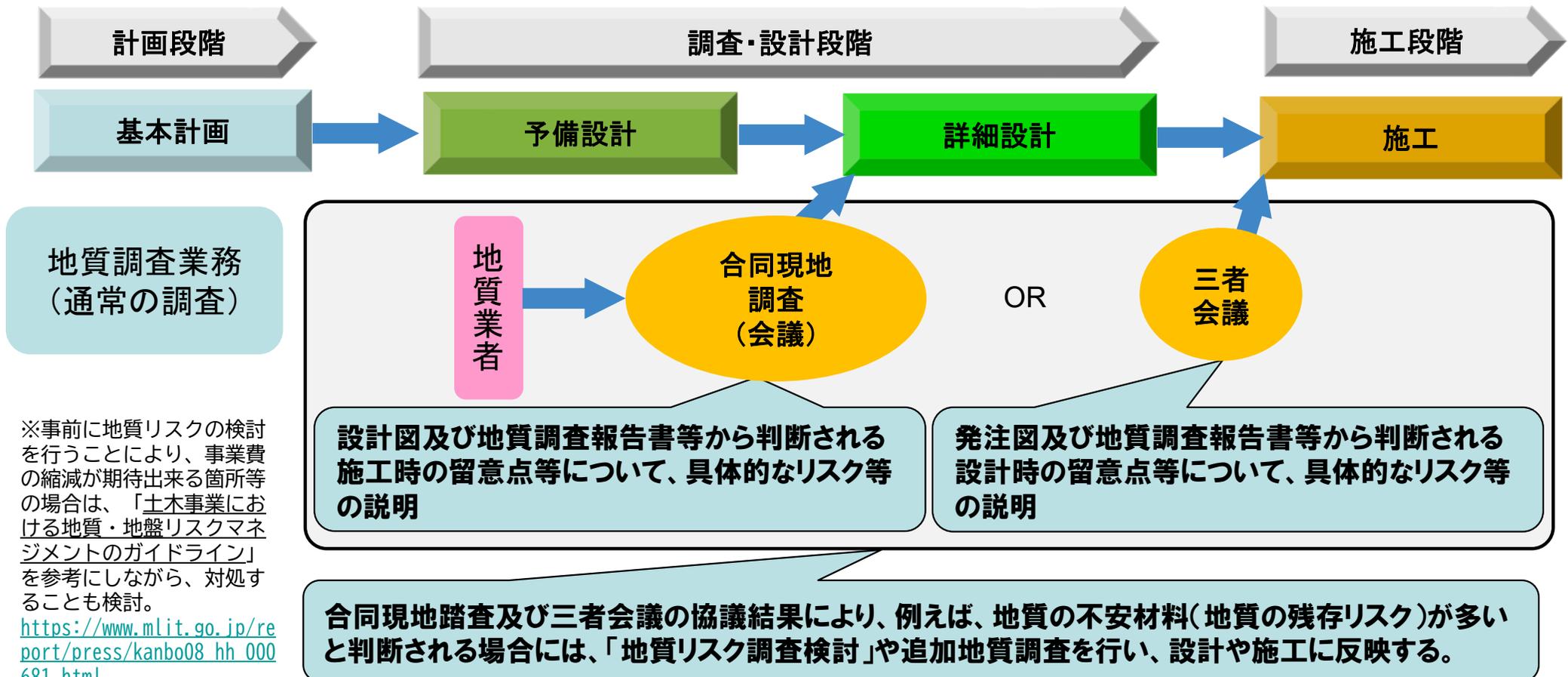
ただし、その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施可能。また、受発注者協議により、複数回実施することも可能。

1. 目的

- ・発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する試行を行う。
- ・地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

平成29年度より

【地質技術者の参画のイメージ】



※事前に地質リスクの検討を行うことにより、事業費の縮減が期待出来る箇所等の場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、対処することも検討。

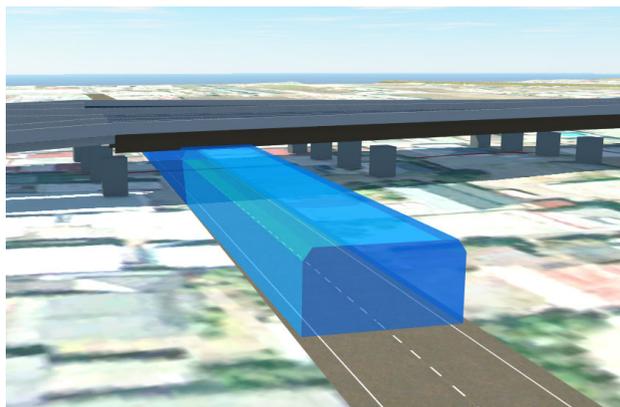
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000681.html

3次元モデル成果物作成要領(案)

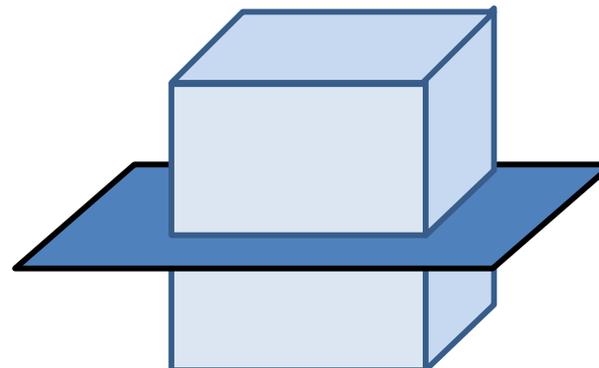
3次元モデル成果物作成要領(案)は、工事における契約図書を従来どおり2次元図面とすることを前提として、設計品質の向上に資するとともに、後工程において**契約図書に準じて3次元モデルを活用**できるよう、**詳細設計業務における3次元モデル成果物の作成方法及び要件**を示すことを目的とする。

- 本要領は、2次元図面による工事契約を前提としており、詳細設計の最終成果物として3次元モデルだけでなく2次元図面の作成も求めることから、2次元図面の全ての情報を3次元モデルとして作成するのではなく、本要領に基づくBIM/CIMの活用目的を達成するために必要となる最小限の仕様を3次元モデルとして作成することを求める。
- 単に3次元モデル成果物の要件を定めるだけでなく、設計当初から3次元モデルを作成し、関係者協議、受発注者による設計確認、設計照査を実施の上、最終的な3次元モデル成果物につなげるための基本的な作成方法を提示する。

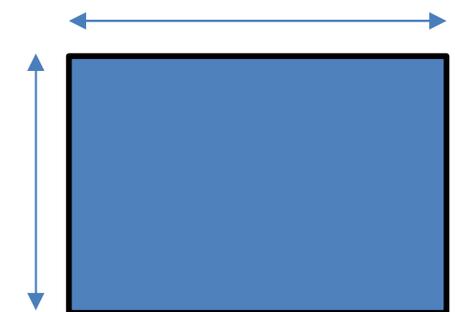
【適用範囲】道路土構造物、山岳トンネル、橋梁、河川構造物（樋門・樋管、築堤・護岸、水門、堰、排水機場、床止め・床固め）、海岸構造物（海岸堤防護岸、突堤、海域堤防）、砂防構造物・地すべり防止施設の**詳細設計**



建築限界の明示（設計照査で使用）



3Dに「2Dを切り出した平面」を明示
(当該平面にアノテーションは不要)



2D図面

【目的】

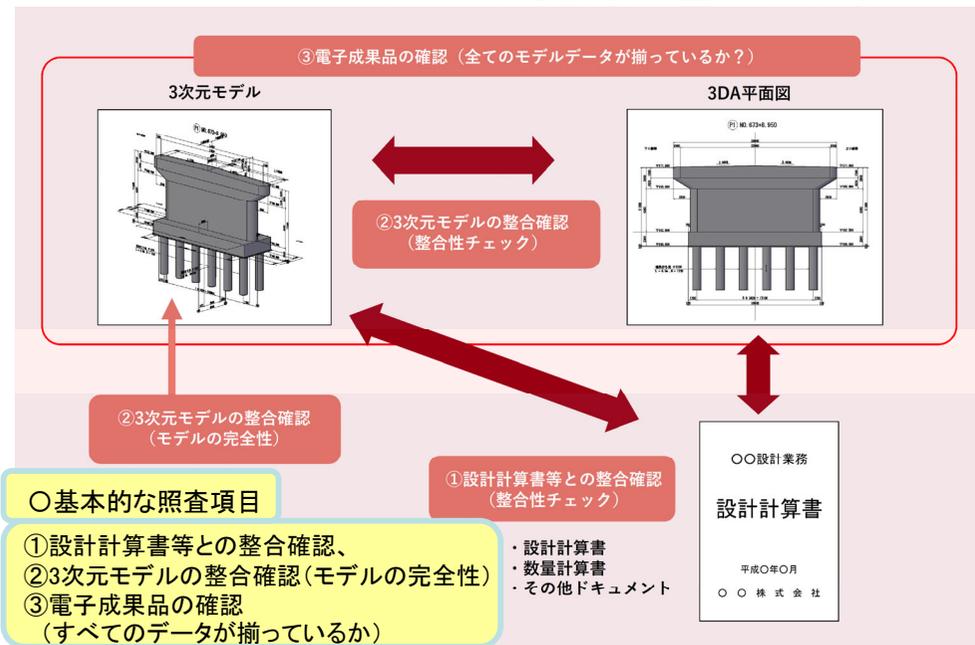
本ガイドラインは、受注者による BIM/CIM 事業の成果品の照査にあたっての統一的な様式を定め、BIM/CIM 事業の成果品の品質確保並びに発注者による検査の円滑な実施に資することを目的としている。

- ・BIM/CIMモデルを用いた**設計照査の手順**や**留意事項**、**高度な設計照査事例**を例示する。

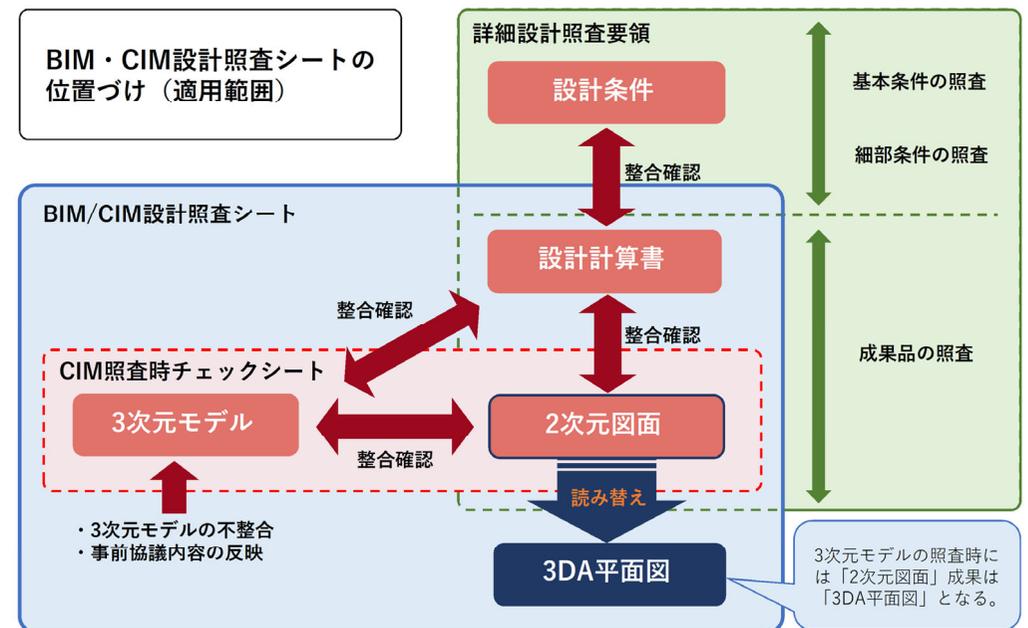
【適用範囲】詳細設計成果のうち、BIM/CIM モデルのみを対象

【対象工種】樋門・樋管詳細設計、築堤護岸詳細設計、道路詳細設計、橋梁詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細設計、仮設構造物詳細設計

■ BIM/CIMモデルによる設計照査の概念図



■ BIM・CIM設計照査シートの適用範囲



令和4年度 建設コンサルタント業務の諸課題に関する意見交換会 都県政令市 回答

項目	要望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	
I ・担 い 手 確 保 ・育 成 の た め の 環 境 整 備	(1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化	<p>①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開 ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保 → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期 ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式 業務の公示・提案時期の分散化 ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等) 	<p>①平成30年度から業務の履行期間の適正な設定を徹底するとともに、計画的な執行により、3月を履行期限とする業務を発注しないことや、契約後における履行期間の変更にあたっては、その後の工事発注に支障がある等特別な場合を除き、最終的な履行期限が3月とならないよう、委託内容見直し等による履行期間の調整を行うなどの試行を行っており、予算執行確認会議の場においても業務委託の平準化について部内周知を図っています。</p>	<p>①履行期限の平準化については、これまでも繰越制度や債務負担行為を柔軟に活用するなど、年度末に工期末が集中しないよう取り組んでいる。 今後も発注時期及び工期末の分散化を継続していく。</p>	<p>①公共工事全体の月別発注計画を公表し、適切な工期の確保、完成時期の平準化、月別工事量の平準化を図っている。 また、平成30年度から委託業務の履行期限の平準化を試行しており、次の期間での履行期限の契約数を目標設定している。(年内50%以上、1～2月25%以上、3月25%以下) 発注時における条件明示については、特記仕様書により必要な事項を明示しており、履行期間については、債務負担設定や繰越制度を活用し、適切な履行期間の確保に努めている。 なお、平成31年2月1日から「フレックス工期による契約方式の実施要領」を定め、委託業務についても、原則、フレックス工期による契約方式を実施している。 プロポーザル方式、総合評価方式については、年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するため、早期発注に努めており、年度後半に集中しないよう取り組んでいる。 業務スケジュール管理表に基づく契約管理については、公共工事全体の月別発注計画を公表し、適切な工期の確保と段階毎の工程管理等の対応を図っている。</p>	<p>①公共事業の施行にあたっては、年間を通じた計画的かつ迅速な執行を通じ、発注・施工時期の平準化及び適正な工期の設定に努めている。 委託業務は、地域平準化率40%以下を目標に履行期限の分散のため、ゼロ債務負担行為の活用ややむを得ない事情により完了が難しい場合には、適切に履行期間の延長や年度繰越(翌債)の対応を行っている。 ・履行期間の設定では、標準積算基準書に沿って、業務価格をベースとした計算式により算定した日数に、河川管理者や警察との協議などに係る日数、及び年末年始・夏季休暇等を加算し、適正な期間の設定に努めている。 ・履行期間の設定では、標準積算基準書に沿って算定した日数に、河川管理者や警察との協議などに係る日数、及び年末年始・夏季休暇等を加算し、適正な期間の設定に努めている。 ・9月議会、12月議会ですてやかな繰越手続を行うことにより、適切な変更契約に努めている。</p>
	(2)受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化	<p>②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウィークリスタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的な記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減 ・受発注者協議による働き方改革に資するDX推進(IVにて詳述) 	<p>②平成30年度から、ウィークリスタンスの試行導入を実施、特記仕様書において、受発注者間で取組内容を定め、業務計画書へ記載するなど具体的に記述しています。 また、実態に即した費用計上については、国の積算基準を準じ、標準歩掛が適用できないものについては適宜、見積等を活用しております。</p>	<p>②発注者側では、毎週水曜日を「ノー残業デー」として、特別な業務が無い限り時間外勤務を行わないようにして、時間外勤務の縮減に努めている。また、水曜日以外でも時間外の業務打合せは、行わないよう努めている。受注者側での残業や休日出勤の抑止のため、受注者側のノー残業デー設定日を把握するとともに、金曜日に翌週月曜日期限の業務の依頼を行わないなどの「ウィークリスタンス」について、『栃木県県土整備部ウィークリスタンス実施要領』を令和元年度に策定し、周知徹底している。 また、令和2年10月から工事を対象として、情報共有システムの導入を開始したところであり、業務における活用についても、今後、国や他都県市の動向を踏まえ対応を検討して参りたい。 また、打合せ時のWeb会議の取り組みについては、コロナ禍において三密を避けるための有効な手段として活用している。引き続きWeb会議の積極的な活用に取り組んで参りたい。</p>	<p>②受発注者双方のワークライフバランスの確保、計画的な業務推進を図るため、平成30年11月から一部の業務において「ウィークリスタンス」(1週間のルール)に取り組んでいる。 また、令和元年8月からは、初回打合せ時にチェックリストを受発注者間で共有し、マンデー・ノービリティ、ウェンズデー・ホーム、フライデー・ノーリクエスト、オーバーファイブ・ノーミーティング、ワンデーレスポンス等について、周知・徹底を図っている。 さらに、令和3年4月からは、対象を全業務へと拡大し、一層の強化を図っている。 深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示の削減に努めているところであり、実態に即した費用計上については、令和2年1月に「業務委託契約に係る設計変更ガイドライン」を策定し、契約変更に係るフローや事例を明示するなど、受発注者協議のうえ適切な対応を図っている。</p>	<p>②受発注者協働によるワークライフバランスの改善に向けて、埼玉県では平成30年12月1日より「ウィークリスタンス」の取組を実施している。また関係市町村宛に実施内容を参考通知し、展開強化に努めている。 ・特記仕様書については、業務の執行にあたって必要な項目を過不足なく記載している。深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示の削減と解釈の違い等による手戻り発生等による作業量増大の排除の方策については引き続き検討していく。 ・実態に即した適切な費用の計上として、条件を設計図書に明記している。 ・「業務スケジュール管理表」「条件明示チェックシート」の導入については、国や他都県市の取組や状況を注視し検討していく。 ・入札・契約関連書類の他団体との統一については、国や他都県市の取組等を踏まえ検討していきたい。事務負担軽減については、持参により提出を求めている書類について電子メールやファイル転送サービス等による提出も可能とした。</p>
(2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善	<p>①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実及び地方自治体に対する国の支援 	<p>①既往業務の管理技術者が、災害対応業務に従事することとなった場合は、柔軟に対応したいと考えております。</p>	<p>①令和元年東日本台風時における、災害復旧に係る業務委託及び工事の発注については、緊急随契を活用し速やかに対応することができた。また、実施中の通常業務に係る業務委託及び工事に関しては、必要に応じて「一時中止」、「工期延長」等の柔軟な履行期間等の設定を行うよう通知した。今後も国や他都県市の動向を参考に、迅速かつ適切な対応を図って参りたい。</p>	<p>①令和元年東日本台風(台風第19号)時には、国からの要請を受け、災害復旧事業における測量・設計業務を円滑に実施するため、契約中の業務委託に関して、必要に応じて「一時中止」や「工期延期」するための判断基準を定め、柔軟な履行期間の設定を行うよう通知したところである。 今後も国や他都県市の動向や状況を注視し、迅速かつ適切な対応を図って参りたい。</p>	<p>①令和元年東日本台風にかかる復旧においては、国からの要請を踏まえ、既往工事・業務について、災害復旧を優先して行う場合に、受発注者間の協議を踏まえた上で、一時中止を行うこととした。 今後も国の対応を踏まえた上で、迅速かつ適切な災害対応を図っていく。</p>	
	<p>②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算 	<p>②大規模災害発生時には、「大規模災害査定方針」に基づき、被災箇所の重要性や緊急性を踏まえつつ、基本的には査定設計書を簡素化して災害査定を受けることとしております。また、積算基準については、国や他都県市の取組を参考とさせていただきます。</p>	<p>②令和元年東日本台風における一連の災害査定においては、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用され、速やかに関係各課および出先事務所、管内市町へ周知を図り、効率的な査定を行うことが出来た。</p>	<p>②大規模災害発生時には、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」に従い、災害査定の合理化・効率化及び適正な運用が図られるよう、必要に応じて県及び市町村職員を対象とした大規模災害復旧に係る講習会を開催、周知するなど対応している。 査定に係る業務委託の積算については、実際の作業に見合った歩掛を採用しており、今後積算歩掛と実情との乖離が見られる場合は、適切な積算となるよう見直しを行って参りたい。</p>	<p>②災害申請作業における費用計上は、見積りにより対応し、実作業に見合った積算を実施していく。 遠方からの支援の場合の旅費・滞在費については、令和2年11月の基準書改定により、国と同様な積算を実施している。</p>	
(3)企業経営の安定と処遇改善に向けた環境整備	<p>①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保</p>	<p>①第2次茨城県総合計画に位置付けられた各種政策の実現のため、公共事業予算の確保に努めております。</p>	<p>①本県では、県土づくりの各分野において、今後、重点的に進めていく施策や目標を示した「県土づくりプラン2021」を策定公表しており、目標達成のため、引き続き安定的な事業量の確保に努めて参る。</p>	<p>①本県では、県土整備分野の最上位計画である「県土整備プラン」を策定・公表し、中長期的な社会資本整備の進め方を示している。引き続き、同プランを計画的かつ着実に推進するため、必要な公共事業予算の安定的かつ持続的な確保に努めて参りたい。</p>	<p>①公共事業を取り巻く状況を的確に捉え社会資本の着実な整備を進め、引き続き必要な事業費を適切に確保する。</p>	

項目	要望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	
I 担い手確保・育成のための環境整備	(3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備	②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善 ・必要経費確保に対応する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】 ・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)(I(1)②)	②技術者単価・歩掛等については、国に準じて適用しており、今後も国の改定等があれば随時適用してまいります。	②技術者単価の改定については、国の改定に伴い遅滞なく実施しているところであり、引き続き、適正な技術者単価を採用して参るとともに、国や他都県市の動向を注視して参りたい。	②技術者単価については、国の技術者単価を採用しており、賃金支払いの実態を適正に反映している。 また、歩掛・積算体系についても、国に準拠し実態に即した歩掛・積算体系の構築に努めている。 なお、国の積算基準に定めのない歩掛等については、適宜、見積徴収により設定しているところであり、引き続き、適切な設計計上に努めて参りたい。	②技術者単価の継続的な引き上げについては、国の技術者単価の改定に合わせて実施している。 実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備については、基準化されていない工種は、見積りを徴取し実勢価格に応じた適切な積算価格の設定に努めている。 その他予定価格積算における合理化に関する改善としては、国の動向を注視して対応していく。 調査基準価格の引上げについては、国などの動向を注視しながら適切に対応していく
	③「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率の適用外)	③適切な設計変更のため、土木設計業務等変更ガイドラインの策定を検討していきます。 また、新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率を乗じない)については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	③本県では、H29年度に「設計変更ガイドライン」を策定し、R2年度にはガイドラインの理解を促す補足資料を作成したところであり、引き続き、適切な設計変更に努めていく。 新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率を乗じない)については、国や他都県市の動向を注視して参りたい。	③令和2年1月に「業務委託契約に係る設計変更ガイドライン」を策定し、本ガイドラインに基づき適切かつ円滑に設計変更や契約変更を行っている。 なお、本県の「設計変更ガイドライン」には、発注者と受注者のそれぞれの責務や手続等を示しているほか、参考資料として変更事例等も記載しており、受発注者双方の理解を促すよう努めている。	③平成31年2月に国交省の「土木設計変更ガイドライン」及び関東地方整備局の「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を参考として「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」を策定し、適切な設計変更を実施している。 新規工種の設計変更が生じた場合、請負比率を乗じない総価契約単価合意方式は現在採用していない。今後、他県市の動向に注視し取り組んでいく。	
	(4)人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続	①国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	①国や他都県市の状況を踏まえ検討して参りたい。	①総合評価落札方式等において担当技術者としての実績評価も可としているが、国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。 総合評価落札方式等において照査技術者としての実績評価も可としているが、国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。	①国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。
	②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	②国や他都県市の取組みを踏まえ検討してまいります。	②国や他都県市の状況を踏まえ検討して参りたい。	②国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。	②国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。	
II 技術力による選定	(1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加				
	②総合評価落札方式における落札率の改善					
	③改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等					
	④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入					

項目	要 望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
II 技術力による選定	<p>(2)地方自治体における発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)</p> <p>改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化</p> <p>①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進 ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進) ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 <p>②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示</p> <p>③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)</p> <p>④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表)</p> <p>⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進</p>	<p>①本県の業務の総合評価落札方式は令和3年度は3件実施し、プロポーザル方式は1件実施している。なお、本県では価格のみによる一般競争入札は実施していません。</p> <p>②見積りによる歩掛の決定方法は、3者以上から徴取し、平均的又は再頻度の歩掛を採用している。見積徴取時の歩掛の事前開示は、国や他都県市の動向を参考に導入を検討してまいります。</p> <p>③100万円超の業務で、最低制限価格制度等によりダンピング対策を実施。予定価格については、事前公表による弊害が生じた場合には、適切な措置を講じることとされていることから、事後公表については、入札の状況を踏まえつつ他都県市の動向を参考に導入を検討してまいります。</p> <p>④500万円以上の設計業務等で成績評定を実施しております。業務・技術者表彰制度は未導入です。</p> <p>⑤仕様書において、発注業務に応じた有資格者および同等の能力を有する管理技術者の配置を求めています。また、総合評価方式においては、技術士を配置する場合に加点評価しております。</p>	<p>①本県の業務委託の総合評価落札方式は、平成25年度から試行的に、原則2,000万円以上の業務委託を対象とし実施している。</p> <p>業務内容等により発注方式を適切に選択することとし、総合評価落札方式の件数は、平成30年度4件、令和元年度6件、令和2年度5件、令和3年度13件実施している。</p> <p>②見積りの採用方法について、令和3年10月に一部改定したところであり、資材単価については見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものを排除した上で、排除後の平均価格を採用している。また、歩掛については最高値及び最低値を除いた見積りの平均価格に対して30%以上の差異のあるものを排除した上で、排除後の歩掛から平均的又は最頻度の歩掛を採用しており、見積り採用価格は設計図書の閲覧時に公表している。</p> <p>③最低制限価格制度については、2,000万円未満の建設コンサルタント業務において運用している。</p> <p>予定価格の事後公表については、今後も他都県市の動向を参考に対応方針を検討して参りたい。</p> <p>④国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。</p> <p>⑤有資格者については、総合評価落札方式における評価項目として加点している。</p> <p>建設コンサルタント登録制度の活用については、他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。</p>	<p>①プロポーザル方式については、令和2年度は18件、令和3年度は13件を発注している。</p> <p>総合評価落札方式については、令和2年度は3件、令和3年度は2件を施している。</p> <p>本県は、価格のみの一般競争入札は実施していない。</p> <p>発注者協議会については、昨年度は1回をWebで開催しており、国土交通省の担い手3法(入契法・品確法・建設業法)改正等に係る資料説明を市町村に実施している。</p> <p>②見積りによる歩掛の決定方法は、徴取した全ての見積の平均値から±30%を超える見積を排除し、残った見積の最低価格の歩掛を採用している。</p> <p>なお、見積により決定した歩掛は、積算参考資料として事前開示している。</p> <p>③ダンピング対策について、国の制度改正があった場合には、直ちに県の制度も改正するなど適正に実施している。予定価格は事後公表を採用している。</p> <p>④令和元年度に業務成績評定要領を一部改正し、運用及び公表の改善を図った。また、平成29年度から業務・技術者表彰を導入している。</p> <p>⑤有資格者の活用については、総合評価落札方式における加点等で適切な活用を図っている。</p>	<p>①簡易型プロポーザル方式の試行要綱を定め運用しており、試行の対象となる業務については実施していく。</p> <p>・建設工事に係る設計業務の一般競争入札は、入札参加資格として業務実績や資格等を有する技術者の配置を求め、一定の技術力等を有した企業を対象として実施している。今後も総合評価方式を適用するなど適切な発注方式を選定していく。</p> <p>・協議会において、適正な発注方式について議論していく。</p> <p>②見積りによる歩掛の決定方法は、原則3社以上から見積を徴取し、徴取した各社の歩掛に県設計単価を適用し各社の見積価格を算出する。次に価格の平均値を算出し、平均値に最も近い価格の歩掛りを採用している。</p> <p>なお、見積により決定した歩掛は、積算参考資料として公告の際に発注図書として公表している。</p> <p>③建設工事に係る設計業務の入札における最低制限価格制度については、ダンピング防止を図るため、WTO案件及び総合評価方式による入札を除く、全ての競争入札で導入している。</p> <p>予定価格の公表については、全ての入札案件で事後公表としている。</p> <p>④業務成績評定結果については、ホームページで公表している。引き続き、受託業者及び技術者を表彰する優秀委託業務表彰を実施する。</p> <p>⑤本県においては、「競争入札における業者選定の基本的な手法等」に基づき、技術士やRCCM等の有資格者の在籍状況や建設コンサルタント登録の状況などを考慮している。</p> <p>a簡易型プロポーザル方式の試行要綱を定め運用しており、試行の対象となる業務については実施していく。</p>
	<p>(3)地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成</p>	<p>①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進</p> <p>②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)</p> <p>③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進</p>	<p>①地元で対応可能な業務については地域コンサルタントに発注しております。</p> <p>②総合評価方式において、災害協定締結や、当該業務の地域内における技術者の業務経験を評価しております。</p>	<p>①②地元コンサルタント育成の観点から、今まで県外大手コンサルタントに発注していた比較的技術力を要する一部の業務についても、県内企業が実績を積めるよう、県内企業への受注機会を増やしている。</p> <p>また、総合評価落札方式において、地域精通度を評価項目に設定し育成に努めている。</p>	<p>①国や他都県市の実施状況を参考に検討して参りたい。</p> <p>②指名競争入札において、地域コンサルタントを指名して発注している。</p>

項目	要 望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
Ⅲ 品質の確保・向上	(1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み	①国や他都都市の取組みを踏まえ検討してまいります。	①合同現地踏査が必要な業務については、打合せ時に提案いただき、現地の特性と課題を的確に把握し課題を受発注者が認識を共有するよう努めていく。	①受発注者合同現地踏査については、監督員と協議のうえ必要があると判断される場合は設計計上するよう周知を行い、合同現地踏査の実施に努めて参りたい。	①案件ごとに必要に応じて実施している。
	②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用	②国や他都都市の取組みを踏まえ検討してまいります。	②条件明示については、特記仕様書に記載しているが、必要に応じて国や他都都市の取組状況を踏まえ対応を検討して参りたい。	②施工条件明示チェックシートの導入については、国や他都都市の実施状況を参考に検討して参りたい。	②国や他都都市の取組等を踏まえ検討していく。 なお、低入札調査の対象となった案件については、落札者の費用負担において第三者照査を実施することとしており、その資格要件を定めている。
	③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・施工条件明示チェックシートの試行拡大 ・第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化 ・BIM/CIM 設計照査シートの充実(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】 ・履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化(Ⅰ(1)①) ・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更(Ⅰ(3)③) ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底(Ⅰ(1)②)				
(2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更	①設計目的・設計条件・成果内容については、特記仕様書へ明示することとしております。また、歩掛については、国に準じ積算基準及び標準歩掛を適用しているところであり、標準歩掛が適用できない場合は、適宜、見積等を活用することとしております。	①実態と歩掛との乖離については、特殊なものは見積りを活用して乖離が生じないよう業務価格を算出している。 また、任意仮設、指定仮設における責任の所在の明確化や、指定仮設への条件変更時の設計変更については、引き続き、設計変更ガイドラインに基づき適切に実施していく。	①発注にあたって、内容、数量、条件等の必要な情報は設計書や特記仕様書などに明示している。 歩掛については、国土交通省の歩掛を準用するとともに、標準歩掛が適用できない場合は、見積りにより適切に対応しており、今後も協会等の要望も考慮し、実態に即した歩掛・積算体系の構築に努めて参りたい。 また、当初契約における仕様、特記仕様書を逸脱する業務内容となった時は、適切に設計変更・契約変更にて対応することとしている。 任意仮設は参考図、指定仮設は設計図として適切に明示し、必要な経費を計上しているが、引き続き国や他の都道府県の動向等を注視し、適切に対応して参りたい。	①設計目的・設計条件・成果内容(施工計画書・仮設設計及び設計図・参考図)については、仕様書及び特記仕様書へ明示することとしている。 ・歩掛については、国の基準を準用し定めている。なお、国の基準が無い歩掛については、見積りを徴取し決定している。 ・任意仮設、指定仮設における設計図書の扱いや責任の所在については、引き続き設計変更ガイドラインに定められているとおり実施していく。
	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	②設計条件の変更、工事発注前の現場条件の変更等で追加業務や修正設計が発生した場合は、別途発注しております。	②工事実施時点において、追加業務や修正設計等が必要になった場合は、別途発注にて対応している。今後も追加や修正業務が発生した場合は、適正な措置を講じて参りたい。	②平成27年5月に改定した「三者技術検討会」の実施要領に基づき、検討会に要する経費は技術管理費に計上している。 また、検討会において追加業務や設計変更が生じた場合は、発注者・施工者・設計者の三者において協議の上、適正に対応することとしている。	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の実施に当たっては引き続き適切な対応に努める。
(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用	①ECIについては、設計業務委託の実施中に工事を概略・概算発注する場合に、簡易的な内容で実施しております。	①ECI方式等の合理的な入札制度の導入等については、国や他都都市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	①合理的な入札制度の導入等については、国や他都都市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	①国や他都都市の取組等を踏まえ検討していきたい。
	②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更	②特記仕様書等において、仕様を明記することとしております。また、標準歩掛が適用できない場合は、適宜、見積等を活用し実勢価格に応じた積算を行っております。条件確認シートの活用については、国や他都都市の取組み状況を参考にしております。	②仕様や条件については、見積り依頼及び発注時の特記仕様書に明示している。 また、積算価格を見積りによって設定することで、適正な費用を計上している。さらに、条件変更時には、設計変更ガイドラインに基づき適切な変更設計を行っている。	②点検・診断、補修・補強設計の積算にあたっては、積算条件を適切に明示し、標準歩掛が無い業務等は見積徴取し実勢価格に応じた積算に努めている。 補修・補強設計における条件明示については、国や他都都市の実施状況を踏まえ、適切な費用計上に努めて参りたい。	②点検・診断業務及び補修・補強設計業務における仕様や積算条件については、仕様書及び特記仕様書に明示することとしている。歩掛は国の基準を準用し定め、国の基準が無い歩掛については見積りを徴取し決定することで、適切な積算価格の設定に努めている。 また、点検方法や補修方法等の条件が変更となった場合については、適切な設計変更を行っていく。

項目	要望	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	
Ⅲ 品質の確保・向上	(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③国や他都県の事例を参考に、品質確保に関する効果が見受けられる場合はプロポーザル方式の発注についても検討してまいります。	③国や他都県市の取組状況を踏まえて検討して参りたい。	③本県では、高度な技術が要求される大型・特殊橋梁や制約条件の多い橋梁の補修・補強設計業務の発注では、プロポーザル方式を採用している。	③プロポーザル方式については、簡易型プロポーザル方式の試行要綱を定め運用しており、試行の対象となる業務については実施していく。
		④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進	④国や他都県市の取組状況を参考にしております。	④メンテナンス事業における技術支援や包括的な契約の導入による建設コンサルタントの活用については、国や他都県市の取組状況を参考に検討して参りたい。 また、点検・診断等業務の発注にあたって登録技術者資格を考慮している。今後国は点検診断業務において担当技術者の資格等を要件化していくという情報があるため、注視していきたい。	④メンテナンス事業における建設コンサルタントの活用については、国や他都県市の実施状況を参考に取り組んで参りたい。 点検・診断等業務の発注にあたっては、登録技術者資格を考慮している。	④国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。 なお、点検・診断等業務の発注にあたっては、登録技術者資格も考慮して発注している。
Ⅳ 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」	(1)DXの推進	①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web公開などの推進	①令和3年度から「電子契約」を導入。また、一部事務所においてASPを実施し、受発注者間の連絡体制や情報共有の迅速化につながりました。また、テレワークに対応した体制やWEB会議の活用推進にも取り組んでおります。	①電子入札システムは、平成21年度から一般競争入札及び指名競争入札についてASP方式の運用を開始しており、令和3年度には随意契約まで適用を拡大した。 また、令和2年10月から原則全ての工事を対象として、情報共有システムの導入を開始したところであり、業務における活用についても、今後、国や他都県市の動向を踏まえ対応を検討していく。 遠隔臨場については、発注者側の通信環境やタブレット等を整備し、令和2年10月から現場立会頻度が多い工事や現場移動時間を要する工事等において運用開始したところであり、業務の効率化を図っている。引き続き、遠隔臨場による効果が期待できる工事において積極的に活用していく。 テレワークについては、LGWAN-ASPで提供される自治体テレワークシステムを利用しセキュリティー強化を図ることで、自宅でも電子化された基準書が閲覧でき、積算システムを使用した積算業務が可能であり、コロナ禍における新しい生活様式として有効活用している。引き続きテレワークの積極的な活用に取り組んでいく。	①電子入札システムについては、平成21年度以降、原則全ての業務について実施している。電子契約システムは全庁的に導入に向け検討を実施している。 ・情報共有システムについては、平成23年度に導入済みであるが、業務の利用については受注者の任意としている。 ・遠隔臨場については、測量・調査の立会いのほか、打合せ協議や完成検査にも積極的に活用し、移動時間や待ち時間の解消に努めている。 ・令和4年10月よりネットワークの更改により、発注者側のインターネット環境が改善される予定。また基準類については電子化し基準通知システムで公開している。	①埼玉県電子入札共同システムでは、入札案件の公告から開札まで、受発注者ともに一連の入札手続きを電子上で行え、受注者は入札の参加申請書や入札書等の提出、発注者は参加受付票や落札者決定通知等の発行を電子で行うことにより、ペーパーレス化が実現されている。 また、持参により提出を求めている書類について電子メールやファイル転送サービス等による提出も可能とし、入札手続きのため発注機関へ出向くことが不要となっている。 情報の共有化については、入札の過程及び結果がインターネット上に広く公表されている。 電子契約システムにおいては、令和4年度に試験的に導入しており、効果・課題を検証し、本格導入に向けた検討を行っている。 ・工事情報共有システム(ASP)は、令和3年度から設計金額が60,000千円以上の工事で試行を始め、令和4年度からは設計金額が60,000千円以上の工事を対象に本格導入した。検証しながら順次対象工事を拡大していく予定であり、委託業務についても検討を行っていく。 ・遠隔臨場については、令和3年度から工事を対象に試行を行っている。今後検証を進める中で、委託業務についても検討を行う。 ・国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。 なお、発注者のテレワーク環境整備については、積算作業等も含めて、全職員がテレワークに対応可能であるほか、各種技術基準類を内部ポータルサイトにより閲覧できるようにしている。
		②i-ConおよびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・3次元モデル成果物作成要領(案)の充実(業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大) ・BIM/CIM設計照査シートの充実 ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIMポータルサイトの活用) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアプリケーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con寄付講座協同領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方の検討の促進	②3次元モデルを活用するうえで必要なPCのスペックの向上について担当部局と協議しており、国や他都県市の取組状況を参考にBIM/CIMの活用を推進してまいります。	②BIM/CIM活用による生産性向上への取組として、施工(7工種)においてICT活用工事を試行的に導入している。計画・設計段階からの3次元モデルの導入については、活用目的を整理した上で、一部の業務で試行的な導入を検討している。今後は、県内企業の取組状況を考慮しながら活用について検討して参りたい。	②平成28年度からICT活用モデル工事に取り組んでおり、順次対象工種や試行件数の拡大促進を図っている。 また、更なる生産性の向上のため、今年度からCIMの試行に着手したところであり、受発注者等で構成するワーキンググループを試行モデル箇所ごとに設立し、問題・課題の抽出や整理・検証のうえ、対象工種や本格導入の時期等を検討していく予定である。 対象分野や積算体型、設計照査手法等については、国や他都県市の先進事例を参考に検討していく予定であり、BIM/CIM技術者の育成教育についても、関東地方整備局の実施事例を参考に、導入・活用を進めて参りたい。	②国や他都県市の取組等を踏まえ検討していく。 なお、埼玉県では、令和3年度より、管内の道路、河川の3Dデータの取得を開始し、3Dデータを扱うPC等の環境整備を進めている。令和4年度は、3Dデータを始めとするインフラデータの一元管理、オープンデータに向けたシステムの要件検討を行う予定である。
	(2)DXの推進の費用面での環境整備	①BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM使用料」の計上 ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し				
(3)「成長と分配の好循環」の実現	・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施					

項目	要 望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	
I ・担 い 手 確 保 ・育 成 の た め の 環 境 整 備	(1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化	①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化 ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開 ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保 → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期 ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式 業務の公示・提案時期の分散化 ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等)	①納期分散の実現のため、債務負担行為や繰越明許費の活用などの取組により、履行期限の平準化に努めています。 ・標準履行期間は、積算基準の計画調査編の算定式に基づき、期間を算出しています。 ・「土木設計業務等変更ガイドライン」を令和2年10月より適用しており、受注者に責がない事情により完了が難しい場合は、設計変更(履行期限の延長)の対応を行っています。また、2か年度に跨ぐ可能性がある場合は、適切に繰越制度の活用にも努めています。 ・委託の総合評価落札方式を令和4年9月に試行導入したところであり、公示・提案時期の分散について留意しつつ、業務委託の発注見通しを公表し、計画的に発注していきます。 ・業務スケジュール管理表については他都県の取組状況を参考に検討しています。	①建設局では、委託業務の3月履行期限原則禁止、ゼロ都債務や工期12か月未満の債務負担行為等を活用して、事業の平準化に努めています。 また、現場状況や協議調整事項等を踏まえた適切な工期設定を行い、履行期間の確保に努めています。 さらに、業務スケジュール管理表を活用し、受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項及び業務スケジュールを受発注者で共有することで、円滑な業務の実施を図っています。 ※納期目標:3月履行期限を原則禁止、早期発注・債務負担行為の活用により、履行期限4～12月の割合を50%以上、債務負担を活用した案件は、原則12月までの履行期限 R3実績:4～12月=40.2% ,1月=6.6%, 2月=33.4%, 3月=19.8%	①県土整備局では、目標値及び取組方針を次のとおり定めており、この取組方針に基づき、翌年度当初予算編成でゼロ県債や12か月未満の債務負担行為の活用を検討するなど、履行期限の平準化や必要な履行期間の確保に努めています。また、やむを得ない事由が発生し、適正な履行期間を確保できない場合、年度末の議会を待たずに直近の議会で繰越明許費を設定するよう局内に周知しております。 履行期間については、土木設計業務等の標準履行期間の算定式を参考に、業務の規模や内容、過去の実績などを考慮して設定しています。 個々の業務に応じた設計条件等については、特記仕様書により明示しているところですが、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。 履行期限の延期については、土木設計業務等設計変更ガイドライン及び標準委託契約約款に基づき、受発注者協議の上、適切に対応しております。 プロポーザル方式、総合評価方式については、発注事務所と調整し、可能な限り早期発注できるよう、取組んでいます。 業務スケジュール管理表に基づく契約管理については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、対応を検討してまいります。	①設計委託の発注については、業務の内容等を勘案して適正な履行期間を確保し、年度の早い時期で発注し、分散化に努めています。 また、履行期間の確保が難しいときは明許繰越制度等を活用し、適正な履行期間の確保を図っています。 履行期限の平準化については、「新・全国統一指標」でR6の目標値(0.5以下)が設定されたため、今年度から履行期限の平準化に取り組んでいます
	②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化 ・「ウィークスタンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違いによる手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減 ・受発注者協議による働き方改革に資するDX 推進(IVにて詳述)	②災害に関する業務等、緊急を要する業務を除くすべての設計、測量、地質調査業務を対象として、令和2年11月に「ウィークスタンス実施要領」を策定し、一層の業務環境の改善に取り組んでいます。 ・深夜・休日勤務につながる業務指示等の削減については、「ウィークスタンス実施要領」に基づき、適切に運用をしています。 ・「土木設計業務等変更ガイドライン」を令和2年10月より適用しており、実態に即した適切な費用計上(設計変更)に努めています。 ・業務スケジュール管理表(計画系業務を含む)や条件明示チェックシートについては、他都県の取組状況を参考に検討しています。 ・ワンデーレスポンスについては、共通仕様書に明記して取り組んでおり、実施が徹底されるように努めています。	②受発注者双方のライフワークバランスを確保し、設計等委託を円滑かつ効率的に進めるため、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、ウィークリースタンス推進チェックシートを活用し、計画的に業務を履行することにより、業務の品質確保と一層の業務環境改善に努めています。 また、詳細設計においては、業務スケジュール管理表を作成し、受発注者の役割分担の明確化、懸案事項および業務スケジュールを受発注者で共有することで、コミュニケーションの円滑化と着実な業務の進捗を図っています。	②平成31年4月から「県土整備局ウィークリースタンス取組指針」を定め、取り組んでおり、県内市町村が一同に会する会議等を通じて、県の取組を周知しています。 業務実施内容の確認については引き続き打合せなどの機会を通じて相互確認に努めてまいります。 実態に即した費用計上については、標準積算にそぐわないものについては見積もも使用していますが、今後、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。 業務スケジュール管理表及び条件明示チェックシートを用いた管理については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、対応を検討してまいります。 ワンデーレスポンスについては、令和2年4月から共通仕様書に位置付けて適切な運用に努めているところです。 入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減については、国で定めた方針に従い対応してまいります。	②平成31年度から土木関係建設コンサルタント業務について「ウィークリースタンス実施要領」を策定し「ノー残業デー」を必須としたワークライフバランスに取り組んでおり、令和2年度からは、その他の委託業務に拡大して取り組んでいます。 条件明示チェックシートについては、令和2年度から予備設計において導入し、引き続き実施する詳細設計において、設計条件・工程条件等受発注者が認識を共有することにより、効果的・効率的な業務遂行に取り組んでいます。 ワンデーレスポンスについては、平成28年度から共通仕様書に記載し、実施するよう取組んでいます。 DX推進を図るため、令和2年度に環境整備を行い、県のポータルシステムにあるWeb会議システムを打合せや完成検査等において活用しております。 契約関係書類や業務完了報告書等の各種届出書類について、令和2年4月より定型様式を廃止し、自由様式としました。	
	(2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善	①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立 ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実及び地方自治体に対する国の支援	①令和元年の房総半島台風に伴う災害においては、災害応急対策を優先して行うため、既往業務の一時中止やこれに伴う履行期間の延長について取組を実施したところです。 管理技術者の変更については、災害発生状況等を勘案の上、案件ごとの対応となることから、国の動向も参考に検討してまいります。 大災害時には、発注者と事業者団体が連携を図り、情報の共有や対応策の検討を行う体制の整備が必要と考えています。 復旧・復興の工事等に係る情報や体制の整備については、国や他都県の状況を踏まえ、連携を図っていきます。	①災害時の対応については、国の「災害発生時の入札・契約等に関する対応」(令和3年4月)を参考として、現在、ガイドライン等の作成を検討しております。	①本県では、業務の中止、受注者の請求による履行期間の延長及び管理技術者の変更にあたっては、標準委託契約約款に基づき、発注者と受注者が協議し適切な対応を行えるようにしております。	①災害時における既往業務の中止命令や工期延期に係る条項について、令和2年度の災害協定より規定しております。 令和6年度の改正労働基準法に備えて、国や他都県市の施策を注視しつつ、必要な対応について検討を進めて行く予定です。
	②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上 ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算	②千葉県においては、令和元年の台風災害等における一連の災害査定において、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用を受け、このことを速やかに関係各課および出先の事務所へ周知しました。今後も国の指導を受けながら、当該方針の適切な運用をして参ります。 災害時においては、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、設計業務を依頼することとなります。	②災害申請作業は、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(H29.2)」に基づき、適切に対応しているところです。また、宿泊や旅費については、必要に応じて、積算基準に基づき、費用を計上していきます。	②大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の適用を受けることができるよう、災害査定に向けて国と調整してまいります。 また、大規模災害が発生した際は、他県の先進事例等を参考に適切に対応してまいります。 災害時の設計業務の歩掛については、必要に応じて見積を徴収するなど、適切に積算してまいります。	②本県では、令和元年の台風19号に係る災害査定において「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を既に適用し、事務の効率化に努めています。	
(3)企業経営の安定と処遇改善に向けた環境整備	①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保	①社会資本の整備については、本県のさらなる発展に向けた投資として、大変重要なものと認識しています。引き続き、県が定める道路の開通目標や河川、港湾の整備計画等に基づき、必要な予算の確保に努めていきます。	①東京都では、今後、直面する課題に、中長期的な視点に立って対策を講じていくため、「未来の東京」戦略を策定し、取組を進めています。建設局は、この戦略等に基づき、都市基盤整備と維持管理を、計画的かつ着実に実施していきます	①公共事業予算については、令和4年度当初で、約820億円、前年度比103.7%確保しております。 令和5年度当初予算の編成に向けては、神奈川県水防防災戦略を着実に推進し、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に対応し、災害に強いまちづくりの推進など、県民の「安全・安心」に関する予算とともに、県内経済を支える事業を推進し、県内中小建設業に配慮した取組みを推進する「県土・まちづくり」に関する予算など、本県として必要な予算を確保するよう取り組みます。 また、国に対しても、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算については、補正予算で計上するのではなく当初予算で計上することなどについて、積極的に要望活動を行ってまいります。	①「山梨県社会資本整備重点計画(第四次)」を令和2年3月に策定・公表し、中長期的な展望に基づく、社会資本整備の計画的な実施や担い手となる人材の確保・育成のため、継続的な公共投資の規模を「想定事業量」として記載しました。 さらに、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定されたことを受け、想定事業量を令和7年度までの6年間で概ね4,600億円に見直し、令和3年3月にお示したところです。 今後も、社会資本整備に必要な予算・財源を確保するため、国に対して積極的に要望活動を行い、安定的、継続的な事業量の確保に努めるとともに、5か年加速化対策後も引き続き取り組みが継続されるよう働きかけて参ります。	

項目	要望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	
I ・ 担 い 手 確 保 ・ 育 成 の た め の 環 境 整 備	(3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備	②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善 ・必要経費確保に対応する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】 ・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)(I(1)②)	②点検・診断、補修・補強設計の積算にあたって、積算条件を適切に明示し、積算基準により難しい場合は見積価格を採用しています。 ・経費算定方法の合理化については、国に準じて旅費交通費の率計上を令和元年度より実施しています。その他合理化検討については国の状況を注視していきます。 ・調査基準価格については、公契連モデルに準拠して算定しており、算定率の改定があった場合には、迅速に対応していきます。 ・諸経費率については、国の標準積算基準書に準拠しています。 ・「土木設計業務等変更ガイドライン」を令和2年10月より適用しており、実態に即した適切な費用計上(設計変更)に努めています。【再掲(I(1)②)】	②技術者単価の改定については、国の改定に伴い遅滞なく実施しているところです。また、早期発注工事にも、特例措置により、新単価を前倒して適用しています。 ・予定価格積算における経費算定方法の合理化においては、令和元年10月より、宿泊・滞在を伴わない旅費交通費について計上しており、令和2年10月より、宿泊・滞在を伴う場合の旅費交通費についても計上しています。 なお、調査基準価格や諸経費の引上げについては、国等の動向を注視していきます。	②技術者単価については、国が決定した単価を用いて設定しており、積算基準については、国が策定した基準に準拠して設定しています。 ・積算基準については、国が策定した基準に準拠して設定しており、また、個々の業務に応じた設計条件等については、設計計上内容と照らし合わせながら、特記仕様書により適切に明示しているところです。 ・実態に即した費用計上については、標準積算にそぐわないものについては見積も使用していますが、今後、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。	②技術者単価改定及び歩掛については、国に準拠していません。
		③「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率の適用外)	③千葉県では、国が策定した「土木設計業務等変更ガイドライン」及び「補足資料」を参考に、令和2年10月よりガイドラインを適用しており、適切な設計変更に努めています。 ・新規工種への当初落札率の適用については、国の状況を注視していきます。	③土木設計委託等設計変更ガイドライン(東京都)に基づき適切に対応していきます。 新規工種が生じた場合は、補足設計等を別途で発注するなど、対応する場合があります。	③土木設計業務等変更ガイドラインについては、関東地整の補足資料を踏まえて策定しており、設計変更にあたっては、ガイドラインを参考にしつつ、標準委託契約約款に基づき、受発注者協議の上、適切に対応しております。 新規工種の設計変更における適用落札率の適正化については、今後、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。	③土木設計業務等変更ガイドラインに基づき、特記仕様書に条件を明示し、設計・契約変更等を適正かつ円滑にするよう取り組んでいます。
	(4)人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続	①委託の総合評価落札方式については令和4年9月に試行導入したところであり、評価項目については試行の中で、国や他都県の実施状況を踏まえ検討していきます。 ・新たな入札契約制度については、国や他都県の状況を注視していきます。	①総合評価では、評価項目に「女性活躍推進の実績」を設定し、「えるぼし認定」等を取得した企業は、実績点として加点しています。また、令和4年9月からは女性活躍が別枠で加点しています。更に、令和2年度から、建設業の担い手確保及び育成に関する取組を増進することを目的に「建設業担い手確保・育成貢献工事等」の表彰制度を新設しています。	①若手技術者については、平成29年度より、総合評価方式において、35歳未満の担当技術者を配置した場合に加点する評価項目を追加して、活用・育成を促進する取組を実施しております。女性・シニアなどの技術者の活用・育成については、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。 入札参加要件については、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。	①国や他都県市の動向等を注視していきます。
	②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	②新たな事業推進形態の拡大の取組として令和3年度末に1事業で事業促進PPPの導入をしたところであり、今年度は3事業で導入を予定しています。	②該当なし	②本県では該当する事例がありませんので、今後に向けて研究してまいります。	②国や他都県市の動向等を注視していきます。	
II ・ 技 術 力 に よ る 選 定	(1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加				
		②総合評価落札方式における落札率の改善				
		③改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等				
		④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入				

項目	要 望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
Ⅱ 技術力による選定 (2) 地方自治体における発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)	改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取組みを強化 ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加 ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進 ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進) ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 ②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示 ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃) ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用促進(増加と公表) ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用促進	①プロポーザル方式の活用については、本県における試行状況や国、他都県状況を踏まえ検討します。委託の総合評価落札方式については、令和4年9月に試行導入し、適用案件については国の斜め象限図を参考にしているところであり、国や他都県の実施状況を踏まえ検討していきます。 ・一般競争入札については、総合評価落札方式と併せて、令和4年9月に試行導入したところであり、国や他都県状況を注視しながら、適切に実施していきます。 ②・見積徴取時の設定方法については、令和4年3月から平均的又は、最頻度となった見積りを採用しています。なお、採用した歩掛については、令和2年10月から一式見積りを除き、事前開示しています。 ③最低制限価格制度は、導入済みです。また、予定価格については全て事後公表としています。 ④国交省方式の委託業務成績評定(H30年度版)を令和3年4月1日以降に完了する業務から適用しています。また、評価基準については千葉県委託設計業務等検査要綱(令和3年度版)を千葉県ホームページで公表しています。 ・業務委託における表彰制度については、他県の状況及び制度の課題等を踏まえ検討してまいります。 ⑤・国と同様に設計業務等共通仕様書において、業務に該当する技術士やRCCM等の有資格者を配置することとしています。	①建設局では、今年度、土木設計における総合評価及びプロポーザル方式の適用率6割を取組方針として定め、1千万円以上の基本(概略・予備)設計については、プロポーザル方式の適用を前提とするなど、適切な運用を図っております。 これらの数値目標等は、取組方針として局内に周知し、プロポーザル方式・総合評価落札方式の適用の促進を図っております。(取組方針は局HPで公表) ②3社以上の見積りを徴取し、異常値を排除したうえで、平均値を単価として決定しています。 ③令和元年4月からは、東京都において、最低制限価格制度の導入も視野に、設計等委託に係る予定価格の事後公表を開始しました。この結果を踏まえ、令和2年10月から財務局契約案件、令和3年10月からは各局の契約案件についても、導入に向けた試行が開始されており、今年度も試行として最低制限価格を設定し、設計委託等の発注を予定しています。 ④従来より、東京都における業務成績評定制度及び表彰制度を導入しており、業務成績評定は総合評価方式の評価項目に、表彰実績はプロポーザル方式、総合評価方式の評価項目に活用しています。 ⑤発注にあたり主任技術者及び照査技術者は、業務分野に応じた技術士、RCCMの有資格者を指定することとしています。	①高度な知識や技術力が必要な業務の場合には、内容に応じて、「プロポーザル方式」又は「総合評価方式」により発注しております。 一般競争入札においても、案件に応じて有資格者等の配置を競争参加資格要件として設定しており、業務の品質を担保しております。 また、高度な知識や技術力が必要な業務の場合には、積極的に総合評価方式を活用するよう努めております。 ②歩掛の見積りは、原則として3社以上から徴取し、中央値の歩掛を採用することとしています。見積徴取部分の歩掛については、事前に開示しております。 ③100万円を超える入札案件に最低制限価格制度を適用(土木設計業務は82%)しています。また予定価格は事後公表としています。 ④本県では、平成29年度に業務成績評定の採点基準を改正しておりますが、その後、国が改正した新たな業務成績評定の導入については、国や他都県等の状況をみながら、検討を進めてまいります。 業務成績評定が優秀な設計業務等については知事表彰(契約金額2千万以上)や局長表彰(契約金額500万以上)を実施しております。 総合評価方式において、企業及び配置予定技術者の技術的能力を評価する項目を設け、業務成績評定点の実績を評価しています。 ⑤競争入札参加資格認定申請の際、建設コンサルタント登録通知書(写)の提出を求めています。また、入札の際、案件により競争参加資格に有資格者等の配置を要件として設定しています。 総合評価方式において、配置予定技術者の技術的能力として、取得資格(技術士・RCCM等)の有無を評価しております。	①高度又は専門的な知識が要求される業務について、H9年度からプロポーザルを導入しております。入札者の提示する技術等によって価格の差異と比較し、成果の差異が生ずることが期待される1千万円以上の県土整備部発注の一部の業務について、R2年度から総合評価落札方式を導入しております。 ②見積徴取時の予定価格設定方法は山梨県ホームページで以下のURLで公開しております。 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/ketteihouhou02.html 価格設定方法は、平均値又は最頻度の歩掛を採用しておりますが、人員は開示しておりません。 ③総合評価落札方式の入札は、低入札調査基準価格制度を採用しております。 その他の入札方式においては、最低制限価格制度を導入しております。 ④業務・技術者表彰は、令和4年度より開始しているところです。 業務成績評定要領は、令和5年度より導入する予定です。
	(3) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入) ③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進	—	①②委託業務等の総合評価方式案件において、施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村(他県も含む)で、工事成績評定点が65点以上の実績がある競争入札参加者を評価するなど、地元業者の育成・活用を図っております。 ②条件付き一般競争入札の地域要件の設定及び「いのち貢献度指名競争入札※」の業者選定に当たっては、委託業務の内容等を勘案し、地域の実情に合わせた運用を行っており、地域の建設コンサルタント業者の受注機会の拡大に努めています。 ※「いのち貢献度指名競争入札」とは、地域の安全・安心を確保するために必要な工事・工事系委託を早期に実施することを目的とした指名競争入札(対象は緊急を要する災害復旧工事等の工事系委託)。 ③総合評価方式において、他発注機関の同種業務の履行実績を評価しております。	①総合評価方式において、配置予定管理技術者の継続教育(CPD)実績が一定の条件を満たす場合に加点しております。 ②条件付き一般競争入札の地域要件の設定及び「いのち貢献度指名競争入札※」の業者選定に当たっては、委託業務の内容等を勘案し、地域の実情に合わせた運用を行っており、地域の建設コンサルタント業者の受注機会の拡大に努めています。 ※「いのち貢献度指名競争入札」とは、地域の安全・安心を確保するために必要な工事・工事系委託を早期に実施することを目的とした指名競争入札(対象は緊急を要する災害復旧工事等の工事系委託)。 ③総合評価方式において、他発注機関の同種業務の履行実績を評価しております。

項目	要 望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
Ⅲ 品質の確保・向上	(1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み	①受発注者合同現地踏査の実施 ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用	①合同現地踏査については、H27年度より実施しており、令和2年11月には、具体的な運用を定め、その活用に努めてきました。今後は、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施するとともに、地質リスクへの配慮が特に重要となる業務においては、地質技術者を加えるなど一層の充実を図っていきます。 ②条件明示チェックシートについては、他都県の状況を踏まえ検討しています。	①受発注者による合同現地踏査については、必要に応じて対応しているところです。 ②設計条件明示チェックシートの活用については、国や他の地方公共団体の取組を参考にまいります。	①受発注者合同の現地調査については、必要に応じて実施しています。 ②条件明示チェックシートについては、令和2年度から設計書の特記仕様書に明示し、活用しています。
	③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・施工条件明示チェックシートの試行拡大 ・第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化 ・BIM/CIM 設計照査シートの充実(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】 ・履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化(Ⅰ(1)①) ・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更(Ⅰ(3)③) ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、フンデールレスポンスの実施等の徹底(Ⅰ(1)②)				
	(2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更 ②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	①施工計画の歩掛については、国に準拠した歩掛を使用していますが施工計画の業務内容が、多岐に及ぶなど標準歩掛によりがたい場合は見積りの活用に努めていきます。 ・任意仮設及び指定仮設における取り扱いの明確化については、平成4年7月の国の通知に基づき、適切な対応に努めていきます。 ・任意仮設から指定仮設に条件が変更となった場合は、変更協議の対象としており、適切に対応するよう努めています。 ②・三者会議を含めた追加業務や修正設計の必要が生じた際には別途、業務委託を発注するなど、適切な対応に努めています。	①設計目的・設計条件・成果内容の明示及び適切な歩掛の設定は、成果品の品質確保はもとより、適正な入札、適切な技術力の評価の観点からも重要であり、これまでも適切な運用に努めてきました。引き続き、職員向けの各種説明会や会議等を通じて周知徹底を図っていきます。 また、施工計画における歩掛は、国等の動向を注視して参ります。 ②設計条件に変更が生じた場合は、設計変更もしくは新たに修正設計を発注し、対応しております。	①業務に応じた設計目的や条件等については、設計計上内容と照らし合わせながら、特記仕様書に明示しております。また、歩掛については、国の積算基準に準拠するとともに、必要に応じて見積りも活用しています。 指定仮設及び任意仮設の取扱いについては、設計業務の受発注者として確認を行うこととしています。 任意仮設から指定仮設に条件が変更となった場合は、変更協議の対象としており、引き続き適切に対応してまいります。 任意仮設は参考図、指定仮設は設計図として取り扱っています。 国や他の都道府県の動向等を注視しながら、情報収集してまいります。 ②三者会議を開催した場合や、現場条件の変化等に伴い新たな検討や修正が必要となった場合には、別途業務として、三者会議や修正設計等を発注することとしております。
(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用 ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更	①新たな入札契約制度については、国の状況を注視していきます。 ・点検・診断の積算にあたって、標準歩掛が無いものについては、積算条件を適切に明示し、見積りを徴収し、歩掛を決定しています。 ・補修・補強設計の積算にあたっては条件を適切に明示し、見積り徴収に努めていきます。条件明示チェックシートの活用による適切な設計変更については国や他都県の条件を踏まえ、検 ②プロポーザル方式については、本県における試行状況及び国、他都県の状況を踏まえ検討していきます。	①修繕設計の技術的課題に対応した入札契約制度の選定については、ECI方式等、国や他の地方公共団体等の取組を注視して参ります。 ②業務内容に関わらず、積算条件の明示、適切な費用計上は、成果品の品質確保はもとより、適正な入札、契約の観点からも大変重要であり、これまでも見積りによる単価設定など適切な運用に努めてきております。	①本県では該当する事例がありませんので、今後に向けて研究してまいります。 ②点検・診断における仕様や積算条件の明確化等については、定期点検要領及び特記仕様書に明示しております。また、積算価格については、国が決定した技術者単価と、国が策定した基準に準拠した積算基準に基づき、適切に設定しており、必要に応じて見積りも活用しています。 補修・補強設計においては、見積りにより積算価格を設定しております。	①合理的な入札制度の導入等については、今後、国や他都県市の動向等を注視していきます。

項目	要望	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	
Ⅲ 品質の確保・向上	(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③技術支援や包括的な契約の導入の取り組み等については、市町村が管理する道路施設の点検・診断業務については各市町村と(公財)千葉県建設技術センターで協定を結び、センターが複数市町村の業務をまとめて発注しています。 ・点検・診断等業務については、県の橋梁点検要領等において、業務にあたり必要な資格として、登録技術者資格を位置付けています。 ・千葉県では、道路橋点検・河川施設点検に係る委託業務において、同試験合格者・同技術者の活用はしていません。今後、国や他自治体の状況を注視していきます。	③高度な技術が要求される補修・補強設計業務へのプロポーザル方式の採用については、業務特性や予定価格等を総合的に判断し、適正に運用して参ります。	③高度な知識や技術力が要求される補修・補強設計業務については、内容に応じて、「プロポーザル方式」または「総合評価方式」により発注しております。	③補修・補強設計業務だけでなく、高度又は専門的な技術が要求される業務については、平成9年度からプロポーザル方式を導入しております。
		④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進	—	④メンテナンス事業について、必要に応じて、点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)を参加要件に定めております。	④国や他の都道府県の取り組みを参考に検討してまいります。 点検・診断等業務においても、その内容等を勘案し、必要に応じて、登録技術者資格を入札参加要件としております。 道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者の活用については、国や他の都道府県の取組状況などを参考にしながら検討してまいります。	④市町村が管理する橋梁における点検・診断業務については、県が支援する中で、市町村が(公社)山梨県建設技術センターに業務を委託し、センターが包括して建設コンサルタントへ発注しています。 点検・診断等業務の発注にあたっては、登録技術者資格等を有することとしています。
Ⅳ 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」	(1)DXの推進	①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web公開などの推進	①電子契約については、他県における導入事例等を研究してまいります。 ・情報共有システム(ASP)の活用については国や他都県の状況を踏まえ、検討していきます。 ・遠隔臨場の活用については国や他都県の状況を注視していきます。 ・県では必要に応じて、ZOOMによるWEB会議や打ち合わせを実施するなど、業務の効率化に努めています。 ・各種技術基準として「測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書」、「土木工事設計変更等ガイドライン」等については、電子化及びWeb公開しております。	①各種技術基準類については、電子化・Web公開などの実施しております。 建設局では、受発注者双方が電子的に情報を交換・共有することが可能な工事情報共有システムを運用し、合わせて習熟のためのオンライン講習会や問い合わせ対応のためのヘルプデスクを開設しています。令和3年10月からは、「工事情報共有システム活用ガイドライン」「電子納品運用ガイドライン」の改定とともに、システムリニューアルを行い、より多くの工事書類を電子決裁可能な仕組みへの変更、オンライン電子納品の運用を開始しています。 引き続き、ICTを活用した生産性向上や行政手続きのデジタル化を推進し、受発注者双方の業務効率化・生産性向上に努めてまいります。	①電子入札システムを構築し、ペーパーレス化、手続きの簡素化、情報の共有化を進めています。 入札時の資料等の配布は、原則システムからのダウンロードに対応し、移動・郵送等の時間短縮を図っています。 電子契約は、県庁全体で導入に向けて検討中です。 情報共有システム及び遠隔臨場の活用については、今年度から全ての土木工事を対象として、受注者希望型による試行を実施しています。設計・調査業務については、国や他の都道府県の取組状況などを参考にしながら検討してまいります。 テレワークガイドライン(案)の活用については、ガイドラインを参考にしつつ、テレワークの実施に努めてまいります。 テレワーク環境整備の加速化については、情報関連部署と課題の共有を図りながら、環境整備に努めてまいります。 また、各種技術基準類は国の関係省庁等が出している技術基準等を参考にしています。	① ・電子入札システムを導入しており業務の効率化を行っているが、電子契約システムについては、未導入です。 ・電子契約システムについては、庁内のペーパーレス化に向けた検討の方針、また他自治体の状況等を見ながら導入を検討して行きます。 ・情報共有システムについては、建設工事において、H28年度に山梨県県土整備部情報共有システム試行要領を策定し、特記仕様書に明示することとしています。 ・遠隔臨場については、建設工事において、令和3年度から、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)を策定し、特記仕様書に明示することとしています。 ・テレワークについては、山梨県テレワーク実施要領に基づき、テレワークを実施しています。 ・各種基準類については、項目や内容等を考慮し、必要に応じてホームページで公開しています。
		②i-Con およびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・3次元モデル成果物作成要領(案)の充実(業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大) ・BIM/CIM 設計照査シートの充実 ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアプリケーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con 寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方の検討の促進	②BIM/CIMについては、今年度より、1事務所にて試行(橋梁詳細設計)し、来年度は対象事務所の拡大を予定しています。 ・国や他都県の状況を注視していきます。	②国のBIM/CIM活用業務実施要領等を参考に、建設局では令和3年に実施要領を作成しております。 BIM/CIM活用の技術については、業務および工事段階においても、拡充すべき項目が多々あるかと思えます。 今後の国の実施要領等の改定に伴い、都も項目の拡充を検討していきます。	② 国や他の都道府県の取り組みを参考に検討してまいります。	②—
	(2)DXの推進の費用面での環境整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上 ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し				
(3)「成長と分配の好循環」の実現	・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施					

項目	要 望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市
I 担 い 手 確 保 ・ 育 成 の た め の 環 境 整 備	<p>(1)建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化</p> <p>①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開 ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保 → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期 ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化 ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等) 	<p>①債務負担行為、繰越制度等を適切に活用するとともに、以下の目標を設定し、発注及び納期の分散化に取り組んでいる。</p> <p>予算全体の概ね6割以上を上半期に契約。(工事請負費、用地補償費含む)</p> <p>令和3年度補正予算による事業は、4月末までに6割、6月末までにすべて公告。</p> <p>3月の完了件数を年間完了件数の概ね2割以下。</p> <p>また、履行期間については国に準じて設定しており、協議により適切に変更を実施している。</p>	<p>①一部業務において債務負担行為を活用するなど、納期の分散にむけて取り組んでおります。積算基準書の算定式に即した適切な履行期間や発注業務の特性等に応じた必要な履行期間の設定を行っております。</p> <p>総合評価落札方式による工事については、7月から10月にかけての公示が多い状況です。今後、公示・提案時期の分散化について検討してまいります</p>	<p>①本市では、債務負担行為(ゼロ市債)を活用した業務委託の前倒し発注を平成27年度から取り組んでおり、履行時期(納期)の平準化を推進しております。</p> <p>標準履行期間については、積算基準の算定式に基づき、設定しております。また、受注者の責によらない理由により完了が困難な場合は、適切に契約変更の対応を行っています。</p> <p>プロポーザル方式・総合評価落札方式業務の発注時期の分散化、業務管理スケジュールの導入については、国や他都都市の動向を注視してまいります。</p>	<p>①納期の平準化につきましては、早期の発注を増やし、履行期間が年度後半に集中しないよう取り組むとともに、債務負担設定による年度を跨ぐ工期設定、繰越の柔軟な活用や、目標値を設定し3月履行期限の削減を図ってまいります。</p>
	<p>②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワークライフバランス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減 ・受発注者協議による働き方改革に資するDX 推進(IVにて詳述) 	<p>②ウイークリースタンスについては平成31年4月より実施しており令和3年4月からは、業務委託特記事項へ明示することとしウイークリースタンスに取り組んでいる。</p> <p>業務内容については、特記仕様書により業務内容の明確化を図り、必要な経費を計上するとともに、設計変更を適切に実施していく。</p> <p>ASP(情報共有システム)については、令和3年4月より実施要領を改定し、委託業務においても活用できるようにしている。</p> <p>今後も、業務改善等の課題について建コンと意見交換しながら改善を図るとともに、国交省や他都都市の先進事例なども参考にしながら、就業環境改善に配慮した施策を検討し、業務の効率化並びに健全な労働環境の確保に努めてまいります。</p>	<p>②受発注者双方のワークライフバランス確保のため、令和3年6月にさいたま市ウイークリースタンス実施要領を策定し、業務環境の改善に取り組んでおり、今後も引き続き適切な運用に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>②令和元年度に本市発注業務を対象としたウイークリースタンス実施要領を定め、ワークライフバランスの改善に取り組んでおります。引き続き、周知徹底を図りながら推進してまいります。</p> <p>深夜・休日勤務につながる業務指示等を排除するための、特記仕様書への具体的記述については、国や他都都市の動向を注視してまいります。</p> <p>実態に即した費用計上に努めるとともに、必要に応じて見積もりを活用しております。</p> <p>ワンデーレスポンスの実施に努めるとともに、業務管理スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理については、国や他都都市の動向を注視してまいります。</p>	<p>②ワンデーレスポンス、ウイークリースタンスの取組に努めるよう、設計等の共通仕様書に位置づけています。</p> <p>また、設計業務委託等における電子入札の本格導入、書類の押印省略を行い、受注者の来庁機会の削減及び事務の効率化を図っています。</p>
(2)受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善	<p>①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実及び地方自治体に対する国の支援 	<p>①国や他都都市の状況等を踏まえ、検討していく。</p> <p>なお、令和元年東日本台風災害時においては、災害対応業務を優先し、既往業務の工期の延期等、柔軟に対応した。</p>	<p>①国からの情報提供を庁内に通知し、周知を図るとともに、引き続き国や他都都市の取組を参考にしながら取り組んでまいります。</p>	<p>①本市における災害発生時の対応として、既往業務の業務中止命令と工期延期を必要に応じ、適切に行うこととしております。</p> <p>管理技術者の交代要件緩和や広域にまたがる災害発生時の支援体制・仕組みの整備・充実については、国や他都都市の動向を注視してまいります。</p>	<p>①本市は横浜市建設コンサルタント協会等と地域防犯及び道路・河川施設の損傷等に関する協定を締結しており、施設の損傷等を早期に発見し、市民の安全・安心に資するように努めています。</p> <p>国や他都都市の事例を参考に、今後も引き続き研究してまいります。</p>
	<p>②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算 	<p>②国や他都都市の状況等を踏まえ、検討していく。</p> <p>なお、調査設計費用については、実際にかかった費用を基本に精算を行っている。</p>	<p>②国からの情報提供を庁内に通知し、周知を図るとともに、引き続き国や他都都市の取組を参考にしながら取り組んでまいります。</p>	<p>②本市において、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用された際は、適用に関する国からの情報提供を庁内に通知し、周知をしております。</p> <p>災害時などで標準歩掛と実際の作業に隔たりがあるときは、見積もりを活用するなど、適切な費用計上に努めております。</p>	<p>②災害時などで標準歩掛と実際の作業に隔たりがあるときは、実態を踏まえた積算等で適切に対応します。</p>
(3)企業経営の安定と処遇改善に向けた環境整備	<p>①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保</p>	<p>①長野県強靱化計画や県の総合5か年計画に基づき、安全・安心な県土づくりを推進するため、必要な事業量の確保に努めている。</p>	<p>①企業経営の安定と処遇改善に資する安定的な事業量の確保に努めてまいります。</p>	<p>①インフラ長寿命化基本計画を踏まえた公共施設等の管理計画に基づき、安全安心なインフラの整備を図るため、計画的で安定的な事業量の確保に努めています。</p>	<p>①本市の中期4か年計画に基づき、市民生活に身近な道路・公園・河川・学校施設の整備・営繕等を実施することにより、R4年度はR3年度と同規模である約2,000億円の公共施設整備費等の予算を計上しました。引き続き安定的な事業量の確保に努めていきます。</p>

項目	要望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	
I 担い手確保・育成のための環境整備	(3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備	②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善 ・必要経費確保に対応する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】 ・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)(I(1)②)	②技術者単価については、国・県等が毎年行う労務費調査により決定されることから、調査結果を注視し、適切に単価改定を行っていく。また、本県の歩掛・積算は、国に準じており、国が行う歩掛調査に協力していく。また、歩掛の改定については、国の情報を随時把握し、適切に対応してまいります。	②技術者単価につきましては、国の改定に伴い遅滞なく実施しております。	②労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させるため、国などの動向に準拠し、技術者単価を速やかに改定しております。 歩掛・積算体系については、国土交通省が策定している積算基準に準拠しております。また、積算基準にない歩掛については、見積もりを徴収するなど、適切な費用計上を行ってまいります。 諸経費については、国の積算基準に準拠しており、算定しております。また、助成金の創設については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	②技術者単価、積算基準については、国の改定に準じています。今後も国等の動向を注視していきます。
		③「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率の適用外)	③本県では平成28年度から国土交通省で策定した「土木設計業務等変更ガイドライン」を参考とすることとしており、適切な設計変更、契約の遂行により一層取組んでまいります。	③「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定しておりませんが、協議の上、対応しております。	③「土木設計業務等変更ガイドライン」は、策定しておりませんが、委託契約約款等に基づき、適切に設計変更で対応しております。	③本市でも「設計・測量等委託業務設計変更ガイドライン」を策定し、適切な設計変更に努めております。また、職員研修を通じて周知徹底をしていきます。
	(4)人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続	①若手技術者の配置等を総合評価落札方式の評価項目として平成29年度から試行。また、産休・育休を取得した場合、この休業に相当する期間を総合評価落札方式の評価項目である優良技術者表彰、業務成績評定点の評価期間に加えて評価。取組を強化するため、令和4年4月から加点を拡大。 また、平成29年度より、優良技術者表彰制度に若手部門を設け、若手技術者の育成・技術力向上に取り組んでいる。 (女性・シニア)国や他都県市の状況等を踏まえ、検討してまいります。	①専任技術者になり得る女性技術者・若手技術者が1人以上常勤している場合及び次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等企業に等級区分に関わる発注者別評価点として加点しております。また、総合評価方式における加点評価項目として、若手技術者の現場への配置及び若手技術者の雇用状況を設定しております	①総合評価落札方式において、経験の少ない若手技術者の配置を促進する実績育成タイプを導入しております。	①国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。
		②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	②国や他都県市の状況等を踏まえ、検討してまいります。	②生産性向上と品質向上につきましては、国や他都県市の状況を踏まえて検討してまいります。	②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	②国や他都県市の事例を参考に、今後研究してまいります。
II 技術力による選定	(1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加				
		②総合評価落札方式における落札率の改善				
		③改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等				
		④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入				

項目	要 望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	
Ⅱ 技術力による選定	(2) 地方自治体における発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)	改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取り組みを強化 ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加 ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進 ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進) ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 ②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示 ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃) ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表) ⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進	①高度な技術力を要する業務については、総合評価落札方式を積極的に採用している。(R3実施率:60.0%(参考H25実施率:11.4%)) 標準的な積算基準のない業務や高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務については、プロポーザル方式を採用している。(R3:10件) 平成29年6月よりくじ引き対策を目的とした総合評価落札方式を実施している。 長野県発注者協議会を毎年開催し、国、県、市町村で課題を共有化している。 (県内市町村の総合評価の導入状況 R3:33自治体) ②見積による積算歩掛の決定方法は異常値を除いた平均又は最頻度の歩掛としている。また、歩掛の見積徴取部分は金抜設計書で開示している。 ③低入札価格調査制度を適用し、予定価格については事後公表を実施している。 ④総合評価落札方式において、業務成績点や長野県優良技術者表彰の受賞実績を技術者及び企業の評価項目としている。 ⑤業務内容に応じ建設コンサルタント登録部門指定、配置技術者(技術士、RCCM等)の部門指定を行っている。また、総合評価落札方式においては、管理技術者、照査技術者の実績、資格等を評価点としている。	①工事については、内容、技術的要素の高さなどを勘案し、プロポーザル方式が適したものについて実施しております。総合評価落札方式については、平成30年度に特別簡易型を導入することで、簡易な技術競争の導入を促進し、不良不適格業者の排除やくじ対策にも努めております。 ②単価見積は平均値を採用し、歩掛見積は、市の単価を適用した価格が平均値に近くなる歩掛を採用しております。また、事前開示は行っておりません。 ③建設工事に伴う設計、調査及び測量業務について、設計金額が100万円を超える業務(WTO除く)に最低制限価格制度を適用しております。また、予定価格については、原則事前公表としておりますが、一部事後公表としております。 ④平成27年度から業務成績評定を試行している段階であり、業務・技術者表彰については、試行を踏まえ検討してまいりたいと考えております。 ⑤必要に応じて仕様書や参加資格に有資格者を条件づけております。	①業務の性格や必要とされる技術力に応じて、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の試行導入により、発注しております。総合評価落札方式については本格導入に向けた検討を進めるとともに、発注量の増加については、案件ごとの内容に応じて、適切に設定してまいります。 ②歩掛の見積りにについては、3者以上で異常値を除いた平均値直下の歩掛を採用することとしています。 また、令和3年7月より、見積もりを徴取した歩掛については、入札公告時の積算参考資料として、公開しております。 ③最低制限価格は総合評価落札方式及びWTOによる案件を除く業務に適用しております。また、平成24年度より、不調などにより再発注する案件などを除き、原則、事後公表としております。 ④千葉市委託業務検査要綱に基づき、適切な業務成績評定をしております。また、技術者表彰制度については、現在導入しておりません。 ⑤設計業務の参加資格要件ならびに総合評価落札方式における評価項目として技術士やRCCM等を設定するなど、技術力を重視した発注に取り組んでおります。また、一部の案件において「建設コンサルタント登録制度への登録」を入札参加資格要件に定めております。	①委託業務においては、高度な知識や技術力を要するものについて、積極的にプロポーザル方式を導入しております。 ②本市では平成29年度から複数の参考見積りの中央値を基に予定価格を算定することとしています。今後実施状況を踏まえ、より適正な予定価格算定に向け研究してまいります。 ③建築(監理を含む)・設備・土木・造園設計業務、測量、地質調査業務、土木施設の点検業務で最低制限価格を導入しています。また、予定価格につきましては事後公表を行っていません。 ④業務成績評定は平成20年12月から導入しており、24年度からインセンティブ発注(試行)に活用しています。今後、成績評定データの分析を継続して行っており、一部の局においては表彰制度を導入しています。 ⑤有資格者や登録制度については、必要に応じて契約条件に定めるほか、指名競争入札における業者選定等において活用しています。
	(3) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成	①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進 ②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入) ③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進	①業務の内容に応じて、事業所(本店、営業所)の所在地を入札参加要件としている。 ②総合評価落札方式において、県外に本店がある企業が参加できる入札参加要件の場合、地域要件「県内に本店本社がある者」を評価項目としている。	①市内に本店や支店を置く企業を参加資格とするなど、市内コンサルタントの受注機会の拡大、育成に配慮した発注を実施しています。 ②国や他都都市の動向を注視してまいります。	①技術力向上が図れる仕組みの導入促進については、国や他都都市の動向を注視してまいります。 ②本市発注の業務委託は、原則、本市内に本店を有する企業を入札参加資格要件としています。 また、総合評価落札方式において、ボランティア活動又は災害活動における地域貢献度を加点評価の対象としています。	①国や他都都市の事例を参考に、今後研究してまいります。 ②一部の発注区局において、市内中小事業者の受注機会増大、委託業務の品質向上や、受注意欲の向上を図り、優良な市内中小事業者の育成に繋げることを目的として、成績優良事業者から優先的に指名するインセンティブ発注を行っております。

項目	要 望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	
Ⅲ 品質の確保・向上	(1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み	①受発注者合同現地踏査の実施 ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用	①受発注者合同現地踏査の実施を検討してまいりたい。 ワンデーレスポンス、業務スケジュール管理表は、ウイークリースタンスの実施にあわせて活用を図っている。条件明示チェックシートの活用については国や他都県市の活用状況を踏まえて検討してまいりたい。	①受発注者による合同の現地踏査を必要に応じて実施するとともに、業務計画書に基づく工程管理や受注者からの質問、協議に対する速やかな対応を図っております。	①受発注者合同の現地調査については、各発注者により実施しております。	①受発注者合同現地踏査等、効果的運用を図るため、状況に応じて実施しております。
	③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等)	②条件明示チェックシートの活用については国や他都県市の活用状況を踏まえて検討してまいりたい。	②設計条件明示チェックシートの活用につきましては、国や他都県市の取組を参考にしながら取組んでまいります。	②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	②国や他都県市の事例を参考に、今後も引き続き研究してまいります。	
	・施工条件明示チェックシートの試行拡大 ・第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化 ・BIM/CIM 設計照査シートの充実(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】 ・履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取り組み強化(Ⅰ(1)①) ・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更(Ⅰ(3)③) ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底(Ⅰ(1)②)					
(2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上	①設計目的・設計条件・成果内容については、引き続き、特記仕様書における適切な明示に努めるとともに、必要な経費を計上する。歩掛については、国の積算基準に準拠しており、基準外の業務については見積りにより適切に対応してまいりたい。任意仮設の参考図、指定仮設の設計図は入札において適切に明示するとともに、必要な経費を計上する。	①積算基準に基づき、引き続き適正な発注に努めてまいります。	①詳細設計において、業務中の打合せ時に各種条件等の確認および設計図・参考図の明確化を行っております。適切な歩掛の改善につきましては、国や他都県市の動向を注視してまいります。	①詳細設計の積算には、基本的に国の基準を使用しており、基準外の業務につきましては見積り等により対応しています。作業内容や成果品については、標準仕様書や特記仕様書等で定めていますが、それらで作業目的や内容、設計条件等が不明確な場合には、個別の設計書等に条件明示することとしています。また、任意仮設と指定仮設の設計図の取扱や責任の所在の明確化などについては、発注担当課にご要望を伝え周知します。	
	②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	②設計等に受注者の責によらない修正が生じた場合、発注者が小規模修正委託業務等を別途発注して対応することとしている。	②必要に応じて、三者会議を実施しており、費用も計上しております。また、追加業務・修正設計が必要な際にも実施しており、費用も計上しております。今後も引き続き適切な実施と費用計上を実施してまいります。	②三者会議については、必要と判断した工事がある場合に発注しており、費用については、千葉市工事施工調整会議要領により適切に計上しております。	②三者会議につきましては、具体的な制度設定をしていますが、個別事例を積み重ねるほか、国や他自治体の実施事例を参考に、コンサルタント業務を運用するうえでの費用負担等、三者会議のあり方を研究していきたいと考えています。修正設計等の追加業務については、適正に対応してまいります。	
(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定	①国や他都県市の状況を参考に検討している。 ECI方式については研究中であり、まずは「設計・施工連携型工事」を試行して課題を分析することとしている。	①合理的な入札制度の選定につきましては、国や他都県市の取組を参考にしながら検討してまいります。	①設計者・施工者連携方式等については、国や他都県市の動向を注視してまいります。	①ECI方式について、国や他都県市の事例を参考に、今後も引き続き研究します。	
	②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上	②点検・診断、補修・補強設計の発注においては、仕様の明確化を図るとともに、国に準じた歩掛と必要に応じた見積り等により、適切な積算に努めてまいりたい。条件明示チェックシートの活用については、国や他都県市の活用状況を踏まえて検討してまいりたい。 また、「設計変更ガイドライン」に沿って適切な設計変更にも努めてまいりたい。	②点検・診断、補修・補強設計につきましては、必要に応じて見積りを徴収するなど、引き続き適切な費用計上に努めてまいります。	②点検・診断、補修・補強設計の発注においては、積算基準と見積りにより適切な積算価格を設定しております。	②適切に費用計上するよう対応してまいります。	

項目	要 望	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	
Ⅲ 品質の確保・向上	(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③標準的な積算基準のない業務や高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務については、プロポーザル方式を採用している。	③プロポーザル方式については、内容・技術的要素の高さなどを勘案し、実施しております。	③高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務については、プロポーザル方式を採用しております。	③品質確保・向上のため、業務所管課とともに検討してまいります。
	④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進	④点検・診断は、地方自治体の職員自らの行うものと、建設コンサルタント等に委託するものとに分けて行っている。自治体毎に施設数や職員数も異なるため、計画的に必要な成果があがるよう、適正に建設コンサルタントへ委託してまいる。また、包括的な契約については、国土交通省や他都都市の状況を注視しその必要性も含め検討してまいる。 点検・診断業務においては、管理技術者の基本要件として、技術士、認定技術管理者、RCCMのいずれかの資格を有することを必須としている。また、総合評価落札方式において、担当技術者が、技術士、認定技術管理者、国土交通省登録技術資格者(RCCM含む)である場合加点することとしている。 道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用については、現在橋梁点検員、河川点検員の対象としていないが、活用について検討したい。	④メンテナンス事業の促進につきましては、国や他都都市の取組を参考にしながら検討してまいります。	④インフラメンテナンス事業の促進のため、各種資格制度の活用などについて、国や他都都市の動向を注視してまいります。	④点検・診断業務、補修・補強設計、工事については、中小企業振興条例に基づき、原則としてそれぞれ分離分割して発注してまいります。包括的な委託については、令和3年度から横浜市中大口径下水道管路施設の詳細調査、緊急清掃、緊急修繕、総括マネジメントを対象として実施しています。引き続き、包括的な契約の必要性や有効性について、研究します。 また、点検・診断業務に関わる技術者は、当該施設の構造特性や点検技術に熟知した技術者を配置するよう、契約条件で定めています。	
Ⅳ 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」	(1)DXの推進	①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web 公開などの推進	①電子入札システムについては、入札事務の電子化により書類の電子化や移動・郵送等の時間短縮による効率化に取り組んでいる。電子契約システムについても、令和4年11月頃の実施開始に向けて実施要領等の整備を行い、入札・契約事務全体の電子化を進めている。 ・ASP(情報共有システム)について、令和3年4月より実施要領を改定し、委託業務においても活用できるようにし、業務情報等の電子化や情報共有に取り組んでいる。 ・設計協議等においては、WEBを活用した業務の効率化に取り組んでいる。 ・発注者のテレワーク環境整備については、令和4年度から「ながのデジタルワークプレイス」の導入によりWi-Fiを活用したモバイルパソコンでの業務に取り組んでいる。	①発注者側における費用対効果など多角的な見地から、電子契約の導入について引き続き検討してまいります。 また、令和4年度から遠隔臨場の試行を開始しております。 今後も引き続き、DX推進による業務効率化の促進のため、国や他都都市の状況を踏まえて検討してまいります。	①業務委託において、情報共有システム(ASP)を活用した情報の共有化は、導入に向けて検討を行っています。 また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえ、打合せ等において、WEB会議を積極的に活用しています。	①設計業務委託等における電子入札の本格導入、書類の押印省略を行い、受注者の来庁機会の削減及び事務の効率化を図っています。 また、ASP、遠隔臨場については、国や他都都市の取組を注視・参考にして検討してまいります。
		②i-Con およびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・3次元モデル成果物作成要領(案)の充実(業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大) ・BIM/CIM 設計照査シートの充実 ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIM ポータルサイトの活用) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアプリケーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con 寄付講座協同領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方の検討の促進	② ・「3次元モデル成果物作成要領(案)」や「BIM/CIM設計照査シート」等の基準類の運用について、基本的に国基準を順守とするが、国の基準改定状況を踏まえ、各種機関が開催する研修等で内容を把握し、信州BIM/CIM推進協議会の活動における周知・共有を図っていききたい。 ・BIM/CIMポータルサイトについては、民官学が参画している「信州BIM/CIM推進協議会」でも周知を図っており、最新の基準類や研修材料、各種事例の確認先として共有している。 ・「J-Landxmlの互換性」などの3DCADソフトごとの課題について、関係者で情報を共有しつつ、最新の状況を把握していききたい。 ・BIM/CIMに関する取組のマネジメントについて、取組事例を把握し参考としたい。	②i-Con およびBIM/CIMの推進については、国や他都都市の状況を踏まえて検討してまいります。	②本市の建設コンサルタント協会と意見交換を通じて、BIM/CIMを導入するにあたっての問題点や課題を共有し、今後、導入に向けて検討を進めてまいります。 検討にあたっては、ICT施工を活用している建設工事との調整も含め、測量、設計、施工、維持管理が一体として運用出来る環境作りを進めてまいります。	②i-Con およびBIM/CIMや3次元情報管理については、国や他都都市の取組を注視・参考にして検討してまいります。
	(2)DXの推進の費用面での環境整備	①BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM 標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM 使用料」の計上 ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し				
(3)「成長と分配の好循環」の実現	・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施					

項目	要 望	川崎市	相模原市	
I 担 い 手 確 保 ・ 育 成 の た め の 環 境 整 備	(1)建設産業全 体の働き方改革 と生産性向上に 向けた受発注者 協働による取組 み推進・強化	<p>①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標と整合を図った施策の強化と計画的展開 ・発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保 → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期 ・年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式 業務の公示・提案時期の分散化 ・業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理(変更契約時期の適切化:3月実施の回避等) 	<p>①委託発注において計画的な発注を心がけ、必要な工期の確保に努めております。今後、年度末に納期が集中することを避けるため、合理的な理由がある場合には工期延期などにより納期の分散化に取り組んでまいります。</p>	<p>①委託業務の平準化に向けて始期、納期の分散、適切な履行期限の設定を行うとともに、必要に応じた繰越手続き等により履行期間の確保に引き続き努めてまいります。</p>
		<p>②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウィークリステンス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化 ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示(委員会対応業務に多い)の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底 ・実態に即した適切な費用計上 ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減 ・受発注者協議による働き方改革に資するDX推進(IVにて詳述) 	<p>②ワークライフバランスの改善に向けて、職員に対してウィークリステンスの実施について周知し、ノー残業デーの継続的推進に努めてまいります。 また、深夜・休日勤務につながる業務指示の抑制に努め、実態に即した費用計上については国や他都市の動向を参考として検討させていただきます。</p>	<p>②働き方改革を踏まえ、平成31年4月から「業務委託におけるウィークリステンス」に取り組んでおりますが、今後、更なる徹底が図られるよう取り組んでまいります。 また、受発注者相互で確認及び調整の上、取り組む内容を設定することにより、計画的な業務履行による労働環境の改善に努めています。</p>
	(2)受発注者協 働による災害対 応に向けた継続 的な環境改善	<p>①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応(費用面を含む)と改正労働基準法遵守との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応 ・広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実及び地方自治体に対する国の支援 	<p>①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立について、国や他自治体の動向に注視してまいります。</p>	<p>①災害対応業務の状況による業務の中止、受注者の請求による契約工期の延長及び管理技術者の変更にあたっては、契約書に基づき、受発注者の協議により、適切に対応しております。</p>
		<p>②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害申請作業の合理化・適切化 ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算 	<p>②地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上について、国や他自治体の動向に注視してまいります。</p>	<p>②費用については、原則、見積対応としておりますが、積算のルール化などの策定については国や他都県市の動向を参考にしながら取り組んでまいります。</p>
	(3)企業経営の 安定と処遇改善 に向けての環境 整備	<p>①インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保</p>	<p>①事業計画に基づき、適正な事業量の確保に努めてまいります。</p>	<p>①策定された長寿命化計画などの長期事業計画に基づき、事業の平準化を行い、計画的な発注に引き続き努めてまいります。</p>

項目	要望	川崎市	相模原市	
I 担い手確保・育成のための環境整備	(3)企業経営の安定と処遇改善に向けての環境整備	②技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上 ・歩掛実態調査工種の増加と実態調査に基づく適切な歩掛設定 ・技術基準の改定に伴う適切な歩掛設定、仕様・積算条件の明確化、予定価格積算における経費算定方法の合理化に関する継続的改善 ・必要経費確保に対応する調査基準価格の引き上げ、諸経費の引き上げや助成金の創設(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は実態に即した適切な費用計上に該当】 ・実態に即した適切な費用計上(緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し)(I(1)②)	②技術者単価につきましては、国土交通省が定めている設計労務単価に基づき積算業務に反映させてまいります。また、歩掛・積算体系の改善につきましては、国の取組みを注視し、設計業務等標準積算基準書に基づき設計積算業務を行うとともに、適切な費用計上に努めてまいります。	②技術者単価の継続的な引き上げについては、国より示される技術者単価の適用を引き続き速やかに行ってまいります。また、実態に即した適切な費用計上を行う為に、見積による対応も適切に行ってまいります。
		③「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更 ・土木設計業務等変更ガイドラインの理解を促す補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更 ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化(当初落札率の適用外)	③本市におきましては「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定していませんが、委託契約約款などに基づき、今後も適切な設計変更に取り組んでまいります。	③設計変更については、工事のガイドラインを参考に適正に行っていますが、設計業務に関するガイドラインの作成については、早期に取り組んでまいりたいと考えております。
	(4)人材の確保・育成、新たな事業推進形態の環境整備	①若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続 ②生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善	①若手技術者・女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度の工夫改善の推進や、シニア人材の活用のための制度改善として照査技術者として継続できる評価制度等について、国や他都市の動向に注視してまいります。 ②生産性向上と品質向上に資する事業推進形態の拡大について、国や他都市の動向に注視してまいります。	①工事においては若手技術者や女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度について実施しておりますが、コンサルタント業務では現在はまだ行っていないため、国や他都市の動向を注視してまいります。 ②事業促進PPPについては、良い取組みであるため、本市の事業においても効果的に活用できるよう、実施について検討してまいります。
II 技術力による選定	(1)(国)プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善	①「業務内容に応じた適切な発注方式の選定(斜め象限図)」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用 ・難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行業務の追加 ・価格競争方式から総合評価落札方式への移行業務の追加 ②総合評価落札方式における落札率の改善 ③改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰(表彰内容・表彰率)の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等 ④国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用 ・試行に際して、加点する分野などの適切な組合せ評価等 ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入		

項目	要 望	川崎市	相模原市
II 技術力による選定	<p>(2) 地方自治体における発注方式の改善(技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進)</p> <p>改正品確法第22条の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に基づき、発注者の役割、責任として、以下の発注方式への取り組みを強化</p> <p>①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進 ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃(不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進) ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論 <p>②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示</p> <p>③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大(事前公表の撤廃)</p> <p>④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進(増加と公表)</p> <p>⑤業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進</p>	<p>①プロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量について、国の動向を注視するとともに、地方自治体の状況を確認しつつ、検討してまいります。</p> <p>②設計業務等における見積り価格の採用方法については、資材等単価は平均値、歩掛は中央値を採用することとしています。また、見積りによる歩掛りについては、構成等を事前開示しております。</p> <p>③最低制限価格については、川崎市契約規則第14条の2に基づき、予定価格の3分の2を下らない範囲内で設定しております。最低制限価格のあり方については、ダンピング受注を防止し、業務の品質確保の担い手となる人材を育成・確保するための適正な利潤を確保するための重要な課題のひとつと考えておりますので、経済性や国・他都市の動向等を踏まえ、適正な設定基準について検討してまいりたいと考えております。なお、本市は予定価格の事後公表制度を導入しております。</p> <p>④業務成績評定については、請負金額300万円以上の測量委託、調査委託、設計委託を対象に実施しています。業務・技術者表彰については、川崎市優良事業者表彰要綱を策定しています。今後、企業選定の運用改善については、国や他都市の状況を注視し、検討してまいります。</p> <p>⑤建設コンサルタント登録制度の適確な活用が、成果品の品質確保・保証することに寄与し、ひいては社会資本整備においてメリットになるとの考えから、本市では競争入札参加資格において、業種「建設コンサルタント」の登録を要件としております。なお、有資格者(技術士・RCCM)の活用について、上記の制度趣旨を勘案し、個別の案件に応じて設定しております。</p>	<p>①総合評価方式及びプロポーザル方式については、業務内容に応じて適用しておりますが、更なる拡大に向け検討してまいります。</p> <p>②見積歩掛については、令和元年度から中央値としております。なお、見積を徴収いたしました歩掛については、積算参考図書にて明示しております。</p> <p>③予定価格100万円を超える設計等業務について、最低制限価格を設定しております。予定価格は事後公表としております。</p> <p>④業務成績評定の評価データを蓄積し、入札や表彰への活用について検討してまいります。</p> <p>⑤必要に応じて配置するよう仕様書に記載しております。</p>
	<p>(3) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成</p> <p>①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進</p> <p>②地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進(適用業務に対する地域要件・地域貢献度・地域精通度等の評価項目・運用方法の改善、または地域コンサルタントに限定した発注業務の導入)</p> <p>③国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進</p>	<p>①平成28年4月1日、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を策定し、地域の中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりに努めているところです。今後、このような取り組みを推進するとともに、地域コンサルタントの技術力向上が図れるように国や他都市の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>②川崎市契約条例において市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針としていることから、業者の育成及び経済の活性化を図るため、市内業者への発注を原則としています。</p>	<p>①②指名競争入札における業者選定や、一般競争入札の参加条件において、地元企業(本店・支店・営業所の所在地が相模原市)を優先して発注するように努めております。</p> <p>③【参考】業務評価については、A～Eの評価ランクを公表しております。</p>

項目	要望	川崎市	相模原市
Ⅲ 品質の確保・向上	(1)受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み	①受発注者合同現地踏査の実施 ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用	①受発注者合同現場踏査の実施については、業務の内容により、個別の案件に応じ実施しております。 ②条件明示チェックシートの活用及び契約図書としての明確化については、国や他都市の動向を参考とさせていただきます。
	③品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等) ・施工条件明示チェックシートの試行拡大 ・第三者照査の責任の明確化、導入内容の統一と適用範囲の明確化 ・BIM/CIM 設計照査シートの充実(IVにて詳述) 【再掲、以下の要望は品質の確保・向上に該当】 ・履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取り組み強化(I(1)①) ・「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の全地整での策定と運用の徹底に基づく確実・適切な設計変更(I(3)③) ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及び設計条件明示チェックシートを用いた管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底(I(1)②)		
	(2)詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上 ・施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消(見積り等による実態に即した費用計上) ・特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更 ②詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上	①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容について、特記仕様書などに明示するように努めております。 ② 事業の全体計画を鑑みて三者会議が必要と考えられる工事の詳細設計を発注する場合は、特記仕様書により対象案件であることを明示しています。また、三者会議の実施については、「川崎市建設緑政局所管工事設計・施工技術連絡会議要領」の適切な運用に努めております。
(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善	①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定 ・ECI方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用 ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上 ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定 ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更	①合理的な入札契約制度の選定については、「民間活用(PPP)推進方針」「総合評価落札方式のガイドライン」「川崎市入札時VE方式試行要綱」に基づき実施しており、今後においても、業務内容に応じて、適切な方式により発注してまいります。 ②点検・診断等における適切な費用計上については、「設計業務等標準積算基準書」に基づき、適正に積算しております。設計条件を特記仕様書に明示し、条件の変更が生じた場合は、適切に設計変更を協議しております。	①他都市の動向を参考にしながら、研究してまいります。 ② 国の基準を準拠すると共に、見積等で実勢価格に応じた予定価格の設定に引き続き努めてまいります。また変更時についても適切に設計変更を行っております。

項目	要望	川崎市	相模原市
Ⅲ 品質の確保・向上	(3)維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善 ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	③高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を要する業務などは川崎市プロポーザル方式(委託業務)実施ガイドラインに基づきプロポーザル方式を採用しています。	③プロポーザル方式については、業務内容に応じて適用しておりますが、補修・補強設計業務においては一般競争入札で行っております。今後、高度な技術が要求される場合についてプロポーザル方式を適用できるよう更なる拡大に向け検討してまいります。
	④地方自治体のメンテナンス事業の促進 ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用 ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格(RCCM等)の活用 ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進	④委託業務の事業内容に応じて、国土交通省技術者資格登録制度を活用しています。	④効果的な建設コンサルタントの活用については必要に応じて検討してまいります。また、配置技術者については、登録技術者資格(RCCM等)を資格要件として設定しております。
Ⅳ 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」	(1)DXの推進 ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進:DX推進による業務効率化の促進 ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化(電子決済、ペーパーレス化)」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進 ・情報共有システム(ASP)を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進 ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進 ・テレワークガイドライン(案)の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web公開などの推進	①DX推進による業務効率化の促進に向け、 ・本市における電子入札等については、いわゆる基本設計に当たる案件は各発注局、詳細設計に当たる案件は財政局契約課において建設コンサルタント業務の入札及び契約を行っているところでございます。 財政局契約課で入札する案件については、既に電子入札を導入しており、また、電子契約につきましては、令和5年度の契約課契約準備案件(令和5年4月1日契約案件)から導入を予定しているところでございます。 ・情報共有システムについては、今年度試行的に取組みを行っており、今後も試行の取組みに努めてまいります。	①電子入札や遠隔臨場については部分的に導入済みですが、ASPやその他のDX推進となる取組についても、他都県市の動向を参考にしながら、研究してまいります。
	②i-ConおよびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上) ・3次元モデル成果物作成要領(案)の充実(業務実態の調査・把握、改定・工種の拡大) ・BIM/CIM設計照査シートの充実 ・積極的な活用事例の発信(BIM/CIMポータルサイトの活用) ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC検定制度」の活用による3Dソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアプリケーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学i-con寄付講座協調領域検討会と協働によるAPIの開発のあり方の検討の促進	②i-ConおよびBIM/CIM活用による、ライフサイクルマネジメントの生産性の向上については、国や他自治体の動向に注視してまいります。	②現在、工事について、DXの推進となる取組の研究を始めたところです。設計業務等におけるi-ConおよびBIM/CIMの推進については、他都県市の動向を参考にしながら、検討してまいります。
	(2)DXの推進の費用面での環境整備 ①BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し ・「BIM/CIM標準歩掛」の段階的な設定、「BIM/CIM使用料」の計上 ②DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し ・「一般管理費等係数(β)」の見直し、「低入札価格調査基準価格」の見直し (3)「成長と分配の好循環」の実現 ・建設産業における「成長と分配の好循環」を得るために、技術者単価のアップ、業務価格の改善、調査基準価格を改善するとともに、インフラ事業量の拡大を継続的に実施		

令和3年度 意見要望への対応状況 関東地方整備局

資料-4

大分類	中分類	業団体からの意見	対応状況	備考
I.担い手確保・育成のための環境整備	履行期限の平準化と標準履行期間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき納期目標(第1四半期20%第2四半期30%第3四半期10%第4四半期40%3月30%以内) ・国債、翌債の活用 ・標準履行期間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・本省の令和4年度重点方針が発出され、関東地方整備局においても準じているところです。第1四半期は15%以上、第2四半期は25%以上、第3四半期は25%以上、第4四半期 35%以下、翌債・国債等25%以上を目標とし、整備局・各事務所で取り組んでいます。 ・履行期限の平準化については、令和4年度より、次のような取組を進める計画としており、更なる履行期限の平準化を進めて参ります。 ・令和4年度は、業務の履行期限の平準化の取り組みに関する局・事務所幹部意識改革を行うとともに第2～3四半期発注業務を中心に翌債による履行期限の再検討を実施しています。 ・令和5年度は、国債を活用し履行期限の第4四半期回避や通年業務の履行時期の見直しの取り組みも検討していきます。 ・発注時の履行期間については、設計業務等標準積算基準書に基づき適切に設定しています。 	
	ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワーケーション」の全業務への適用と実施報告の義務化、今後も取組を継続 ・業務におけるテレワーク推進 ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は実施結果のフォローアップを行い、推進を図っていきます。なお、局内関係課・各事務所へは説明会を実施し、再周知を実施しています。 ・web会議の活用やクラウドを活用した資料閲覧等について、引き続き取り組んでいきます。 ・電子契約システムを利用して当初契約を締結した案件は、変更契約時も電子契約システムにより手続が可能となっています。また、システムを利用する入札参加者については、捺印省略が可能となっています。 	
	BIM/CIM活用	<ul style="list-style-type: none"> ・BIM/CIM対象業務の適用拡大 ・積算体系の整備 ・設計照査手法の検討 ・BIM/CIM技術者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までに小規模なものを除く全ての公共事業でのBIM/CIM活用に向けて段階的に適用拡大を進めているところです。 ・「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」を定め、土工などの主要工種から順次積算体系の充実に向け整備を進めています。 ・BIM/CIM 設計照査シートの運用ガイドライン(案)【R2.3】を一部工種で策定し、BIM/CIM成果品の設計照査を実施しています。 ・関東Dx・i-construction人材育成センターにおいて、発注者(地方公共団体含む)や受注者に対するBIM/CIM 活用などの知識習熟等に関する研修を行っています。 ・事業の初期段階からBIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図られることから、測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを位置付けた「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を令和4年6月に公表しています。 	R4新規
	技術者単価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者単価の継続的な引き上げ ・技術基準改定に伴う歩掛設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している給与実態調査を基に単価を設定しており、令和4年度の全職種単純平均値は公表を開始した平成9年度以降最高値を更新しています。(設計業務は、平均50, 100円) ・旅費交通費における直接人件費の率計上、橋梁点検業務について安全費の率計上等が行われるなど、適宜積算の合理化が図られてきています。 	
	適切な設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土木設計業務等変更ガイドラインの補足資料の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタンツ協会と連携し、補足資料については引き続き周知していくとともに内容の充実を図っていきます。 	
	前金払制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・労務費、現場経費、外注費等に対する前金払制度の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本省よりR1.7に発出された通達に基づき、引き続き徹底してまいります。 	

大分類	中分類	業団体からの意見	対応状況	備考
I.担い手確保・育成のための環境整備	若手技術者・女性技術者の活用育成	・若手技術者、女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度の工夫改善	・若手技術者(40歳以下)の若手技術者として配置する場合に加点評価する試行や、出産や育児等による休業期間を遡って評価対象期間とする試行を行っており、引き続き推進していきます。	
	シニア人材の活用	・シニア人材の活用のための制度改善	・令和4年8月から照査技術者の実績及び業務評定点を加点評価する試行を導入しています。	R4新規
	事業促進PPP	・事業促進PPP業務について、受発注者の業務分担内容の明確化、常駐技術者の就業環境改善、歩掛対象の技術者区分の適正化など、一層の改善への取り組み	・事業促進PPP業務において、建設コンサルタンツ協会と意見交換を重ねながら、官民協働による効率的な事業推進のため、本取組を進めていきます。	
II.技術力による選定	発注方式	・斜め象限図における適切な発注方式の選定 ・技術評価点差が明確につく評価方法	・個々の業務の特性や難易度等を十分勘案し、業務内容に応じた適切な発注方式の選定を進めていきます。 ・プロポーザル方式や総合評価落札方式により、技術力が反映された受注者決定となるように引き続き努めていきます。	
	業務成績評定の運用	・業務成績評定の適切な運用 ・技術者表彰の運用改善	・業務委託等評定要領により適切に運用しています。 ・評定点の開示については、閲覧可能となっており、また開示請求による開示も可能となっています。また、業務・技術者表彰につきましては、令和元年度表彰からBIM/CIM活用業務について優良工事等選定要領の一部改正を行い追加表彰の対象とし表彰数を増やす取り組みを実施しています。	
	地元受注	・地域コンサルタントの参入拡大のための取組の継続、拡大 ・地域コンサルタントに限定した発注業務の導入	・関東管内の地方自治体からの受注実績が確認できた場合に、業務成績評価を加点する試行を行っています。 ・対象地域における企業の本店支店営業所の有無を資格要件として付す試行、本店所在の有無のみを資格要件とする試行を実施しています。 ・令和3年度からは災害活動証明書の評価について関東地整以外の実績も評価するよう拡大しています。 ・関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する方法で実施能力評価拡大型の試行を、令和4年8月より適用しています。 また、地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う総評の試行についても外業がある業務を中心に継続していきます。	R4新規

大分類	中分類	業団体からの意見	対応状況	備考
Ⅲ.品質の確保・向上	品質確保	・受発注者合同現地踏査の実施の徹底	・受発注者合同現地踏査については、引き続き徹底していきます。	
		・技術審査段階における条件明示チェックシートの提示の取組拡大	・入札公告時における条件明示チェックシートの提示の取り組みについては、令和3年度の実施状況調査結果を踏まえ、対象業務の明確化等について説明会で周知徹底しています。	
		・第三者照査の責任の明確化	・現状において適切に設計計算等がなされている状況を踏まえ、R4. 5月に新たに橋梁詳細設計に着手する橋梁については、運用を廃止する旨の通知を各事務所へ行っています。	R4新規
	設計者・施工者連携方式	・ECI方式の橋梁修繕や災害対応を含めた活用	・民間事業者の積極的な技術提案や創意工夫が活用されるよう、現在、技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用に向けて引き続き検討していきます。	
点検・診断、補修・補強設計	・積算条件の明確化 ・高度な技術が要求される場合のプロポーザル方式の採用	・標準歩掛がない工種については、見積もりを徴取するよう、局内説明会で周知しています。 ・プロポーザル方式による橋梁補修設計業務や検討業務の発注を行っており、業務内容に応じた適切な発注方式の選定については、局内説明会等で事務所に周知しています。		

※令和3年度に開催した、建コン協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。